

下水道工事指定店講習会テキスト

郡山市上下水道局
営 業 課

令和7年4月

目次

第1章	郡山市下水道工事指定店	
1	郡山市下水道工事指定店等の義務	1
2	郡山市下水道工事指定店等の登録・申請等の手続き	2
	様式記入例	3
第2章	排水設備工事	
	排水設備工事の流れ	7
1	下水道の排水設備工事等の事務手続き	9
2	排水設備確認申請書について	10
	(1) 平面図・縦断図の作成	10
	(2) 調査・設計・施工上の注意事項	12
	(3) 合流区域における注意事項	14
	(4) 申請書記載事項	14
	(5) 見取図(住宅地図)	15
	(6) 見積書・工事調書	16
	(7) 開始届・完了届・汲取証明	16
	(8) 工事完了検査	19
	(9) 特別使用許可	20
	(10) 一時使用許可	25
3	排水設備チェックシート	39
4	設計図の記号の例	41
5	平面図・縦断図	42
	様式記入例	43
第3章	除害施設等	
1	店舗や工場・事業場等の公共下水道使用について	55
2	除害施設確認申請書の作成	56
	(1) 添付書類	56
	(2) 誓約書について	56
	(3) グリース阻集器の保守管理について	56
	様式記入例	57
第4章	「水洗便所改造資金」融資あっせん制度等	
1	郡山市水洗便所改造資金融資あっせん制度取扱注意事項	61
	様式記入例	64
2	特定環境保全公共下水道接続補助金について	68
	様式記入例	71

目次

第5章	雨水活用補助金・浄化槽雨水貯留施設転用補助金	
(1)	事業概要	80
(2)	手続き等	81
(3)	工事写真帳等の作成	86
	様式記入例	89
第6章	公共汚水桝設置申込み	
1	添付書類	110
2	添付書類作成上注意事項	112
3	公共汚水桝設置申込の流れ	117
4	申込書・承諾書様式（記入例）	119
第7章	物件設置許可申請	
1	物件設置許可申請について（公共下水道・特定環境保全公共下水道）	124
2	公共汚水桝等設置について（農業集落排水施設）	131
	様式記入例（公共下水道・特定環境保全公共下水道）	134
	様式記入例（農業集落排水施設）	139
第8章	私道内公共下水道布設申請	
1	私道申請の手順	144
	様式記入例	147
第9章	下水道関係法令	
1	下水道法	150
2	郡山市下水道条例	198
3	郡山市下水道条例施行規程	218
4	郡山市農業集落排水施設条例	230
5	郡山市農業集落排水施設条例施行規程	242
6	都市計画法（抜粋）	248
7	県中都市計画郡山水道事業受益者負担に関する条例	250
8	県中都市計画郡山水道事業受益者負担に関する条例施行規程	258
9	県中都市計画郡山水道事業受益者負担金減免基準について	262
10	郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例	264
11	郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規程	270
12	郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金減免基準について	274
13	郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例	276
14	郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規程	282
15	郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金減免基準について	286

目次

16	郡山市水洗便所改造資金融資あっせん要綱	288
17	郡山市私道内公共下水道布設要綱	292
18	郡山市雨水活用補助金交付要綱	294
19	郡山市浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱	300
20	郡山市特定環境保全公共下水道接続補助金交付要綱	304
21	郡山市排水設備設置義務免除取扱規程	308
22	郡山市下水道工事指定店等の違反行為に対する取扱要綱	314

第 1 章 郡山市下水道工事指定店

第1章 郡山市下水道工事指定店

1 郡山市下水道工事指定店等の義務

郡山市において、宅内の排水設備工事は、専門知識を持った技術者を有する下水道工事指定店でなければ行うことができません。下水道利用者の日常生活や公共下水道の機能に支障をきたすことのないよう、下水道工事指定店及び下水道排水設備工事責任技術者は、郡山市下水道条例施行規程の定めるところにより次の事項を遵守しなければなりません。

郡山市下水道条例施行規程（抜粋）

（工事指定業者の義務）

第33条 工事指定店の指定を受けた者（以下「工事指定業者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1） 工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り拒否しないこと。
- （2） あらかじめ、施工方法、費用等について申請人に十分な説明を行い、工事は、誠実かつ迅速に施工すること。
- （3） 工事の完了後6箇月以内に生じた故障については、無償で補修すること。ただし、不可抗力又は使用者の故意若しくは過失と認められるものについては、この限りでない。
- （4） 名義を貸与し、又は下請人に工事を施工させないこと。

（責任技術者の責務）

第39条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規程その他管理者が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工（監理を含む。）に当たらなければならない。

2 責任技術者は、当該工事の完了に伴う検査に立ち会わなければならない。

3 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に下水道排水設備工事責任技術者証を携帯し、当該職員から提示の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 郡山市下水道工事指定店等の登録・申請等の手続き

下水道工事指定店の指定の有効期間は**5年間**です。その後も継続して指定を受ける場合は、有効期間満了の**2箇月前までに**継続指定の申請をしなければなりません（郡山市下水道条例第21条の6及び第21条の7）。指定の申請受付については広報・ウェブサイトによりお知らせします。

なお、次の下水道工事指定店の登録内容について異動が生じた場合は、**必要な添付書類等とともに、速やかに郡山市下水道工事指定店異動届（第29号様式（第34条関係））を提出してください**（郡山市下水道条例施行規程第34条）。

異動内容	添付書類
営業の廃止	・郡山市下水道工事指定店認可証（原本）
名称又は代表者（※）の変更	・登記事項証明書（原本） ・郡山市下水道工事指定店認可証（写し）
営業所の移転	・登記事項証明書（原本） ・移転先の位置図 ・郡山市下水道工事指定店認可証（写し）
下水道排水設備工事責任技術者の増減	・福島県下水道排水設備工事責任技術者証（原本） ・排水設備指定工事店専任責任技術者登録届（様式4）又は排水設備指定工事店専任責任技術者取消届（様式5）

※ 役員（代表者以外）の変更については届出不要です。

また、下水道排水設備工事責任技術者の登録について、次の内容に変更が生じた場合も届出が必要です。

変更内容	必要な書類等
下水道排水設備工事責任技術者の住所・氏名等	・福島県下水道排水設備工事責任技術者証記載事項変更届（様式6） ・福島県下水道排水設備工事責任技術者証（原本） ・変更したことが確認できるもの（住民票、運転免許証などの写し）

なお、下水道排水設備工事責任技術者の各種届出に必要な様式は、公益財団法人福島県下水道公社のホームページからダウンロードできます。

（ホームページアドレス <http://www.fspc.or.jp>）

記入例(名称又は代表者の変更)

第29号様式(第34条関係)

郡山市下水道工事指定店異動届

提出日を記入してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

郡山市上下水道事業管理者

記 名

住所又は所在地 郡山市朝日〇丁目×-△

届出者 氏名又は名称及び
代 表 者 の 氏 名 コオリヤマ工業株式会社

郡山 次郎

電 話 番 号 924-〇〇〇〇

変更後の名称または代表者の氏名等を記入してください。

次のとおり異動があつたので届け出ます。

異 動 の 理 由	☐ 営業の廃止 ☐ 営業所の移転 ☐ 下水道排水設備工事 責任技術者の異動 ☒ 名称又は代表者の変更 ☐ その他 () ここにチェックしてください。	
異 動 の 内 容	変 更 前	※名称が変わる場合 郡山設備株式会社 ----- ※代表者が変わる場合 代表取締役 郡山 太郎
	変 更 後	※名称が変わる場合 コオリヤマ工業株式会社 ----- ※代表者が変わる場合 代表取締役 郡山 次郎

備考 該当する箇所(□印)にレ印を記入すること。

記入例(営業所の移転)

第29号様式(第34条関係)

郡山市下水道工事指定店異動届

提出日を記入してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

郡山市上下水道事業管理者

記 名

住所又は所在地

郡山市朝日×丁目〇-□

届出者 氏名又は名称及び
代表者の氏名

郡山設備株式会社

郡山 太郎

電 話 番 号

924-□□□□

次のとおり異動があったので届け出ます。

変更後の所在地等を記入してください。

異 動 の 理 由		☐ 営業の廃止	☐ 名称又は代表者の変更
		☒ 営業所の移転	☐ その他
		☐ 下水道排水設備工事 等技術者の異動	()
異 動 の 内 容	変 更 前	ここにチェックしてください。 〒〇〇〇-〇〇〇〇 郡山市〇丁目×-△ 電話番号 024-924-〇〇〇〇 FAX番号 024-924-××××	
	変 更 後	移転後の営業所の所在地等を記入してください。 〒〇〇〇-〇〇〇〇 郡山市×丁目〇-□ 電話番号 024-924-□□□□ FAX番号 024-924-△△△△	

移転前の営業所の所在地等を記入してください。
電話番号等も変更する場合、それらも記入してください。

備考 該当する箇所(□印)にレ印を記入すること。

記入例(責任技術者の異動)

第29号様式(第34条関係)

郡山市下水道工事指定店異動届

提出日を記入してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

郡山市上下水道事業管理者

記 名

住所又は所在地

郡山市朝日〇丁目×-△

届出者 氏名又は名称及び
代表者の氏名

郡山設備株式会社

郡山 太郎

電 話 番 号

924-〇〇〇〇

次のとおり異動があったので届け出ます。

異 動 の 理 由		☐ 営業の廃止 ☐ 営業所の移転 ☒ 下水道排水設備工事 ☐ 責任技術者の異動	☐ 名称又は代表者の変更 ☐ その他 ()
異 動 の 内 容	変 更 前	※責任技術者の人数が増える場合 郡山太郎	
	変 更 後	郡山太郎 郡山次郎 ※責任技術者の人数が減る場合も、変更前、変更後とも 全員分の名前を記入してください。	

備考 該当する箇所(□印)にレ印を記入すること。

記入例(営業の廃止)

第29号様式(第34条関係)

郡山市下水道工事指定店異動届

提出日を記入してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

郡山市上下水道事業管理者

記 名

住所又は所在地

郡山市朝日×丁目〇-〇

届出者 氏名又は名称及び
代表者の氏名

郡山設備株式会社

郡山 太郎

電 話 番 号

924-〇〇〇〇

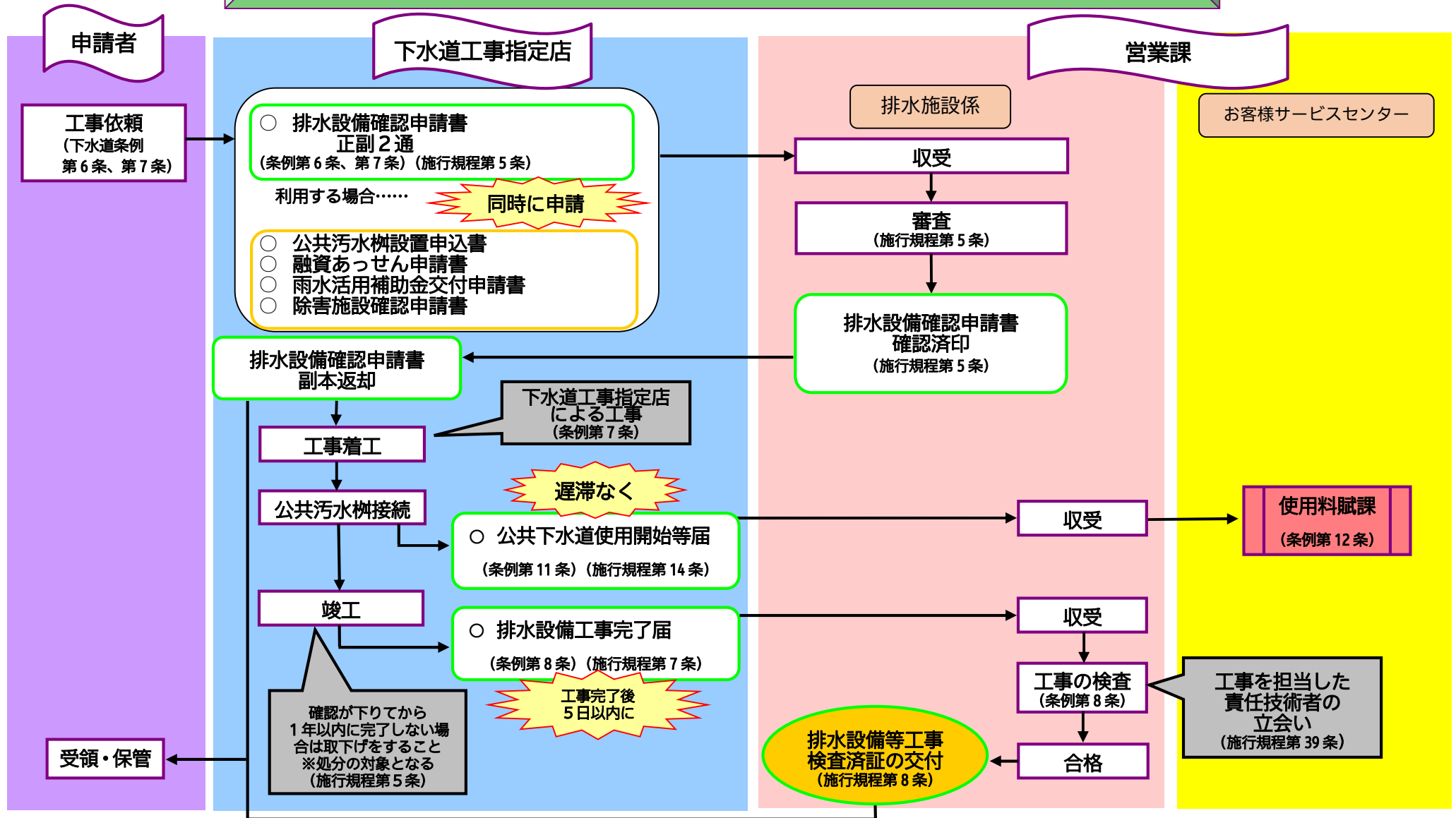
次のとおり異動があったので届け出ます。

異 動 の 理 由		☒ 営業の廃止 ☐ 営業所の移転 ☐ 下水道排水設備工事 ☐ 技術者の異動	☐ 名称又は代表者の変更 ☐ その他 ()
異 動 の 内 容	変 更 前	ここにチェックしてください。 この欄は記入不要です。	
	変 更 後	この欄は記入不要です。	

備考 該当する箇所(□印)にレ印を記入すること。

第2章 排水設備工事

公共下水道 排水設備工事の流れ



農業集落排水施設 排水設備工事の流れ

申請者

工事依頼
(農業集落排水施設
条例第8条、第9条)

下水道工事指定店

○ 排水設備確認申請書
正副2通
(条例第8条、第9条)(施行規程第5条)

利用する場合……同時に申請

○ 融資あっせん申請書

排水設備確認申請書
副本返却

工事着工

公共汚水桝接続

竣工

受領・保管

下水道工事指定店
による工事
(条例第9条)

速やかに

○ 排水施設使用開始等届
(条例第13条)(施行規程第12条)

○ 排水設備工事完了届
(条例第10条)(施行規程第8条)

工事完了後
5日以内に

営業課

排水施設係

収受

審査
(施行規程第5条)

排水設備確認申請書
確認済印
(施行規程第5条)

お客様サービスセンター

収受

使用料賦課
(条例第14条)

収受

工事の検査
(条例第10条)

合格

工事を担当した
責任技術者の
立会い
(施行規程第7条)

農業集落
排水設備工事
検査済証の交付
(施行規程第9条)

第2章 排水設備工事

1 下水道排水設備工事等の事務手続き

- ＊ 必ず施工場所の供用開始の有無、下水道本管の有無及び公共汚水樹の有無を確認して申請に係る図面等を作成してください。
なお、供用開始区域内かつ下水道本管が未整備の場合、下水道整備課へご相談ください。

□ 工事に関係する書類

○ 排水設備確認申請書	(公共下水道・農業集落排水施設)
○ 公共汚水樹設置申込書	(公共下水道)
○ 物件設置許可申請書	(公共下水道)
○ 公共汚水樹等設置許可申請書	(農業集落排水施設)
○ 水洗便所改造資金融資あっせん申請書	(公共下水道・農業集落排水施設)
○ 除害施設確認申請書	(公共下水道)
○ 公共下水道特別使用許可申請書	(公共下水道)
○ 農業集落排水施設特別使用許可申請書	(農業集落排水施設)
○ 公共下水道一時使用申請書	(公共下水道)
○ 排水施設一時使用申請書	(農業集落排水施設)

＊申請後に工事が中止になった場合は、**速やかに取下げの手続き**を行ってください。

2 排水設備確認申請書について

(1) 平面図・縦断図の作成

≪ 平面図の注意事項 ≫

項 目	記入方法	備 考
縮尺、方位	1 / 1 0 0 等	必ず記入してください。
汚水経路	赤色	丸桧と角桧を区別します。蛍光ペンは不可です。
雨水経路	青色	※必ず公共汚水桧までの配管経路を表記してください。
水道メーター	緑色	水道メーターの位置及び番号を記入します。蛍光ペンは不可です。
既設管・既設桧	破線	
既設浄化槽	破線	浄化槽の位置を記入し、既存浄化槽全撤去と記入してください。全撤去出来ない場合は、5R推進課と協議を行ってください。 ※平面図に協議年月日、5R推進課の担当者を記入してください。
既設汲取便槽	破線	汲取便槽の位置を記入し、既存汲取便槽撤去と記入してください。全撤去出来ない場合は、5R推進課と協議を行ってください。 ※平面図に協議年月日、5R推進課の担当者名を記入してください。
2階等の図面	平面図に記入	水廻りがなくても平面図に間取りを記入してください。
倉庫・物置	平面図に記入	水廻りがなくても敷地内にある場合は雨どいを含めすべて記入してください。
作業所・工場	詳細を記入	事業内容等がわかるように記入してください。
全体図	敷地全体が入るようにする	敷地が広く、A3サイズ一枚に収まらない場合、縮尺は小さくてもかまわないので全体が把握できる図面を添付してください。
枝管	口径記入	枝管口径は、条例施行規程に定めるところによります。
測点	全ての桧に記入	新設桧だけでなく既設桧にも桧番号(No.)を付して管種・口径・桧間距離を記入してください。
排水ヘッダー	設置位置を記入	新設の場合は製品カタログのコピー等を添付してください。
みなし道路	みなし道路後退 予定線も記入	家屋の新築等でみなし道路がある場合は、みなし道路後退予定線も記入してください。
道路種別	国道、県道、市道、 私道等	隣接道路の種別を記入してください。

※その他の注意事項

- ・図面はA3サイズで、北を上にして敷地境界まで入るように作成してください。
- ・縮尺は原則1/100で作成してください。
- ・下水道台帳図にない公共汚水桧へ排水設備を接続する場合は、事前に営業課と協議を行ってください。
- ・既存公共汚水桧の桧深が1m未満で、管勾配が2.0/100を確保できない場合は、事前に営業課と協議を行ってください。

設計図の記載数値例

種 別	単位	記入数値（有効桁数）	記 載 例	備 考
管路延長	m	小数点以下1位まで	2.4	0.1単位で記入

＜＜ 縦断図の注意事項 ＞＞

項 目	記入方法	備 考
測点	桝No、桝の名称、桝深さを記入	桝深さが複数ある場合は全て記入してください。 桝の名称は簡略化することも可能です。 公共汚水桝をNo. 0とします。
勾配	桝間ごとに勾配を記入	勾配は条例に定めるところによります。 管径φ100の場合1.99/100を四捨五入して2.0/100とすることはできません。 ※管径φ100の場合、勾配は2.0/100以上となりますが、勾配が確保できない場合は、事前に窓口で担当者と協議を行ってください。
地盤高	地盤高を記入	公共汚水桝の地盤高を10.00mとします。 地盤高のラインを図面に記入してください。
土被り	測点ごとの土被りを記入	土被り0.20m以上を確保してください。ただし、コンクリートやアスファルト等で防護した場合は、この限りではありません（図上に明示してください）。 土被りが複数ある場合は全て記入してください。
管底高	全て記入	複数ある場合は全て記入してください。
単距離	桝間の距離を記入	
追加距離	追加距離を記入	系統が別の経路は、0.0からスタートしてください。

※その他の注意事項

- ・段差桝やドロップ桝などの管底高と土被りを複数記入する必要がある場合、単距離、追加距離及び地盤高は複数記入しないようにしてください。
- ・設計に重要な要素となるため、現地調査を徹底し、地盤高等は測量機器（オートレベル等）で測量し正確に記載してください。

設計図の記載数値例

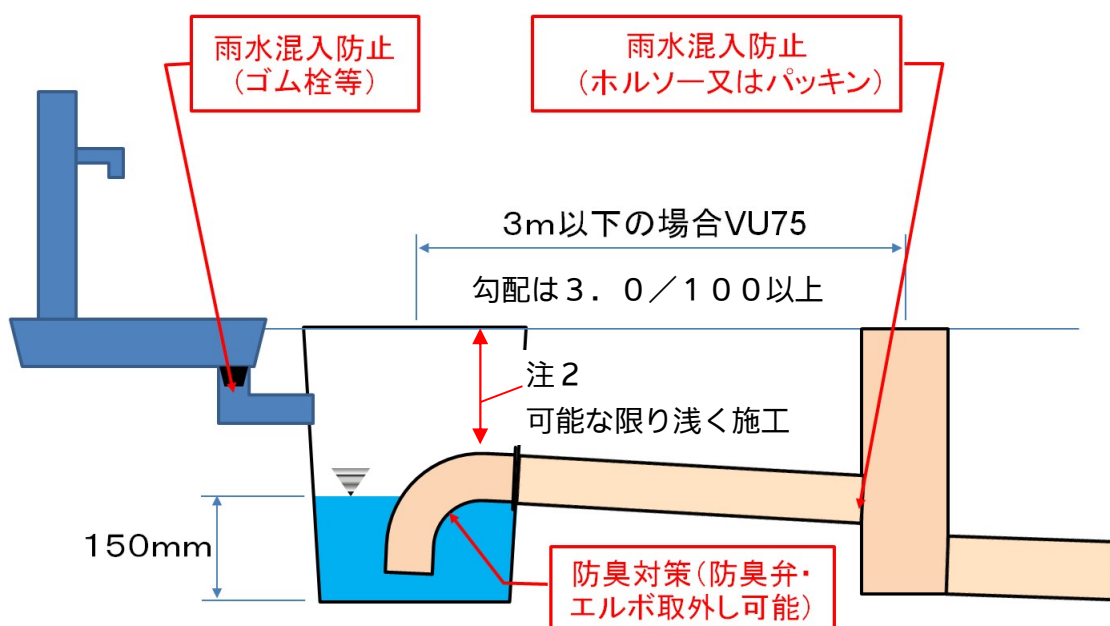
種 別	単位	記入数値（有効桁数）	記 載 例	備 考
管の勾配	%	小数点以下1位まで	2.0/100	（四捨五入）
桝の深さ	m	小数点以下3位まで	0.375	（四捨五入）
桝径（呼び径）	mm	整 数	150	
地盤高	m	小数点以下2位まで	10.90	（四捨五入）
管底高	m	小数点以下3位まで	10.528	（四捨五入）
土被り	m	小数点以下3位まで	0.275	（四捨五入）
管路延長	m	小数点以下1位まで	2.3	0.1単位で記入
管径(呼び径)	mm	整 数	100	

(2) 調査・設計・施工上の注意事項

項 目	記入等方法	備 考
事前調査 出来形検測	測量機器（オートレベル等）による測量が必要	必ず事前に現地にて測量機器による測量等を行い、現地状況と図面を一致させること。また、現場が完了した際にも必ず測量機器による出来形検測を行い、現場と図面を一致させること。 ※図面への記載数値は P11 を参照
公共汚水枳	道路内（公道、私道及びみなし道路等）に公共汚水枳がある場合も同様	必ず事前に現場にて公共汚水枳の位置及び使用可能であることを確認してください。原則として、宅内最終枳を立ち上がり径φ200とし、下流側の排水管と底部接続してください。もし、詰まり・溜りや不具合がある場合は上下水道局と協議してください。 公共汚水枳が道路内にある場合、宅内最終枳までの引き込み管も使用できるか確認してください。 ※公共汚水枳の確認や設置申込みの流れは P117 を参照
汚水枳設置 既設汚水枳 既設排水管	既設の枳及び排水管は規定に適合するように改修	排水管の起点、終点、合流点、屈曲点、管種、管径及び勾配の変化する箇所に管理枳を設置してください。また、枳間の距離が管径の120倍を超えないように、維持管理上適切な箇所にも管理枳を設けてください。 枳の設置場所は、将来、建築物等が設置される場所を避けてください。 汚水経路のため枳は認められません（足洗い等を除きます）。 枳にはインパートを設け、蓋は密閉できるものを使用してください。 既設ため枳をインパート枳に改修して使用することもできますが、その場合も、建築図面等で設計せず、現況を確認し、詰まりや溜りがないか（使用できるか）確認してください。
足洗い	基本的に污水管に接続	ゴム栓等をし、雨水が流入しないようにしてください。止むを得ず雨水系統に接続される場合、使用に制限が加わるため、注意してください。
水廻り	全て記入	古いアパート等のベランダや工場等の倉庫・物置等に蛇口・洗濯機等の水廻りがないか確認し、下水道への接続漏れがないようにしてください。「使用しない」や「使用頻度が少ない」等の理由で下水道へ接続しないことは認められません。下水道を使用しないのであれば撤去（使用できない状態に）してください。
露出管	管種はVPを使用するか管保護をするかを図面に記入	継手部分もVPを使用してください。 既設露出管がVUの場合も同様の措置をとります。 露出管であっても屈曲部には、なるべく掃除口を設けてください。
トラップ枳	掃除口を設ける	二重トラップによるサイホン作用又は逆流が起きないように注意します。
建物から汚水枳までの距離	3m以下とする	3mを超える場合は維持管理用に枳を設けてください。

段差付桝		大便器・左右合流部・2系統合流部は段差付桝を使用してください（上流に 使用頻度の少ない手洗い等 があるときは特に）。 全経路の規定勾配が確保できない場合は45度合流桝等の使用を検討してください。
ドロップ桝		90度エルボは使用できません。なお、 $\phi 100$ を使用の場合は31cm以上の段差が必要です。31cm未満の段差の場合は落差調整桝を使用します。
点検口又は 掃除口の設置		排水横主管に桝を設けず、複数または全ての枝管を直接受ける場合は、点検口又は掃除口を設置し、容易に補修や取替えができるようにしてください。
ディスポーザ 排水処理システム	設置する場合は 事前に協議すること	排水設備及び公共下水道施設に支障をきたす恐れのあるため、 ディスポーザ単体での使用はできません 。ディスポーザ排水処理システム（適合評価品）は使用可能ですが、 事前協議が必要です 。

※屋外洗場（ガーデンパン）接続例



注1：排水管きょが3mを超える場合はVU100で土被り200mm（コンクリート等で管防護する場合は除く）を考慮して施工してください。

注2：ため桝の深さは維持管理を容易にするため、土被りを考慮し、可能な限り浅く施工してください。

注3：ため桝は、雨水の侵入を防ぐため周囲の地盤高より高く施工してください。

注4：ため桝からその下流の桝までの距離が近い場合、ため桝への逆流を防止する構造としてください（段差桝、ホルソー接続等）。

注5：ため桝からその下流までの桝が3m以下であっても、縦断図を作成してください。

(3) 合流区域における注意事項

項 目	記入等方法	備 考
配管方法等		汚水と雨水を別々に配管し、それぞれ公共汚水桝・公共雨水桝に接続します。公共雨水桝がない場合は、宅内最終桝で汚水と雨水を合流させてください。さらに、合流させる桝の1つ上流の雨水桝にトラップを設け、必要に応じエアークャップを使用します。また圧力解放蓋等の使用も検討してください。
雨水排水管の深さ		将来、分流地域となった際に汚水と雨水を切り離す場合、雨水排水管が深すぎると側溝に排水できなくなるため、雨水排水管の深さには注意してください。
雨水の放流先		側溝がある場合は、雨水を側溝に排除してよいか道路管理者に確認してください。

(4) 申請書記載事項

項 目	記入等方法	備 考
申請人	記名	ゴム印もしくはワープロ打ちであっても押印は不要となります（申請人が法人の場合も同様）。 なお、自署や記名押印でも問題ありません。
押印	朱肉を用いる印章	シャチハタは認められません。事業所等の場合は代表者印を用います。（申請人本人の自署、代表者の自署は除く）
住所	住民登録されている住所を記入	開始、変更、完了届も同様です。法人の場合は所在地を記入します。
下水道工事指定店	記名	申請人と同様です。ただし、代表者名まで記してください。
施工場所	住居表示を記入	新築等で住所が未定の場合、わかる範囲まで記入して申請し、決定後、開始・完了届等で修正してください。
使用水区分	該当するものにチェック	井戸水使用の場合、地下水使用量申告書を提出してください（事業所等は私設メーターを設置する必要があるため別途協議が必要です）。
水道メーター 又は お客様番号	原則、水道メーター番号を記入	新築の場合は空欄とし、開始届の提出時に記入します。 アパート等、水道メーターが複数ある場合は部屋番号、メーター番号、住民の氏名、使用人数の順に別紙に記入してください。 下水道に排除しない水道メーター（散水栓用等）を含め、下水道使用の有無に関らず水道メーターはすべて記入してください。下水道に排除しないものは「下水道使用無し」と付記。

水道メーター (新設の場合)	お客様サービスセンターで確認印を表紙に押印し、給水図を添付	事業所（工場・倉庫等）の場合、新設以外の場合も給水図を添付してください（倉庫等の中の水廻りの接続漏れを防止するため）。
工事予定期間	着手日は申請日から一週間程度あける	公共汚水桧設置申込みが伴う場合の工事着手日は桧設置希望日以降（申請日より3箇月以降）の日付としてください。
申請日	提出日を記入	
委任日	委任された日を記入	

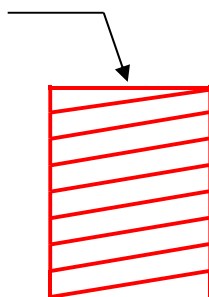
※その他の注意事項

- ・他人の土地や排水管等を使用（借用）する場合は、後日トラブルになる場合があるので**使用（借用）承諾書の写し**（任意様式）を添付してください。なお、承諾書は当事者同士の自署又は記名押印があるものとし、宛名は記入しないでください。
- ・申請書類等に訂正がある場合は、**砂消しや修正液（ホワイトコレクター等）等の使用はしないでください。**
- ・念書を添付する場合は、申請人の自署又は記名押印としてください。

（５）見取図（住宅地図）

- 1）申請地（施工箇所）が中央になるように配置してください。
- 2）施工場所を赤色（蛍光ペンは不可）で囲い斜線にしてください。
- 3）申請地及び周辺がわかりやすい縮尺にしてください。

例）申請地



(6) 見積書・工事調書

- 1) 汲取りや浄化槽からの切り替えのときは、見積書か工事調書のいずれかを必ず添付してください。
- 2) 融資あっせん制度を利用する際は、工事調書を添付してください。
- 3) 消費税は単価、合計が税込みの場合、別欄等にそれがわかるように明記してください。
- 4) 「申請費」や「申請手数料」は、「諸経費」又は「図面作成費」とし、申請人へ誤解を招かないように注意してください。

※その他の注意事項

見積書は任意様式とします。ただし、申請人を明記し、指定店の代表者印を押印してください（コピーでもかまいません）。

(7) 開始届・完了届・汲取り証明書

種 類	提出期限	提出方法等
使用開始等届	<u>遅滞なく</u>提出 (郡山市下水道条例第 11 条) <u>速やかに</u>提出 (郡山市農業集落排水施設条例第 13 条)	完了届・汲取り証明書と同時でなくともかまいません。 水道メーターの番号を記入します。 ○下水道使用開始日について 1 浄化槽・汲取り便槽からの切替えの場合 ⇒公共汚水樹に接続した日（一部接続等も含みます。） 2 新築の場合 ⇒水道メーター設置日 ・水道メーター検査日ではありません。 ・入居日ではないので注意してください。 (水道メーター設置後閉栓する場合も提出します。) ・開始日と完了日が逆転しないようにしてください。
設計変更届	設計を変更しようとする場合に提出 (郡山市下水道条例第 6 条) (郡山市農業集落排水施設条例第 8 条)	・設計を変更しようとする場合は、事前に窓口で担当者と協議してください。変更届か再度確認を受けるか判断します。電話でのやり取りは、トラブルの原因になりますので必ず窓口で協議願います。 ・完了届提出前に変更届を提出し確認を受けてください。 ・雨水経路のみの変更の場合、変更届の提出は不要ですが、図面差替えは行ってください。
工事完了届	5日以内に提出 (郡山市下水道条例第 8 条) (郡山市農業集落排水施設条例第 10 条)	設計変更がある場合は設計変更届が受理されてから提出してください。

※設計変更届について（注意事項）

□公共下水道

郡山市下水道条例施行規程第6条に該当しない変更内容については、郡山市下水道条例第6条第2項の規定により再度確認を受けなければなりません。

（例）樹を1箇所増やしたい場合などは再度確認を受ける必要があります。

郡山市下水道条例（抜粋）

（排水設備等の計画の確認）

第6条 排水設備又はこれらに接続する除害施設（以下「排水設備」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令等の規定に適合するものであることについて、上下水道事業管理者の確認を受けなければならない。ただし、上下水道事業管理者が定める軽微な工事については、この限りではない。

2 前項の規定により確認を受けた事項を変更しようとするときは、同項の規定による確認を受けなければならない。

郡山市下水道条例施行規程（抜粋）

（軽微な工事）

第6条 条例第6条第1項ただし書きに規定する軽微な工事とは次に掲げるものとする。

- (1)排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない位置の変更等の工事
- (2)排水設備の延長工事及びこれに要するますの新設工事でこう配、管径等が条例第4条に規定する基準に適合するものであり、水洗便所及び除害施設が含まないもの
- (3)ますのふた又はマンホールふたの据え付け又は取り換え
- (4)防臭装置その他の排水設備の附属装置の修繕工事

□農業集落排水施設

郡山市農業集落排水施設施行規程第6条に該当しない変更内容については、郡山市農業集落排水施設条例第8条第2項の規定により再度確認を受けなければなりません。

（例）樹を1箇所増やしたい場合などは再度確認を受ける必要があります。

郡山市農業集落排水施設条例（抜粋）

（排水設備の計画の確認）

第8条 排水設備等の新設等を行うとする者は、あらかじめその計画が排水設備の設置及び構造に関する法令等の規定に適合するものであることについて、上下水道事業管理者の確認を受けなければならない。ただし、上下水道事業管理者が定める軽微な工事については、この限りではない。

2 前項の規定により確認を受けた事項を変更しようとするときは、同項の規定による確認を受けなければならない。

郡山市農業集落排水施設条例施行規程（抜粋）

（軽微な工事）

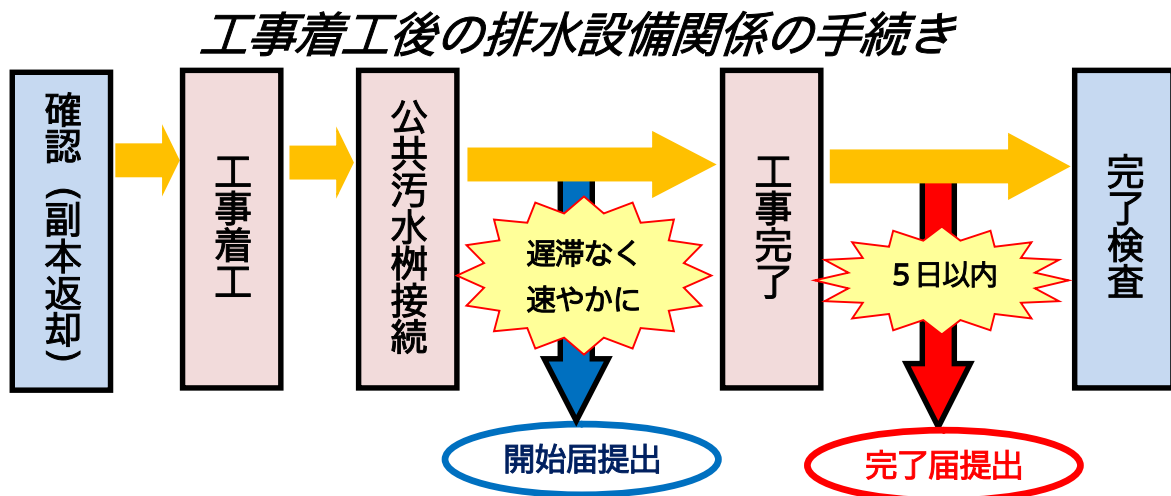
第6条 条例第8条ただし書きに規定する軽微な工事とは、次に掲げるものとする。

- (1) 排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない位置の変更等の工事
- (2) 排水設備の延長工事及びこれに要するますの新設工事でこう配、管径等が条例第7条に規定する基準に適合するものであり、水洗便所を含まないもの
- (3) ますのふた又はマンホールふたの据え付け又は取り換え
- (4) 防臭装置その他の排水設備の附属装置の修繕工事

～その他の書類～

- ・ 汲取り証明書（原本）を提出すること
- ・ 浄化槽からの切り替えの場合、浄化槽廃止報告書を併せて提出すること

完了届提出までに提出してください。



(8) 工事完了検査

項 目	内 容	備 考
検査		完了届提出後、使用状況を確認するため、一般家屋及び事務所であれば1箇月程度、除害施設がある場合は2か月程度経過してから検査を行います。 申請人の希望や支払いの関係等により早目の検査を希望する場合は可能な限り対応しますのでご相談ください。
検査日程の連絡	営業課 排水施設係から 指定店へ2日前までに連絡	月、火曜日が検査・・・前週の最終平日 水、木、金曜日が検査・・・2日前 (2日前が祝祭日の場合は、その前の平日) (ただし、年末年始、GW等の場合や融資あっせん申請等の場合、締切日等の都合上、前日の連絡もありえます。)
工事完了検査	申請人に事前に連絡しておく	申請人の立会は不要ですが、敷地内に入る為必ず連絡し、桧が車等の下になる場合は移動してもらってください。 当日は①施主様へのあいさつ②桧の蓋開け③バケツ1杯程度の水の準備(流れ確認の為)をお願いします。 ※測量機器による検測を求める場合があるため、測量機器の準備をお願いします。 下水道排水設備工事責任技術者が立ち会ってください(どうしても立ち会えない場合は、工事内容を把握している方)。検査に立ち会うことができない場合は、当日の8時40分までに必ず営業課排水施設係まで連絡してください。
検査終了後		桧の蓋の閉め忘れ等がないかを確認してください。
工事完了検査時の指摘事項	工事検査済証を受領し、工事完了	手直し工事等の大きな指摘事項がない限り、 図面変更程度の指摘事項は1週間以内に修正してください。

※ その他の注意事項

工事完了時の現場確認(社内検査)

- ・工事完了検査を受ける前に必ず以下の点を中心に社内検査を行ってください。

ア 図面と現場が一致しているか。

必ず測量機器による出来形検測を行い図面と現場が一致しているかを確認すること。

イ 管内に詰まりや溜まりは無いか。

ウ 桧の仕様、設置箇所は適切かどうか。

エ 浄化槽等の撤去・処分が適切に行われているか。

オ 不用になった桧の撤去漏れや舗装復旧にクラック・ひび割れ等が無いかどうか。

カ 分流式の場合、汚水と雨水の誤接続が無いかどうか。

キ 飲食店・工場・病院等でグリース阻集器等除害施設が設置されている場合、維持管理方法の説明をしたか。申請人が定期的な維持管理をしているかどうか。

(9) 特別使用許可

項 目	注 意 事 項
特別使用	▽公共下水道・特定環境保全公共下水道の場合（下水道条例第 21 条） 供用開始区域外で下水道を使用したい場合は、公共下水道事業協力金（受益者負担金相当分）を支払い、自費で公共汚水桝等を設置（物件設置許可申請）していただきます。 提出書類（正副 2 部） 1 公共下水道特別使用許可申請書 2 図面（位置図、平面図、断面図等） 3 公図、土地登記事項証明書（※写し可） 4 家屋・土地所有者の同意書（※申請者と異なる場合のみ） 5 現況写真（前面道路と建築敷地が確認できるもの） ▽農業集落排水施設の場合（農業集落排水施設条例第 19 条の 2） 供用開始区域外で下水道を使用したい場合は、自費で公共汚水桝等を設置（公共汚水桝等設置許可申請）していただきます。 ※中山地区（熱海町）は、受益者分担金の支払いが必要となります。 ※阿久津地区の一部（あぶくま台団地 開発区域内）及び片平地区の一部（片平地区集落地区計画区域内）は特別使用許可の申請は不要です。 ※三町目地区（西田町）において、特別使用許可の申請をお考えの際には、事前に営業課へご相談ください。 提出書類（正副 2 部） 1 農業集落排水施設特別使用許可申請書 2 図面（位置図、平面図、断面図等） 3 公図、土地登記事項証明書（※写し可） 4 家屋・土地所有者の同意書（※申請者と異なる場合のみ） 5 現況写真（前面道路と建築敷地が確認できるもの）

令和 年 月 日

公共下水道特別使用許可申請書

郡山市上下水道事業管理者

申請人 住 所

氏 名

電話番号

公共下水道特別使用の許可を下記により申請いたします。

1 使用の場所

(地 番)

2 使用の目的

3 予定排出量

添付書類

1. 付近見取図
2. 公図・土地登記簿証明書
3. 設計図（平面図・縦断図）
4. その他必要と認めるもの

記入例

令和 ○年 ○月 ○日

公共下水道特別使用許可申請書

郡山市上下水道事業管理者

申請人 住 所 郡山市豊田町 1 番 4 号

氏 名 上下水太郎

記名

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

公共下水道特別使用の許可を下記により申請いたします。

1 使用の場所 郡山市○○町○○番

(地 番)

2 使用の目的 生活排水を下水道使用により処理するため

3 予定排出量 ○○ m³/日

添付書類

1. 付近見取図
2. 公図・土地登記簿証明書
3. 設計図（平面図・縦断図）
4. その他必要と認めるもの

令和 年 月 日

農業集落排水施設特別使用許可申請書

郡山市上下水道事業管理者

申請人 住 所

氏 名

電話番号

農業集落排水施設の特別使用の許可を下記により申請いたします。

1 使用の場所

(地 番)

2 使用の目的

3 予定排出量

添付書類

1. 付近見取図
2. 公図・土地登記簿証明書
3. 設計図（平面図・縦断図）
4. その他必要と認めるもの

記入例

令和 ○年 ○月 ○日

農業集落排水施設特別使用許可申請書

郡山市上下水道事業管理者

申請人 住 所 郡山市豊田町 1 番 4 号

氏 名 上下水太郎

記名

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

公共下水道特別使用の許可を下記により申請いたします。

1 使用の場所 郡山市○○町○○番

(地 番)

2 使用の目的 生活排水を下水道使用により処理するため

3 予定排出量 ○○ m³/日

添付書類

1. 付近見取図
2. 公図・土地登記簿証明書
3. 設計図（平面図・縦断図）
4. その他必要と認めるもの

(10) 一時使用許可

項 目	注 意 事 項
一時使用	土木建築工事等による排水を放流するため、一時的に下水道を使用したい場合は、一時使用の申請・許可が必要となります。 使用後は、公共下水道一時使用排水量届（排水施設一時使用申請書）に公共汚水枳流入口の閉塞状況が確認できる写真を添付し、お客様サービスセンターへ提出します。 また、使用中は報告書を2箇月に一度、お客様サービスセンターへ提出してください。 ◎注意点 湧水・地下水の排出を行う場合は、沈殿槽や中和槽を設置する等の協議が別途必要になります。（合流式の公共下水道区域：営業課、分流式の区域：道路保全課又は国・県等と協議を行ってください。） <u>▽提出書類（公共下水道・特定環境保全公共下水道の場合）</u> 1 公共下水道一時使用申請書（第12号様式） 2 図面（位置図、平面図、断面図、工程表） 3 沈殿槽等処理施設の構造図（必要に応じて） 4 家屋・土地所有者の同意書（申請者と異なる場合のみ） 5 現況写真（前面道路と既存公共汚水枳が確認できるもの） ※使用開始の2週間前までに申請書を提出してください。 ※水道水の一部を下水道に排出しない場合、または、地下水等を下水道に排出する場合は、別途申告書が必要になります。 <u>▽提出書類（農業集落排水施設の場合）</u> 1 排水施設一時使用申請書（第8号様式） 2 図面（位置図、平面図、断面図、工程表） 3 沈殿槽等処理施設の構造図（必要に応じて） 4 家屋・土地所有者の同意書（申請者と異なる場合のみ） 5 現況写真（前面道路と既存公共汚水枳が確認できるもの） ※使用開始の2週間前までに申請書を提出してください。 ※水道水の一部を下水道に排出しない場合、または、地下水等を下水道に排出する場合は、別途申告書が必要になります。

公共下水道の場合

第12号様式(第15条関係)

公共下水道一時使用申請書

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

住 所

申請人 名 称

代 表 者

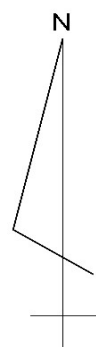
氏 名

電 話

公共下水道の一時使用をしたいので、次のとおり申請します。

排 出 場 所	郡山市		
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで		
使 用 目 的			
予 定 排 出 量	1 日最大	立方メートル	1 日最少 立方メートル
	1 日最大	立方メートル	1 日最少 立方メートル
モーターの出力	馬 力		
ポ ン プ	口 径	φ = ミリメートル	
	公称揚水量	立方メートル／毎秒	
	1 日 平 均 運 転 時 間	時 間	
	1 時間平均 排 水 量	立方メートル／h	
	実 測 揚 水 量	立方メートル／毎秒	

排出場所見取図



記入例

第12号様式(第15条関係)

公共下水道一時使用申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

郡山市上下水道事業管理者

住 所 郡山市〇〇町字〇

申請人 名 称 □□建設株式会社

代 表 者 代表取締役

記名

氏 名 △△ △△

電 話 9〇〇-〇〇〇〇

公共下水道の一時使用をしたいので、次のとおり申請します。

排 出 場 所	郡山市〇〇丁目1-1 ※地番を記入		
使 用 期 間	(許 可 日) から 令和 〇年〇〇月〇〇日まで		
使 用 目 的	(例) 現場事務所仮設トイレの排水を公共下水道へ排出するため		
予 定 排 出 量	1 日 最 大	〇〇立方メートル	1 日 最 少 立方メートル
	1 日 最 大	立方メートル	1 日 最 少 立方メートル
モーターの出力	馬 力		
ポ ン プ	口 径	φ = ミリメートル	
	公称揚水量	立方メートル／毎秒	
	1 日 平 均 運 転 時 間	時 間	
	1 時 間 平 均 排 水 量	立方メートル／h	
	実 測 揚 水 量	立方メートル／毎秒	

使用する場合は記入のこと

公共下水道一時使用排水量届

令和 年 月 日

郡山市下水道事業管理者

住 所

申請人 名 称

代 表 者
氏 名

電 話

お客様番号 (—)

公共下水道一時使用が終了しましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1. 工事場所

2. 使用期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3. 排 水 量 m^3

4. 添付書類 排水記録日報・作業日報・水道メーター記録票
(添付するものに○)

水質データ・その他 ()

下 水 排 出 量 記 録 表 (令和 年 月)

日	曜日	天候	主な作業内容	作業時間	排水量	備考
1					m ³	
2					m ³	
3					m ³	
4					m ³	
5					m ³	
6					m ³	
7					m ³	
8					m ³	
9					m ³	
10					m ³	
11					m ³	
12					m ³	
13					m ³	
14					m ³	
15					m ³	
16					m ³	
17					m ³	
18					m ³	
19					m ³	
20					m ³	
21					m ³	
22					m ³	
23					m ³	
24					m ³	
25					m ³	
26					m ³	
27					m ³	
28					m ³	
29					m ³	
30					m ³	
31					m ³	
月排水量 計					m ³	

令和 年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

申告人 住 所

氏 名

電 話

お客様番号 (—)

下水道使用量報告書

このことについて、下記のとおり報告いたします。

記

(A) 今回指針	令和 年 月 日	m ³
(B) 前回指針		m ³
(A - B) 使用水量		m ³
※使用水量の内訳及び理由		

上下水道局お客様サービスセンター TEL 024-932-7641
FAX 024-939-5821

農業集落排水施設の場合

第 8 号様式(第13条関係)

排水施設一時使用申請書

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

住 所

申請人 名 称

代 表 者

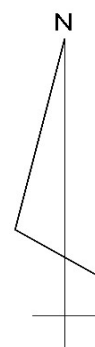
氏 名

電 話

排水施設の一時使用をしたいので、次のとおり申請します。

排 出 場 所	郡山市		
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで		
使 用 目 的			
予 定 排 出 量	1 日最大	立方メートル	1 日最少 立方メートル
	1 日最大	立方メートル	1 日最少 立方メートル
モーターの出力	馬 力		
ポ ン プ	口 径	φ = ミリメートル	
	公称揚水量	立方メートル／毎秒	
	1 日 平 均 運 転 時 間	時 間	
	1 時間平均 排 水 量	立方メートル／h	
	実 測 揚 水 量	立方メートル／毎秒	

排出場所見取図



記入例

第8号様式(第13条関係)

排水施設一時使用申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

郡山市上下水道事業管理者

住 所 郡山市〇〇町字〇

申請人 名 称 □□建設株式会社

代 表 者 代表取締役

記名

氏 名 △△ △△

電 話 9〇〇-〇〇〇〇

排水施設の一時使用をしたいので、次のとおり申請します。

排 出 場 所	郡山市〇〇町〇〇字〇〇100-1 ※地番を記入		
使 用 期 間	(許 可 日) から令和 〇年〇〇月〇〇日まで		
使 用 目 的	(例) 仮設トイレの排水を農業集落排水施設へ排水するため		
予 定 排 出 量	1 日最大	〇〇立方メートル	1 日最少 立方メートル
	1 日最大	立方メートル	1 日最少 立方メートル
モーターの出力	馬 力		
ポ ン プ	口 径	φ = ミリメートル	
	公称揚水量	立方メートル／毎秒	
	1 日 平 均 運 転 時 間	時 間	
	1 時間平均 排 水 量	立方メートル／h	
	実 測 揚 水 量	立方メートル／毎秒	

使用する場合は記入のこと

農業集落排水施設一時使用排水量届

令和 年 月 日

郡山市下水道事業管理者

住 所

申請人 名 称

代 表 者
氏 名

電 話

お客様番号 (—)

排水施設一時使用が終了しましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1. 工事場所

2. 使用期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3. 排 水 量 m^3

4. 添付書類 排水記録日報・作業日報・水道メーター記録票
(添付するものに○)

水質データ・その他 ()

農 集 排 出 量 記 録 表 (令和 年 月)

日	曜日	天候	主な作業内容	作業時間	排水量	備考
1					m ³	
2					m ³	
3					m ³	
4					m ³	
5					m ³	
6					m ³	
7					m ³	
8					m ³	
9					m ³	
10					m ³	
11					m ³	
12					m ³	
13					m ³	
14					m ³	
15					m ³	
16					m ³	
17					m ³	
18					m ³	
19					m ³	
20					m ³	
21					m ³	
22					m ³	
23					m ³	
24					m ³	
25					m ³	
26					m ³	
27					m ³	
28					m ³	
29					m ³	
30					m ³	
31					m ³	
月排水量 計					m ³	

令和 年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

申告人 住所

氏名

電話

お客様番号 (—)

農業集落排水施設使用量報告書

このことについて、下記のとおり報告いたします。

記

(A) 今回指針	令和 年 月 日	m ³
(B) 前回指針		m ³
(A - B) 使用水量		m ³
※使用水量の内訳及び理由		

上下水道局お客様サービスセンター TEL 024-932-7641
FAX 024-939-5821

※その他（補足）

▽公共下水道

☐使用開始

1) 決定通知の交付後、工事着手・使用開始してください。

なお、途中で内容や使用期間の変更が生じる場合は、変更しようとする1箇月前までに、変更の手続きを行ってください。

2) 水道の臨時メーター精算時に下水道使用料を納付してください。（地下水を排出する場合は、公共下水道一時使用排水量届、下水道に流れない控除水量がある場合は、下水道使用量報告書の提出が精算時に必要となります。）

☐使用終了

排水設備の撤去と公共汚水桝接続部のキャップ止め等の措置を行い、確認できる写真を添付した報告書（任意様式）を提出してください。

▽農業集落排水施設

☐使用開始

1) 決定通知の交付後、工事着手・使用開始してください。

なお、途中で内容や使用期間の変更が生じる場合は、変更しようとする1箇月前までに、変更の手続きを行ってください。

2) 水道の臨時メーター精算時に農業集落排水施設使用料を納付してください。（地下水を排出する場合は、排水施設一時使用排水量届、下水道に流れない控除水量がある場合は、下水道使用量報告書の提出が精算時に必要となります。）

☐使用終了

排水設備の撤去と公共汚水桝接続部のキャップ止め等の措置を行い、確認できる写真を添付した報告書（任意様式）を提出してください。

郡山市上下水道局営業課排水施設係

(024) 932-7666

排水設備チェックシート No.1

屋外排水設備	宅内排水設備
1. 汚水樹 ○ 公共汚水樹 ・ イバルト状態 ----- イバルト内水溜 ----- ☐ 有 ----- ☐ 手直し済 ☐ 無 ・ 林ソー接続 ----- ☐ 有 ----- 仕上げ状態 ----- ☐ 良好 ☐ 手直し済 ☐ 不良 ----- ☐ 手直し済 ☐ 無 ・ 汚水樹内部 ----- 目地洩れ・シール ----- ☐ 良好 ☐ 手直し済 ☐ 不良 ----- ・ 汚水管接続部 ----- 接合洩れ等 ----- ☐ 良好 ☐ 手直し済 ☐ 不良 ----- ○ 既設汚水樹 ☐ 有 ----- 溜め樹 ----- ☐ 有 ----- 入れ替え・改良 ----- ☐ 済 ☐ 無 ☐ 無 ○ 汚水樹（イバルト） ・ イバルト状態 ----- イバルト内水溜 ----- ☐ 有 ----- ☐ 手直し済 ☐ 無 ・ 汚水樹内部 ----- 目地洩れ・シール ----- ☐ 良好 ☐ 手直し済 ☐ 不良 ----- ・ 汚水管接続部 ----- 接合洩れ等 ----- ☐ 良好 ☐ 手直し済 ☐ 不良 ----- ・ 樹内配管 ----- 流入、流出配管 トラップ等 ----- ☐ 適正 ☐ 手直し済 ☐ 不適正 ----- ○ 汚水樹（トラップ） ・ トラップ状態 ----- 封水深 ----- ☐ 良好 ☐ 手直し済 ☐ 不良 ----- 掃除口 ----- ☐ 有 ☐ 無 ・ 汚水樹内部 ----- 目地洩れ・シール ----- ☐ 良好 ☐ 手直し済 ☐ 不良 ----- ・ 汚水管接続部 ----- 接合洩れ等 ----- ☐ 良好 ☐ 手直し済 ☐ 不良 ----- ・ 槽内配管 ----- 流入、流出配管 トラップ等 ----- ☐ 適正 ☐ 手直し済 ☐ 不適正 ----- 2. 排水管 ○ 新設管 ・ 管敷設状態 ----- ☐ 良好（満月） ☐ 不良 ----- ☐ 横曲がり ☐ 縦曲がり ----- ☐ 手直し済 ☐ 無 樹直接曲管使用 ----- ☐ 有 ☐ 無 ・ 排水管内部 ----- ☐ 良好 ☐ 手直し済 ☐ 不良（水溜り・つまり有り）----- ○ 既設管 ☐ 有 ----- 規定 ----- ☐ 内 ----- 管敷設状況 ----- ☐ 良好 ☐ 手直し済 ☐ 不良 ----- ☐ 念書提出 ☐ 無 ☐ 外 ----- （□協議済）-----	

 1. トイレ ○ 床排水 ----- ☐ 有 ----- トラップ ----- ☐ 有 ----- 封水状態 ----- ☐ シール良好 ☐ トラップ 樹接続 ☐ 無 ☐ 無 ----- ☐ 不良 ----- ○ 手洗 ----- ☐ 有 ----- トラップ ----- ☐ 有 ----- ☐ 良好 ☐ トラップ 樹接続 ☐ 無 ☐ 無 ----- **2. 台所** ○ 流し台 ----- トラップ ----- ☐ 有 ----- ☐ 良好 ☐ トラップ 樹接続 ☐ 無 ----- 注：ダブリジクの場合は、大ジク、小ジク、オーバーフローのトラップを確認すること。 ○ ディスボーズ ----- ☐ 有 ----- ☐ 取り外し確認 ☐ 無 ----- **3. 風呂** ○ 浴槽 ----- トラップ ----- ☐ 有 ----- ☐ 良好 ☐ 栓開閉 ☐ トラップ 樹接続 ☐ 無 ----- 防臭方法 ----- ○ 床排水 ----- トラップ ----- ☐ 有 ----- 封水状態 ----- ☐ 良好 ☐ トラップ 樹接続 ☐ 無 ----- ☐ 不良 ----- **4. 洗濯** ○ 洗濯金具 ----- ☐ 有 ----- 洗濯防臭金具 ----- ☐ 良好 ☐ 洗濯防臭金具取 ☐ トラップ 樹接続 ☐ 風呂場へ ☐ トラップ 樹接続 ☐ 無 ----- ☐ 無 ----- ☐ 無 ----- **5. 洗面** ○ 洗面金具 ----- ☐ 有 ----- トラップ ----- ☐ 有 ----- ☐ 良好 ☐ トラップ 樹接続 ☐ 無 ----- ☐ 無 ----- **5. その他** ○ 外洗濯機 ----- ☐ 有 ----- 接続先 ----- ☐ 汚水樹 ☐ 汚水樹接続済 ☐ 無 ----- ☐ 足洗い ----- ☐ 雨水樹 ☐ 汚水経路 ☐ 無 -----☐ その他雨水経路等 ----- ○ 足洗い ----- ☐ 有 ----- 接続先 ----- 雨水浸入防止 ----- ☐ 無 ----- ☐ 雨水樹 ☐ 汚水経路 ☐ 無 -----☐ 有 ----- ○ 井戸水使用 ----- ☐ 有 ----- 申告手続き ----- ☐ 済 ☐ 申告手続き済 ☐ 未 ----- ☐ 無 ----- 申請人 施行場所：郡山市 工事指定店 |

排水設備チェックシート No. 2

1. グリース阻集器

○ 業種

- ☐ 料亭
☐ レストラン（和）
☐ レストラン（洋・中）
☐ レストラン（焼肉）
☐ 寿司・そば
☐ ラーメン
☐ 居酒屋
☐ 喫茶
☐ その他飲食店（
☐ その他（

営業面積	営業時間
m^3	h/日 ~

○ 構造

- ・材質 ☐ コンクリート
☐ 2次製品 (FRP, ステンレス)

- 槽の数
 - ☐ 2槽
 - ☐ 3槽
 - ☐ その他 ()

- ・スクリーン槽 ☐ 有
(ステルスごみ取かご) ☐ 無 ☐ 取付

- 有効水深 ☐ 良好 ☐ 不良 ☐ 手直し済

- ・槽内配管-----流入,流出配管-----☐ 適正
 トラップ等 ☐ 不適正 ----- ☐ 手直し済

- ・付属品-----☐ 無
 ☐ 有（ ）-----☐ 適正
 ☐ 不適正-----☐ 手直し済

○維持管理

- ・使用者は、定期的に維持管理（点検・清掃）する必要があることの説明 ☐ 済 ☐ 未 ☐ 説明済

- ・維持管理方法の説明 (点検項目・清掃方法等) ☐ 済 ☐ 未 ☐ 説明済

○特記事項

設計図の記号の例

名称	記号	備考
大便器		トラップ付
小便器		トラップ付
浴場		
流し類		
洗濯機		床排水、浴場に排水してあるものは除く
手洗器、洗面器		
床排水口		
トラップ		
掃除口		
露出掃除口		
阻集器		
排水管		
通気管		(破線)
立管		
排水溝 (宅地内)		
汚水ます		丸ます 角ます
ドロップます (汚水)		丸ます 角ます
段差ます (汚水)		丸ます
分離ます		
雨水ます		丸ます 角ます
ドロップます (雨水)		丸ます 角ます
陶管	T P	
陶製卵形管	E T P	
鉄筋 コンクリート管	C P	
浸透ます		丸ます 角ます
床下集合配管部		

名称	記号	備考
水道メーター		緑色
硬質塩化ビニル管	V P	一般管
	V U	薄肉管
硬質塩化ビニル卵形管	E V P	
浄化槽		現場の形状に合わせた大きさ、形「撤去」と明示すること
底部有孔ます		丸ます
		角ます
公共汚水ます		
公共雨水ます		
側溝 (道路)		
トラップます		丸ます
		角ます
雨どい 給湯器ドレーン		
境界線		黒色又は青色 (一点鎖線)
建物外壁		同上
建物間仕切り		同上 (破線)
新設管 (合流管 又は汚水管)		赤色
雨水管		青色
撤去管		黒色
既設又は在来管		赤色 (破線) …合流管又は汚水管 青色 (破線) …雨水管
鋼管	G P	
鑄鉄管	C I P	
耐火二層管	F D P	
強化プラスチック 複合管	F R P M	
浸透管		青色 (破線と実線の二重線)
ディスポーザー (排水処理システム 型)		

※注意 既設のます等は破線で表示します。

42

記入例

排水設備工事調書

申請人

親日一郎

記名

下水道工事指定店

郡山市桑野●丁目×一▲
郡山設備(株)
代表取締役 郡山太郎

記名

合計(A+B+C)		種 別	単位	単価	金 額	
木 工 事		衛 生 器 具				
給 水 工 事						
総 合 計		小 計 (A)				
種 別	形 状 寸 法	単位	数量	単価	金 額	備 考
便器取付け工						
管布設工						
ます据付け工						
防臭蓋						
既設便器撤去工						
排便管取付け工						
便槽処理工(くみ取り)						
便槽処理工(浄化槽)						
舗装取壊し工						
切込砕石埋戻し工						
山砂埋戻し工						
残土処理工						
切断工	Co・As					
復旧工	Co・As					
産業廃棄物						
小 計 (B)						
測量及び設計料・現場管理費・補足材及び運搬費・一般管理費		一 式 (C)				

・融資あっせん申請をする場合は必ず提出してください。
・工事完了時、数量等に変更がある際は再度提出する必要があります。

※ 融資あっせん申請を伴わない申請にあっては、この調書の記載及び必要書類の添付を省略できます。

別 紙 条 件

1. 排水設備を設置する場所は、郡山市 **豊田町 × ー △**
※表紙の住所と一致していることを確認してください。
とし、その位置は申請書及び図面に記載のとおりとする。
2. 使用料金は、郡山市下水道条例第13条による。
3. 排水設備の設置については、郡山市下水道条例施行規程第3条及び第4条によること。
4. 本工事により他の既設構造物に損傷を与えた時は、ただちに施工者の負担で原形復旧を行なうこと。
5. 道路の路面復旧は、道路管理者の条件に基づき申請者の負担で施工のこと。
6. 使用の開始は、公共下水道使用開始届(第11号様式)により届出ること。
7. 工事完了後は5日以内に排水設備等工事完了届(第4号様式)により届け出て
検査を受けること。
8. 本工事により浄化槽が廃止された場合は、施工者において市長あて浄化槽廃止報告書を
提出すること。

公 共 下 水 道 使 用 開 始 等 届

〇〇 △ 年 5 月 1 日

※提出日記入を記入します。
使用開始後、遅滞なく
提出してください。

郡山市上下水道事業管理者

申 請 人 住 所
氏 名
電 話

郡山市豊田町×-△
朝 日 一 郎
924-〇〇〇〇

記名

下水道工事指定店 所 在 地
名 称
代表者名
電 話

郡山市桑野●丁目×-▲
郡山設備(株)
代表取締役 郡山太郎
924-〇〇〇〇

記名

公共下水道の使用について、次のとおり届けます。

届 出 の 区 分	※必ずいずれかに✓します。 ☒ 開始 ☐ 休止 ☐ 廃止 ☐ 再開			
施 工 場 所	郡山市 豊田町 × - △			
開 始 等 の 年 月 日	〇〇 △ 年 4 月 2 8 日 ※公共汚水樹に接続した日を記入します。 新築の場合はメーター設置日です。 引越日ではありません。			
水道メーター番号 又はお客様番号	※メーター番号を記入します。 XXXXXXXX			
使 用 水 区 分	☒ 水道水 ☐ 井戸水 ☐ その他 ()			
建 物 の 種 類	☒ 一般住宅 ☐ 共同住宅 ☐ 事務所 ☐ 工場 () ☒ 店舗(飲食店) ☐ その他 ()			
使 用 人 数	4 人			
確 認 番 号	第 〇〇 - △△△△ 号			

・ 複
数
選
択
可
能
で
す。
・ 該
当
す
る
も
の
す
べ
て
に
✓
し
ま
す。

備考

- 1 該当する箇所(□印)に✓印を記入すること。
- 2 集合住宅等で水道メーター番号又はお客様番号が複数の場合は、別紙を添付すること。

記入例

排水設備確認申請書設計変更届

〇〇△年 5 月 7 日

郡山市上下水道事業管理者

・設計を変更しようとする場合、完了届提出前に変更届を提出してください。
・雨水経路のみの変更の場合、変更届の提出は不要です。
(図面差替えにて対応します)

申請人 住所
氏名
電話

郡山市豊田町 〇-△
朝日一郎
924-〇〇〇〇

記名

工事指定店 所在地
名称
電話

郡山市桑野●丁目 ×-▲
郡山設備(株)
代表取締役 郡山太郎
924-〇〇〇〇

記名

下水道排水設備
工事責任技術者

郡山花子

記名

※確認日を記入します。

〇〇△年 4 月 〇〇日付けで確認済みの公共・農集・特環 排水設備工事について、
次のとおり変更しますので届け出ます。

施 工 場 所	郡山市 豊田町 ×-△
確 認 番 号	第 〇〇 - △△△△ 号
変 更 事 項 及 び 変 更 内 容	・変更内容の記述は簡単で構いません。 ・変更箇所が分かる図面を添付してください。
変 更 理 由	・「施工の都合のため」など、簡単で構いません。
添 付 書 類	1 工事変更図面 2 排水設備工事調書 3 その他変更を説明するのに必要と認めて指示する書類
備 考	

排水設備工事完了届

〇〇 △ 年 5 月 12 日

※提出日を記入します。
工事完了後5日以内に提出してください。

郡山市上下水道事業管理者

申 請 人 住 所
氏 名
電 話

郡山市豊田町×-△

執 日 一 郎

924-〇〇〇〇

記名

下水道工事指定店 所 在 地
名 称
代表者名
電 話

郡山市桑野●丁目×-▲

郡山設備(株)

代表取締役 郡山太郎

924-〇〇〇〇

記名

排水設備の工事が完了したので、次のとおり届けます。

施 工 場 所	郡山市 豊田町 ×-△	
確 認 番 号	第 〇〇 - △△△△ 号	
確 認 年 月 日	〇〇 △ 年 4 月 〇〇 日	
完 了 年 月 日	〇〇 △ 年 5 月 12 日 ※工事が完了した日を記入します。	
補助制度の利用	融 資 あ つ せ ん 申 請	☐ 有 ☒ 無
	雨 水 流 出 抑 制 施 設 補 助	※必ずいずれかに✓します。
	浄化槽雨水貯留施設転用補助 申 請	☒ 有 ☐ 無
摘 要		

備考 該当する箇所(□印)に✓印を記入すること。

排水設備確認申請書

※提出日を記入します。

〇〇 △ 年 4 月 5 日

郡山市上下水道事業管理者

申請人住所
氏名
電話

郡山市中田町高倉 ○×△

朝日 一郎
924-〇〇〇〇

記名

下水道工事指定店 所在地

郡山市桑野 ●丁目 ×-▲

郡山設備(株)

代表取締役 郡山 太郎

924-〇〇〇〇

記名

電話

下水道排水設備
工事責任技術者

郡山 花子

記名

・審査期間を考慮し提出日から1週間程度の余裕を持って記入してください。
・工事完了予定日は、工事開始予定日から1年以内としてください。

※建て替えの場合も新設です。

排水設備の工事について確認を受けたいので、次の:

・今回申請する工事に伴い処分される便槽を✓します。
・新築や増・改修で既設の便槽がない場合は空欄にします。

施 工 場 所	郡山市 中田町高倉 ○×△		
備 考	※「住所」を記入します。		
種 別	☒ 新 設 ☐ 増 設 ☐ 改 修	便槽の種類	☒ くみ取り ☐ 浄化槽
	☒ 一般住宅 ☐ 共同住宅 ☐ 事務所 ☐ 工場 ()		
	☐ 店舗 () ☐ その他 ()		
使用水区	☒ 水道水 ☒ 井戸水 ☐ その他 ()		
水道メーター番号 又はお客様番号	XXXXXXXX	メーター口径	13 ミリメートル× 1 個
土地面積	メーターが複数の場合は別紙に記入してください。		
工事予定期間	〇〇 △ 年 4 月 15 日 から 〇〇 △ 年 5 月 31 日まで		
補助制度の利用	融 資 あ っ せ ん 申 請	※必ずどちらかに✓します。 ☒ 有 ☐ 無	
添 付 書 類	☒ 見取図 ☒ 平面図 ☒ 縦断面図 ☐ 構造詳細図 ☒ 工事調書 ☐ 見積書		

※添付した書類をすべて✓します。

委任状

〇〇 △ 年 4 月 1 日

※依頼を受けた日を記入してください。

郡山市上下水道事業管理者

上記排水設備確認申請書の提出及び確認後の
副本の受領並びに使用開始届及び工事完了届に
関すること。

(受任者)

工事指定店

郡山設備(株)

記名

(委任者)

申請人

朝日 一郎

記名

確
認
印
等

・融資あっせん申請する場合は工事調書の添付が必要になります。
・その他は任意の見積書のコピーで構いません。
・便槽からの切り替えでない場合は、工事調書・見積書の添付は不要です。

※浄化槽等の清掃がある場合は、清掃業者名及び電話番号を記入してください。

備考

- 該当する箇所(□印)にㇿ印を記入すること。
- 確認印等欄には、記入しないこと。
- 確認後の副本は、申請人本人が保管すること。

使用開始届	年 月 日提出
使用開始日	年 月 日
くみ取り日	年 月 日
完了届	年 月 日提出

記入例

排水設備工事調書

申請人

朝日一郎

記名

下水道工事指定店

郡山市桑野●丁目×一
郡山設備(株)

記名

合計(A+B+C)		種 別		単位	単価	金 額
木 工 事		衛生器具				
給 水 工 事						
総 合 計		小 計 (A)				
種 別		形状寸法	単位	数量	単価	金 額
便器取 付け工						
管 布 設 工						
ま す 据 付 け 工						
防臭蓋						
既 設 便 器 撤 去 工						
排 便 管 取 付 け 工						
便 槽 処 理 工 (くみ 取り)						
便 槽 処 理 工 (浄 化 槽)						
舗 装 取 壊 し 工						
切 込 砕 石 埋 戻 し 工						
山 砂 埋 戻 し 工						
残 土 処 理 工						
切 断 工	Co・As					
復 旧 工	Co・As					
産 業 廃 棄 物						
小 計 (B)						
測量及び設計料・現場管理費・補足材及び運搬費・一般管理費		一 式 (C)				

※ 融資あっせん申請を伴わない申請にあつては、この調書の記載及び必要書類の添付を省略できます。

別 紙 条 件

1. 排水設備を設置する場所は、郡山市 **中田町高倉 ○×△**

※表紙の住所と一致していることを確認してください。

とし、その位置は申請書及び図面に記載のとおりとする。

2. 使用料金は、郡山市農業集落排水設備条例第15条による。
3. 排水設備の設置については、郡山市農業集落排水設備条例施行規程第3条及び
第4条によること。
4. 本工事により他の既設構造物に損傷を与えた時は、ただちに施工者の負担で原形
復旧を行なうこと。
5. 道路の路面復旧は、道路管理者の条件に基づき申請者の負担で施工のこと。
6. 使用の開始は、排水施設使用開始届(第7号様式)により届出ること。
7. 工事完了後は5日以内に排水設備等工事完了届(第4号様式)により届け出て
検査を受けること。
8. 本工事により浄化槽が廃止された場合は、施工者において市長に浄化槽廃止
報告書を提出すること。

排水施設使用開始等届

〇〇 △ 年 4 月 26 日

郡山市上下水道事業管理者

※提出日記入を記入します。
使用開始後、速やかに
提出してください。申請人住所
氏名
電話

郡山市中田町高倉 ○×△

朝日 一郎

924-0000

記名

下水道工事指定店 所在地
名称
代表者名
電話

郡山市桑野 ●丁目 ×-▲

郡山設備 株式会社

代表取締役 郡山太郎

924-0000

記名

排水施設の使用について、次のとおり届けます。

届出の区分	※必ずいずれかに✓します。 ☒ 開始 ☐ 休止 ☐ 廃止 ☐ 再開		
施工場所	郡山市 中田町高倉 ○×△		
開始等の年月日	〇 〇 △ 年 4 月 25 日 ※公共汚水樹に接続した日を記入します。 新築の場合はメーター設置日です。 引越日ではありません。		
水道メーター番号 又はお客様番号	※メーター番号を記入します。 XXXXXXXX		
使用水区分	☒ 水道水 ☒ 井戸水 ☐ その他 ()		
建物の種類	☒ 一般住宅 ☐ 共同住宅 ☐ 事務所 ☐ 工場 () ☐ 店舗 () ☐ その他 ()		
使用人数	6 人		
確認番号	第 X〇〇 - △△△△号	整理番号	第 号

・複数選択可能です。
該当するものすべてに✓します。

備考 該当する箇所(□印)にㄥ印を記入すること。

記入例

排水設備確認申請書設計変更届

〇〇△年 5 月 7 日

郡山市上下水道事業管理者

・設計を変更しようとする場合、完了届提出前に変更届を提出してください。
・雨水経路のみの変更の場合、変更届の提出は不要です。
(図面差替えにて対応します)

申請人 住所
氏名
電話

郡山市中田町高倉 ○×△

朝日一郎
924-〇〇〇〇

記名

※朱肉を使用する印鑑とします。

工事指定店 所在地
名称
電話

郡山市桑野 ●丁目 ×-▲

郡山設備 ㈱
代表取締役 郡山太郎
924-〇〇〇〇

記名

下水道排水設備
工事責任技術者

郡山花子

記名

※確認日を記入します。

〇〇△年 4 月 〇〇日付けで確認済みの公共・農集・特環 排水設備工事について、
次のとおり変更しますので届け出ます。

施工場所	郡山市 郡山市 中田町高倉 ○×△
確認番号	第 X 〇〇 - △△△△ 号
変更事項及び 変更内容	・変更内容の記述は簡単で構いません。 ・変更箇所が分かる図面を添付してください。
変更理由	・「施工の都合のため」など、簡単で構いません。
添付書類	① 工事変更図面 2 排水設備工事調書 3 その他変更を説明するのに必要と認めて指示する書類
備考	

排水設備工事完了届

〇〇 年 5 月 11 日

※提出日を記入します。

工事完了後5日以内に提出してください。

郡山市上下水道事業管理者

申 請 人 住 所
氏 名
電 話

郡山市中田町高倉 〇×△

朝 日 一 郎

924-〇〇〇〇

記名

下水道工事指定店 所 在 地
名 称
代表者名
電 話

郡山市桑野 ●丁目 ×-▲

郡山設備(株)

代表取締役 郡山太郎

924-〇〇〇〇

記名

排水設備の工事が完了したので、次のとおり届けます。

施 工 場 所	郡山市 中田町高倉 〇×△		
確 認 番 号	第X 〇〇 - △△△△ 号		
完 了 年 月 日	〇 〇 年 5 月 11 日 ※工事が完了した日を記入します。		
補助制度の利用	融 資 あ っ せ ん 申 請	☒ 有 ☐ 無 ※必ずいずれかに✓します。	
完 了 検 査	検 査 年 月 日	検査判定	検 査 員 職 氏 名
当 初	〇〇 年 月 日		
第 1 回 補 修	〇〇 年 月 日		
第 2 回 補 修	〇〇 年 月 日		
	〇〇 年 月 日		

整 理 番 号

第

号

備考 該当する箇所(□印)にㇿ印を記入すること。

第3章 除害施設等

第3章 除害施設等

1 店舗や工場・事業場等の公共下水道使用について

店舗や工場・事業場が公共下水道を使用する際には、公共下水道施設の機能及び構造の保全のため、また、下水道終末処理場の放流水質確保のために、下水道法や郡山市下水道条例で特定施設の届出や除害施設の設置が義務付けられています。

・特定事業場について

下水道法では、各作業工程で悪質汚水を発生するおそれのある施設を「特定施設」として指定し、これらの施設を持つ工場・事業場（特定事業場）は事前に届出が必要となります。

また、法に基づく排除基準が定められています。

⇒ 特定施設設置または使用届

申請者は法人または事業体の代表者、もしくは代表者から委任を受けた者（支店長など、社員で、かつ責任を有する者。その際は委任状を添付。）

・除害施設の設置について

上記以外の店舗や工場・事業場でも、排水が下水道施設の機能及び構造の保全のため、定められた排除基準を超えるおそれのある場合には、「除害施設」の設置が必要です。

また、設置の際には事前に**除害施設確認申請書**の提出が必要です。

上記のように、排水設備工事は、一般住宅と店舗や工場・事業場等で取扱いが異なります。排水設備工事を行う際には、一般住宅か店舗や工場・事業場等であるか事前調査を十分に行い、適切な除害施設及び排水設備を設置し、届出等の漏れが無いよう十分注意しなければなりません。

2 除害施設確認申請書の作成

除害施設確認申請書は、正副4通1組提出してください。なお、毛髪阻集器、ランドリー阻集器及び分離柵については正副2通1組提出してください。

(1) 添付書類

種 別	備 考
付近の見取り図・案内図	住宅地図等を添付してください。
除害施設の設計計算書	メーカーに機能及び必要容量を確認してください。
確認書	グリース阻集器の申請をする場合のみ添付してください。
除害施設の構造を示す図面又はカタログ	平面図・構造図又は断面図（主要寸法を記載してください。） ※ 既設の除害施設を使用する場合は写真を添付してください。
敷地内の排水経路	排水設備平面図を添付してください。
その他参考となる資料	厨房詳細図 ・有害物質、油類、廃棄物等の保管場所を示す図面 ・廃棄物処理処分委託契約書の写し ・排水の量及び水質測定結果 等

(2) 誓約書について

・設置場所、建物の構造、その他の事由により、必要容量の除害施設設置が著しく困難な場合には、下記の点を明記した誓約書を提出してください。

- ① 必要容量の除害施設が設置できない理由
- ② 次期改造の際、必要容量の除害施設を設置する旨の誓約
- ③ ②の時点までの間の水質管理方法
- ④ その他必要事項

・貸店舗等で事業系排水であるがテナントが未定の場合には、テナントが決まり次第、その事業内容の実態に合った除害施設を設置する旨を明記した誓約書を提出してください。

上記誓約書は、申請者から公共下水道管理者（上下水道事業管理者）へ一部提出します。

(3) グリース阻集器の保守管理について

阻集器設置後、適正な管理を行っていない店舗等が見受けられますので、阻集器設置した際は、下水道工事指定店から申請者や阻集器を使用する方（店長等）へ保守管理について詳しく説明してください。

除 害 施 設 確 認 申 請 書

令和 △ 年 4 月 13 日

郡山市上下水道事業管理者

記 名

住 所 郡山市豊田町〇番〇号
 申請人 氏名又は名称 (株) 〇〇〇〇産業
 及び代表者名 代表取締役 郡山太郎
 電 話 024-924-0000

除害施設の使用・**新設**・増築・改築について確認を受けたいので、次のとおり申請します。

工 場 又 は 事 業 場 の 名 称	レストラン朝日 TEL 924 - 0001
工 場 又 は 事 業 場 の 所 在 地	郡山市豊田町〇〇番〇〇号
業 種	飲食業（洋 食）
除 害 施 設 の 構 造	別紙カタログのとおり
汚 水 の 処 理 方 式	グリース阻集器
廃油・汚泥等廃棄物の処理方法 （処理処分委託業者名）	業者委託処理処分 （株式会社 〇〇〇産業）
日 平 均 排 水 量	5.0 m ³ /日
処 理 水 質 項 目	p H B O D 油 分 その他（ ）
工事着手及び完成予定年月日	着 工 〇〇 △ 年 4 月 20 日 完 成 〇〇 △ 年 4 月 30 日
設 計 者 名	〇〇化成工業（株）
施 工 業 者	（有）〇〇〇設備工業 TEL 924-0002
工 事 金 額	1,000,000 円
確 認 印	

除 害 施 設 完 了 届

令和 △ 年 5 月 28 日

郡山市下水道事業管理者

記 名

住 所 郡山市豊田町〇番〇号

申請人 氏名又は名称 (株)〇〇〇〇産業
及び代表者名 代表取締役 郡 山 太 郎

電 話 024-924-0000

下記のとおり除害施設が完成しましたのでお届けします。

工 場 又 は 事 業 場 の 名 称	レストラン朝日 TEL 924 - 0001
工 場 又 は 事 業 場 の 所 在 地	郡山市豊田町〇〇番〇〇号
業 種	飲食業 (洋 食)
工 事 着 手 及 び 完 成 年 月 日	着 工 〇〇 △ 年 4 月 20 日 完 成 〇〇 △ 年 5 月 28 日
使 用 開 始 年 月 日	〇〇 △ 年 4 月 24 日
施 工 業 者	(有) 〇 〇 〇 設 備 工 業 TEL 924-0002
備 考 * 廃油・汚泥等廃棄物の処理方法等 (委 託 業 者 名)	* 維持管理業者 株式会社 〇〇〇 * 廃油等処理 株式会社 〇〇〇産業

確 認 書

令和 △ 年 6 月 20 日

郡山市上下水道事業管理者

記 名

住 所 郡山市豊田町○番○号

(株) ○○○○産業

氏 名 代表取締役 郡山太郎

下水道に排除する下水に含まれる油などを取り除くための装置「グリーストラップ」を、下記のとおり適正に管理し、油などを公共下水道へ流さないことを遵守します。

なお、グリーストラップから油などが溢れたことが原因で、公共下水道の施設を損傷させた場合、公共下水道を管理する郡山市の指導に従い、下水道管の清掃を含めた現状回復を行います。

記

◎「グリーストラップ」の管理を次のとおり行います。

- ① バスケットの清掃：毎日 1 回
- ② 油の除去及び清掃：週に 1 回以上（油の堆積が多い場合は、毎日除去及び清掃を実施します。）
- ③ 沈殿物の除去及び清掃：月に 1 回以上（沈殿物の堆積が多い場合は、適時除去及び清掃を実施します。）
- ④ 排水トラップ内部の清掃：2～3 か月に 1 回

※清掃して除去したものは、専門の産業廃棄物処理業者に処理を依頼します。

現状回復等を実施しなければならない根拠

下水道法第 18 条（損傷負担金）

公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用について、その必要を生じた限度において、その行為をしたものにその全部又は一部を負担させることができる。



飲食店等の みなさまへ



グリース阻集器の設置が 義務付けられています

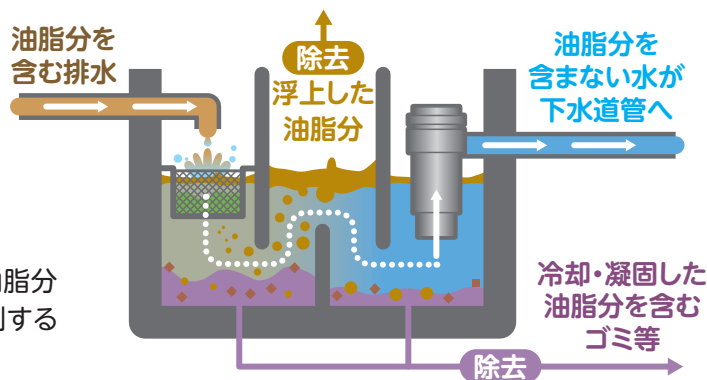
※ 郡山市下水道条例施行規程第4条第5号

※ 建築基準法関係規定(昭和50年建設省告示第1597号)

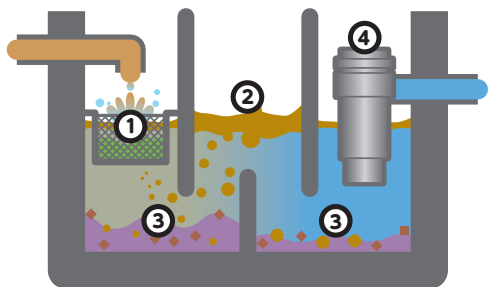
グリース そしゅうき 阻集器とは

排水に含まれる油脂分が
下水道管に流出するのを
防ぐための装置で、
グリーストラップとも
呼ばれます。

阻集器内で排水を滞留させ、浮上もしくは凝固した油脂分
を取り除くことで、下水道管に油脂分が流出するのを抑制する
仕組みになっています。



グリース阻集器は 定期的に清掃して ください!



阻集器の清掃を怠ると本来の機能が果たせなくなり、下水道管の
詰まりの原因になってしまいます。

専門業者に依頼して行う清掃だけでは頻度が足りないので、以下
の清掃回数を参考に、**グリース阻集器の使用者または所有者**
が定期的に清掃を実施してください。



① バスケット
日/1回

バスケットを取り外し、
中のゴミを捨てる。



② グリース(油脂分)
週/1回

浮上もしくは凝固した
油脂分を取り除く
※油脂の使用が多い店舗
では日1回。



③ 阻集器内の清掃
1ヶ月/1回

阻集器の壁面や底
に付着したゴミ等を
取り除く。



④ トラップ
2~3ヶ月/1回

掃除口のキャップを
外し、中のぬめりを
取り除く。

※掃除口のキャップは、忘れず元の位置へ。



注意点

- ※ グリース阻集器内の排水中に、空気を送りこむ装置を取り付けしないでください。
- ※ 清掃に伴い発生したゴミは、廃棄物に関する法律に従い処分してください。
- ※ グリース阻集器の上部や周辺には物を置かず、清掃しやすい環境にしてください。



第4章 「水洗便所改造資金」 融資あっせん制度等

第4章「水洗便所改造資金」融資あっせん制度等

1 郡山市水洗便所改造資金融資あっせん制度の取扱注意事項

(1) 郡山市水洗便所改造資金融資あっせん制度の適用範囲

公共下水道・湖南特定環境保全公共下水道・農業集落排水処理区域内に適用されます。

(2) はじめに融資あっせん制度利用の有無の確認を

お客様と排水設備工事の契約を交わす際に、融資あっせん制度を利用するか、自己資金のみで工事費を負担するのか必ず決めてください。

(3) 金融機関の融資審査について

上下水道局があっせんを決定しても、金融機関の融資審査が通らず、融資が受けられない場合があります。

申請者は、予め借入希望の金融機関に制度利用を相談してください。

(4) 「融資あっせん申請書」は排水設備確認申請書と一緒に提出を

「融資あっせん申請書」は、申請者本人が自署又は記名押印し、排水設備確認申請書と一緒に提出してください。それ以降に融資あっせん申請書が提出されても受付けできないので注意してください。

なお、排水設備確認申請書に、融資あっせん申請の有無について確認欄があるので必ず記入してください。

(5) 連帯保証人の資格について

融資あっせん制度を利用する場合は、連帯保証人が必要です。連帯保証人は、家族の方や、市外に居住している方でもよいですが、①市区町村民税及び都道府県民税が課税され、かつ②市税等の滞納がなく、③申請者と同一の会社（個人事業を含む）に勤務していないことが条件になります。③の勤務先が別とは、会社の代表権を持つ者が一人でも重複していないことをさします。

※なお、あっせん決定（排水設備工事検査済確認書の交付）後の保証人の変更はできないので注意してください。

また、金融機関との契約の際には、保証人の保証意志宣明公正証書や連帯保証人との面談も必要となる場合があります。予め金融機関に確認してください。

(6) 申請時の添付書類について

連帯保証人が郡山市民の場合は、①申請者と②連帯保証人の「同意書」（自署又は記名押印）が必要です。

連帯保証人が郡山市外在住の場合は、①申請者の「同意書」と②連帯保証人の「住民票」及び「納税証明書」が必要です。

その他に、③「排水設備工事調書」が必要です。

なお、「同意書」については、この制度の利用条件である市税等の滞納がないこと等の確認のために必要となるものです。

(7) 契約に必要な書類の交付について

実際に金融機関に持参する必要書類（検査済確認書、借入申込書、金銭消費貸借契約証書）は、排水設備工事完了届出による完了検査に合格し、申請者及び連帯保証人の市税等の滞納がない事など、あっせん要件を満たしていることが確認できたものについて、上下水道局から申請者に交付します。

(8) 金融機関との手続きに関する注意について

金融機関との手続きに関する書類は、記入せずに金融機関へ持参すること。また、契約時に必要な証明書や契約手続き等については金融機関で異なるため、直接問い合わせすることをお客様へ説明してください。

(9) 対象となる経費について

以下の経費を融資あっせん制度の対象とします。

- 1) 公共下水道又は農業集落排水施設への接続に伴う工事費
- 2) 汲取り便所及び浄化槽の撤去費用

※給水工事や戸棚取付け工事など、一部対象とならない工事費用があります。

(10) 融資あっせんの金額について

融資あっせんの限度額は、排水設備工事調書の金額のうち、融資あっせんの対象となる経費の合計金額（1万円未満端数切捨て）で、一戸建てが80万円、集合住宅等が200万円となります。

融資あっせん申請後、設計変更等により、排水設備工事調書の金額変更が生じた場合は、速やかに排水施設係へ変更届を提出してください。（変更後の排水設備工事調書を2部添付）

なお、排水設備工事完了届出後は、金額の変更はできませんので注意してください。

(11) 融資あっせん資金の使途について

金融機関からの貸付金を目的外に使用した場合は、利子の補給を停止します。そうすると金融機関から一括返済を求められます。金融機関からの貸付金が入金された後、その資金全額を施工業者に支払うという順番にも注意してください。

融資あっせん制度 担当
郡山市上下水道局 営業課 普及係
(024) 932-7666

上下水道局では、市民の皆さんが下水道接続の改造工事資金を金融機関から借りやすくするため、融資のあっせんをしておりますので、ご利用ください。

※法人は対象になりません。

あっせん額 一戸建て／80万円以内

集合住宅又は共同住宅／200万円以内

利 子 無利子(上下水道局が全額負担します。)

あっせん条件 ○申請者

- ・郡山市民であること。
- ・下水道に接続する居住目的の建物の所有者又は占有者(建物の所有者の同意を得た場合に限る。)であること。
- ・市県民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税、下水道受益者負担金又は受益者分担金を滞納していないこと。

○連帯保証人(1名)

- ・市区町村民税及び都道府県民税が課税され、かつ、滞納していないこと。
- ・固定資産税、都市計画税、国民健康保険税及び軽自動車税を滞納していないこと。
- ・申請者と同一の会社(個人事業を含む。)等に勤務していないこと。

あっせん先 市内の各金融機関(上下水道局と利子補給等の契約を締結している金融機関)

償還方法 融資された翌月から60か月以内の元金均等償還

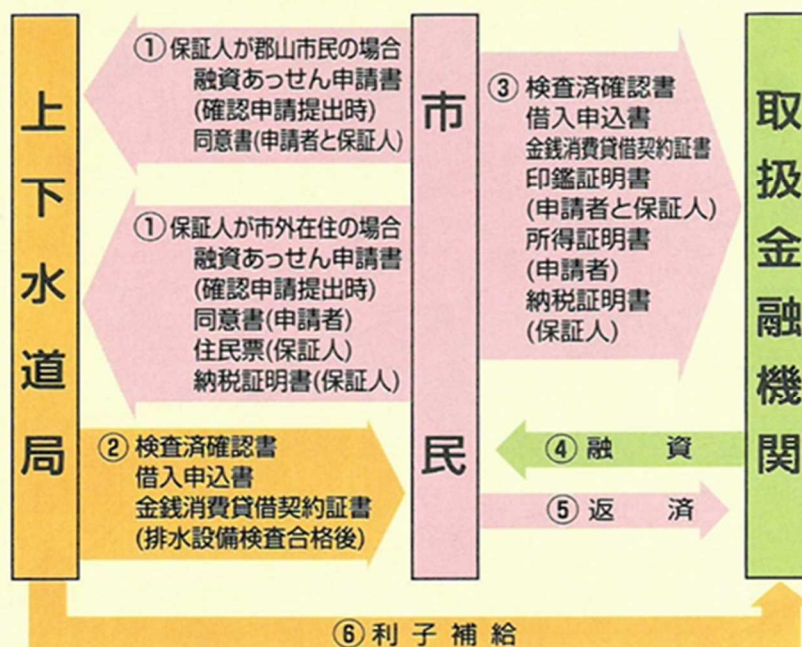
申込み方法 下水道工事指定店に**工事を依頼する際に、融資あっせん制度を利用する旨申し出てください。工事が開始されてから融資あっせん制度の申請をされてもお取り扱いできませんので、ご注意願います。**

申込み書類 【連帯保証人が郡山市民の場合】 ■融資あっせん申請書 ■同意書(申請者と保証人1通ずつ)
【連帯保証人が市外在住の場合】 ■融資あっせん申請書 ■同意書(申請者)
■住民票(保証人) ■納税証明書(保証人)

※同意書については、市税の納付状況等の確認のために提出していただきます。

申込み書類は、下水道工事指定店に備え付けられております。

融資あっせん制度の手続き



水洗便所改造資金融資あっせん申請書

〇年 〇月 〇日

郡山市上下水道事業管理者

申請者 住 所 郡山市朝日〇丁目×一△

氏 名 朝日 一郎

電話番号 924-〇〇〇〇

勤 務 先 株式会社 こおりやま

- ☐ 郡山市民ですか？
- ☐ 建物の所有者又は占有者ですか？
- ☐ 税金等の滞納はありませんか？

自署又は記名押印

郡山市水洗便所改造資金融資あっせん要綱第5条の規定に基づき水洗便所改造資金の融資あっせんを受けたいので申請します。

施 工 場 所	郡 山 市 朝日〇丁目×一△			
戸 数 及 び 工 事 費	1 戸	800 千円		
建築物の所有者及び所有者の同意の有無	所有者氏 名	朝日 一郎	同意の有 無	☐ 有 ☒ 無
連帯保証人となる予定の者の住所、氏名及び勤務先	住所	郡山市夕日〇丁目×一△		
	氏 名	夕日 二郎	勤 務 先	有限会社 郡山
融 資 希 望 金 融 機 関	こおりやま銀行			
施 工 業 者 名	郡山設備株式会社			
浄化槽雨水貯留施設転用工事	☐ 有 ☒ 無	雨水流出抑制施設補助申請		☐ 有 ☒ 無
		浄化槽雨水貯留施設転用補助申請		☐ 有 ☒ 無
排水設備等確認申請書	確 認 番 号	第 一 号		
	確認年月日	年 月 日		
融 資 あ っ せ ん 額	万円			
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日			
排 水 設 備 等 工 事	発 行 年 月 日	年 月 日		
検 査 済 確 認 書	発 行 番 号	第 号		
添付書類				
☐ 住民票を閲覧すること並びに市県民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税及び軽自動車税の納付状況を確認することについての同意書(第2号様式)(申請者及び連帯保証人となる予定の者) ☐ 住民票抄本並びに市町村民税及び道府県民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税並びに軽自動車税の納税証明書(連帯保証人となる予定の者が郡山市外在住の場合) ☐ 排水設備工事調査 ☐ その他 ()				

- 備考 1 太線枠内のみ記入してください。
- 2 「同意の有無」欄は、該当する箇所(□印)にレ印を記入すること。
- 3 添付書類は、発行日から3月以内のものを添付すること。

記入例

同意書

○年 ○月 ○日

郡山市上下水道事業管理者

自署又は記名押印

申請者住所 郡山市朝日○丁目×-△

生年月日 平成 ○年 ○月 ○日

(フリガナ)

氏名 アサヒ イチロウ
朝日 一郎

電話番号 924- ○○○○

私は、郡山市水洗便所改造資金融資あっせんの申請に伴い、当該申請に係る審査の担当課が住民票を閲覧すること及び郡山市の次の税目について、納付状況(税目・税額・申告の有無等)の確認のため、税務担当課に照会することに同意します。

【確認税目】

個人市民税及び県民税(普通徴収)、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税

記入例

同意書

○年 ○月 ○日

郡山市上下水道事業管理者

自署又は記名押印

連帯保証人と 住 所 郡山市夕日○丁目×-△

なる予定の者 生年月日 平成 ○年 ○月 ○日

(フリガナ)

氏 名 ユウヒ イチロウ
夕日 一郎

電話番号 924- ○○○○

私は、郡山市水洗便所改造資金融資あっせん申請者 朝日 一郎 の連帯保証人となる予定の者として、当該申請に係る審査の担当課が住民票を閲覧すること及び郡山市の次の税目について、納付状況(税目・税額・申告の有無等)の確認のため、税務担当課に照会することに同意します。

【確認税目】

個人市民税及び県民税(普通徴収)、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税

郡山市排水設備工事検査済確認書

発行番号
年 月 日

様

郡山市上下水道事業管理者

下記のとおり、排水設備の工事が完了したことを確認します。

記

1 施設の申請者 住所 郡山市

氏名

2 施行場所 郡山市

3 完了期日 年 月 日

4 工事費 金 円

5 融資限度額 金 円

（ただし、1戸分の融資額の範囲内とする。）

6 融資を受ける場合の本証の有効期限 年 月 日

なお、当該期間内に融資手続き（融資機関から申請者の指定口座への入金までの一切の事務を含む。）を完了しない場合は、融資あっせんの決定を取り消すこととなりますので、融資機関への書類等の提出は、遅くとも本証の有効期限の10日前まで行ってください。

2 特定環境保全公共下水道接続補助金について

(1) 事業概要

本事業は、湖南地区特定環境保全公共下水道事業で整備した区域において、高齢者世帯の下水道接続の促進を図るとともに、公共用水域の水質保全と生活環境の改善に寄与することを目的として、住宅の排水設備の整備を行う高齢者世帯に対する補助金を交付する制度で、平成26年4月1日から施行しています。

(2) 補助対象者

以下の要件をすべて満たす方。

- 1) 65歳以上の方のみで構成される世帯の方
- 2) 市県民税が非課税又は均等割のみで構成される世帯の方
- 3) 郡山市税等及び下水道受益者負担金、分担金の滞納がない方
- 4) 施工する家屋に、自ら現に居住し、又は居住を予定している方

(3) 補助対象経費

以下の経費の一部を補助の対象とします。

- 1) 公共下水道への接続に伴う工事費
- 2) くみ取り便所及び浄化槽の撤去費用

※給水工事や戸棚取付け工事など、一部対象とならない工事費用があります。

(4) 補助金の額

工事費の2/10で20万円以内（千円未満切捨て）

(5) 手続等

1) 提出書類

申請時	排水設備工事の完了検査で合格してから5日以内
① 補助金交付申請書 ⑤工事の図面（平面図）	① 工事完了届 ⑤領収書（写し）
② 収支予算書 ⑥同意書	② 工事施工写真
③ 工事見積書 ⑦口座振込報告書	③ 実績報告書
④ 案内図（位置図）	④ 収支決算書

2) 申請書類提出時の注意事項

- ・提出書類の訂正には、修正液、砂消し等を使用しないでください。
- ・提出書類は、申請者本人が自署又は記名押印してください。
- ・申請書は、排水設備確認申請書と同時に提出してください。
- ・補助金交付申請書の申請月日等の日付については、空欄のまま提出してください。
- ・工期の設定及び申請書類の提出は着手の2週間程度前を目安に行ってください。

3) 見積、図面作成の注意事項

- ・補助の対象となる経費（工事費）は、公共下水道への接続に伴う工事費、汲取り便所及び浄化槽の撤去費用です。なお、給水工事は対象外となります。
- ・配管工事等を見積りをする際は、他の補助事業に係る工事と隣接し、作業が重複して行われる箇所がないか注意し、重複が発生した場合は、その費用を減額調整してください。

4) 施工時の注意事項

- ・工事は「補助金等交付決定通知書」による補助金交付決定後を目安に着手してください。

5) 交付決定通知後の設計変更について

- ・交付決定通知後に設計変更が生じた場合には、速やかに「補助事業等内容変更等承認申請書」を提出し、承認を受けてください（※軽微な変更を除きます）。変更の承認を受けずに工事を完了した場合、変更届は受付できません。特に、工事金額の変更に伴い補助金額が変更になる場合、補助金が交付できなくなるので十分注意してください。

6) 完了届、実績報告書等提出時の注意事項

- ・完了届、実績報告書等は、排水設備工事の完了検査で合格した日から5日以内に提出してください。

(6) 補助金交付の条件

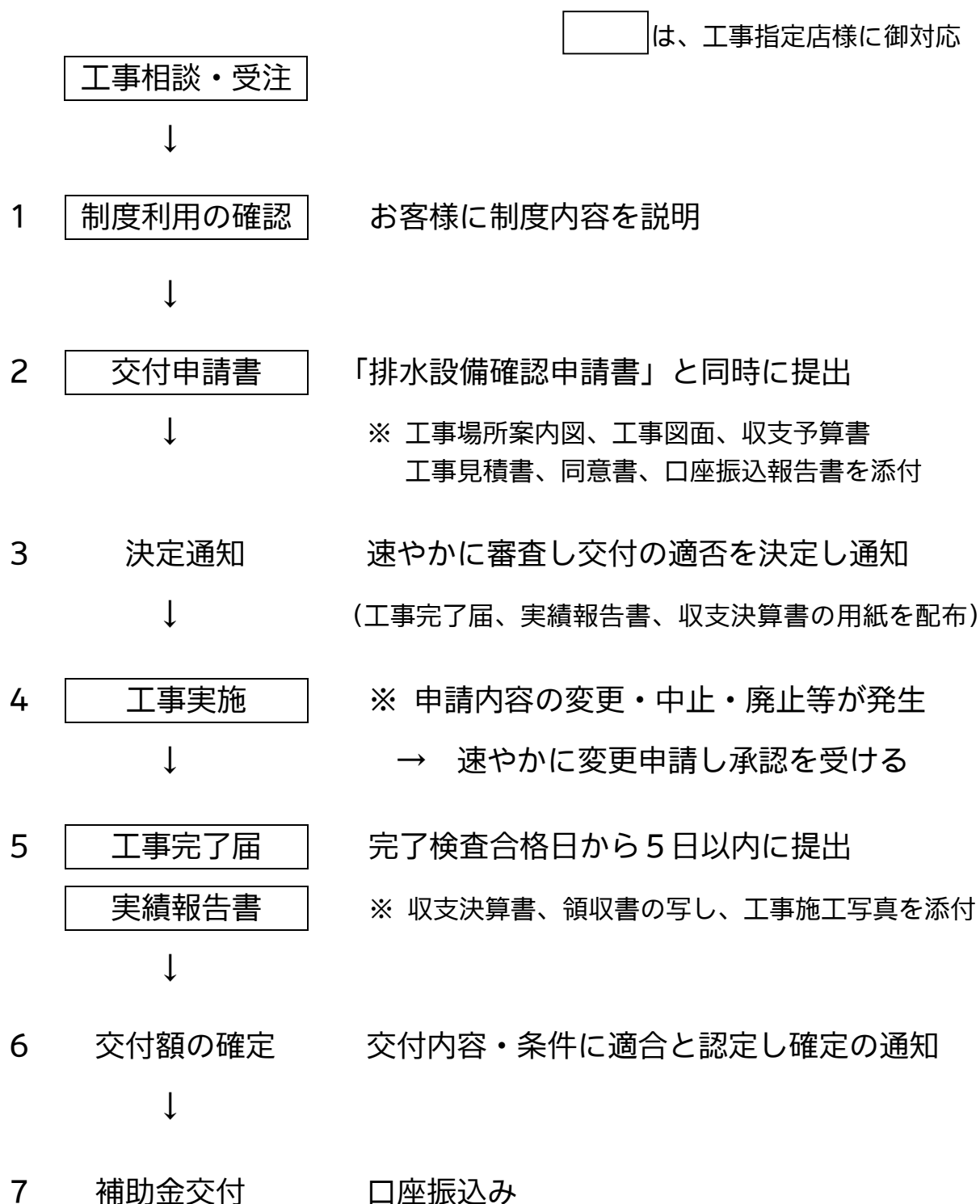
- 1) 補助金を目的以外に使用しないこと。
- 2) 排水設備の適正な維持管理を行うこと。
- 3) 管理者が必要に応じて行う現地調査に協力すること。
- 4) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

特定環境保全公共下水道接続補助金制度 担当

郡山市上下水道局 営業課 普及係

(024) 932-7666

特定環境保全公共下水道接続補助金の手続き



交付申請時に提出

記入例

第1号様式（第6条関係）

〇年 〇月 〇日

郡山市上下水道事業管理者

申請者本人による自署又は記名押印

住 所 郡山市湖南町福良字〇〇

申請者 ×××番地

氏 名 南 太郎

電 話 984-〇〇〇〇

特定環境保全公共下水道接続補助金交付申請書

交付申請額は、工事費の2/10で
20万円以内（千円未満切り捨て）
となります。

次のとおり、公共下水道へ接続したいので、補助金を交付して下さるよう申請します。

施工場所		郡山市湖南町福良字〇〇×××番地			
総 事 業 費	工 事 名	数 量		金 額	
	公共下水道接続工事	1 式		450,000円	
	浄化槽等撤去工事	1 式		150,000円	
	合 計			600,000円	
補助金交付申請額		120,000円			
着手、完了予定日		着手	R6・7・1	完了	R6・9・20
工事業業者名		株式会社湖南設備 TEL924-〇〇〇〇			
排水設備確認番号		〇〇-〇〇〇〇			
建築物の所有者及び 所有者の同意の有無		所有者 氏 名	南 一郎	同意の 有 無	☒ 有 ☐ 無
添付書類		☐ 工事場所の案内図 ☐ 工事の図面 ☐ 特定環境保全公共下水道接続補助金収支予算書 （第2号様式） ☐ 特定環境保全公共下水道接続工事見積書 （第3号様式） ☐ 郡山市税等の納付確認に係る同意書（第4号様式） ☐ その他管理者が必要と認めて指示する書類			
摘 要		☐ 市税等完納済			

日付は余裕をもって設定してください。

市確認項目

記入例

交付申請時に提出

第2号様式（第6条関係）

特定環境保全公共下水道接続補助金収支予算書

1 収入

（単位：円）

項 目	予 算 額	摘 要
補 助 金	120,000円	
自 己 資 金	480,000円	
合 計	600,000円	

補助金交付申請額を記入します。

2 支出

項 目	予 算 額	摘 要
公共下水道接続工事		
〇〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	
××××	〇〇, 〇〇〇	
△△△△	〇〇, 〇〇〇	
□□□□	〇〇, 〇〇〇	
〇〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	
諸経費	〇〇, 〇〇〇	
消費税	〇〇, 〇〇〇	（工事費＋諸経費）× 10%
小 計	450,000	
浄化槽等撤去工事		
××××	〇〇, 〇〇〇	
△△△△	〇〇, 〇〇〇	
諸経費	〇〇, 〇〇〇	
消費税	〇〇, 〇〇〇	（工事費＋諸経費）× 10%
小 計	150,000	
合 計	600,000	

上記のとおり相違ありません。

申請者本人による自署又は記名押印

〇年 〇月 〇日 氏 名 南 太 郎

記入例

交付申請時に提出

第3号様式（第6条関係）

施工業者 郡山市〇〇丁目〇番〇号

代表者による自署又は記名押印

株式会社湖南設備

代表取締役〇〇〇〇

特定環境保全公共下水道接続工事見積書

[illegible]

記入例

交付申請時に提出

第4号様式（第6条関係）

同意書

○年 ○月 ○日

郡山市上下水道事業管理者

申請者本人による自署又は記名押印

住所又は
申請者所在地
(フリガナ) ミミ 如ウ
氏 名 南 太郎
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日
電話番号 984-〇〇〇〇

私は、郡山市特定環境保全公共下水道接続補助金の交付申請に伴い、当該申請に係る審査の担当課が住民票を閲覧すること及び郡山市の次の税目について、納付状況(税目・税額・申告の有無等)の確認のため、税務担当課に照会することに同意します。

【確認税目】

市県民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税

交付申請時に提出

記入例

○年 ○月 ○日

郡山市上下水道事業管理者

申請者本人による自署又は記名押印

住 所 郡山市湖南町福良字〇〇××番地

氏 名 南 太郎

電 話 984-〇〇〇〇

補助金口座振込報告書

補助金を下記の口座に振り込んでください。

(取引金融機関)

口座名義人	フリガナ ミナミ タロウ							
	南 太郎							
金融機関名	朝日	銀行・金庫 組合・農協	湖南	本店・支店 出張所				
口座番号	種 類	口 座 番 号						
	1 普通（総合） 2 当 座	1	2	3	4	5	6	7
備 考								

完了届（5日以内に提出）

記入例

第5号様式（第10条関係）

特定環境保全公共下水道接続工事完了届

〇年 〇月 〇〇日

郡山市上下水道事業管理者

申請者本人による自署又は記名押印

住 所 郡山市湖南町福良字〇〇×××番地

申請者

氏 名 南 太郎

交付決定通知の交付決定日、番号を記入します。

電 話 984-〇〇〇〇

〇年 〇月 〇日付け郡上下営第〇〇〇号による補助金交付決定のあった下水道接続工事が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

施工場所

郡山市湖南町福良字〇〇×××番地

施工完了日

〇年 〇月 〇〇日

交付決定年月日

交付決定通知の交付決定日を記入します。

〇年 〇月 〇日

排水設備確認番号

〇〇-〇〇〇〇

検査完了日

〇年 〇月 〇〇日

記入例

実績報告時に提出

第6号様式（第12条関係）

○年 ○月○○日

郡山市上下水道事業管理者

申請者本人による自署又は記名押印

住 所 郡山市湖南町福良字○○

申請者 ×××番地

氏 名 南 太郎

電 話 984-○○○○

特定環境保全公共下水道接続補助金実績報告書

○年 ○月 ○日付け郡上下営第○○○号による補助金等交付決定通知に係る補助事業等が完了したので、その成果を次のとおり報告します。

変更がなければ申請時と同額を記入します。

施工場所		郡山市湖南町福良字○○×××番地			
	工 事 名	数 量		金 額	
計 画 額	公共下水道接続工事	1 式		450,000円	
	浄化槽等撤去工事	1 式		150,000円	
	合 計			600,000円	
確 定 額	公共下水道接続工事	1 式		450,000円	
	浄化槽等撤去工事	1 式		150,000円	
	合 計			600,000円	
補助金等の額		既に通知を受けている額	120,000円	確 定 見積額	120,000円
着手、完了日		着 手	R6・7・1	完 了	R6・9・20
工事業者名		株式会社湖南設備 TEL924-○○○○			
補助事業等の成果		生活環境の改善と公共用水域の水質保全のため、下水道へ接続し、適正な汚水処理を図った。			
添付書類		☐ 特定環境保全公共下水道接続補助金収支決算書（第7号様式） ☐ 工事に係る領収書の写し			

実績報告時に提出

記入例

第7号様式（第12条関係）

特定環境保全公共下水道接続補助金収支決算書

1 収 入

(単位：円)

項 目	決 算 額	摘 要
補 助 金	120,000円	
自 己 資 金	480,000円	
合 計	600,000円	

変更がなければ予算額と同額を記入します。

2 支 出

項 目	決 算 額	摘 要
公共下水道接続工事		
〇〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	
××××	〇〇, 〇〇〇	
△△△△	〇〇, 〇〇〇	
□□□□	〇〇, 〇〇〇	
〇〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	
諸経費	〇〇, 〇〇〇	
消費税	〇〇, 〇〇〇	
小 計	450,000	
浄化槽等撤去工事		
××××	〇〇, 〇〇〇	
△△△△	〇〇, 〇〇〇	
諸経費	〇〇, 〇〇〇	
消費税	〇〇, 〇〇〇	
小 計	150,000	
合 計	600,000	

上記のとおり相違ありません。

申請者本人による自署又は記名押印

〇年 〇月 〇〇日

氏 名 南 太郎

実績報告時に写しを提出

記入例

○年 ○月○○日

南 太郎 様

領 収 書

金 ￥600,000

印紙

印

但し、下水道接続工事費及び浄化槽撤去工事費として

税抜金額 545,455円

消費税額 54,545円

郡山市○○丁目○番○号

株式会社湖南設備

代表
者印

※ 領収書の様式は任意です。

第5章 雨水活用補助金・浄化槽雨水 貯留施設転用補助金

(1) 制度の趣旨（郡山市雨水活用補助金交付要綱第1条）

雨水による浸水被害の軽減等を図るため、雨水活用施設を設置する者に対する補助金

① 雨水活用補助金制度

対象区域：公共下水道の全体計画区域内

助成対象：ア) 公共下水道への接続の際に不用となった浄化槽の雨水貯留施設への転用
又は新たな雨水貯留施設の設置

イ) 雨水浸透ますの設置

ウ) 雨水貯留タンク（100リットル以上）の設置

② 浄化槽雨水貯留施設転用補助金制度

対象区域：特定環境保全公共下水道の供用開始区域内

助成対象：特定環境保全公共下水道への接続の際に不用となった浄化槽の雨水貯留施設への転用

※浄化槽転用雨水貯留施設とは（郡山市雨水活用補助金交付要綱第2条）

公共下水道への接続等により不用となる浄化槽を転用して、住宅等の敷地内に降った雨水を貯留することにより、流出を抑制するとともに、庭木への散水等の水として活用できる施設

○補助金の額

① 雨水活用補助金制度

ア) 浄化槽転用等 工事費の2/3で25万円（一般住宅）、40万円（事業所等）を限度

イ) 雨水浸透ます 工事費の2/3で2万5千円を限度 1棟につき4基まで

ウ) 雨水貯留タンク 購入費の2/3で4万円を限度 1棟につき1基まで

※ウ) 雨水貯留タンクの場合、設置費及び送料は補助対象外です。

② 浄化槽雨水貯留施設転用補助金制度

ア) 浄化槽転用 工事費の2/3で20万円を限度

○補助金交付の条件（郡山市雨水活用補助金交付要綱第7条）

補助金を目的以外に使用してはならない。補助事業により取得した施設は、当該補助事業が完了した日の属する年度から起算して7年間は存続させ、その保全に努めなければならない。など補助金交付の条件があります。詳しくはお尋ねください。

※補助金等交付申請に必要な書類は、営業課窓口で配布しております。また、市のウェブサイトからもダウンロードすることが可能です。

※補助金の交付が受けられなくなるため、早目に工事を完了し、施工年度の3月初めまでに上下水道局の検査を受けてください。



(2) 手続き等

ア) 浄化槽転用等雨水貯留施設（新設を含む）

○提出書類

申請時		工事完了時	実績報告時
①補助金等交付申請書	⑥同意書	①設置完了届	①実績報告書
②収支予算書	⑦ポンプ仕様書（※写し可）	②設置写真	②収支決算書
③工事の図面（平面図）	⑧口座振込報告書		③領収書の写し
④工事見積書			
⑤案内図（位置図）			

○申請書類提出時の注意事項

- ・提出書類の訂正にあたっては、砂消しや修正液等を使用しないでください。
- ・提出書類については、申請者の自署又は記名押印してもらってください。
- ・申請書の提出は、原則として排水設備確認申請書と同時に提出してください。
- ・補助金等交付申請書の申請月日等の日付については、すべて空欄のまま提出してください。
- ・工期は、余裕を持って設定してください。
- ・申請書類は余裕を持って提出してください。（※着手予定日の2週間程度前が目安です。）
- ・申請書類に押印する申請者印は、すべて同じ印鑑にしてください（※朱肉を使用する印鑑とします）。

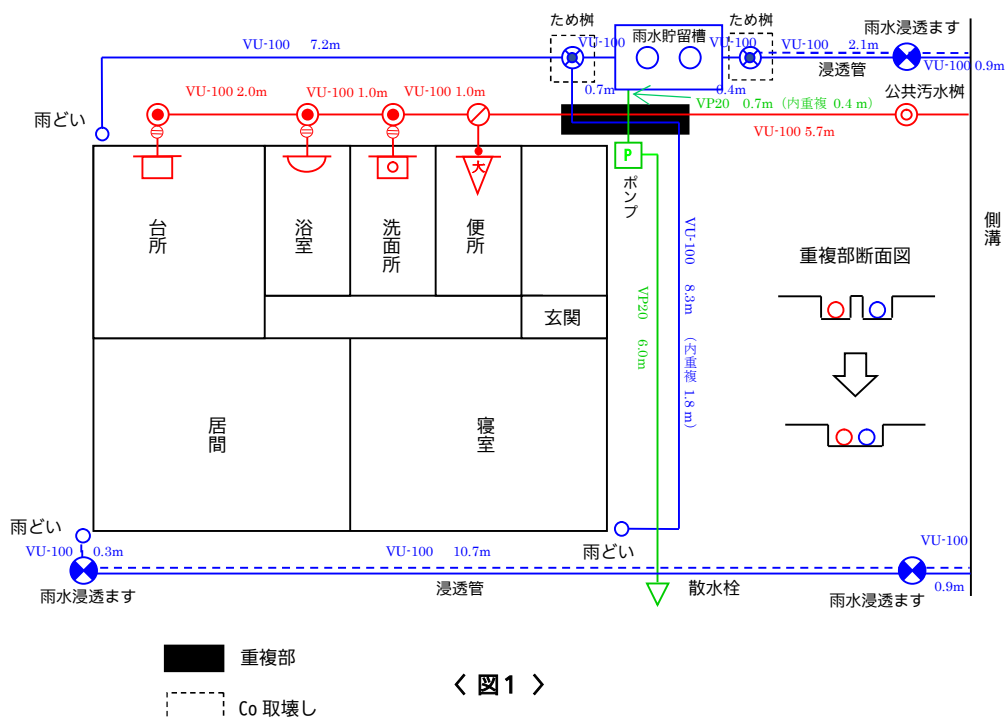
○見積、図面作成の注意事項

- ・見積書には、代表者印を押してください。
- ・補助の対象となる経費（工事費）（「新設」について、湖南地区は対象外）

新 設

 タンク（地下埋設型で、貯水槽となるもの）、散水栓、ポンプ設備、配管、コンクリート（C o）・アスファルト（A s）取り壊し、復旧等に要する経費
- | |
|-------|
| 浄化槽転用 |
|-------|

 浄化槽の汲み取り・清掃、内部部品撤去・処分費、散水栓、ポンプ設備、配管、C o・A s取り壊し、復旧等に要する経費
- ・平面図を作成する際、排水設備も図面に記載し、新設・既設を区別してください。
- ・平面図には、雨水管・貯留給水管の区間ごとの延長も記載してください。
- ・雨水貯留槽へは雨どいを最低2本以上（極力多くの雨どいを接続すれば雨水が貯まりやすい。）接続し、足洗い・集水桟等排水を流入させないでください。
- ・雨どいからの配管については、雨どいの位置、雨水管の系統を十分調査して、経済的、効率的に接続してください。雨水による浸水被害の軽減等が図れない施設への補助金交付はできません。
- ・C o・A sを取り壊し・復旧する場合、平面図中にその部分がどこか分かるよう明記し、見積書の備考欄に「数量」の根拠となる計算式を記入してください。
- ・配管工事の見積りをするときは、排水設備工事と本工事が隣接していて、掘削・埋め戻しが同位置になる場合、その掘削・埋め戻し費用を減額調整してください。また、平面図中にも重複部分がどこか分かるよう明記してください。＜次頁図1＞



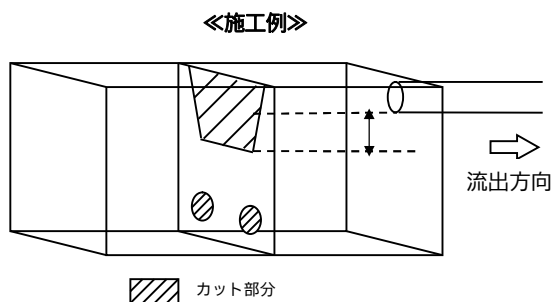
＜ 図 1 ＞

○施工時の注意事項

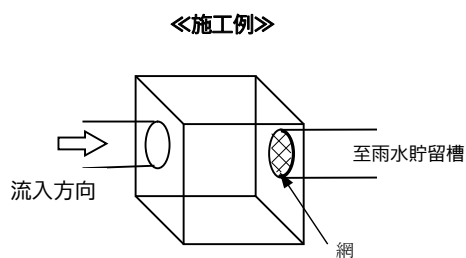
- ・ 工事は雨水活用補助金等交付決定通知書による補助金交付決定後に着工してください。
- ・ 雨水貯留量の計測をしてください。この場合、水深は出口の管底高としてください。（※工事完了届提出の際、貯留量の記入が必要となります。）

○浄化槽について

- ・ 浄化槽内は、汚物が一切残らないように清掃及び消毒を行ってください。
- ・ 浄化槽内部部品は、基本的に一体構造になっている仕切り板以外はすべて撤去してください。
- ・ 仕切り板は、水に浮いている小さなホコリなどを流せるように流出側の管底高より低くカットしてください。＜図 2＞
- ・ 浄化槽流入口の手前に柵（ため柵）を設け、落ち葉などの流入を防ぐため網を設置してください。網は、定期的に清掃が必要となるので取り外し可能にしてください。＜図 3＞

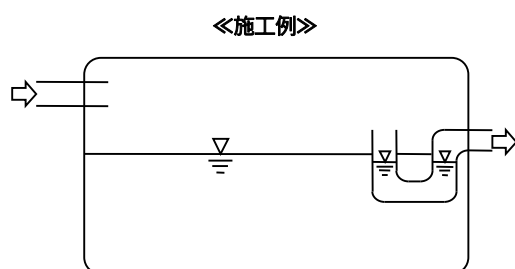


＜ 図 2 浄化槽（雨水貯留槽内）＞

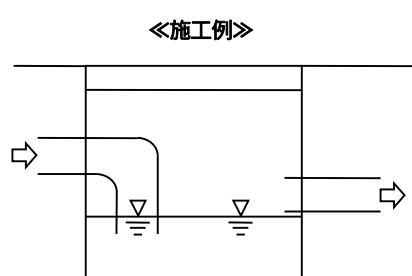


＜ 図 3 ため柵 ＞

- ・放流先（側溝など）から害虫の侵入が考えられるため、貯水槽内または放流管の途中にトラップを用いて水封し、害虫の侵入を防ぐようにしてください。＜図4＞＜図5＞



＜ 図4 雨水貯留槽 ＞



＜ 図5 雨水樹 ＞

○ポンプ設備について

- ・ポンプの架台・基礎等はコンクリート等で堅牢にしてください。（ブロック不可）
- ・ポンプ廻りの配管は保温してください。（ワンタッチ保温は禁止）
- ・ポンプ用コンセントは防雨型としてください。
- ・ポンプの配線は地面に這わせないでください。
（※余分な配線は結束バンド等でしっかり縛ってください。）

○水栓について

- ・水栓には飲用禁止の表示をしてください。誤飲防止のためにひらがなで、「このみずはのめません」等としてください。

○交付決定通知後の設計変更について

- ・交付決定通知後に設計変更が生じた場合には、速やかに補助事業等内容変更等承認申請書により承認を受けてください（※軽微な変更を除きます）。変更の承認を受けずに工事を完了した場合、変更届は受付できません。特に、工事金額の変更に伴い補助金額が変更になる場合、補助金の交付ができなくなるので十分注意してください。

○完了届提出時の注意事項

- ・完了届は、工事が完了した日を含む5日以内に提出してください。

○完了検査について

- ・完了届の提出後、検査日時について日程調整後連絡するので、施工担当者は、指定日時に立会いをしてください。
- ・施主への検査受検の連絡については事前に行い、当日の敷地内への立ち入り許可をとってください。
- ・検査当日は、余裕を持って現場に到着し、指定時間の前までに施主への挨拶、雨水経路の確認、ポンプ設備の稼動状況等の確認を済ませておいてください。

イ) 雨水浸透ます

○提出書類

申請時		工事完了時	実績報告時
①補助金等交付申請書	⑥案内図（位置図）	①設置完了届	①実績報告書
②収支予算書	⑦同意書	②設置写真	②収支決算書
③工事の図面（平面図）	⑧口座振込報告書		③領収書の写し
④雨水浸透ますの構造図			
⑤工事見積書			

※浄化槽転用等雨水貯留施設（新設も含む）と同様です。ただし、平面図に加え雨水浸透ますの構造図も提出してください。

○設置区域

公共下水道の全体計画区域内とします。ただし、次の区域を除きます。

- ・法令指定区域（急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域）
- ・急傾斜地など法面の安定が損なわれる恐れのある区域
- ・高低差が著しく、地盤の安定性が損なわれる恐れのある区域
- ・地下水位が高い区域

※上記の区域（補助対象区域）に当てはまるかを事前に調査してください。

○申請書類提出時の注意事項

- ・提出書類の訂正にあたっては、**砂消しや修正液等**を使用しないでください。
- ・提出書類は、**申請人の自署又は記名押印**してもらってください。
- ・申請書の提出は、原則として排水設備確認申請書と**同時に**提出してください。
- ・補助金等交付申請書の申請月日等の日付については、**すべて空欄のまま**提出してください。
- ・工期は、余裕をもって設定してください。
- ・申請書類は余裕を持って提出してください。（※着手予定日の2週間程度前まで）
- ・申請書類に押印する申請者印は、**すべて同じ印鑑**にしてください（※朱肉を使用する印鑑とします）。

○見積、図面作成の注意事項

- ・見積書には、**代表者印**を押してください。
- ・補助の対象となる経費（工事費）
雨水浸透ます、単粒度碎石、透水シート、雨水管（浸透管）、コンクリート（C o）・アスファルト（A s）取り壊し、復旧等に要する経費
- ・平面図を作成する際、排水設備も図面に記載し、**新設・既設を区別**してください。
- ・平面図には、**雨水管（浸透管）の区間ごとの延長も記載**してください。
- ・目詰まりを防ぐため、雨水浸透ますへ**足洗い・集水桝等の排水を流入させない**でください。
- ・C o・A sを取壊し・復旧する場合、平面図中にその部分がどこか分かるよう明記し、見積書の備考欄に「数量」の根拠となる**計算式**を記入してください。
- ・配管工事の見積りをするときは、排水設備工事と本工事が隣接していて、掘削・埋め戻しが同位

置になる場合、その掘削・埋め戻し費用を減額調整してください。また、平面図中にも重複部分がどこか分かるよう明記してください。

○施工時の注意事項

- ・ 工事は雨水活用補助金交付決定通知書による補助金交付決定後に着工してください。
- ・ 車両等の重量物が通行する箇所には設置しないでください。

○交付決定通知後の設計変更について

- ・ 交付決定通知後に設計変更が生じた場合には、速やかに補助事業等内容変更等承認申請書により承認を受けてください。変更の承認を受けずに工事を完了した場合、変更届は受付できません。特に、工事金額の変更に伴い補助金額が変更になる場合、補助金の交付ができなくなるので十分注意してください。

○完了届提出時の注意事項

- ・ 完了届は、工事が完了した日を含む5日以内に提出してください。

○完了検査について

- ・ 浄化槽転用等雨水貯留施設（新設も含む）と同様です。

ウ) 雨水貯留タンク

○提出書類

申請時		工事完了時	実績報告時
①補助金等交付申請書	⑥タンク仕様書（※写し可）	①工事完了届	①実績報告書
②設置場所配置図	⑦同意書	②工事写真	②収支決算書
③設置場所の写真	⑧口座振込報告書		③領収書の写し
④収支予算書			
⑤見積書			

○申請書類提出時の注意事項

- ・ 提出書類の訂正にあたっては、砂消しや修正液等を使用しないでください。
- ・ 提出書類は、申請人の自署又は記名押印してもらってください。
- ・ 購入前に申請書を提出してください。購入後の申請は受け付けできません。
- ・ 補助対象となるのは、容量100リットル以上のタンクとなるので注意してください。
- ・ 補助金等交付申請書の申請月日等の日付については、すべて空欄のまま提出してください。
- ・ 工期については、余裕をもって設定してください。
- ・ 申請書類は余裕を持って提出してください。（※着手予定日の2週間程度前まで）
- ・ 申請書類に押印する申請者印は、すべて同じ印鑑にしてください（※朱肉を使用する印鑑とします）。

○雨水貯留タンク選定における注意事項

- ・ 容量が100リットル以上であること。

- ・貯留した雨水を使用する水栓が付いていること。
- ・虫などの侵入を防ぐため、密閉された容器であること。
- ・藻の発生を防ぐため、光を遮断する色、材質であること。
- ・満水時のオーバーフロー対策が図られていること。
- ・機能的な集水装置が付いていること。
- ・泥抜きコックなどにより、タンク内の清掃が容易にできること。
- ・転倒防止策が図られていること。

○見積、図面作成の注意事項

- ・見積書は、雨水貯留タンクを購入するお店から頂いてください。
- ・見積書には、**代表者印**を押してください。
- ・補助の対象となる経費とは、雨水貯留タンク、集水継手、架台等設置に要する設備の購入費を言います。工事費は補助対象になりません。
- ・図面作成については、記入例を参考としてください。

○完了届提出時の注意事項

- ・完了届は、設置が完了した日を含む**5日以内**に提出してください。

○完了検査について

- ・浄化槽転用等雨水貯留施設（新設も含む）と同様です。ただし、雨水貯留タンクの設置のみの場合は、施工担当者の立会いは不要ですが、上下水道局職員が立ち入りますので、事前に申請者へ営業課から連絡し、検査いたします。

（３）工事写真帳等の作成

ア）浄化槽転用等雨水貯留施設の場合

○施工前の写真（※撮り忘れのないようにしてください）

- ①既設浄化槽全景
- ②ポンプ設置箇所
- ③水栓設置箇所
- ④雨水の配管箇所
- ⑤雨水樹設置箇所（既設浄化槽への流入側）
- ⑥雨水樹設置箇所（既設浄化槽からの流出側）
- ⑦給水管設置箇所

○施工中の写真

- ①既設浄化槽清掃状況、内部の部品・不要な仕切板の撤去など
- ②ポンプの設置中の状況
- ③水栓の設置中の状況
- ④雨水配管の設置中の状況
- ⑤雨水樹設置中の状況（既設浄化槽への流入側）

- ⑥雨水枳設置中の状況（既設浄化槽からの流出側）
- ⑦給水管の設置中の状況

○竣工写真

- ①既設浄化槽全景
- ②浄化槽内部清掃後
- ③ポンプ設置箇所（カバーをはずした状態のポンプ本体の写真及びポンプの電源コードをコンセントに挿した状態の写真も別途必要）
- ④水栓設置箇所（飲用禁止表示があること）及び散水状況
- ⑤雨水の配管箇所
- ⑥防虫網設置箇所（雨水枳流入側）
- ⑦トラップ設置箇所（雨水枳流出側）
- ⑧給水管設置箇所

イ) 雨水浸透ますの場合

○施工前の写真（※撮り忘れのないようにしてください）

- ①雨水浸透ます設置箇所
- ②雨水の配管箇所

○施工中の写真

- ①雨水浸透ます設置中の状況
- ②雨水配管の設置中の状況

○竣工写真

- ①雨水浸透ますの設置箇所
- ②雨水浸透ますの内部（浸透ますであることがわかるようにしてください）
- ③雨水の配管箇所

ウ) 雨水貯留タンクの場合

○施工前の写真（※撮り忘れのないようにしてください）

- ①雨水貯留タンク設置予定箇所

○竣工写真

- ①雨水貯留タンクの設置箇所
- ②集水継手の接続箇所

- ※ 注意
- ・ 内容が確認できれば、撮影枚数は問いません。
 - ・ 浸透ますやポンプ、貯留タンクなどの位置及び配管等が平面図と異なることのないように、写真提出の前に確認してください。

補助額の計算例

施設名	補助額	補助限度額
ア) 浄化槽転用等雨水貯留施設	工事費の2/3	1基あたり250,000円(一般住宅)
		1基あたり400,000円(事業所等)
イ) 雨水浸透ます		1基あたり25,000円 (1棟につき4基まで)
ウ) 雨水貯留タンク	購入費の2/3	1基あたり40,000円 (1棟につき1基まで)

ア) 浄化槽転用等雨水貯留施設の場合

1) 工事費に補助率を乗じた額が補助限度額未満のとき

補助額 = 工事費 × 補助率 (1,000円未満切捨て)

例 工事費 280,000円 × 補助率 2/3 ≒ 186,666円

補助額 186,000円

2) 工事費に補助率を乗じた額が補助限度額以上のとき

補助額 = 補助限度額

例 工事費 900,000円 × 補助率 2/3 = 600,000円

補助額 250,000円(一般住宅)、400,000円(事業所等)

イ) 雨水浸透ますの場合(4基設置の場合:限度額25,000円×4基=100,000円)

1) 工事費に補助率を乗じた額が補助限度額未満のとき

補助額 = 工事費 × 補助率 (1,000円未満切捨て)

例 工事費 80,000円 × 補助率 2/3 ≒ 53,333円

補助額 53,000円

2) 工事費に補助率を乗じた額が補助限度額以上のとき

補助額 = 補助限度額

例 工事費 200,000円 × 補助率 2/3 ≒ 133,333円

補助額 100,000円

ウ) 雨水貯留タンクの場合

1) 購入費に補助率を乗じた額が補助限度額未満のとき

補助額 = 購入費 × 補助率 (1,000円未満切捨て)

例 購入費 50,000円 × 2/3 ≒ 33,333円

補助額 33,000円

2) 購入費に補助率を乗じた額が補助限度額以上のとき

補助額 = 補助限度額

例 購入費 70,000円 × 2/3 ≒ 46,666円

補助額 40,000円

記入例

第1号様式（第5条関係）

令和 ○年 ○月 ○日

郡山市上下水道事業管理者

住所 郡山市豊田町○ー△

申請者

氏名 上下 水一郎

電話 932-○○○○

申請人の自署又は記名押印

雨水活用補助金交付申請書

次のとおり、雨水活用施設を設置したいので、補助金を交付して下さるよう申請します。

設	置	場	所	郡山市豊田町○ー△					
総事業費	施	設	名	数		量		金	額
	浄化槽転用等雨水貯留施設			1		基		380,000 円	
	雨 水 浸 透 ま す			4		基		170,000 円	
	合					計		550,000 円	
補 助 金 交 付 申 請 額				350,000 円（上記の計）					
着 手 、 完 了 予 定 日				着 手	R○.○.○		完 了	R○.○.○	
工 事 業 者 名				郡山設備株式会社 電話番号024-933-△△△△					
添 付 書 類				☐ 雨水活用補助金事業計画書（第2号様式） ☐ 雨水活用補助金収支予算書（第3号様式） ☐ 工事場所の案内図 ☐ 工事の図面 ☐ 雨水活用施設工事見積書（第4号様式） ☐ ポンプ設備の仕様内容を表す書類（カタログ等） ☐ 郡山市税等の納付確認についての同意書（第5号様式） ☐ その他管理者が必要と認めて指示する書類					
摘 要				☐ 市税等完納済					

工期は余裕を持って設定してください。

記入例

第3号様式（第5条関係）

雨水活用補助金収支予算書

1 収 入

（単位：円）

項 目	予 算 額	摘 要
補 助 金	350,000	
自 己 資 金	200,000	
合 計	550,000	

2 支 出

項 目	予 算 額	摘 要
浄化槽転用雨水貯留施設設置工事費		
施設設置費	〇〇, 〇〇〇	新設タンク本体、据え付け
本体工事	〇〇, 〇〇〇	散水栓、浄化槽汲取り、清掃等
ポンプ設備	〇〇, 〇〇〇	ポンプ本体、据え付け
配管工事	〇〇, 〇〇〇	雨配管、ます、網
その他	〇〇, 〇〇〇	C o ・ A s 取壊し、復旧、処分
諸経費	〇〇, 〇〇〇	
消費税	〇〇, 〇〇〇	（工事費＋諸経費）× 1 0 %
小 計	380,000	
雨水浸透ます設置工事		
配管工事	〇〇, 〇〇〇	雨配管、ます
その他	〇〇, 〇〇〇	C o ・ A s 取壊し、復旧、処分
諸経費	〇〇, 〇〇〇	
消費税	〇〇, 〇〇〇	（工事費＋諸経費）× 1 0 %
小 計	170,000	
合 計	550,000	

上記の通り相違ありません。

申請人の自署又は記名押印

令和 〇年 〇月 〇日

氏 名 上下 水一郎

記入例

代表者の自署又は記名押印

第4号様式（第5条関係）

施工業者 郡山設備株式会社

雨水活用施設工事見積書

浄化槽転用等雨水貯留施設設置工事の場合

種 別	仕 様	単位	数量	単 価	金 額	備 考
施設設置費		式	1.0	〇〇〇	〇〇〇	※設置費含む
	小 計					
本体工事	汲取・清掃	式	1.0	〇〇〇	〇〇〇	
	内部部品撤去	式	1.0	〇〇〇	〇〇〇	※処分費含む
	散水栓	箇所	1.0	〇〇〇	〇〇〇	
	小 計					
ポンプ設備		台	1.0	〇〇〇	〇〇〇	※設置費含む
	小 計					
配管工事	VU100	m	2.0	〇〇〇	〇〇〇	材工共
	VU75	m	11.0	〇〇〇	〇〇〇	材工共
	VU50	m	4.5	〇〇〇	〇〇〇	材工共
	VU50	m	3.5	〇〇〇	〇〇〇	配管のみ（重複分）
	VP20	m	7.0	〇〇〇	〇〇〇	材工共
	雨水樹	箇所	2.0	〇〇〇	〇〇〇	
	網	個	1.0	〇〇〇	〇〇〇	
	小 計				〇〇〇	
その他	Co取壊し	m ³	0.2	〇〇〇	〇〇〇	〇×〇×〇
	As取壊し	m ³				
	Co復旧	m ³	0.2	〇〇〇	〇〇〇	〇×〇×〇
	As復旧	m ³				
	Co処分費	m ³	0.2	〇〇〇	〇〇〇	〇×〇×〇
	As処分費					
	小 計				〇〇〇	
諸経費		式			〇〇〇	
消費税等		%			〇〇〇	
総合計					380,000円	

・数量の根拠となる寸法を記入してください。

記入例

代表者の自署又は記名押印

第4号様式（第5条関係）

施工業者 郡山設備株式会社

雨水活用施設工事見積書

雨水浸透ます設置工事の場合

[illegible]

記入例

第5号様式（第5条関係）

同意書

令和 〇年 〇月 〇日

郡山市上下水道事業管理者

住所又は
申請者 所在地 郡山市豊田町〇ー△
(フリガナ) ジョウゲ スイイチロウ
氏名又は法人（団体）名 上下 水一郎
(フリガナ)
代表者氏名

生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

電話番号 932-〇〇〇〇

申請者の自署又は記名押印

私（法人（団体）含む。）は、郡山市雨水活用補助金の交付申請に伴い、郡山市税等の次の税目について、納付状況（税目・税額・申告の有無等）の確認のため、税務担当課に照会することに同意します。

【確認税目】

市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、事業所税、入湯税、国民健康保険税

記入例

令和 ○年○月○日

郡山市上下水道事業管理者

申請者の自署又は記名押印

住 所 郡山市豊田町○-△

氏 名 上下 水一郎

補助金口座振込報告書

補助金を下記の口座に振り込んでください。

(取引金融機関)

口座名義人	フリガナ ジョウゲ スイイチロウ							
	上下 水一郎							
金融機関名	郡 山	銀行・金庫 組合・農協	豊 田			本店・支店 出張所		
口座番号	種 類	口 座 番 号						
	① 普通（総合） 2 当 座	0	0	0	0	1	2	3
備 考								

記入例

第8号様式（第9条関係）

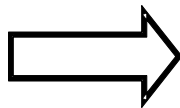
雨水活用施設設置完了届	
令和 ○年 ○月 ○○日	
郡山市上下水道事業管理者	
住 所 郡山市豊田町○一△	
申請者	申請者の自署又は記名押印
氏 名 上下 水一郎 (電話 0 2 4 - 9 3 2 - ○○○○)	
令和○年 ○月 ○○日付け○○郡上下営第○○○号で補助金交付決定のあった施設の設置が完了しましたので、次のとおり届け出ます。	
・ 交付決定通知書の日付、番号を記入します。	
設 置 場 所	郡山市豊田町○一△
設 置 完 了 日	令和 ○年 ○月 ○日
交 付 決 定 年 月 日	令和 ○年 ○月 ○日
排 水 設 備 確 認 番 号	◆○○○-○○○○○ ・ 交付決定通知書の日付を記入します。
雨 水 貯 留 量	浄化槽転用等雨水貯留施設 (縦) ○.○×(横) ○.○×(深さ) ○.○=○○.○m ³ 雨水浸透ます 4基× ○.○○ m ³ /h/ 基 =○.○○ m ³ /h 地上設置型雨水貯留タンク リットル
添 付 書 類	☐ 設置写真 ・ 寸法は実際の計測値を記入します。

記入例

工 事 写 真 帳	
工事番号	令和〇〇年度 工第〇〇〇〇号
工 事 名	雨水活用施設工事
工事箇所	〇〇〇〇〇〇〇
工 期	着手 令和〇〇年〇〇月〇〇日 竣工 令和〇〇年〇〇月〇〇日
発 注 者	上下 水一部
	〇〇設備株式会社
施 工 者	代表取締役 〇〇 〇〇 

表紙

1 ページ目は何も綴じないでください。



余 白	No. _____

余 白	No. _____

余 白	No. _____

1 ページ目

代表者印を押してください。

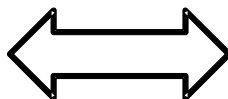
No. _____ 雨水貯水槽全量 着手日を記入 施工前	写 真

No. _____ ポンプ全量 施工前	写 真

No. _____ 水栓全量 施工前	写 真

2 ページ目

写真の綴じ方は施工前後が比較しやすいように左右見開きのレイアウトとしてください。



写 真	No. _____ 雨水貯水槽全量 竣工日を記入 竣工

写 真	No. _____ ポンプ全量 竣工 (保温完了)

写 真	No. _____ 水栓全量 竣工

3 ページ目

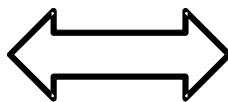
No. _____ 雨水管 施工前	写 真

No. _____ 雨水樹(流入側) 施工前	写 真

No. _____ 雨水樹(流出側) 施工前	写 真

4 ページ目

写真の綴じ方は施工前後が比較しやすいように左右見開きのレイアウトとしてください。



写 真	No. _____ 雨水管 竣工

写 真	No. _____ 雨水樹(流入側) 竣工

写 真	No. _____ 雨水樹(流出側) 竣工

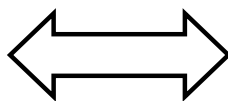
5 ページ目

記入例

No. 給水管 施工前	写 真
No. 雨水貯水槽内部 部品撤去状況	写 真
No. 雨水貯水槽内部 清掃状況	写 真

6ページ目

写真のとじ方は
施工前・竣工が
比較しやすいように
左右見開きの
レイアウトにすること



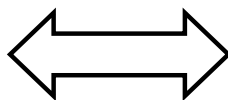
写 真	No. 給水管 竣工
写 真	No. 雨水貯水槽内部 部品撤去完了
写 真	No. 雨水貯水槽内部 清掃完了

7ページ目

No. 水栓 飲用禁止表示	写 真
No. 雨水樹(流入側) 網(目玉)設置	写 真
No. ポンプ カバー外した状況	写 真

8ページ目

これらの施工写真は
順番に並べること



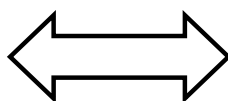
写 真	No. 水栓 吐水状況
写 真	No. 雨水樹(流出側) トラップ設置
写 真	No. ポンプ 据付

9ページ目

No. ポンプ 設置状況	写 真
No. 雨水管 施工中	写 真
No. 雨水樹(流出側) 施工中	写 真

10ページ目

施工中の写真は
順番に並べること



写 真	No. 水栓全景 施工中
写 真	No. 雨水樹(流入側) 施工中
写 真	No. 給水管 施工中

11ページ目

※注意

- ・施工前・施工中・竣工の写真は同じ角度で撮影してください。
- ・施工の経過が確認できる写真であれば、枚数は問いません。
- ・施行中は安全のため、必ずヘルメットを着用してください。

記入例

第9号様式（第11条関係）

令和 〇年 〇月〇〇日

郡山市上下水道事業管理者

住所 郡山市豊田町〇一△
 申請者 申請者の自署又は記名押印
 氏名 上下 水一郎
 電話 932-〇〇〇〇

雨水活用補助金実績報告書

・金額、数量等は申請時と同一です。

令和 〇年 〇月 〇〇日付け〇〇郡上下営第〇〇〇号による補助金等交付決定通知に係る補助事業等が完了したので、その成果を次のとおり報告します。

設 置 場 所		郡山市豊田町〇一△			
	施 設 名	数 量		金 額	
計 画 額	浄化槽転用等雨水貯留施設	1 基		380,000円	
	雨 水 浸 透 ま す	4 基		170,000円	
	合 計			550,000円	
確 定 額	浄化槽転用等雨水貯留施設	1 基		380,000円	
	雨 水 浸 透 ま す	4 基		170,000円	
	合 計			550,000円	
補 助 金 等 の 額		既に通知を受けている額	350,000円	確 定 見 積 額	350,000円
着 手 、 完 了 日		着 手	令和〇年〇月〇〇日	完 了	令和〇年〇月〇〇日
工 事 業 者 名		郡山設備株式会社 電話番号024-933-△△△△			
補 助 事 業 等 の 成 果		浸水被害の軽減を図るため、下水道への接続により不用となった浄化槽を活用し、雨水の流出抑制を図り貯留水を水資源として有効利用を図る。 また、雨水浸透ますを設置することにより、雨水流出の抑制を図る。			
添 付 書 類		☐ 雨水活用補助金収支決算書（第10号様式） ☐ 工事に係る領収書（写し）			

記入例

第10号様式（第11条関係）

雨水活用補助金収支決算書

1 収 入

（単位：円）

項 目	決 算 額	摘 要
補 助 金	350,000	
自 己 資 金	200,000	
合 計	550,000	

2 支 出

・金額、数量等は申請時と同一です。

項 目	予 算 額	摘 要
浄化槽転用雨水貯留施設設置工事費		
施設設置費	00,000	
本体工事	00,000	
ポンプ設備	00,000	
配管工事	00,000	
その他	00,000	
諸経費	00,000	
消費税	00,000	
小 計	380,000	
雨水浸透ます設置工事		
配管工事	00,000	
その他	00,000	
諸経費	00,000	
消費税	00,000	
小 計	170,000	
合 計	550,000	

上記の通り相違ありません。

申請者の自署又は記名押印

令和〇年 〇月 〇〇日

氏 名 上下 水一郎

記入例

上下 水一郎 様

No.***

令和〇年〇〇月〇〇日

領 収 書

金 ￥ 5 5 0 , 0 0 0 ※

但し、浄化槽転用雨水貯留施設工事代金として、380,000円
雨水浸透ます設置工事代金として、170,000円

税抜金額 500,000円

消費税額 50,000円

郡山市〇〇〇丁目〇番〇号
郡山設備株式会社

者 代
印 表

※ 領収書の様式は任意です。

記入例

第6号様式（第5条関係）

令和 ○年 ○月 ○日

郡山市上下水道事業管理者

申請者の自署又は記名押印

住所 郡山市豊田町〇ー△

申請者

氏名 上下 水一郎

電話 932-〇〇〇〇

雨水活用（地上設置型雨水貯留タンク）補助金交付申請書

次のとおり、雨水活用施設を設置したいので、補助金を交付してくださるよう申請します。

設 置 場 所	郡山市豊田町〇ー△			
購入費	施 設 名	容 量	数 量	金 額
	地 上 設 置 型 雨水貯留タンク	250 リットル	1 基	44,000 円
補 助 金 交 付 申 請 額		29,000 円		
着 手、完 了 予 定 日		着 手	令和○年6月8日	完 了
添 付 書 類		☐ 雨水活用補助金事業計画書（第2号様式） ☐ 地上設置型雨水貯留タンク設置場所配置図（第7号様式） ☐ 雨水活用補助金収支予算書（第3号様式） ☐ 購入に係る見積書 ☐ 地上設置型雨水貯留タンクの仕様内容を表す書類（カタログ等） ☐ 郡山市税等の納付確認についての同意書（第5号様式） ☐ その他事業管理者が必要と認めて指示する書類		

工期は余裕を持って設定してください。

記入例

第7号様式（第5条関係）

地上設置型雨水貯留タンク設置場所配置図

設置場所	郡山市豊田町〇ー△	氏 名	上下 水一郎
設置する建物の場所を示す地図（住宅地図等の写しでも可）			
建物の見取り図（設置場所を明記）			

記入例

第3号様式（第5条関係）

雨水活用補助金収支予算書

1 収 入

（単位：円）

項 目	予 算 額	摘 要
補 助 金	29,000	
自 己 資 金	15,000	
合 計	44,000	

2 支 出

項 目	予 算 額	摘 要
雨水貯留タンク購入費	40,000	
消 費 税 等	4,000	
合 計	44,000	

上記の通り相違ありません。

申請者の自署又は記名押印

令和〇年 〇月 〇日

氏 名 上下 水一郎

発行日：

令和〇年〇月〇日

お 見 積 書

郡山市豊田町〇ー△
上下 水一郎 様

〇〇県〇〇市〇〇×-×-×

株式会社〇〇〇〇

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

社
印

下記の通りお見積もりいたします。ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

本見積書有効期限

令和〇年〇月〇日

商品名	数量	単価	金額	備考
〇〇〇〇 雨水貯留タンク 250リットル	1	¥40,000	¥40,000	
・雨水タンクの購入金額が分かるものとしてください。 ・必要事項が記載されていれば、各社任意の様式で結構です。				
合計	税 抜 ¥40,000	消費税 ¥4,000	総 額 ¥44,000	

記入例

第8号様式（第9条関係）

雨水活用施設設置完了届	
令和 ○年 ○月 ○○日	
郡山市上下水道事業管理者	
住 所	郡山市豊田町○一△
申請者	申請者の自署又は記名押印
氏 名	上下 水一郎 (電話 0 2 4 - 9 3 2 - ○○○○)
令和○年 ○月 ○○日付け○○郡上下営第○○○号で補助金交付決定のあった施設の設置が完了しましたので、次のとおり届け出ます。	
・ 交付決定通知書の日付、番号を記入します。	
設 置 場 所	郡山市豊田町○一△
設 置 完 了 日	令和 ○年 ○月 ○日
交 付 決 定 年 月 日	令和 ○年 ○月 ○日
排 水 設 備 確 認 番 号	・ 交付決定通知書の日付を記入します。
雨 水 貯 留 量	浄化槽転用等雨水貯留施設 (縦) × (横) × (深さ) = m ³ 雨水浸透ます 基 × m ³ /h/ 基 = m ³ /h 地上設置型雨水貯留タンク ・ 設置した雨水タンクの容量を記入します。 リットル
添 付 書 類	☐ 設置写真

郡山市雨水活用補助金写真台紙

設置前 撮影年月日 令和 ○年○月○日	設置予定場所の写真を撮影し、貼付けしてください。
設置後 撮影年月日 令和 ○年○月○日 氏名 <u>上下 水一郎</u>	設置後の写真を撮影し、貼付けしてください。

記入例

第11号様式（第11条関係）

令和〇年 〇月〇〇日

郡山市上下水道事業管理者

住所 郡山市豊田町〇ー△

申請者

申請者の自署又は記名押印

氏名 上下 水一郎

電話 932-〇〇〇〇

雨水活用（地上設置型雨水貯留タンク）補助金実績報告書

令和〇年 〇月 〇〇日付け〇〇郡上下営第〇〇〇号による補助金等交付決定通知に係る補助事業等が完了したので、その成果を次のとおり報告します。

・金額、数量等は申請時と同一です。

設置場所	郡山市豊田町〇ー△				
施設名		容量	数量	金額	
地上設置型 雨水貯留タンク	計画	250リットル	1基	44,000円	
	確定	250リットル	1基	44,000円	
補助金等の額		既に通知を受けている額	29,000円	確定見積額	29,000円
着手、完了日		着手	令和〇年〇月〇〇日	完了	令和〇年〇月〇〇日
補助事業等の成果		浸水被害の軽減を図るため、雨水貯留タンクを設置し、雨水の流出抑制を図り貯留水を水資源として有効利用を図る。			
添付書類		☐ 雨水活用補助金収支決算書（第10号様式） ☐ 購入に係る領収書（写し） ☐ その他事業管理者が必要と定めて指示する書類			

記入例

第10号様式（第11条関係）

雨水活用補助金収支決算書

1 収 入

（単位：円）

項 目	予 算 額	摘 要
補 助 金	29,000	
自 己 資 金	15,000	
合 計	44,000	

2 支 出

・金額、数量等は申請時と同一です。

項 目	予 算 額	摘 要
雨水貯留タンク購入費	40,000	
消 費 税 等	4,000	
合 計	44,000	

上記の通り相違ありません。

申請者の自署又は記名押印

令和〇年 〇月 〇〇日

氏 名 上下 水一郎

記入例

上下 水一郎 様

No.***
令和〇年〇〇月〇〇日

領 収 書
金 ￥44,000※

但し、雨水貯留タンク250リットル購入代金として

税抜金額 40,000円
消費税額 4,000円

〇〇県〇〇市〇〇×-×-×
株式会社□□□□

者 代
印 表

※ 領収書の様式は任意です。

スーパー〇〇	〇県〇〇市〇〇・・
令和〇年〇月〇日	登録番号〇〇〇〇
領 収 書	
雨水タンク	1 ￥44,000
合 計	￥44,000
10%対象(内 消費税額 ￥4,000)	
お預り	￥〇〇〇〇〇
お釣	￥〇〇〇〇〇

第6章 公共污水枴設置申込み

第6章 公共污水枳設置申込み

1 添付書類

公共污水枳設置申込みに当たって、必要な添付書類は次のとおりとする。

(1) 通常申込みの場合

- ① 公共污水枳設置申込書表紙
- ② 位置図
- ③ 土地使用承諾書
- ④ 公図
- ⑤ 登記事項証明書
- ⑥ 平面図
- ⑦ 縦断図
- ⑧ 設置位置支距図
- ⑨ 写真

また、前面道路の種類や区域等によって添付種類が追加される。

(2) 私道の場合

- ⑩ 土地使用承諾書（私道等所有者）
- ⑪ 登記事項証明書（私道等）

(3) 法定外道路の場合

- ⑫ 同意書（法定外道路に関する隣接地権者等の同意）

(4) 区画整理地区内の場合

- ⑬ 仮換地図

なお、必要部数については、別表1 「公共污水枳設置申込書 添付書類一覧表」のとおり。

別表 1 公共汚水桝設置申込書 添付書類一覧表

添付書類		必要部数				
	注 意 事 項	通 常	私 道	法定外公共物	区画整理地区内 (市施工)	区画整理地区内 (組合施工(日和田))
① 申込書表紙	設置場所は、住居表示等の住所ではなく、「地番」で記入すること。 様式は最新のものを使用していること。※(1)	1	1	1	1	1
② 位 置 図	申込箇所が中央になるよう作成すること。 申込箇所(建築予定敷地)を赤色で囲うこと。	1	1	1	4	5
③ 土地使用承諾書 (桝設置場所土地所有者)	設置場所は、住居表示等の住所ではなく、「地番」で記入すること。※(1)	1	1	1	1	1
④ 公 図	申込箇所(建築予定敷地)を赤色で囲うこと。 その他、私道部や法定外公共物等、申込書の内容に関係する箇所も彩色等行うこと。	1※ (2)	1※ (2)	1※ (2)	1※ (2)	1※ (2)
⑤ 登記事項証明書 (桝設置場所土地所有者)	現在の土地所有者が分かるものであること。	1※ (2)	1※ (2)	1※ (2)	1※ (2)	1※ (2)
⑥ 平 面 図	※(3) ※(4)	1	1	1	4	5
⑦ 縦 断 図	※(3) ※(4)	1	1	1	4	5
⑧ 設置位置支距図	なるべく、境界杭や半永久的な構造物から2点以上取り、杭や構造物を図面に明記すること。	1	1	1	4	5
⑨ 写 真	本管位置と取付管設置予定位置、及びそれぞれの管種・管径を記入すること。	2※ (5)	2※ (5)	2※ (5)	4※ (5)	5※ (5)
⑩ 土地使用承諾書 (私道等土地所有者)	私道の「地番」を記入すること。 私道用の様式を使用すること。※(6)		1			
⑪ 登記事項証明書 (私道等土地所有者)	現在の土地所有者が分かるものであること。		1※ (2)			
⑫ 同 意 書 (法定外公共物)	道路保全課の様式を使用すること。 法定外公共物に関する隣接地権者等から同意を得ること。※(7)			1		
⑬ 仮 換 地 図	本管位置と取付管設置予定位置、及び管種・管径を記入すること。 申込箇所(建築予定敷地)を赤色で囲うこと。				4	5
⑭ そ の 他	必要に応じて必要な書類等の添付を求める					

- ※(1) 申込人には申込書及び土地使用承諾書のコピーを渡すこと。(条件等の確認のため)
- ※(2) 新たに取得する必要はなく、建築確認申請等に使用したもののコピー等で良い。
- ※(3) 申込書提出前には必ず現地調査を行うこと。特に、前面道路の側溝や、地上からでも地下埋設物があると判断できるような場合にはその深さを必ず確認し、公共汚水桝設置申込書を提出する前に上下水道局の担当職員と公共汚水桝の設置が可能か協議すること。
- ※(4) 特別な理由がない限り、公共汚水桝の深さは前面道路の高さから1.0mとしているため、これ以上の深さが必要となる場合は、上下水道局の担当職員と予め協議すること。
- ※(5) カラー印刷物の場合は上記の部数。現像写真を台紙に貼付して提出する場合は1部でも良い。
- ※(6) 私道所有者には土地使用承諾書のコピーを渡すこと。(条件等の確認のため)
- ※(7) 同意を要する人が誰になるかは、道路管理者と協議すること。

2 添付書類作成上の注意事項

① 公共汚水柵設置申込書表紙

- 1) 申込人の住所・氏名欄は、**申請人を記名する。**
申請人が法人の場合、代表者を記名する。
- 2) 排水設備業者の欄は、**代表者を記名する。**
- 3) 設置場所の表記は、住居表示は不可。**地番表示**で記入されていること。
- 4) 公共汚水柵設置希望日は、申込み日より**3箇月以降**の日付であること。
- 5) 様式は郡山市公式ウェブサイトからダウンロードするなどし、最新のものを使用すること。
- 6) 表紙については、申込人にコピー等を渡し、条件等について理解させること。

② 位置図

- 1) 申込箇所(建築予定敷地)が位置図の中央になるように作成すること。
(努力項目)
- 2) 申込箇所(建築予定敷地)を赤色で囲み、引出し線を引いて**申込箇所**と記入すること。

③ 土地使用承諾書

- 1) 宛名は「郡山市上下水道事業管理者」であること。
- 2) 該当する土地の所有権を有する全員分の承諾書を添付すること。
- 3) 土地所有者欄は**所有者本人の自署又は記名押印。**
土地所有者が法人の場合、**代表者の自署又は記名押印。**
- 4) 設置場所の表記は、住居表示は不可。**地番表示**で記入すること。
- 5) 土地所有者にコピー等を渡し、条件等について理解させること。

④ 公図

- 1) 申込箇所(建築予定敷地)が分かるように赤色で囲うこと。
- 2) 前面道路が私道や法定外公共物の場合、その箇所も彩色等を行うこと。
- 3) 通常の申込みにおいては、建築確認申請時に取得したもののコピー等でも良い。

⑤ 登記事項証明書

- 1) 現在の土地所有者が分かる、設置場所の全てのものを添付すること。
- 2) 新たに取得する必要はなく、建築確認申請時に取得したもののコピー等でも良い。

⑥ 平面図、縦断図

- 1) 排水設備確認申請書に準じるが、現況の地盤高ではなく、建築に当たっての計画高で作成すること。
- 2) みなし道路後退が発生する時は、みなし道路後退予定線及び後退予定幅を記入すること。

⑦ 設置位置支距図

- 1) 少なくとも**3箇所**からオフセットを取ること。
その際、官民境界から1箇所と、境界杭や半永久的な構造物から2点以上取り、杭や構造物を図面に明記すること。

⑧ 写真（◆公共汚水桝設置申込書添付写真の撮り方◆ 参照）

- 1) 撮影距離は遠すぎず、近すぎず程よい距離で撮影すること。
- 2) **3方向**（道路は縦断方向2方向、道路から設置場所に向かって1方向）から撮影すること。
- 3) 本管位置を**黒色一点鎖線**、取付管位置を**赤色破線**で記入すること。
- 4) カラー印刷物、又は現像写真を工事用アルバム台紙（ポケットタイプ）に差込んだものを添付すること。

⑨ 土地使用承諾書（私道等所有者）

- 1) 宛名は郡山市上下水道事業管理者であること。
- 2) 当該申込みに当たって、公共下水道施設を埋設することを承諾することであること。
- 3) 該当する土地の所有権を有する全員分の承諾書を添付すること。
- 4) 土地所有者欄は**所有者本人の自署又は記名押印**。
土地所有者が法人の場合、**代表者の自署又は記名押印**。
- 5) 設置場所の表記は、住居表示は不可。**地番表示**で記入すること。
- 6) 土地所有者にコピー等を渡し、条件等について理解させること。

⑩ 登記事項証明書（私道等）

- 1) 現在の土地所有者が分かる、設置場所の全てのものを添付すること。
- 2) 新たに取得する必要はなく、建築確認申請時に取得したもののコピー等でも良い。

⑪ 同意書（法定外道路に関する隣接地権者の同意）

- 1) 道路保全課の様式を使用すること。
- 2) 法定外公共物に関する隣接地権者から同意を得ること。ただし、隣接地権者と連絡が取れず同意が得られない場合、当該地区の町内会長からの同意でも止むを得ない。なお、道路管理者から指示があった場合は、町内会長からの同意とする。

⑫ 仮換地図

- 1) 申込箇所（建築予定敷地）が分かるように赤色で囲うこと。
- 2) 本管位置と取付管設置予定位置、及び管種・管径を記入すること。

3 公共汚水枳設置の申込みに当たって

① 申込み前に、営業課担当職員と協議すること。また、設置位置については次の事項を検討すること。

- 1) 公共汚水枳は極力低い場所へ設置すること。
- 2) 道路に対して縦断方向の取付管布設（横引き）は極力避けること。
- 3) 交差点内への設置は極力避けること。

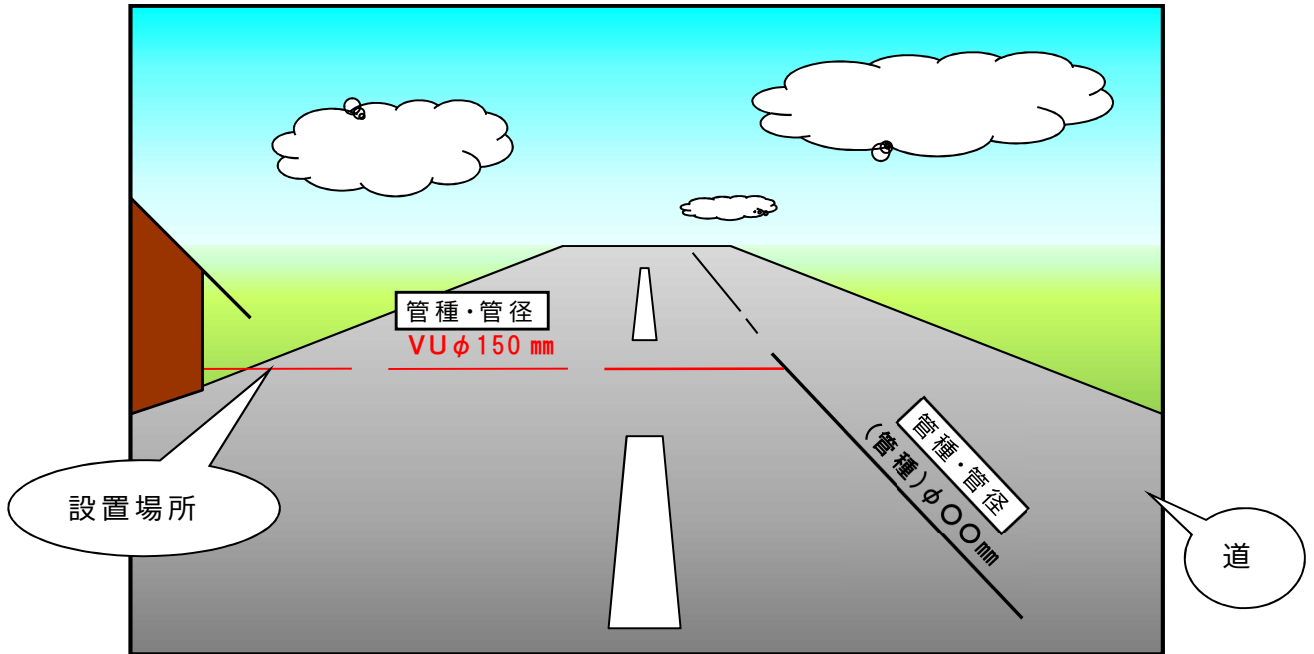
② 公共汚水枳設置申込みで対応しないものは、「第7章 物件設置許可申請」の「◆物件設置の条件」を確認すること。

特に、「⑥ 開発許可に係るもの」「⑦ 道路位置指定に係るもの」は公共汚水枳申込みでは対応しないので気を付けること。**(自費設置)**

なお、申込み前に、営業課担当職員と設置の可否について協議すること。

◆公共汚水柵設置申込書添付写真の撮り方◆

(写真)

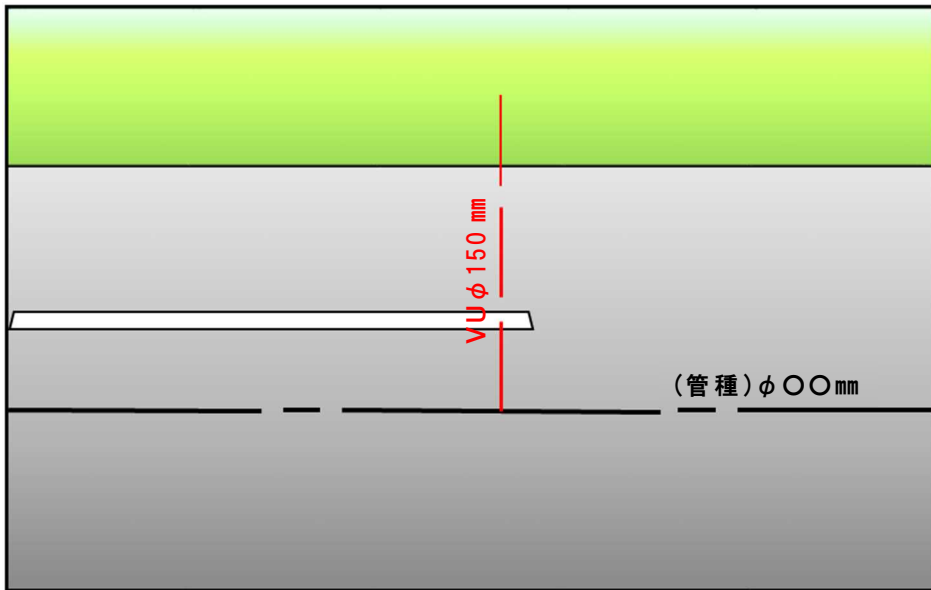
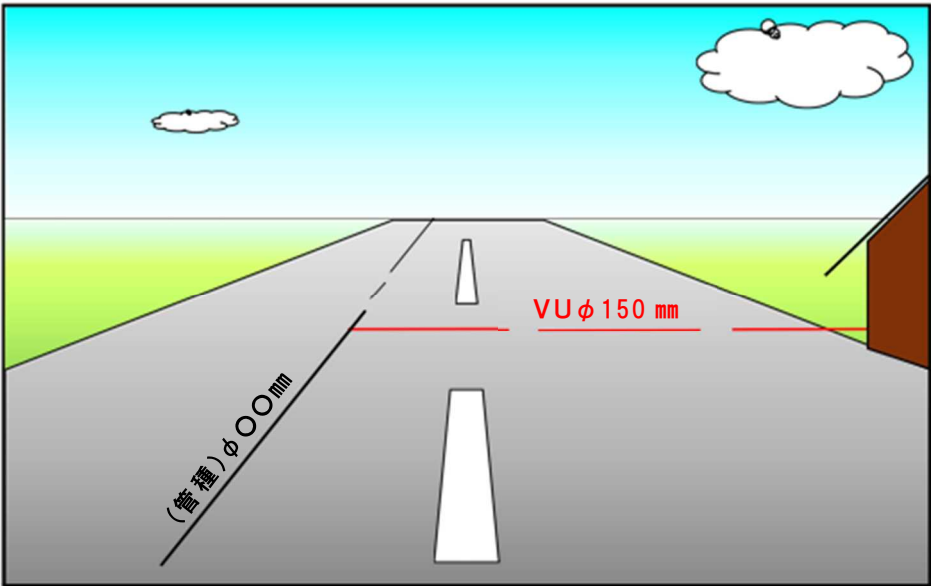
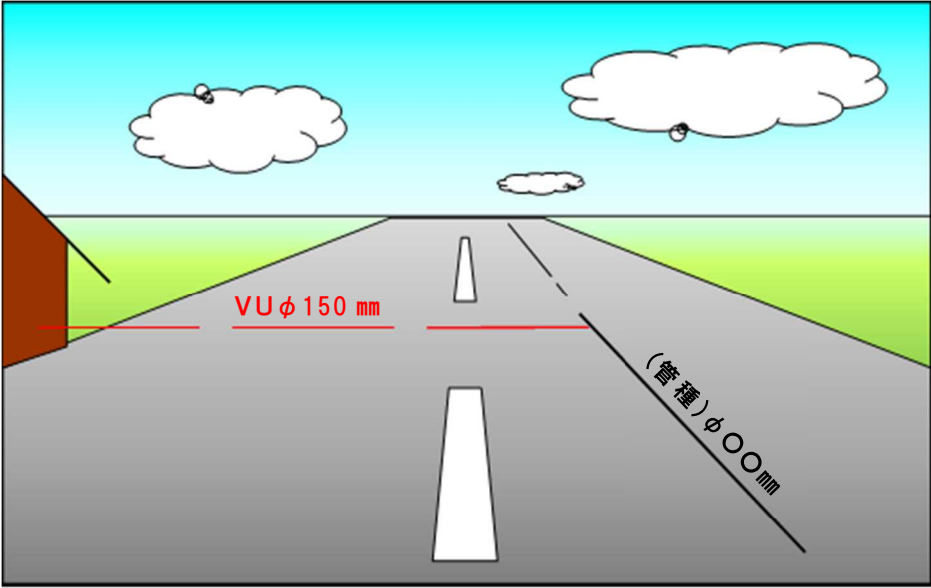


(凡例)	
— — —	下水道本管 (黒色・一点鎖線)
— — —	取付管 (赤色・破線)

※ 通常は上記方向と反対方向から及び道路から見た設置場所の方向の3方向から撮影すること。

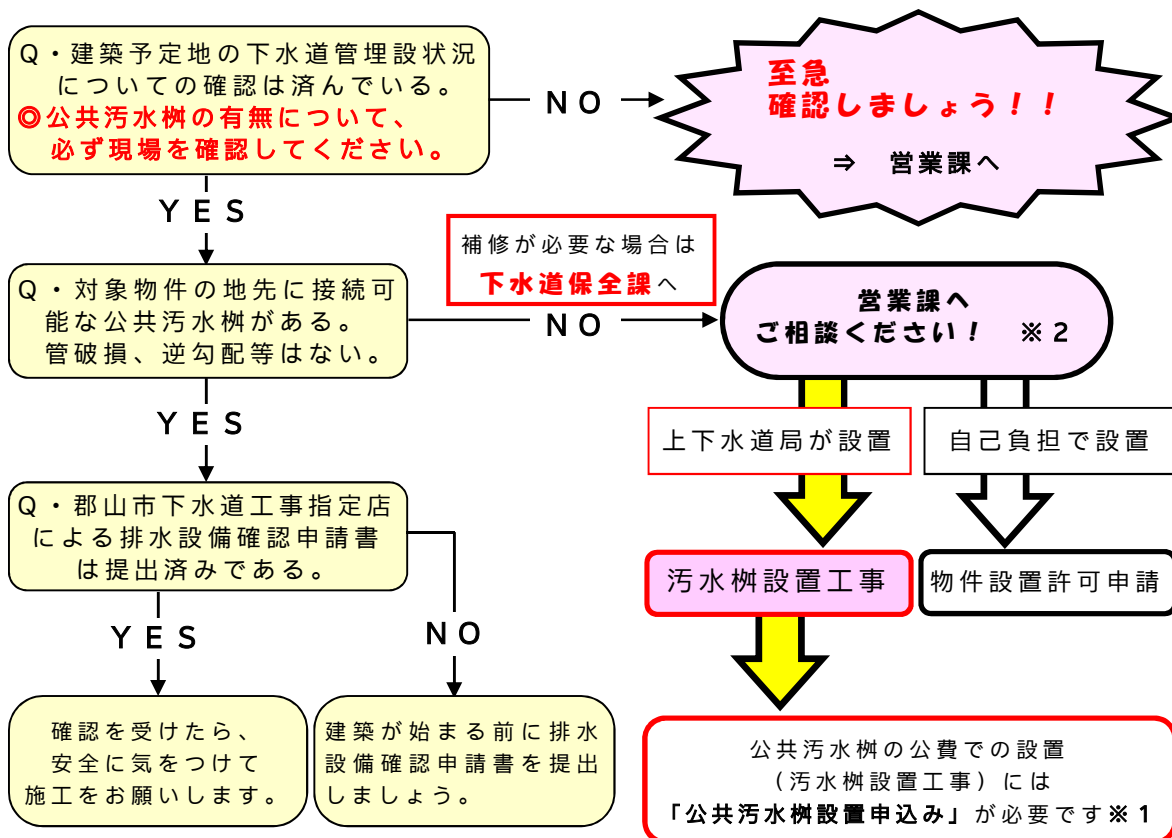
※ 凡例に従い下水道本管と取付管の希望位置及びそれぞれの管種・管径を記入すること。

写真撮影例



3 公共汚水樹設置申込みの流れ

- ◎ 下水道供用開始区域の建築物の排水は、公共下水道へ接続が義務付けられています。
- ◎ 公共下水道へ接続するには、その入口となる公共汚水樹が必要です。



- ※1 申込書は下水道工事指定店により、排水設備確認申請と**同時提出**となります。
- ※2 早急に公共汚水樹が必要な場合や現場条件等によっては自己負担による設置となります。

公共汚水樹設置申込みについて

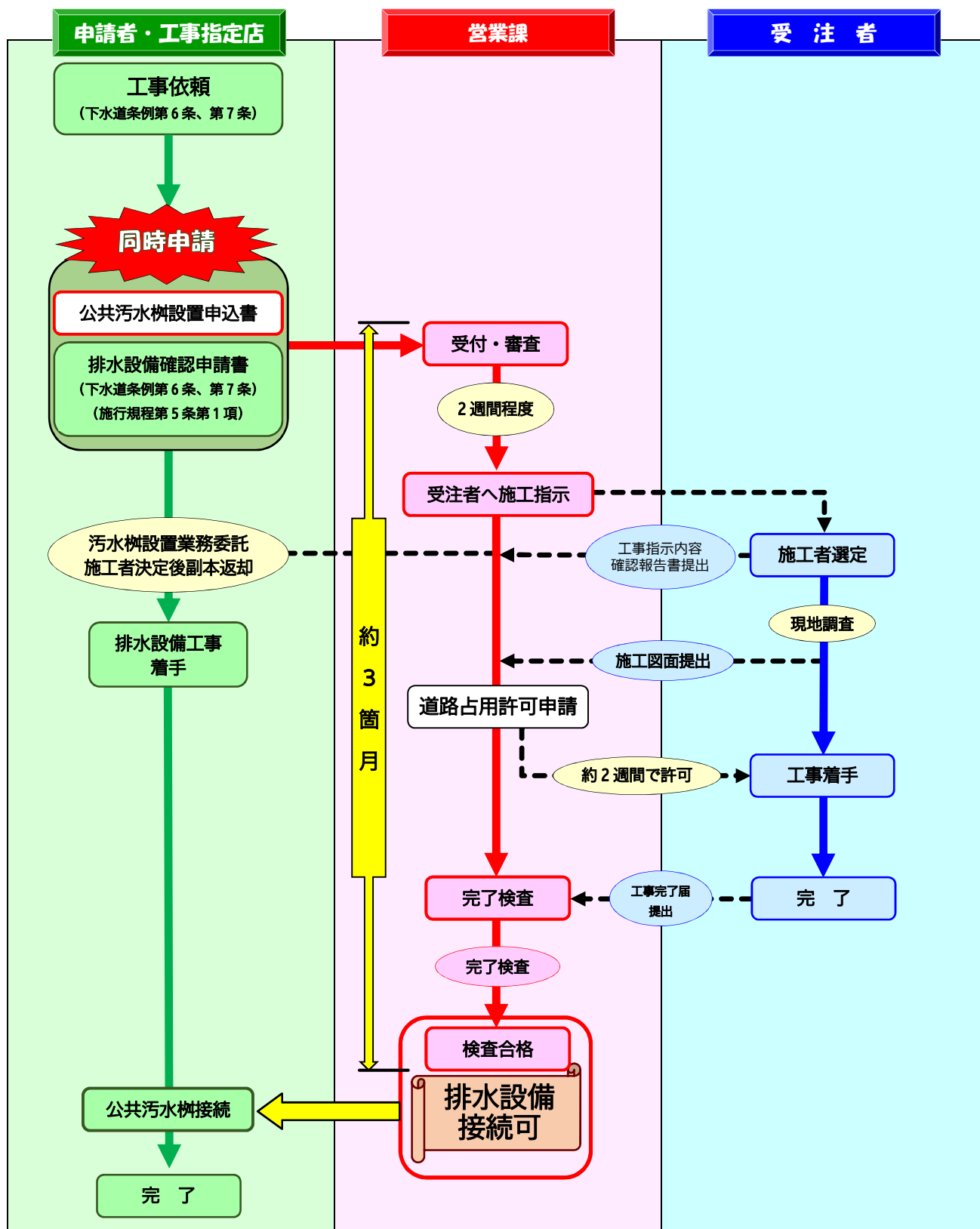
公共汚水樹の設置には申込みから設置工事完了までに通常約3箇月要します。

マイホームを心待ちにしているお客様へ、計画的に引渡しができるように、建築前に十分余裕を持って申込みをお願いします。

また、年度末（1月頃～3月）の申込み分は翌年度（4月以降）の処理となってしまうため、3箇月以上の期間を要することとなりますので、予め御了承願います。

なお、申込みの締切については、申込み状況に応じて前倒しになる可能性があります。

汚水柵設置業務委託の流れ



※通常の汚水柵設置の場合です

工法（推進工など）やその他の現場条件等（国道・県道など）により、公共汚水柵設置までの期間は変わることがあります。

4 申込書・承諾書様式

○公共汚水柵設置申込書

○土地使用承諾書

※ 上記の様式については、郡山市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

その他、ここにはないものについては、必要に応じて営業課排水施設係までお尋ねください。

確 認 番 号
—

公 共 汚 水 枿 設 置 申 込 書

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

申 込 人 住 所
氏名又は名称
及び代表者名
電 話

排水設備業者 住 所
(工事指定店) 氏名又は名称
及び代表者名
電 話

公共汚水枿を設置していただきたく、下記のとおり申込みいたします。

なお、公共汚水枿の設置に当たり、申込書の受理日から3箇月以上の期間を要しても差し支えありません。

また、受理後であっても、建物の引渡しや工期短縮等、申込人側の都合により設置時期を早めたい場合には、申込みを取り下げ、自己負担により設置（物件設置）することを承諾いたします。

記

1 設置場所 郡山市 地内

- 2 添付書類
- (1) 位置図
 - (2) 土地使用承諾書
 - (3) 公図の写し（複写可）
 - (4) 登記事項証明書（複写可）
 - (5) 平面図・縦断図
 - (6) 設置位置支距図
 - (7) 写真

3 公共汚水枿設置希望日 年 月 日

記入例

確認番号

—

公共汚水桝設置申込書

(元号) ○年 ○月 ○日

郡山市上下水道事業管理者

申込人

住所

氏名又は名称
及び代表者名

電話

記名

郡山市朝日○丁目○番○号

下水 道太郎

024-924-2791

記名

排水設備業者

住所

氏名又は名称
及び代表者名

電話

郡山市○○町○番○号

郡山下水工業株式会社

代表取締役 汚水 処理夫

024-938-2920

公共汚水桝を設置していただきたく、下記のとおり申し込みいたします。

なお、公共汚水桝の設置に当たり、申込書の受理日から3箇月以上の期間を要しても差し支えありません。

また、受理後であっても、建物の引渡しや工期短縮等、申込人側の都合により設置時期を早めたい場合には、申込みを取り下げ、自己負担により設置（物件設置）することを承諾いたします。

記

1 設置場所 郡山市 ○○町○○字○○1番1

地内

2 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 土地使用承諾書
- (3) 公図の写し（複写可）
- (4) 登記事項証明書（複写可）
- (5) 平面図・縦断図
- (6) 設置位置支距図
- (7) 写真

必ず地番表示で記入すること
“住居表示”ではありません！！

申込書の提出日より、3箇月以降の
日付けで記入すること

3 公共汚水桝設置希望日 (元号) 年 月 日

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

土地所有者
住 所
氏 名

土 地 使 用 承 諾 書

私の所有地である郡山市 地内に
公共汚水樹を設置することについて、下記のとおり土地使用を承諾します。

記

- 1 土地使用料 無料
- 2 土地の所有権及びその他これに準ずる権利（以下「所有権等」）を有する者は、公共汚水樹設置後においても維持管理上支障となる制限を加えません。
- 3 個人の事由による公共汚水樹の移設については、自己負担（原因者負担）とします。
- 4 所有権等を他に譲渡した場合は、その譲渡人に対しこの承諾内容を承継させ、郡山市上下水道局には一切迷惑をかけません。

記入例

承諾書に記入した日付けです
本人が記入するもので、申込書の提出
日に合わせるものではありません

(元号) ○年 ○月 ○日

郡山市上下水道事業管理者

土地所有者
住 所
氏 名

土地所有者の自署又は記名押印

郡山市○○町字○○100番地
雨水 流之介

土 地 使 用 承 諾 書

必ず地番表示で記入すること
“住居表示”ではありません！！

私の所有地である郡山市 ○○町○○字○○1番1 地内に
公共污水樹を設置することについて、下記のとおり土地使用を承諾します。

記

- 1 土地使用料 無料
- 2 土地の所有権及びその他これに準ずる権利（以下「所有権等」）を有する者は、公共污水樹設置後においても維持管理上支障となる制限を加えません。
- 3 個人の事由による公共污水樹の移設については、自己負担（原因者負担）とします。
- 4 所有権等を他に譲渡した場合は、その譲渡人に対しこの承諾内容を承継させ、郡山市上下水道局には一切迷惑をかけません。

第 7 章 物件設置許可申請

第 7 章 物件設置許可申請

1. 物件設置許可申請について(公共下水道・特定環境保全公共下水道)

◆物件設置とは

公共下水道管理者以外が行う工事（郡山市下水道条例第 17 条）をいいます。

本章では、「物件設置」による公共汚水柵設置の許可申請(市下水道条例施行規程第 12 条)について説明します。

◆物件設置の条件

- ① 既設の公共汚水柵があるが、同敷地内で他に公共汚水柵が必要となった場合
- ② 既設の公共汚水柵の位置、高さ、構造等を変更したい場合
- ③ 特別使用許可に係る場合
- ④ 既設の公共汚水柵を撤去する場合
- ⑤ 公共汚水柵を早急に設置したい場合
- ⑥ 開発許可に係るもの場合
- ⑦ 道路位置指定に係る場合（宅地分譲等）

※③については、供用開始区域外から下水道管へ接続する場合があります。

※④については、必ず支管部まで撤去し、閉塞キャップを設置してください。

※⑤については、申請者の負担増になることから、十分検討してください。

◆申請先

①②③⑤⑦ 営業課

④ 公共汚水柵の撤去のみの場合は下水道保全課、排水設備の新設を含む場合は営業課

⑥ 下水道保全課

※①～⑦に該当しない場合は、事前に営業課と協議をしてください。

◆ **許可申請関連提出書類**

① **物件設置許可申請書**（正副2通提出）

○添付書類

- ア 位置図※
 - イ 平面図※
 - ウ 縦断図
 - エ 断面図※
 - オ 構造図・詳細図
 - カ 土地使用承諾書※
 - キ 公図※
 - ク 登記事項証明書※
 - ケ 写真※
 - コ 特別使用許可を受けたものについては、特別使用許可書の写し
 - サ 開発許可に係るものについては、開発行為許可書の写し
 - シ その他必要と認めるもの
- ※については、必ず添付すること

② **着手届**（正1通提出）

○添付書類

- ア 道路法第32条第1項の規定による道路管理者の道路占用許可書写※1
 - イ 道路法第77条第1項の規定による所轄警察署長の道路使用許可書写※1
 - ウ 実施工程表※2
 - エ 施工計画書
 - オ 材料承認願
- ※1は施工に当たって必要な場合のみ添付すること
- ※2必ず添付すること

③ **竣工届**（正1通提出）

○添付書類

- ア 竣工図
- イ 工事の経過及び完成を表す写真
- ウ 帰属申込書
- エ その他必要と認めるもの

◆ 書類作成に当たっての留意事項

① 物件設置許可申請書

- 誤字、脱字、記入漏れに注意すること
- 住所及び地番は、次のとおり記入すること ※“字” 抜けに注意
(申請者住所等)
 - ・住居表示地区 ○○番□□号
 - ・その他地区 ○○番地、○○番地の□□
- (申請書及び土地使用承諾書の「設置場所」)
 - ・○○番、○○番の□□

ア 位置図

- 住宅地図等で申請位置及び範囲をハッチング等で図中に表示し、「申請工事箇所」と引出し線で明記すること
- 申請位置が紙面の中央にすること

イ 平面図

- 次の事項を記載すること
 - ・縮尺 (500 分の 1 以上)
 - ・方位
 - ・道路幅員
 - ・既設下水道施設の状況及び地下埋設物
 - ・工事施工計画線とその寸法値
 - ・その他必要事項
- 施工部分は赤色で着色すること
- 公共污水柵を設置する道路の路線名を記載すること
- 既設上流マンホールの中心 (人孔蓋の中心ではない) から、接続する公共污水柵までの距離を必ず記載すること

ウ 縦断図

- 工事の規模に合った縮尺で、次の事項を記載すること
 - ・測点
 - ・単距離 ・追加距離
 - ・管底高 ・地盤高
 - ・管勾配
 - ・横断構造物等
- 施工部分を赤色で着色すること
- 取付管及び公共污水柵設置のみの場合は省略が可能とする

エ 断面図

○次の事項を記載すること

- ・縮尺（１００分の１以上）
- ・掘削の寸法値
- ・新設下水道施設の資器材等の名称、規格及び施工に関する寸法値
- ・取付管の勾配
- ・車道、歩道及び法面等の道路の現況
- ・既設下水道施設
- ・排水施設
- ・工事施工計画線
- ・仮復旧断面
- ・本復旧断面
- ・その他必要なもの

○施工部分を赤色で着色すること

オ 構造図・詳細図

○一般的でない構造物等を設置する場合、及び指示されたものについて作成すること

カ 土地使用承諾書

○公共下水道施設を設置する土地所有者（官地を除く）を登記事項証明書等で確認し、土地所有者全員の承諾書を提出すること

○日付けは、承諾書に記入した日とし、本人に記入してもらうこと

○公共汚水柵設置申込書の様式とは異なるので注意すること

キ 写真

○写真の撮影位置は、道路の縦断方向２方向と、道路から宅地へ向かっての計３方向とする（詳細については、第６章 公共汚水柵設置申込み ◆公共汚水柵設置申込書添付写真の撮り方◆ 参照）

○デジタルカメラは可、インスタントカメラは不可とする

ク その他

○第三者との利害関係が生じる場合は、管理者または関係者からの同意書を添付すること

○他法令による許可等が必要な場合は、その許可書等の写しを添付すること

②着手届

ア 道路占用許可書の写し

○施工に当たって必要な場合のみ提出すること

イ 道路使用許可書の写し

○施工に当たって必要な場合のみ提出すること

ウ 実施工程表

○申請時の工事の予定期間をもとに各関連工事との整合を図り、1日も早く完成するよう工程を組むこと

エ 施工計画書

○大規模工事（担当者が指示）については、施工計画書を提出すること

○内容は、「福島県共通仕様書（土木工事編）」によること

オ 材料承認願

○開発許可及び宅地分譲に係る場合に提出すること

③竣工届

ア 竣工図

○申請時に提出した図面に、実測値を朱書きし提出すること

(1) 下水道本管布設の場合

- ・人孔種別
- ・人孔位置オフセット
- ・人孔地盤高（蓋の地盤高）
- ・人孔深
- ・人孔上下流管底高
- ・人孔間延長
- ・管渠延長
- ・管渠勾配
- ・管種及び管径
- ・その他必要事項

(2) 公共汚水柵設置の場合

- ・柵及び蓋の種別
- ・公共汚水柵深
- ・上流側人孔の中心（人孔蓋の中心ではない）から支管取付位置までの距離
- ・下水道本管から公共汚水柵中心までの距離
- ・取付管の管種及び管径
- ・その他必要事項

(3) 土工

- ・各延長、幅員、厚さ等

イ 工事の経過及び完了を表す写真

- 管渠工事については、「郡山市下水道工事の手引き」を参照のこと
- 公共汚水桝設置については、公共汚水桝設置工事の説明を参照のこと
- その他、「福島県共通仕様書（土木工事編）」を参照のこと
- 最低限必要な写真は以下のとおりとする

- ・施工前写真（福島県共通仕様書（土木工事編）第94号様式）

※日付を記入すること

- ・竣工写真（福島県共通仕様書（土木工事編）第94号様式）

※日付を記入すること

- ・舗装切断状況
- ・舗装取壊し状況及びAs殻ダンプ積み込み状況
- ・掘削状況
- ・土留め設置状況
- ・砂基礎（敷き均し、幅、厚さ検測）
- ・既設管削孔状況
- ・支管取付け状況（接着剤、番線）
- ・支管へ取付する塩ビ管（横断管）の差込幅検測状況
- ・1号人孔に取付管を接続する場合、可とう継手の設置状況
- ・公共汚水桝設置状況
- ・取付管の勾配検測状況
- ・管防護施工状況（厚さ検測）
- ・再生碎石埋戻し状況
- ・粒調碎石埋戻し状況
- ・仮復旧状況
- ・舗装取壊し状況（本復旧）
- ・本復旧状況

ウ 帰属申込書

- 郡山市へ帰属する公共下水道施設及びその他必要事項を記入すること
- 書ききれない場合は、別紙に記入することも可能とする

エ その他必要と認めるもの

- その他、担当者から指示された書類を提出すること

◆ 変更許可申請

許可後に、工事内容を変更する必要がある場合、許可申請に準じて変更申請が必要となる。なお、未申請での施工は処分の対象となるので注意すること。

◆ 許可の取消し

許可後に申請者の事情により工事を中止する場合は、許可取消しの申請が必要となる。その際、許可書を付属書類として添付すること。様式等は郡山市上下水道局から指示するものとする(別添参照)。

◆ 注意事項

○郡山市下水道工事指定店が工事施工者であること

○事前調査を必ず行うこと

- ・処理区域であること
- ・排除方式
- ・下水道管（管種、管径、位置、埋設深度）の調査
- ・関係道路（幅員、舗装厚、管理者、地下埋設物）の調査
- ・土地の権利関係
- ・その他必要事項

○道路管理者と事前協議を行うこと

- ・掘削について
- ・復旧について
- ・その他必要事項

○図面は、正確かつきれいに描くこと

○許可までに要す期間は、提出書類が整い、修正が完了してから2週間程度となる

○突発的事故等以外の緊急工事は認めない

○工事着手は着手届提出後に行うこと

○竣工届は、現場完了後速やかに提出すること

○本復旧がある場合は、本復旧完了後に完了届を提出すること

○郡山市下水道工事指定店及び下水道排水設備工事責任技術者として、関係法令、技術指針等をよく理解して施工すること

○許可申請または着手届を提出しないで工事に着手した場合及び竣工届の提出遅延は、『郡山市下水道工事指定店等の違反行為に対する取扱要綱』に基づき、処分の対象となるので十分注意すること

2. 公共污水桝等設置について（農業集落排水施設）

◆農業集落排水施設への接続についての注意事項

※農業集落排水施設の事業は完了しているため、郡山市上下水道局では公共污水桝の新設は行いません。そのため、設置に係る費用はすべて自己負担となります。

※各処理場の処理能力には限界があるので、必ずしも農業集落排水施設に接続が出来ない場合がありますので注意してください。

◆公共污水桝等設置の条件

- ① 公共污水桝を設置したい場合
- ② 既設の公共污水桝の位置、高さ、構造等を変更したい場合
- ③ 特別使用許可に係る場合（供用開始区域外で下水道を使用したい場合）
- ④ 既設の公共污水桝を撤去する場合
- ⑤ 開発許可に係る場合

※③阿久津地区の一部（あぶくま台団地内 開発区域内）及び片平地区の一部（片平地区集落地区計画区域内）は、特別使用許可申請は不要です。

◆申請先

- ①②③ 営業課
- ④ 公共污水桝の撤去のみの場合は下水道保全課、排水設備の新設を含む場合は営業課
- ⑤ 下水道保全課

◆農業集落排水施設の整備箇所（17地区）

①赤沼地区	②多田野地区	③川田地区	④三町目地区	⑤片平地区
⑥早稲原地区	⑦阿久津地区	⑧上伊豆島地区	⑨富岡地区	⑩河内地区
⑪鍋山地区	⑫小泉地区	⑬木村地区	⑭小川地区	⑮前田沢地区
⑯高倉地区	⑰中山地区			

◆ 許可申請関連提出書類

① 公共汚水枳等設置許可申請書（正副 2 通提出）

○添付書類

- ア 位置図※
- イ 平面図※
- ウ 縦断図
- エ 断面図※
- オ 構造図・詳細図
- カ 土地使用承諾書※
- キ 公図※
- ク 登記事項証明書※
- ケ 写真※
- コ 特別使用許可を受けたものについては、特別使用許可書の写し
- サ 開発許可に係るものについては、開発行為許可書の写し
- シ その他

※については、必ず添付すること

② 着手届（正 1 通提出）

○添付書類

- ア 道路法第 32 条第 1 項の規定による道路管理者の道路占用許可書写※ 1
- イ 道路法第 77 条第 1 項の規定による所轄警察署長の道路使用許可書写※ 1
- ウ 実施工程表※ 2
- エ 施工計画書
- オ 材料承認願

※ 1 は施工に当たって必要な場合のみ添付すること

※ 2 については、必ず添付すること

③ 竣工届（正 1 通提出）

○添付書類

- ア 竣工図
- イ 工事の経過及び完成を表す写真
- ウ 帰属申込書
- エ その他必要と認めるもの

◆ 書類作成に当たっての留意事項

書類作成に当たっては、公共汚水柵等設置許可申請書以外は物件設置許可申請に準じること。

◆ 変更許可申請

許可後に工事内容を変更する必要がある場合、許可申請に準じて変更申請が必要となる。なお、未申請での施工は処分の対象となるので注意すること。

◆ 許可の取消し

許可後に申請者の事情により工事を中止する場合、許可取消しの申請が必要となる。その際、許可書の原本を添付すること。様式等は郡山市上下水道局から指示するものとする。

◆ 注意事項

○郡山市下水道工事指定店が工事施工者であること

○事前調査を必ず行うこと

- ・処理区域であることの調査確認
- ・排除方式の確認
- ・下水道管（管種、管径、位置、埋設深度）の調査
- ・関係道路（幅員、舗装厚、管理者、地下埋設物）の調査
- ・土地の権利関係の調査
- ・その他必要事項

○道路管理者と事前協議を行うこと

- ・掘削について
- ・復旧について
- ・その他必要事項

○図面は、正確かつきれいに描くこと

○許可までの処理期間は、提出書類が整い、修正が完了してから2週間程度となる

○突発的事故等以外の緊急工事は認めない

○工事着手は着手届提出後に行うこと

○竣工届は、現場完了後速やかに提出すること

○本復旧がある場合は、本復旧完了後に完了届を提出すること

○郡山市下水道工事指定店及び下水道排水設備工事責任技術者として、関係法令、技術指針等をよく理解して施工すること

○許可申請または着手届を提出しないで工事に着手した場合及び竣工届の提出遅延は、『郡山市下水道工事指定店等の違反行為に対する取扱要綱』に基づき、処分の対象となるので十分注意すること

物件設置許可申請書

(元号) 〇年 〇月 〇日
(提出日を記入します。)

郡山市上下水道事業管理者

住所又は所在地
申請人 氏名又は名称及び
代表者氏名
電話 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

記名

次のとおり物件を設置したいので申請します。

設置の場所	郡山市〇〇町字□□ △△番▲ (地番で記入)		
設置の目的	(例) 公共汚水桝設置 開発許可に伴う公共汚水桝設置 特別使用に伴う下水道管布設		
物件又は施設の構造	(例) 別添図面のとおり		
工事の実施方法	(例) 開削工事(請負)		
設置の面積及び延長	面積 延長(取付管の径及び延長)	平方メートル メートル	
設置の期間	年 月 日から (仮設のみ記入) 年 月 日まで		
工事の予定 年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで (許可日)		
工事施行者 (工事指定店)	住所	(記名) ・住所 ・会社名 ・連絡先 ・代表者名	
	氏名 連絡先		
摘要	※開発許可・特別使用以外の申請理由を記入してください。申請理由はP124「◆物件設置の条件」を参照してください。 ※テキストP124～P130の内容をよく御確認の上、申請書類及び添付書類を作成してください。		

記入例

(元号) ○年 ○月 ○日

(実際の事実発生日を記入します)

郡山市上下水道事業管理者

土地所有者

(必ず登記事項証明書を確認してください)

住所

土地所有者の自署又は記名押印

氏名

土地 使 用 承 諾 書

私の所有地である郡山市○○町字□□ △△番▲(地番で記入します。) 地内に公共下水道の施設((例) 公共汚水枳)を設置することについて、下記のとおり土地使用を承諾いたします。

記

- 1 土地使用料 無料
- 2 土地の所有者、その他これに準ずる権利を有するものは、公共下水道の施設設置後においても、維持管理上支障となる制限を加えません。
- 3 所有権等を他に譲渡した場合は、その譲渡人に対し、この承諾内容を承継させ、市には一切迷惑をかけません。
- 4 個人の事由により施設の移設が生じた場合は、個人負担といたします。

※上記1～4の内容をよく確認ください。

記入例

(元号) ○年 ○月 ○日
(提出日を記入します)

郡山市上下水道事業管理者

住所又は所在地
申請人 氏名又は名称及び
代表者氏名

記 名

着 手 届

下記のとおり着手したいのでお届けします。

記

- 1 着 手 年 月 日 (元号)○○年○○月○○日 (工事着手日を記入します。)
- 2 許可年月日及び番号 (元号)○○年○○月○○日 (許可年月日を記入します。)
郡山市指令上下営 (または上下保) 第○○○号
- 3 道 路 等 の 名 称 (路線番号) ○○○○○○ 口道△△△△△△線
※道路占用箇所の路線名を必ず記入してください。
- 4 工 事 の 目 的 (例) 公共污水桝設置工事
- 5 工 事 の 場 所 郡山市○○町字□□ △△番▲ (地番で記入します。)
- 6 工事完了予定年月日 (元号)○○年○○月○○日 (竣工予定年月日を記入します。)
※申請時の期日に留意
- 7 施 行 業 者 の 名 称 郡山市○○町字○○□□□番地の△
(TEL) ○○会社□□□□建設
代表取締役 ○○ ○○ TEL***-***-****
- 8 摘 要

注 1 正本 1 通提出すること。

注 2 道路法第 32 条第 1 項の規定による道路管理者の道路占用許可書写添付。

注 3 道路法第 77 条第 1 項の規定による所轄警察署長の道路使用許可書写添付。

注 4 工程表添付。

※着手前に必ず提出してください。

記入例

(元号) ○年 ○月 ○日
(提出日を記入します)

郡山市上下水道事業管理者

住所又は所在地
申請人 氏名又は名称及び
代表者氏名

記 名

竣 工 届

下記のとおり竣工したのでお届けします。

記

- 1 竣 工 年 月 日 (元号)○○年○○月○○日 (工事竣工日を記入します。)
- 2 許可年月日及び番号 (元号)○○年○○月○○日 (許可年月日を記入します。)
郡山市指令上下営 (または上下保) 第○○○号
- 3 道 路 等 の 名 称 (路線番号) ○○○○○ □道△△△△△線
※道路占用箇所の路線名を必ず記入してください。
- 4 工 事 の 目 的 (例) 公共污水枳設置工事
- 5 工 事 の 場 所 郡山市○○町字□□ △△番▲ (地番で記入します。)
- 6 工事着手年月日 (元号)○○年○○月○○日 (工事着手日を記入します。)
- 7 竣 工 図 面 別添 (全○○葉)
- 8 施 行 業 者 の 名 称 郡山市○○町字○○□□□番地の△
(TEL) ○○会社□□□□建設
代表取締役 ○○ ○○ TEL***-***-****
- 9 検 査 年 月 日 ~~年 月 日~~ (記入しないでください)

注1 正本1通提出すること。

注2 竣工図は各1部提出すること。

注3 工事の経過及び完成を表す写真を添付すること。

※現場完了後 (本復旧完了後)、速やかに提出してください。

記入例

帰 属 申 込 書

(元号) ○年 ○月 ○日

(提出日を記入します)

郡山市上下水道事業管理者

住所又は所在地
申込者 氏名又は名称及び
代表者 氏 名

記 名

(例) 公共下水道施設 として帰属申込みをいたしますので、下記のとおり
受納してください。

記

財 産 の 所 在 地	郡山市○○町字□□ △△番▲ (地番で記入します。)
財 産 の 名 称	(例) 公共汚水樹および取付管
財産の種目及び構造	(例) 公共汚水樹 (三方合流 100*150-200) 取付管 (VUφ150mm)
財 産 の 数 量	(例) 公共汚水樹 N=1 基 取付管 L=4.9m
帰 属 の 目 的	※物件設置の場合記入しないでください。
摘 要	

公共汚水枳等設置許可申請書

(元号) ○年 ○月 ○日

(提出日を記入します)

郡山市上下水道事業管理者

住所又は所在地

申請人 氏名又は名称及び

記 名

代表者氏名

電 話 ○○○(○○○)○○○○

次のとおり公共汚水枳等を設置したいので申請します。

設置の場所	郡山市○○町字□□ △△番▲ (地番で記入)		
設置の目的	(例) 公共汚水枳設置 開発許可に伴う公共汚水枳設置 特別使用に伴う下水道管布設		
物件又は施設の構造	(例) 別添図面のとおり		
工事の実施方法	(例) 開削工事		
設置の面積及び延長	面 積 延長 (取付管の延長)	平方メートル メートル	
設置の期間	年 月 日から (仮設のみ記入) 年 月 日まで		
工事の予定 年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで (許可日)		
工事施行者 (工事指定店)	住 所	(記名) ・住所 ・会社名 ・連絡先 ・代表者名	
	氏 名 連絡先		
摘 要	※開発許可及び特別使用の場合許可の写し添付 ※農業集落排水施設の事業は完了しているため、公共汚水枳の設置に係る費用はすべて自己負担となります。 ※各処理場の処理能力には限界があるので、農業集落排水施設に接続出来ない場合があります、注意してください。		

記入例

(元号) ○年 ○月 ○日

(実際の事実発生日を記入します)

郡山市上下水道事業管理者

土地所有者

(必ず登記事項証明書を確認してください。)

住所

氏名

土地所有者の自署又は記名押印

土地 使 用 承 諾 書

私の所有地である郡山市○○町字□□ △△番▲(地番で記入します。) 地内に農業集落排水の施設((例) 公共汚水樹)を設置することについて、下記のとおり土地使用を承諾いたします。

記

- 1 土地使用料 無料
- 2 土地の所有者、その他これに準ずる権利を有するものは、農業集落排水施設設置後においても、維持管理上支障となる制限を加えません。
- 3 所有権等を他に譲渡した場合は、その譲渡人に対し、この承諾内容を承継させ、市には一切迷惑をかけません。
- 4 個人の事由により施設の移設が生じた場合は、個人負担といたします。

※上記1～4の内容をよく御確認ください。

記入例

(元号) ○年 ○月 ○日
(提出日を記入します。)

郡山市上下水道事業管理者

住所又は所在地
申請人 氏名又は名称及び
代表者氏名

記 名

着 手 届

下記のとおり着手したいのでお届けします。

記

- 1 着 手 年 月 日 (元号)○○年○○月○○日 (工事着手日を記入します。)
- 2 許可年月日及び番号 (元号)○○年○○月○○日 (許可年月日を記入します。)
郡山市指令上下営(または上下保)第○○○号
- 3 道 路 等 の 名 称 (路線番号)○○○○○ □道△△△△△△線
※道路占用箇所の路線名を必ず記入してください。
- 4 工 事 の 目 的 (例) 公共汚水柵設置工事
- 5 工 事 の 場 所 郡山市○○町字□□ △△番▲ (地番で記入します。)
- 6 工事完了予定年月日 (元号)○○年○○月○○日 (竣工予定年月日を記入します。)
※申請時の期日に留意
- 7 施 行 業 者 の 名 称 郡山市○○町字○○□□□番地の△
(TEL) ○○会社□□□□建設
代表取締役 ○○ ○○ TEL***-***-***
- 8 摘 要

注1 正本1通提出すること。

注2 道路法第32条第1項の規定による道路管理者の道路占用許可書写添付。

注3 道路法第77条第1項の規定による所轄警察署長の道路使用許可書写添付。

注4 工程表添付。

※着手前に必ず提出してください。

記入例

(元号) 〇年 〇月 〇日
(提出日を記入します)

郡山市上下水道事業管理者

住所又は所在地
申請人 氏名又は名称及び
代表者氏名

記 名

竣 工 届

下記のとおり竣工したのでお届けします。

記

- 1 竣 工 年 月 日 (元号)〇〇年〇〇月〇〇日 (工事竣工日を記入します。)
- 2 許可年月日及び番号 (元号)〇〇年〇〇月〇〇日 (許可年月日を記入します。)
郡山市指令上下営 (または上下保) 第〇〇〇号
- 3 道 路 等 の 名 称 (路線番号) 〇〇〇〇〇 〇道△△△△△△線
※道路占用箇所の路線名を必ず記入してください。
- 4 工 事 の 目 的 (例) 公共污水桝設置工事
- 5 工 事 の 場 所 郡山市〇〇町字□□ △△番▲ (地番で記入します。)
- 6 工 事 着 手 年 月 日 (元号)〇〇年〇〇月〇〇日 (工事着手日を記入します。)
- 7 竣 工 図 面 別添 (全〇〇葉)
- 8 施 行 業 者 の 名 称 郡山市〇〇町字〇〇□□□番地の△
(TEL) 〇〇会社□□□□建設
代表取締役 〇〇 〇〇 TEL****-****-****
- 9 検 査 年 月 日 ~~年 月 日~~ (記入しないでください)

注1 正本1通提出すること。

注2 竣工図は各1部提出すること。

注3 工事の経過及び完成を表す写真を添付すること。

※現場完了後 (本復旧完了後)、速やかに提出してください。

記入例

帰 属 申 込 書

(元号) ○年 ○月 ○日
(提出日を記入します)

郡山市上下水道事業管理者

住所又は所在地
申込者 氏名又は名称及び
代表者 氏 名

記 名

農業集落排水施設 として帰属申込みをいたしますので、下記のとおり
受納してください。

記

財 産 の 所 在 地	郡山市○○町字□□ △△番▲ (地番で記入します。)
財 産 の 名 称	(例) 公共污水樹および取付管
財産の種目及び構造	(例) 公共污水樹 (三方合流 100*150-200) 取付管 (VUφ 150mm)
財 産 の 数 量	(例) 公共污水樹 N=1 基 取付管 L=4.9m
帰 属 の 目 的	※記入しないでください。
摘 要	

第8章 私道内公共下水道布設申請

第8章 私道内公共下水道布設申請

1 私道申請の手順

私道申請をするに当たり、以下の書類が必要となります。

- ☐ 1 「公図の写し」と「登記事項証明書（全部事項）」
- ☐ 2 私道内公共下水道布設申請書（第1号様式）
- ☐ 3 私有地使用承諾書及び誓約書（第2号様式）
- ☐ 4 公共下水道接続予定者名簿（第3号様式）
- ☐ 5 位置図

1. 「公図の写し」と「登記事項証明書（全部事項）」

公共下水道の布設申請をする私道の所在及び土地所有者を確認するために法務局からその私道の「公図の写し」※¹と「登記事項証明書（全部事項）」※²を取得する必要があります。

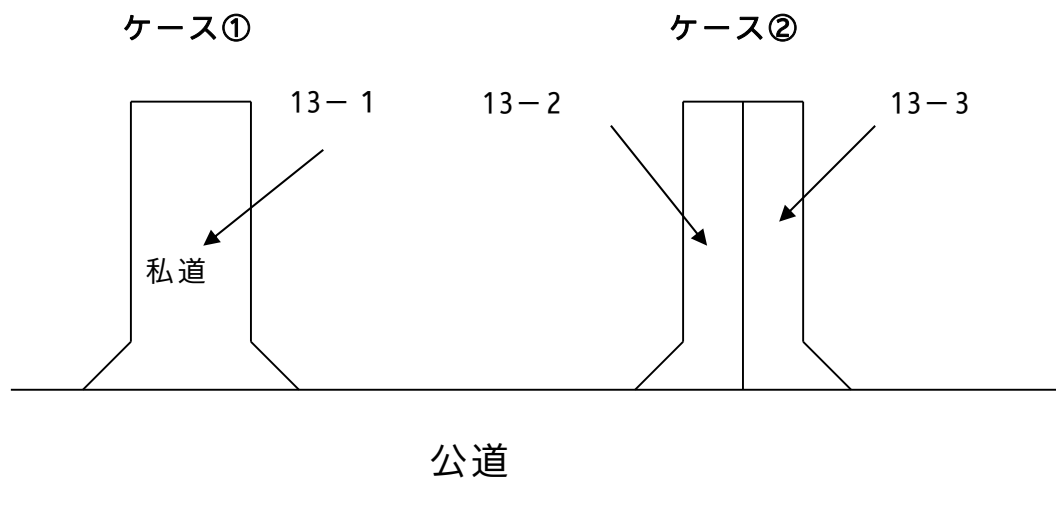
私道の所有者を知っている場合でも、実際に登記されている所有者と違うケースがあるため、必ず登記事項証明書にて土地所有者の確認をお願いします。

※1 「公図の写し」・・・土地の境界線が引かれ、地番が明記されている地図

※2 「登記事項証明書(全部事項)」・・・登記簿に登記されている土地所有者等を証明する書類
(誤ってご自宅の登記事項証明書を取得されてしまうケースがありますので、「私道」の登記事項証明書を取得されますようお願いいたします。)

【ケース①】 私道の地番が一筆のみの場合、取得する登記事項証明書は一筆分です。

【ケース②】 私道の地番が二筆以上の場合、取得する登記事項証明書は該当する筆数だけ必要となります。



「登記事項証明書」の内容について、土地の共有者が多数いる場合など、確認に困りの場合は、法務局職員及び上下水道局担当課職員に相談ください。

2. 私道内公共下水道布設申請書（第1号様式）

この「**私道内公共下水道布設申請書**」は、私道申請書の表紙となります。「**私道の所在地**」には、確認した私道の地番を全て記入してください。また、「**道路の幅員**」と「**道路の延長**」は、私道を実測した数値を記入してください。申請代表者は、公共污水桝を設置する方々の中から1名決め、その方の「住所」「氏名」「電話」を記入してください。

3. 私有地使用承諾書及び誓約書（第2号様式）

この「**私有地使用承諾書及び誓約書**」は、私道内に郡山市所有の下水道管布設を土地所有者が承諾する内容となっております。この土地使用承諾書は「登記事項証明書」で確認した土地所有者一人一枚必要となる書類です。夫婦で所有している場合でも、**夫婦それぞれ私有地使用承諾書及び誓約書が必要**となりますので注意願います。また、「土地使用承諾書」で承諾する地番は、「公図」で確認した地番となります。よくある間違いとしては、**ご自宅の住所を記入してしまう場合がありますので注意が必要です**。土地所有者欄の「住所」「氏名」「電話」を記入してください。登記事項証明書に載っている土地所有者の住所と現住所が異なる場合は、現住所の方をご記入ください。

4. 公共下水道接続予定者名簿（第3号様式）

「**公共下水道接続予定者名簿**」とは、私道からの公共污水桝の設置を希望される方の名簿となります。公共污水桝の設置を希望される方は、1名の方の「住所」「氏名」を記入してください。地主と家主が異なる場合は、家主の方の記入となります。また、貸家の場合は貸主の方が記入した下の欄に借主の方の記入をお願いします。

※公共下水道接続予定者名簿に登載された方につきましては、工事完了後速やかに公共下水道に接続してください。

5. 位置図

「位置図」は住宅地図等のことですが、上下水道局担当課に住宅地図がありますので、上下水道局担当課職員に申し出てくだされば用意します。

6. その他

申請に係る署名押印については、自筆による署名とし、ゴム印等により記名する場合には、記名押印してください。

その他分からないことがあれば、下記連絡先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

私道申請担当

郡山市上下水道局下水道整備課汚水施設係

(024) 932-7672

記入方法

第1号様式（第3条関係）

日付は記入しない

~~年 月 日~~

公共汚水枳を設置する方の

中から代表者1名を選ぶ

郡山市上下水道事業管理者

申請者代表

住 所 郡山市朝日四丁目23番7号

氏 名 郡山 太郎（署名または記名押印）

電 話 024-〇〇〇-〇〇〇〇

私道内公共下水道布設申請書

下水道法に基づく、公共下水道に接続したいので、郡山市私道内公共下水道布設要綱第3条に基づき、関係書類を添えて、下水道管布設及び汚水枳設置工事を申請します。

下水道管布設後は、別添公共下水道接続予定者名簿に署名している者は、遅延なく公共下水道に接続することを確約します。

記

私道の所在地	郡山市 朝日四丁目9番、10号
道路の幅員	4.5 メートル
道路の延長	25.0 メートル

※注意事項

私道を測った数値を記入する

（1）通行規制（車両通行止め等）に同意します。

（添付書類） 位置図

これらの書類を
全て揃える

私有地使用承諾書及び誓約書（第2号様式）

公共下水道接続予定者名簿（第3号様式）

土地の公図の写し及び登記事項証明書

- ① 法務局にて「公図の写し」を取得し、私道の地番を確認。（上の欄に全ての地番を記入）
- ② 確認した地番について登記事項証明書（全部事項）を取得。

※①②は法務局登記官の押印が印字されているもの、コピー不可

記入方法

私道を所有している方、全員分が必要。原則 1 名 1 枚

第 2 号様式（第 3 条関係）

この書面を記入した日付を記入する

年 月 日

私道の所有者の氏名・住所・

電話番号を記入する

郡山市上下水道事業管理者

土地所有者

住 所

郡山市朝日四丁目 2 3 番 7 号

氏 名

郡山 太郎（署名または記名押印）

電 話

0 2 4 - 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇

私有地使用承諾書及び誓約書

下記私有地内に下水道管の布設、汚水枥設置工事の土地使用（掘削、占用）、及び工事終了後の維持管理上の立入り行為について承諾します。

なお、私有地の使用は無償で、使用期間は残置期間とし、将来においても道路形態を有することを承諾します。

また、所有権を第三者に譲渡する時は、譲受人に承諾内容を継承させることを確約します。

- ・申請書に記入した私道の地番の中で所有している地番のみを記入する
- ・私道の所有者は登記事項証明書にて確認する

記

1 土地の所在地 郡山市朝日四丁目 2 3 番 9 号、2 3 番 1 0 号

2 地 目 公衆用道路

3 公 簿 面 積 〇 〇 〇 m²

※注意事項

登記事項証明書に記載されている
地目・面積を記入する

- （１）使用を承諾する土地の現況を変更しようとするときは、あらかじめ上下水道局下水道整備課に協議すること。
- （２）個人の事由により、公共下水道施設を廃止又は設置替えを行う場合は、あらかじめ上下水道局下水道整備課に協議し、これに要する一切の費用を負担すること。
- （３）土地所有者が自書したものを土地所有者毎に 1 枚提出すること。

記入方法

公共汚水枳を設置する方

第3号様式（第3条関係）

この名簿を作成した日付を記入する

年 月 日

公共下水道接続予定者名簿

私は、下記の事項を承諾し、公共下水道を利用します。

記

1. 早期完成のため、下水道管布設及び汚水枳設置工事の施工に協力すること。

今回の申請で公共汚水枳を設置する方全員の住所、氏名を記入する

No	住 所	氏 名 (署名または記名押印)
1	郡山市朝日四丁目23番7号	郡山 太郎
2	郡山市朝日四丁目23番8号	朝日 花子
3	郡山市朝日四丁目23番11号	下水 次郎
4	郡山市朝日四丁目23番12号	建設 三郎
5		
6		
7	※借家の場合	
8	郡山市桑野六丁目23番1	維持 一郎
9	郡山市朝日四丁目23番13号	総務 四郎
10		

所有者の
住所・氏名
を記入

借主の住
所・氏名
を記入

第9章 下水道関係法令

第9章 下水道関係法令

○下水道法

(昭和三十三年四月二十四日)

(法律第七十九号)

改正 平成四年六月一七日法律第六八号

下水道法をここに公布する。

下水道法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 流域別下水道整備総合計画（第二条の二）

第二章 公共下水道

第一節 公共下水道の管理等（第三条—第二十五条）

第二節 浸水被害対策区域における特別の措置（第二十五条の二—第二十五条の二十一）

第二章の二 流域下水道（第二十五条の二十二—第二十五条の三十）

第三章 都市下水路（第二十六条—第三十一条）

第四章 雑則（第三十一条の二—第四十三条）

第五章 罰則（第四十四条—第五十一条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（昭四五法一四一・一部改正）

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。

二 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（屎尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう。

三 公共下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。

イ 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの

ロ 主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、

河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの

四 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。

イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの

ロ 公共下水道（終末処理場を有するもの又は前号ロに該当するものに限る。）により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの

五 都市下水路 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く。）で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第二十七条の規定により指定したものをいう。

六 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

七 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、第九条第一項の規定により公示された区域をいう。

八 処理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された区域をいう。

九 浸水被害 排水区域において、一時的に大量の降雨が生じた場合において排水施設に当該雨水を排除できないこと又は排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる浸水により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいう。

（昭四五法一四一・平一七法七〇・平二七法二二・一部改正）

第一章の二 流域別下水道整備総合計画

（昭四五法一四一・追加）

第二条の二 都道府県は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定に基づき水質の汚濁に係る環境上の条件について生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下「水質環境基準」という。）が定められた河川その他の公共の水域又は海域で政令で定める要件に該当するものについて、その環境上の条件を当該水質環境基準に達せしめるため、それぞれの公共の水域又は海域ごとに、下水道の整備に関する総合的な基本計画（以下「流域別下水道整備総合計画」という。）を定めなければならない。

2 流域別下水道整備総合計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 下水道の整備に関する基本方針

二 下水道により下水を排除し、及び処理すべき区域に関する事項

三 前号の区域に係る下水道の根幹的施設の配置、構造及び能力に関する事項

四 第二号の区域に係る下水道の整備事業の実施の順位に関する事項

- 五 前項の公共の水域又は海域でその水質を保全するため当該水域又は海域に排出される下水の窒素含有量又は燐含有量を削減する必要があるものとして政令で定める要件に該当するものについて定められる流域別下水道整備総合計画にあつては、第二号の区域に係る下水道の終末処理場から放流される下水の窒素含有量又は燐含有量についての当該終末処理場ごとの削減目標量（以下単に「削減目標量」という。）及び削減方法に関する事項
- 3 流域別下水道整備総合計画は、次に掲げる事項を勘案して定めなければならない。
- 一 当該地域における地形、降水量、河川の流量その他の自然的条件
 - 二 当該地域における土地利用の見通し
 - 三 当該公共の水域に係る水の利用の見通し
 - 四 当該地域における汚水の量及び水質の見通し
 - 五 下水の放流先の状況
 - 六 下水道の整備に関する費用効果分析
- 4 流域別下水道整備総合計画において削減目標量が定められた終末処理場（以下「特定終末処理場」という。）で放流する下水の窒素含有量又は燐含有量に係る水質を政令で定める基準に適合させることができる構造のもの（以下「高度処理終末処理場」という。）を管理する地方公共団体は、当該高度処理終末処理場について定められた削減目標量を超える量の窒素含有量又は燐含有量を削減する場合には、その削減目標量を超えて削減する窒素含有量又は燐含有量のうち一定量のものについては、他の地方公共団体のため、当該他の地方公共団体が管理する特定終末処理場（当該高度処理終末処理場に係る下水道と同じ第二項第二号の区域に係る下水道のものに限る。）について定められた削減目標量の一部に相当するものとして削減するものである旨を、あらかじめ当該他の地方公共団体の同意を得て、国土交通省令で定めるところにより、都道府県に対し、申し出ることができる。
- 5 前項の規定による申出を受けた都道府県は、第二項第五号に掲げる事項に、当該申出に係る窒素含有量又は燐含有量の削減方法、当該高度処理終末処理場の設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の予定額及び当該他の地方公共団体による費用の負担に関する事項を記載することができる。
- 6 都道府県は、第一項の規定により流域別下水道整備総合計画（次項に規定するものを除く。）を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 7 都府県は、第一項の規定により二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の都府県の区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部についての流域別下水道整備総合計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係都府県及び関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 8 国土交通大臣は、都府県の求めに応じ、前項に規定する流域別下水道整備総合計画の作成に関し必要な助言を行うことができる。
- 9 国土交通大臣は、前項の助言を行うに際し必要と認めるときは、環境大臣に対し、意見を求めることができる。
- 10 都府県は、第一項の規定により第七項に規定する流域別下水道整備総合計画を定めたときは、国土交通省令で定めるところにより、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

11 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を環境大臣に通知しなければならない。

12 都道府県は、第一項の水質環境基準が改定された場合、第三項各号に掲げる事項に変更を生じた場合その他の場合において流域別下水道整備総合計画を変更する必要があるときは、遅滞なく、当該流域別下水道整備総合計画を変更しなければならない。この場合においては、第二項から前項までの規定を準用する。

(昭四五法一四一・追加、昭四六法八八・平五法九二・平一一法八七・平一一法一六〇・平一七法七〇・平二三法三七・令四法四四・一部改正)

第二章 公共下水道

第一節 公共下水道の管理等

(平二七法二二・節名追加)

(管理)

第三条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

(事業計画の策定)

第四条 前条の規定により公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定めなければならない。

2 公共下水道管理者は、前項の規定により事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、都道府県知事（都道府県が設置する公共下水道の事業計画その他政令で定める事業計画にあつては、国土交通大臣）に協議しなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による協議（第二条第三号ロに該当する公共下水道（以下「雨水公共下水道」という。）に係るものを除く。）を受けたときは、政令で定める場合を除き、保健衛生上の観点からする環境大臣の意見を聴かななければならない。

4 第二項の規定にかかわらず、都道府県である公共下水道管理者は、流域別下水道整備総合計画が定められている地域において公共下水道の事業計画を定めようとするときは、同項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、当該公共下水道管理者は、事業計画を定めたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定による届出（雨水公共下水道に係るものを除く。）を受けたときは、政令で定める場合を除き、当該届出の内容を環境大臣に通知するものとする。

6 前各項の規定は、公共下水道の事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

(昭四二法四〇・平一一法八七・平一一法一六〇・平二三法三七・平二七法二二・一部改正)

(事業計画に定めるべき事項)

第五条 前条第一項の事業計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 排水施設（これを補完する施設を含む。）の配置、構造及び能力並びに点検の方法及び頻度
 - 二 終末処理場を設ける場合には、その配置、構造及び能力
 - 三 終末処理場以外の処理施設（これを補完する施設を含む。）を設ける場合には、その配置、構造及び能力
 - 四 流域下水道と接続する場合には、その接続する位置
 - 五 予定処理区域（雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第三項及び次条第四号において同じ。）
 - 六 工事の着手及び完成の予定年月日
- 2 前条第一項の事業計画においては、前項各号に掲げるもののほか、浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨（以下「計画降雨」という。）を定めることができる。
- 3 予定処理区域の全部又は一部について水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条の二第一項又は第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定があつた場合における前項の規定の適用については、同項中「定めることができる」とあるのは、「定めなければならない」とする。
- 4 第一項又は第二項の事業計画の記載方法その他その記載に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(昭四二法四〇・昭四五法一四一・平——法一六〇・平二七法二二・令三法三一・一部改正)

(事業計画の要件)

第六条 第四条第一項の事業計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- 一 公共下水道の配置及び能力が当該地域における降水量、人口その他の下水の量及び水質（水温その他の水の状態を含む。以下同じ。）に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び土地利用の状況並びに下水の放流先の状況を考慮して適切に定められていること。
- 二 公共下水道の構造が次条の技術上の基準に適合し、かつ、排水施設の点検の方法及び頻度が第七条の三第二項の技術上の基準に適合していること。
- 三 計画降雨が定められているものにあつては、排水施設及び終末処理場（雨水公共下水道に係るものにあつては、排水施設。次号において同じ。）の配置及び能力が計画降雨に相応していること。
- 四 予定処理区域が排水施設及び終末処理場の配置及び能力に相応していること。
- 五 流域下水道に接続する公共下水道（以下「流域関連公共下水道」という。）に係るものにあつては、流域下水道の事業計画に適合していること。
- 六 当該地域に関し流域別下水道整備総合計画が定められている場合には、これに適合していること。
- 七 当該地域に関し都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により都市計画が定められている場合又は同法第五十九条の規定により都市計画事業の認可若しくは承認がさ

れている場合には、公共下水道の配置及び工事の時期がその都市計画又は都市計画事業に適合していること。

(昭四二法四〇・昭四三法一〇一(昭四四法三八)・昭四五法一四一・平一一法一六〇・平二三法三七・平二七法二二・令三法三一・一部改正)

(構造の基準)

第七条 公共下水道の構造は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止する観点から政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

2 前項に規定するもののほか、公共下水道の構造は、政令で定める基準を参酌して公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

(平二三法一〇五・一部改正)

(操作規則)

第七条の二 公共下水道管理者は、その管理する排水施設を補完する施設のうち、河川その他の公共の水域又は海域から当該排水施設への逆流を防止するために設けられる樋門又は樋管(操作を伴うものに限る。次項において「操作施設」という。)については、国土交通省令で定めるところにより、操作規則を定めなければならない。

2 前項の操作規則は、洪水、津波又は高潮の発生時における操作施設の操作に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 前項の規定は、第一項の操作規則の変更について準用する。

(令三法三一・追加)

(公共下水道の維持又は修繕)

第七条の三 公共下水道管理者は、公共下水道を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて公衆衛生上重大な危害が生じ、及び公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことのないように努めなければならない。

2 公共下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の技術上の基準は、公共下水道の修繕を効率的に行うための点検及び災害の発生時において公共下水道の機能を維持するための応急措置の実施に関する基準を含むものでなければならない。

(平二七法二二・追加、令三法三一・旧第七条の二繰下)

(放流水の水質の基準)

第八条 公共下水道から河川その他の公共の水域又は海域に放流される水(以下「公共下水道からの放流水」という。)の水質は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

(昭四五法一四一・一部改正)

(供用開始の公示等)

第九条 公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦

覧に供しなければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の規定は、公共下水道管理者が終末処理場による下水の処理を開始しようとする場合又は当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始される場合に準用する。この場合において、同項中「供用を開始すべき年月日」とあるのは「下水の処理を開始すべき年月日」と、「下水を排除すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と、「国土交通省令」とあるのは「国土交通省令・環境省令」と読み替えるものとする。

(昭四二法四〇・昭四五法一四一・平——法一六〇・一部改正)

(排水設備の設置等)

第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

一 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者

二 建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあつては、当該土地の所有者

三 道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

- 2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者（前項第三号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者）が行うものとする。

- 3 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

(排水に関する受忍義務等)

第十一条 前条第一項の規定により排水設備を設置しなければならない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができる。この場合においては、他人の土地又は排水設備にとつて最も損害の少い場所又は箇所及び方法を選ばなければならない。

- 2 前項の規定により他人の排水設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。

- 3 第一項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができる者又は前条第二項の規定により当該排水設備の維持をしなければならない者は、当該排水設備の設置、改築若しくは修繕又は維持をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用することができる。この場合においては、あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

- 4 前項の規定により他人の土地を使用した者は、当該使用により他人に損失を与えた場合においては、その者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(使用の開始等の届出)

第十一条の二 継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。その届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第十二条第一項第六号に規定する水質基準対象施設（以下単に「特定施設」という。）の設置者は、前項の規定により届出をする場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。

（昭四五法一四一・追加、昭四八法——・昭五一法二九・平——法一〇五・平——法一六〇・一部改正）

（水洗便所への改造義務等）

第十一条の三 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から三年以内に、その便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない。

- 2 建築基準法第三十一条第一項の規定に違反している便所が設けられている建築物の所有者については、前項の規定は、適用しない。
- 3 公共下水道管理者は、第一項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。
- 4 第一項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。
- 5 市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあつせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。
- 6 国は、市町村が前項の資金の融通を行なう場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。

（昭四五法一四一・追加、平五法八九・一部改正）

（除害施設の設置等）

第十二条 公共下水道管理者は、著しく公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道若しくは流域下水道の施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対し、政令で定める基準に従い、条例で、下水による障害を除去するために必要な施設（以下「除害施設」という。）を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

- 2 前項の条例は、公共下水道又は流域下水道の機能及び構造を保全するために必要な最小限度

のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(昭四五法一四一・昭五一法二九・一部改正)

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第十二条の二 特定施設（政令で定めるものを除く。第十二条の十二、第十八条の二及び第三十九条の二を除き、以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第十二条の五、第十二条の九、第十二条の十一第一項及び第三十七条の二において同じ。）を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

2 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終末処理場において処理することが困難なものとして政令で定めるものの量について、当該物質の種類ごとに、公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水（以下「流域下水道からの放流水」という。）の水質を第八条（第二十五条の三十において準用する場合を含む。第四項（第十二条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項において同じ。）の技術上の基準に適合させるため必要な限度において定めるものとする。

3 前項の政令で定める物質に係るものを除き、公共下水道管理者は、政令で定める基準に従い、条例で、特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準を定めることができる。

4 前項の条例は、公共下水道からの放流水又は流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

5 第三項の規定により公共下水道管理者が条例で水質の基準を定めた場合においては、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において当該条例で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

6 第一項及び前項の規定は、一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道に排除する下水については、当該施設が特定施設となつた日から六月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあっては、一年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき第一項及び前項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

(昭五一法二九・追加、平一一法八七・平一七法七〇・平二七法二二・令三法三一・一部改正)

(特定施設の設置等の届出)

第十二条の三 工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 特定施設の種類

四 特定施設の構造

五 特定施設の使用の方法

六 特定施設から排出される汚水の処理の方法

七 公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省令で定める事項

2 一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）で当該施設に係る工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用するものは、当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に、国土交通省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

3 特定施設の設置者は、前二項の規定により届出をしている場合を除き、当該特定施設を設置している工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用することとなつたときは、その日から三十日以内に、国土交通省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

（昭五一法二九・追加、平——法一六〇・一部改正）

（特定施設の構造等の変更の届出）

第十二条の四 前条の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第一項第四号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

（昭五一法二九・追加、平——法一六〇・一部改正）

（計画変更命令）

第十二条の五 公共下水道管理者は、第十二条の三第一項又は前条の規定による届出があつた場合において、当該特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において第十二条の二第一項の政令で定める基準又は同条第三項の規定による条例で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第十二条の三第一項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

（昭五一法二九・追加）

（実施の制限）

第十二条の六 第十二条の三第一項又は第十二条の四の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、又は特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法を変更

してはならない。

- 2 公共下水道管理者は、第十二条の三第一項又は第十二条の四の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

(昭五一法二九・追加)

(氏名の変更等の届出)

第十二条の七 第十二条の三の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(昭五一法二九・追加)

(承継)

第十二条の八 第十二条の三の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第十二条の三の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 3 前二項の規定により第十二条の三の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(昭五一法二九・追加、平一二法九一・一部改正)

(事故時の措置)

第十二条の九 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続く当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。

- 2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(平一七法七〇・追加)

(流域下水道管理者への通知)

第十二条の十 流域関連公共下水道の管理者は、第十二条の三、第十二条の四、第十二条の七又は第十二条の八第三項の規定による届出を受理したときは当該届出に係る事項を、第十二条の五の規定による命令をしたときは当該命令の内容を、遅滞なく、当該流域関連公共下水道に係る流域下水道（第二条第四号ロに該当する流域下水道（以下「雨水流域下水道」という。）を除く。次項において同じ。）の管理者に通知しなければならない。

- 2 流域関連公共下水道の管理者は、前条第一項の規定による届出を受理したときは当該届出に係る事項を、同条第二項の規定による命令をしたときは当該命令の内容を、速やかに、当該流

域関連公共下水道に係る流域下水道の管理者に通知しなければならない。

(昭五一法二九・追加、平一七法七〇・旧第十二条の九繰下・一部改正)

(除害施設の設置等)

第十二条の十一 公共下水道管理者は、継続して次に掲げる下水（第十二条の二第一項又は第五項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を排除して公共下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

一 その水質が第十二条の二第二項の政令で定める物質に関し政令で定める基準に適合しない下水

二 その水質（第十二条の二第二項の政令で定める物質に係るものを除く。）が政令で定める基準に従い条例で定める基準に適合しない下水

2 第十二条の二第四項の規定は、前項の条例について準用する。

(昭五一法二九・追加、平一七法七〇・旧第十二条の十繰下・一部改正)

(水質の測定義務等)

第十二条の十二 継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道を使用する特定施設の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(昭四五法一四一・追加、昭四八法——・一部改正、昭五一法二九・旧第十二条の二繰下・一部改正、平——法一六〇・一部改正、平一七法七〇・旧第十二条の十一繰下)

(排水設備等の検査)

第十三条 公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(昭四五法一四一・昭五一法二九・一部改正)

(使用制限)

第十四条 公共下水道管理者は、公共下水道に関する工事を施行する場合、第二十五条の二十七第二項の規定による通知を受けた場合その他やむを得ない理由がある場合には、排水区域の全部又は一部の区域を指定して、当該公共下水道の使用を一時制限することができる。

2 公共下水道管理者は、前項の規定により公共下水道の使用を制限しようとするときは、使用を制限しようとする区域及び期間並びに時間制限をする場合にあってはその時間をあらかじめ

め関係者に周知させる措置を講じなければならない。

(昭四五法一四一・平二七法二二・令三法三一・一部改正)

(兼用工作物の工事)

第十五条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設が道路、堤防その他の公共の用に供する施設又は工作物（以下これらを「他の工作物」という。）の効用を兼ねるときは、当該他の工作物の管理者との協議により、その者に当該公共下水道の施設に関する工事を施行させ、又は当該公共下水道の施設を維持させることができる。

(災害時維持修繕協定の締結)

第十五条の二 公共下水道管理者は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止するため災害の発生時において公共下水道管理者以外の者が公共下水道の施設の特定の維持又は修繕に関する工事を行うことができることをあらかじめ定めておく必要があると認めるときは、その管理する公共下水道について、公共下水道の施設の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者（第二号において「災害時維持修繕実施者」という。）との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下「災害時維持修繕協定」という。）を締結することができる。

- 一 災害時維持修繕協定の目的となる公共下水道の施設（以下「協定下水道施設」という。）
- 二 災害時維持修繕実施者が公共下水道の施設の損傷の程度その他の公共下水道の状況に応じ
て行う協定下水道施設の維持又は修繕に関する工事の内容
- 三 前号の協定下水道施設の維持又は修繕に関する工事に要する費用の負担の方法
- 四 災害時維持修繕協定の有効期間
- 五 災害時維持修繕協定に違反した場合の措置
- 六 その他必要な事項

(平二七法二二・追加)

(公共下水道管理者以外の者の行う工事等)

第十六条 公共下水道管理者以外の者は、前二条の規定による場合のほか、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。

(平二七法二二・一部改正)

(兼用工作物の費用)

第十七条 公共下水道の施設が他の工作物の効用を兼ねるときは、当該公共下水道の施設の管理に要する費用の負担については、公共下水道管理者と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

(損傷負担金)

第十八条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。

(汚濁原因者負担金)

第十八条の二 公共下水道管理者は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第六十二条第一項の規定により特定賦課金を徴収された場合においては、政令で定めるところにより、当該特定賦課金に係る同法第六条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質を当該公共下水道に排除した特定施設の設置者（過去の設置者を含む。）に当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

（昭四八法——・追加、昭五一法二九・昭六二法九七・一部改正）

（工事負担金）

第十九条 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより算出した量以上の下水を排除することができる排水設備が設けられることにより、公共下水道の改築を行うことが必要となつたときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける者に負担させることができる。

（使用料）

第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。

二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）の規定に基づき事業者がその設置の費用の一部を負担した公共下水道について当該事業者及びその他の事業者から徴収する使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいてした費用の負担を勘案して定めなければならない。

（昭四五法一四一・一部改正）

（放流水の水質検査等）

第二十一条 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより、公共下水道からの放流水の水質検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。

2 公共下水道管理者は、政令で定めるところを参酌して条例で定めるところにより、終末処理場の維持管理をしなければならない。

（昭四五法一四一・平八法五九・平二三法一〇五・一部改正）

（発生污泥等の処理）

第二十一条の二 公共下水道管理者は、汚水ます、終末処理場その他の公共下水道の施設から生じた污泥等のたい積物その他の政令で定めるもの（次項において「発生污泥等」という。）については、公共下水道の施設の円滑な維持管理を図るため、政令で定める基準に従い、適切に処理するほか、有毒物質の拡散を防止するため、政令で定める基準に従い、適正に処理しなければならない。

2 公共下水道管理者は、発生污泥等の処理に当たっては、脱水、焼却等によりその減量に努めるとともに、発生污泥等が燃料又は肥料として再生利用されるよう努めなければならない。

(平八法五九・追加、平二七法二二・一部改正)

(設計者等の資格)

第二十二條 公共下水道管理者は、公共下水道を設置し、又は改築する場合（政令で定める場合を除く。）においては、その設計（その者の責任において設計図書を作成することをいう。）又はその工事の監督管理（その者の責任において工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかどうかを確認することをいう。）については、政令で定める資格を有する者以外の者に行わせてはならない。

2 公共下水道管理者は、公共下水道の維持管理のうち政令で定める事項については、政令で定める資格を有する者以外の者に行なわせてはならない。

(昭四五法一四一・一部改正)

(公共下水道台帳)

第二十三條 公共下水道管理者は、その管理する公共下水道の台帳（以下「公共下水道台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

2 公共下水道台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令・環境省令で定める。

3 公共下水道管理者は、公共下水道台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない。

(昭四二法四〇・平——法一六〇・一部改正)

(水防管理団体が行う水防への協力)

第二十三條の二 公共下水道管理者は、水防法第七条第四項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七条第三項に規定する同意をした同法第二条第六項に規定する水防計画（以下「同意水防計画」という。）に公共下水道管理者の協力が必要な事項が定められたときは、当該同意水防計画に基づき水防管理団体（同条第二項に規定する水防管理団体をいう。）が行う水防に協力するものとする。

(平二七法二二・追加、令三法三一・一部改正)

(行為の制限等)

第二十四條 次に掲げる行為（政令で定める軽微な行為を除く。）をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更（条例で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

一 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること（第十条第一項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。）。)

二 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。

三 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること（第十条第一項の規定により排水設備を設ける場合を除く。）。)

2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、こ

れを許可しなければならない。

3 公共下水道管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分には、次に掲げる場合を除き、何人に対しても、いかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。

一 排水施設を固着して設けるとき。

二 あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設けるとき。

三 次に掲げる物件その他公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又は当該部分を横断し、若しくは縦断して設けるとき。

イ 同意水防計画で定める水防管理者（水防法第二条第三項に規定する水防管理者をいう。）

又は量水標管理者（同法第十条第三項に規定する量水標管理者をいう。）が設置する量水標等（同法第二条第七項に規定する量水標等をいう。）

ロ 国、地方公共団体、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業者その他政令で定める者が設置する電線

ハ 国、地方公共団体、熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項に規定する熱供給事業者その他政令で定める者が設置する下水を熱源とする熱を利用するための熱交換器

（平八法五九・平一五法一二五・平二七法二二・一部改正）

（条例で規定する事項）

第二十五条 この法律又はこの法律に基く命令で定めるもののほか、公共下水道の設置その他の管理に関し必要な事項は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める。

第二節 浸水被害対策区域における特別の措置

（平二七法二二・追加）

（排水設備の技術上の基準に関する特例）

第二十五条の二 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域（排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域（第四条第一項の事業計画に計画降雨が定められている場合にあつては、都市機能が相当程度集積し、当該計画降雨を超える規模の降雨が生じた場合には、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域）であつて、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによつては浸水被害（同項の事業計画に計画降雨が定められている場合にあつては、当該計画降雨を超える規模の降雨が生じた場合に想定される浸水被害。以下この節において同じ。）の防止を図ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域をいう。以下同じ。）において浸水被害の防止を図るためには、排水設備（雨水を排除するためのものに限る。）が、第十条第三項の政令で定める技術上の基準を満たすのみでは十分でなく、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を備えることが必要であると認められるときは、政令で定める基準に従い、条例で、同項の技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定めることができる。

（平二七法二二・追加、令三法三一・一部改正）

（管理協定の締結等）

第二十五条の三 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域において浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内に存する雨水貯留施設（浸水被害の防止を図るために有用なものとして政令で定める規模以上のものに限る。以下同じ。）を自ら管理する必要があると認めるときは、雨水貯留施設所有者等（当該雨水貯留施設若しくはその属する施設の所有者、これらの敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。次条第一項において同じ。）を有する者をいう。以下同じ。）との間において、管理協定を締結して当該雨水貯留施設の管理を行うことができる。

2 前項の規定による管理協定については、雨水貯留施設所有者等の全員の合意がなければならない。

（平二七法二二・追加）

第二十五条の四 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域において浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内において建設が予定されており、又は建設中である雨水貯留施設を自ら管理する必要があると認めるときは、雨水貯留施設所有者等となろうとする者（当該雨水貯留施設若しくはその属する施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。以下「予定雨水貯留施設所有者等」という。）との間において、管理協定を締結して建設後の当該雨水貯留施設の管理を行うことができる。

2 前項の規定による管理協定については、予定雨水貯留施設所有者等の全員の合意がなければならない。

（平二七法二二・追加）

（管理協定の内容）

第二十五条の五 第二十五条の三第一項又は前条第一項の規定による管理協定（以下単に「管理協定」という。）には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 管理協定の目的となる雨水貯留施設（以下「協定雨水貯留施設」という。）
- 二 協定雨水貯留施設の管理の方法に関する事項
- 三 管理協定の有効期間
- 四 管理協定に違反した場合の措置

2 管理協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 協定施設（協定雨水貯留施設又はその属する施設をいう。以下同じ。）の利用を不当に制限するものでないこと。
- 二 前項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

（平二七法二二・追加）

（管理協定の縦覧等）

第二十五条の六 公共下水道管理者は、管理協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当

該管理協定について、公共下水道管理者に意見書を提出することができる。

(平二七法二二・追加)

(管理協定の公示等)

第二十五条の七 公共下水道管理者は、管理協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示し、かつ、当該管理協定の写しを当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供するとともに、協定施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定施設である旨又は協定施設が当該区域内に存する旨を明示しなければならない。

(平二七法二二・追加)

(管理協定の変更)

第二十五条の八 第二十五条の三第二項、第二十五条の四第二項、第二十五条の五第二項及び前二条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。この場合において、第二十五条の四第二項中「予定雨水貯留施設所有者等」とあるのは、「予定雨水貯留施設所有者等（雨水貯留施設の建設後にあつては、雨水貯留施設所有者等）」と読み替えるものとする。

(平二七法二二・追加)

(管理協定の効力)

第二十五条の九 第二十五条の七（前条において準用する場合を含む。）の規定による公示のあつた管理協定は、その公示のあつた後において当該協定施設の雨水貯留施設所有者等又は予定雨水貯留施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(平二七法二二・追加)

(雨水貯留浸透施設整備計画の認定)

第二十五条の十 浸水被害対策区域（特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第二条第二項に規定する特定都市河川流域の区域を除く。）において、雨水貯留浸透施設（雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、浸水被害の防止を目的とするものをいう。以下同じ。）の設置及び管理をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関する計画（以下「雨水貯留浸透施設整備計画」という。）を作成し、公共下水道管理者の認定を申請することができる。

2 雨水貯留浸透施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 雨水貯留浸透施設の位置
- 二 雨水貯留浸透施設の規模
- 三 雨水貯留浸透施設の構造及び設備
- 四 雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画
- 五 雨水貯留浸透施設の管理の方法及び期間
- 六 その他国土交通省令で定める事項

3 雨水貯留浸透施設整備計画には、前項各号に掲げる事項のほか、雨水貯留浸透施設から公共下水道に雨水を排除するために必要な排水施設その他の公共下水道の施設に関する工事に関する事項を記載することができる。

(令三法三一・追加)

(認定の基準)

第二十五条の十一 公共下水道管理者は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- 一 雨水貯留浸透施設の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。
- 二 雨水貯留浸透施設の構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なものであること。
- 四 雨水貯留浸透施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 五 雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通省令で定める期間以上であること。

(令三法三一・追加)

(認定の通知)

第二十五条の十二 公共下水道管理者は、第二十五条の十第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該認定を受けた者に通知しなければならない。

(令三法三一・追加)

(雨水貯留浸透施設整備計画の変更)

第二十五条の十三 第二十五条の十第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、公共下水道管理者の認定を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。

(令三法三一・追加)

(認定事業者に対する助言及び指導)

第二十五条の十四 公共下水道管理者は、第二十五条の十第一項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。)を受けた者(以下「認定事業者」という。)に対し、当該計画の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

(令三法三一・追加)

(補助)

第二十五条の十五 国又は公共下水道管理者である地方公共団体は、認定事業者に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の一部を補助することができる。

(令三法三一・追加)

(公共下水道管理者の承認の特例)

第二十五条の十六 雨水貯留浸透施設整備計画(第二十五条の十第三項に規定する事項が記載されたものに限る。)に記載された同項に規定する工事については、当該雨水貯留浸透施設整備計画について計画の認定を受けたときに、第十六条の規定による承認があつたものとみなす。

(令三法三一・追加)

(日本下水道事業団法の特例)

第二十五条の十七 日本下水道事業団は、日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）第二十六条第一項に規定する業務のほか、認定事業者の委託に基づき、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置、設計及び工事の監督管理の業務を行うことができる。

（令三法三一・追加）

（報告の徴収）

第二十五条の十八 公共下水道管理者は、認定事業者に対し、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理の状況について報告を求めることができる。

（令三法三一・追加）

（地位の承継）

第二十五条の十九 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定計画に係る雨水貯留浸透施設の敷地である土地の所有権その他当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に必要な権原を取得した者は、公共下水道管理者の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

（令三法三一・追加）

（改善命令）

第二十五条の二十 公共下水道管理者は、認定事業者が認定計画に従つて認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（令三法三一・追加）

（計画の認定の取消し）

第二十五条の二十一 公共下水道管理者は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

2 第二十五条の十二の規定は、公共下水道管理者が前項の規定による取消しをした場合について準用する。

（令三法三一・追加）

第二章の二 流域下水道

（昭四五法一四一・追加）

（管理）

第二十五条の二十二 流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、都道府県が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村は、都道府県と協議して、流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。

（昭四五法一四一・追加、平二七法二二・旧第二十五条の二繰下・一部改正、令三法三一・旧第二十五条の十繰下）

（事業計画の策定）

第二十五条の二十三 前条の規定により流域下水道を管理する者（以下「流域下水道管理者」という。）は、流域下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定めなければならない。

- 2 流域下水道管理者は、前項の規定により事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、国土交通大臣（市町村が設置する流域下水道の事業計画で政令で定めるものにあつては、都道府県知事）に協議しなければならない。
- 3 都道府県は、第一項の事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 4 国土交通大臣は、第二項の規定による協議（雨水流域下水道に係るものを除く。）を受けたときは、政令で定める場合を除き、保健衛生上の観点からする環境大臣の意見を聴かなければならない。
- 5 第二項の規定にかかわらず、都道府県である流域下水道管理者は、流域別下水道整備総合計画が定められている地域において流域下水道の事業計画を定めようとするときは、同項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、当該流域下水道管理者は、事業計画を定めたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、これを国土交通大臣に届け出なければならない。
- 6 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、政令で定める場合を除き、当該届出の内容を環境大臣に通知するものとする。
- 7 前各項の規定は、流域下水道の事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（昭四五法一四一・追加、平一一法一六〇・平一七法七〇・平二三法三七・一部改正、平二七法二二・旧第二十五条の三繰下、令三法三一・旧第二十五条の十一繰下）

（事業計画に定めるべき事項）

第二十五条の二十四 前条第一項の事業計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 排水施設（これを補完する施設を含む。）の配置、構造及び能力並びに点検の方法及び頻度
 - 二 終末処理場を設ける場合には、その配置、構造及び能力
 - 三 流域関連公共下水道が接続する位置
 - 四 流域関連公共下水道の予定処理区域（雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第三項及び次条第四号において同じ。）
 - 五 工事の着手及び完成の予定年月日
- 2 前条第一項の事業計画においては、前項各号に掲げるもののほか、計画降雨を定めることができる。
 - 3 流域関連公共下水道の予定処理区域の全部又は一部について水防法第十四条の二第一項又は第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定があつた場合における前項の規定の適用については、同項中「定めることができる」とあるのは、「定めなければならない」とする。
 - 4 第一項又は第二項の事業計画の記載方法その他その記載に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（昭四五法一四一・追加、平一一法一六〇・平一七法七〇・一部改正、平二七法二二・旧第二十五条の四繰下・一部改正、令三法三一・旧第二十五条の十二繰下・一部改正）

(事業計画の要件)

第二十五条の二十五 第二十五条の二十三第一項の事業計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- 一 流域下水道の配置及び能力が当該地域における降水量、人口その他の下水の量及び水質に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び土地利用の状況並びに下水の放流先の状況を考慮して適切に定められていること。
- 二 流域下水道の構造が第二十五条の三十において準用する第七条の技術上の基準に適合し、かつ、排水施設の点検の方法及び頻度が第二十五条の三十において準用する第七条の三第二項の技術上の基準に適合していること。
- 三 計画降雨が定められているものにあつては、排水施設及び終末処理場（雨水流域下水道に係るものにあつては、排水施設。次号において同じ。）の配置及び能力が計画降雨に相応していること。
- 四 流域関連公共下水道の予定処理区域が排水施設及び終末処理場の配置及び能力に相応していること。
- 五 当該地域に関し流域別下水道整備総合計画が定められている場合には、これに適合していること。
- 六 当該地域に関し都市計画法第二章の規定により都市計画が定められている場合又は同法第五十九条の規定により都市計画事業の認可若しくは承認がされている場合には、流域下水道の配置及び工事の時期がその都市計画又は都市計画事業に適合していること。

(昭四五法一四一・追加、平一一法一六〇・平一七法七〇・平二三法三七・一部改正、平二七法二二・旧第二十五条の五繰下・一部改正、令三法三一・旧第二十五条の十三繰下・一部改正)

(供用開始の通知等)

第二十五条の二十六 流域下水道管理者は、流域下水道の供用を開始しようとするとき、又は終末処理場により下水の処理を開始しようとするときは、あらかじめ、供用又は処理を開始すべき年月日その他国土交通省令で定める事項を当該流域下水道に係る流域関連公共下水道の管理者に通知しなければならない。

(昭四五法一四一・追加、平一一法一六〇・一部改正、平二七法二二・旧第二十五条の六繰下、令三法三一・旧第二十五条の十四繰下)

(使用制限)

第二十五条の二十七 流域下水道管理者は、流域下水道に関する工事を施行する場合その他やむを得ない理由がある場合には、流域下水道の全部又は一部を指定してその施設の使用を一時制限することができる。

- 2 流域下水道管理者は、前項の規定により流域下水道の使用を制限しようとするときは、使用を制限しようとする施設及び期間並びに時間制限をする場合にあつてはその時間をあらかじめ流域関連公共下水道の管理者に通知しなければならない。

(昭四五法一四一・追加、平二七法二二・旧第二十五条の七繰下、令三法三一・旧第二十五条の十五繰下)

(原因調査の要請等)

第二十五条の二十八 流域下水道管理者は、流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水が、著しく当該流域下水道の施設の機能を妨げ、若しくは当該流域下水道の施設を損傷するおそれがある場合又は当該流域下水道からの放流水の水質を第二十五条の三十において準用する第八条の技術上の基準に適合させることを著しく困難にするおそれがある場合においては、当該流域関連公共下水道の管理者に対し、期限を定めて、その原因を調査し、調査の結果を報告するように求めることができる。

2 流域下水道管理者は、前項の規定による報告を受けた場合において必要があると認めるときは、当該流域関連公共下水道の管理者に対し、第十二条第一項、第十二条の二第三項又は第十二条の十一第一項の条例の制定その他必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(昭四五法一四一・追加、昭五一法二九・平一七法七〇・一部改正、平二七法二二・旧

第二十五条の八繰下・一部改正、令三法三一・旧第二十五条の十六繰下・一部改正)

(他の施設等の設置の制限)

第二十五条の二十九 流域下水道管理者は、次に掲げる場合を除き、何人に対しても、流域下水道の施設にいかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。

一 流域関連公共下水道を接続するとき。

二 あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設けるとき。

三 第二十四条第三項第三号イからハまでに掲げる物件その他流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又は流域下水道の施設を横断し、若しくは縦断して設けるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないときとして政令で定めるとき。

(平二七法二二・追加、令三法三一・旧第二十五条の十七繰下)

(準用規定)

第二十五条の三十 第七条から第八条まで、第十一条の二、第十二条から第十二条の九まで、第十二条の十一から第十三条まで、第十五条から第十八条の二まで、第二十一条から第二十三条の二まで及び第二十五条の規定は、流域下水道(雨水流域下水道を除く。)について準用する。この場合において、第十三条第一項中「排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、」とあるのは「他人の土地又は建築物に立ち入り、流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続する排水施設、特定施設又は」と、第十八条の二中「当該公共下水道」とあるのは「当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」と読み替えるものとする。

2 第七条から第八条まで、第十五条から第十八条まで、第二十一条第一項、第二十二條から第二十三条の二まで及び第二十五条の規定は、雨水流域下水道について準用する。

(昭四五法一四一・追加、昭四八法——・昭五一法二九・平一七法七〇・一部改正、

平二七法二二・旧第二十五条の十繰下・一部改正、令三法三一・旧第二十五条の十八繰下)

第三章 都市下水路

(管理)

第二十六条 都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは管理することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

(指定)

第二十七条 前条の規定により都市下水路を管理する者（以下「都市下水路管理者」という。）

は、下水道を都市下水路として指定するときは、都市下水路となるべき下水道の区域を公示し、かつ、これを表示した図面を当該都市下水路管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更するときも、同様とする。

- 2 都市下水路管理者は、前項の指定をしようとする場合において、当該指定に係る区域の全部又は一部がかんがい排水施設の用を兼ねているときは、あらかじめ当該指定に関係のある土地改良区（土地改良区の存しない地域にあつては、農業協同組合その他の水利関係団体）の意見をきかなければならない。

(管理の基準等)

第二十八条 都市下水路管理者は、当該都市下水路の機能を十分に維持するように管理しなければならない。

- 2 都市下水路の構造及び維持管理に関して必要な技術上の基準は、政令で定める基準を参酌して都市下水路管理者である地方公共団体の条例で定める。

(平二三法一〇五・一部改正)

(行為の制限等)

第二十九条 次に掲げる行為（政令で定める軽微な行為を除く。）をしようとする者は、条例で定めるところにより、都市下水路管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更（条例で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

一 都市下水路に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること。

二 都市下水路の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。

- 2 都市下水路管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。
- 3 都市下水路の指定の際現に当該都市下水路に関し、権原に基き、第一項各号に規定する施設又は工作物その他の物件を設けている者（工事中の者を含む。）は、従前と同様の条件により、当該施設又は工作物その他の物件の設置について同項の許可を受けたものとみなす。

(都市下水路に接続する特定排水施設の構造)

第三十条 次に掲げる事業所の当該都市下水路に接続する排水施設の構造は、建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

一 工場その他の事業所（一団地の住宅経営、社宅その他これらに類する施設を含む。以下この条において同じ。）で政令で定める量以上の下水を同一都市下水路に排除するもの

二 工場その他の事業所で政令で定める水質の下水を政令で定める量以上に同一都市下水路に排除するもの

2 前項の規定は、都市下水路の指定の際現に当該都市下水路に接続する排水施設については、同項の事業所について政令で定める大規模な増築又は改築をする場合を除き、適用しない。

（準用規定）

第三十一条 第七条の二、第十五条から第十八条まで、第二十三条、第二十三条の二及び第二十五条の規定は、都市下水路について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「国土交通省令・環境省令」とあるのは、「国土交通省令」と読み替えるものとする。

（昭四二法四〇・昭五一法二九・平一一法一六〇・平二七法二二・令三法三一・一部改正）

第四章 雑則

（市町村の負担金）

第三十一条の二 第三条第二項又は第二十五条の二十二第一項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

（昭四五法一四一・追加、平二七法二二・令三法三一・一部改正）

（窒素含有量又は燐含有量の削減に係る負担金）

第三十一条の三 第二条の二第五項の規定により流域別下水道整備総合計画に記載された事項に係る高度処理終末処理場を管理する地方公共団体は、当該流域別下水道整備総合計画に記載されたところにより、当該高度処理終末処理場の設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の一部を他の地方公共団体に負担させることができる。

（平一七法七〇・追加）

（協議会）

第三十一条の四 二以上の公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、それぞれが管理する下水道相互間の広域的な連携による下水道の管理の効率化に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

一 関係地方公共団体

二 下水道の管理の効率化に資する措置を講ずることができる者

三 学識経験を有する者その他の協議会が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(平二七法二二・追加)

(他人の土地の立入又は一時使用)

第三十二条 公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者又はその命じた者若しくは委任を受けた者は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する調査、測量若しくは工事又は公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の維持のためやむを得ない必要があるときは、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前又は日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第一項の規定による立入又は一時使用によつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

10 前項の協議が成立しないときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から三十日以内に収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

(昭四五法一四一・一部改正)

(許可又は承認の条件)

第三十三条 この法律の規定による許可又は承認には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、許可又は承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は承認を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(公共下水道、流域下水道及び都市下水路に関する費用の補助)

第三十四条 国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

(昭四五法一四一・昭五九法一九・一部改正)

(公共下水道及び流域下水道に関する資金の融通)

第三十五条 国は、公共下水道又は流域下水道の設置又は改築を行なう地方公共団体に対し、これに必要な資金の融通に努めるものとする。

(昭四五法一四一・一部改正)

(国有地の無償貸付等)

第三十六条 普通財産である国有地は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の用に供する場合においては、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十二条又は第二十八条の規定にかかわらず、当該公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者である地方公共団体に無償で貸し付け、又は譲与することができる。

(昭四五法一四一・一部改正)

(国土交通大臣又は環境大臣の指示)

第三十七条 国土交通大臣(政令で定める下水道に係るものにあつては、都道府県知事)は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止するため緊急の必要があると認めるときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者に対し、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の工事又は維持管理に関して必要な指示をすることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県知事が指示をするべき下水道については、都道府県知事に対し、必要な指示をするべきことを指示することができる。

3 環境大臣(政令で定める下水道に係るものにあつては、都道府県知事)は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止するため緊急の必要があると認めるときは、公共下水道管理者又は流域下水道管理者に対し、終末処理場の維持管理に関して必要な指示をすることができる。

(平——法八七・全改、平——法一六〇・一部改正)

(改善命令等)

第三十七条の二 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道(終末処理場を設置しているものに限る。)を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第十二条の二第一項(第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める基準又は第十二条の二第三項(第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命じることができる。ただし、第十二条の二第六項本文(第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者に対しては、この限りでない。

(昭五一法二九・追加、平一一法八七・旧第三十七条の三繰上、平一七法七〇・平二七法二二・令三法三一・一部改正)

(公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等)

第三十八条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

一 この法律（第十一条の三第一項及び第十二条の九第一項（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者

二 この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者

三 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者

2 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 前二項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公示しなければならない。

4 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第二項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

5 第三十二条第九項及び第十項の規定は、前項の補償について準用する。

6 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第四項の規定による補償の原因となつた損失が第二項第三号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

(昭四五法一四一・平五法八九・平一七法七〇・平二七法二二・令三法三一・一部改正)

(報告の徴収)

第三十九条 国土交通大臣（政令で定める場合にあつては、都道府県知事）は、この法律を施行するため必要な限度において、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者が

ら必要な報告を徴することができる。

- 2 環境大臣（政令で定める場合にあつては、都道府県知事）は、終末処理場の維持管理に関し、この法律を施行するため必要な限度において、公共下水道管理者又は流域下水道管理者から必要な報告を徴することができる。

（昭四二法四〇・昭四五法一四一・平——法八七・平——法一六〇・一部改正）

第三十九条の二 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、公共下水道又は流域下水道（雨流域下水道を除く。以下この条において同じ。）を適正に管理するため必要な限度において、継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する特定施設の設置者から、その下水を排除する事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関し必要な報告を徴することができる。

（昭四五法一四一・追加、昭四八法——・昭五一法二九・平一七法七〇・一部改正）

（権限の委任）

第四十条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

- 2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、その一部を地方環境事務所に委任することができる。

（平——法一六〇・全改、平一七法三三・一部改正）

（国等の特例）

第四十一条 国又は地方公共団体が第二十四条第一項又は第二十九条第一項に規定する行為をしようとするときは、これらの規定にかかわらず、公共下水道管理者又は都市下水路管理者とあらかじめ協議することをもつて足りる。

（特別区に関する読替）

第四十二条 特別区の存する区域においては、この法律の規定（第二十五条の二十二第二項、第二十五条の二十三第二項及び第三項並びに第三十一条の二の規定を除く。）中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別区は、都と協議して、主として当該特別区の住民の用に供する下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うものとする。

（昭四五法一四一・昭四九法七一・平二三法三七・平二七法二二・令三法三一・一部改正）

（経過措置）

第四十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（昭五一法二九・全改、平二六法六九・旧第四十四条繰上）

第五章 罰則

第四十四条 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を損壊し、その他公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者は、五年以下の懲

役又は百万円以下の罰金に処する。

- 2 みだりに公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を操作し、よつて下水の排除を妨害した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(昭四五法一四一・昭五一法二九・平八法五九・平一七法七〇・一部改正、平二六法六九・旧第四十五条繰上)

第四十五条 第十二条の五(第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)若しくは第三十七条の二の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者の命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(昭四五法一四一・旧第四十七条繰上・一部改正、昭五一法二九・平一一法八七・平一七法七〇・平二七法二二・一部改正、平二六法六九・旧第四十六条繰上、令三法三一・一部改正)

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条の二第一項又は第五項(第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。
- 二 第十二条の九第二項(第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

- 2 過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

(昭五一法二九・追加、平八法五九・平一七法七〇・平二七法二二・一部改正、平二六法六九・旧第四十六条の二繰上・一部改正、令三法三一・一部改正)

第四十七条 第三十二条第七項の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(昭四五法一四一・追加、昭五一法二九・平八法五九・平一七法七〇・令三法三一・一部改正)

第四十七条の二 第十二条の三第一項又は第十二条の四(第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(昭五一法二九・追加、平八法五九・平一七法七〇・平二七法二二・令三法三一・一部改正)

第四十八条 第十一条の三第三項又は第四項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

(昭四五法一四一・追加、昭五一法二九・平八法五九・令三法三一・一部改正)

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条の二又は第十二条の三第二項若しくは第三項(第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたと

き。

二 第十二条の六第一項（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三 第十二条の十二（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をしたとき。

四 第十三条第一項（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

五 第二十五条の十八又は第三十九条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

（昭四五法一四一・追加、昭四八法——・昭五一法二九・平八法五九・平一七法七〇・平二七法二二・令三法三一・一部改正）

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第四十五条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（昭四五法一四一・旧第四十八条繰下・一部改正、昭五一法二九・平二六法六九・一部改正）

第五十一条 第十二条の七又は第十二条の八第三項（第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

（昭五一法二九・追加、平八法五九・平一七法七〇・平二七法二二・令三法三一・一部改正）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和三四年政令第一四六号で昭和三四年四月二三日から施行）

（下水道法の廃止）

第二条 下水道法（明治三十三年法律第三十二号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（公共下水道に関する経過措置）

第三条 この法律（以下この条及び次条において「新法」という。）の施行前に市町村が旧法第二条の規定による認可を受けて築造した又は築造中の下水道（以下「既設公共下水道」という。）は、当該市町村が新法第四条の規定による事業計画の認可を受けて設置した又は設置中の公共下水道とみなす。

2 新法第七条の規定は、既設公共下水道については、これを改築する場合を除き、適用しない。

3 新法の施行の際現に供用を開始している既設公共下水道については、旧法第三条の規定に基づき当該既設公共下水道により下水を排除すべき地域を新法第二条第六号に規定する排水区域とみなす。

4 新法の施行の際現に処理を開始している終末処理場については、附則第六条の規定による改

正前の建築基準法第三十一条第三項の規定により特定行政庁が指定した区域を新法第二条第七号に規定する処理区域とみなす。

- 5 新法の施行の際現に既設公共下水道に関し、権原に基き、新法第二十四条第一項各号に規定する施設又は工作物その他の物件を設けている者（工事中の者を含む。）は、従前と同様の条件により、当該施設又は工作物その他の物件の設置について同項の許可を受けたものとみなす。
- 6 新法の施行の際現に既設公共下水道の排水施設の暗渠^{きよ}である構造の部分に関し、権原に基き、施設又は工作物その他の物件を設けている者（工事中の者を含む。）については、新法第二十四条第三項に規定する場合を除き、公共下水道管理者は、同項の規定にかかわらず、その権原に基いてなお当該施設又は工作物その他の物件を設けることができるものとされている期間に限り、従前と同様の条件により、当該施設又は工作物その他の物件を設けさせることができる。

（昭六二法八七・一部改正）

（旧法に基く処分等に関する経過措置）

第四条 新法の施行前に旧法又は旧法に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法の適用については、新法中これらの規定に相当する規定がある場合には、新法の規定によつてしたものとみなす。

（国の無利子貸付け等）

第五条 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第三十四条の規定により国がその費用について補助することができる公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三十四条の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

- 2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 国は、第一項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である同項の設置又は改築について、第三十四条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 5 地方公共団体が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(昭六二法八七・全改、平一四法一・一部改正)

附 則 (昭和三十七年九月一五日法律第一六一号) 抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の判決、決定その他の処分（以下「判決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる判決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての判決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭四二年六月二一日法律第四〇号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭四三年六月一五日法律第一〇一号) 抄

この法律（第一条を除く。）は、新法の施行の日から施行する。

(施行の日＝昭四四年六月一四日)

附 則 (昭四四年六月三日法律第三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、都市計画法の施行の日から施行する。ただし、附則第二十一条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (昭四五年一二月二五日法律第一四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭四六年政令第二〇二号で昭四六年六月二四日から施行)

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に新法の規定による流域下水道に該当する下水道を管理する都

道府県は、遅滞なく、新法第二十五条の四第一項各号に掲げる事項を定めた事業計画を定め、建設大臣に届け出なければならない。

- 2 前項の規定により届け出た事業計画が新法第二十五条の五に規定する基準に適合している場合においては、当該届出に係る事業計画は、新法第二十五条の三第一項の認可を受けた事業計画とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に処理区域内に存する建築物の所有者に対する新法第十一条の三第一項の規定の適用については、同項中「当該処理区域についての第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日」とあるのは、「下水道法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第百四十一号）の施行の日」とする。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 2 附則第二条の規定による公共下水道に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、同条に規定する期間の経過後も、なお従前の例による。

附 則 （昭和四十六年五月三十一日法律第八八号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附 則 （昭和四八年一〇月五日法律第一——号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和四九年政令第二九四号で昭和四九年九月一日から施行）

附 則 （昭和四九年六月一日法律第七一号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二百八十一条、第二百八十二条の三、第二百八十二条第二項、第二百八十二条の二第二項及び第二百八十三条第二項の改正規定、附則第十七条から第十九条までに係る改正規定並びに附則第二条、附則第七条から第十一条まで及び附則第十三条から第二十四条までの規定（以下「特別区に関する改正規定」という。）は、昭和五十年四月一日から施行する。

（下水道法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 前条の規定による改正後の下水道法第四十二条第二項の規定により特別区が処理するものとされる主として当該特別区の住民の用に供する下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理に関する事務は、同項の協議において定める日までの間は、同項の規定にかかわらず、従前の例により都が処理するものとする。

- 2 附則第五条第一項及び第二項の規定は、前条の規定による改正後の下水道法第四十二条第二項の協議において定める日において同項の事務に専ら従事していると認められる都の職員について準用する。この場合において、附則第五条第一項中「特別区に関する改正規定の施行の日の前日」とあるのは「下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四十二条第二項の協議において定める日」と、「特別区に関する改正規定の施行の日以後」とあるのは「同日の翌日以後」と読み替えるものとする。

附 則 （昭和五一年五月二五日法律第二九号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律中、第一条の規定は公布の日から、第二条、次条及び附則第三条の規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和五一年政令第三一九号で昭和五二年五月一日から施行）

（下水道法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定の施行の際現に水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（第二条の規定による改正後の下水道法（以下「新法」という。）第十二条の二第一項の政令で定めるものを除き、以下単に「特定施設」という。）を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）が当該特定施設を設置している工場又は事業場から公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。次項において同じ。）又は流域下水道（終末処理場を設置しているものに限る。）に排除する下水については、第二条の規定の施行後六月間（当該特定施設が政令で定める施設である場合にあっては、一年間）は、新法第十二条の二第一項及び第五項（新法第二十五条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第三十七条の三の規定は適用せず、その者については、新法第十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、その者に適用されている他の法律又は地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき新法第十二条の二第一項及び第五項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

- 2 第二条の規定の施行の際現に特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）で当該特定施設に係る工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用するものは、同条の規定の施行の日から三十日以内に、新法第十二条の三第一項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をした者については、新法第十二条の三第三項の規定は、適用しない。
- 4 第二項の規定による届出をした者は、新法第十二条の四、第十二条の五（新法第十二条の四の規定による届出に係る部分に限る。）及び第十二条の六（新法第十二条の四の規定による届出に係る部分に限る。）から第十二条の九までの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）の適用については、新法第十二条の三の規定による届出をした者とみなす。
- 5 前三項の規定は、流域下水道について準用する。
- 6 第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。
- 7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。
- 8 第二条の規定の施行前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る第二条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （昭和五九年四月二七日法律第一九号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（下水道法の一部改正に伴う経過措置）

5 施行日前に発生した下水道の災害の復旧については、前項の規定による改正後の下水道法第三十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 （昭和六二年九月四日法律第八七号）

この法律は、公布の日から施行し、第六条及び第八条から第十二条までの規定による改正後の国有林野事業特別会計法、道路整備特別会計法、治水特別会計法、港湾整備特別会計法、都市開発資金通特別会計法及び空港整備特別会計法の規定は、昭和六十二年度の予算から適用する。

附 則 （昭和六二年九月二六日法律第九七号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超え六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和六二年政令第三六七号で昭和六三年三月一日から施行）

附 則 （平成五年——月一二日法律第八九号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成六年一〇月一日）

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成五年——月一九日法律第九二号） 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成八年六月五日法律第五九号）
（施行期日）

- 1 この法律中、第一条の規定は公布の日から、第二条及び次項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成八年政令第三二五号で平成八年一月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

- 2 第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第二百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四条並びに第二百二条の規定公布の日

(下水道法の一部改正に伴う経過措置)

第百三十四条 施行日前に第四百二十四条の規定による改正前の下水道法(以下この条において「旧下水道法」という。)第二条の二第四項の規定によりされた流域別下水道整備総合計画(第四百二十四条の規定による改正後の下水道法(以下この条において「新下水道法」という。))第二条の二第五項に規定する二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の都府県の区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部についてのものに限る。以下この条において同じ。)の承認又はこの法律の施行の際現に旧下水道法第二条の二第四項の規定によりされている流域別下水道整備総合計画の承認の申請は、それぞれ新下水道法第二条の二第五項の規定によりされた流域別下水道整備総合計画の同意又は協議の申出とみなす。

- 2 施行日前に旧下水道法第三十七条の規定によりされた命令は、新下水道法第三十七条第一項の規定によりされた指示とみなす。

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び

附則第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、

適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成——年七月一六日法律第一〇五号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成——年政令第四三二号で平成一二年一月一五日から施行）

○中央省庁等改革関係法施行法（平成——法律一六〇）抄
（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（従前の例による処分等に関する経過措置）

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

（罰則に関する経過措置）

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成——年一月二二日法律第一六〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成一二年五月三十一日法律第九一号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一三年四月一日）

附 則 （平成一四年二月八日法律第一号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一五年五月一六日法律第四三号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第二十七条まで及び第二十九条から第三十六条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成一五年七月二四日法律第一二五号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

- 三 第二条の規定、第三条中会社法第十一条第二項の改正規定並びに附則第六条から附則第十五条まで、附則第二十一条から附則第三十一条まで、附則第三十四条から附則第四十一条まで及び附則第四十四条から附則第四十八条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（平成一六年政令第五八号で平成一六年四月一日から施行）

附 則 （平成一七年四月二七日法律第三三号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二十四条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃す

る場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

附 則 （平成一七年六月二二日法律第七〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一七年政令第三二六号で平成一七年一月一日から施行）
（流域別下水道整備総合計画に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日以後この法律による改正後の下水道法（以下「新法」という。）第二条の二第一項の規定に基づき新法第二条の二第二項第五号の公共の水域又は海域ごとに流域別下水道整備総合計画が定められるまでの間においては、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の下水道法第二条の二第一項の規定に基づき当該公共の水域又は海域について定められている流域別下水道整備総合計画を新法第二条の二第一項の規定に基づき定められた流域別下水道整備総合計画とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法第十二条の九の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二三年五月二日法律第三七号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第六条、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十六条、第二十九条、第三十二条、第三十三条（道路法第三十条及び第四十五条の改正規定に限る。）、第三十五条及び第三十六条の規定並びに附則第四条、第五条、第六条第二項、第七条、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、第二十八条、第三十条から第三十二条まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条第二項、第三十七条、第三十八条（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十条第一項及び第二項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十条、第四十五条の二及び第四十六条の規定 平成二十四年四月一日

（平二三法一二二・一部改正）
（下水道法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 第三十五条の規定の施行前に同条の規定による改正前の下水道法（以下この条において「旧下水道法」という。）第四条第一項又は第二十五条の三第一項（同条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の認可を受けた事業計画は、第三十五条の規定によ

る改正後の下水道法（以下この条において「新下水道法」という。）第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は第二十五条の三第二項（同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定が適用される事業計画にあってはそれぞれの規定による協議を行ったものと、新下水道法第四条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は第二十五条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定が適用される事業計画にあってはそれぞれの規定による届出をしたものとみなす。

- 2 第三十五条の規定の施行の際現に旧下水道法第四条第一項又は第二十五条の三第一項の規定によりされている認可の申請は、新下水道法第四条第二項又は第二十五条の三第二項の規定が適用される事業計画に係るものにあつてはそれぞれの規定によりされた協議の申出と、新下水道法第四条第四項又は第二十五条の三第五項の規定が適用される事業計画に係るものにあつてはそれぞれの規定によりされた届出とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十四条 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二三年六月二二日法律第七〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日＝平成二三年八月三〇日）

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する

特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二條（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第一百条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第一百二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第一百三條、第一百五條（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第一百七條、第一百八條、第一百五條（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百六條（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第一百八條（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第一百二十條（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第一百二十一条（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九条の三、第一百四十一条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る。）、第一百二十五條（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、第一百二十八條（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第一百三十一條（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四條及び第一百四條の二の改正規定に限る。）、第一百四十二條（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。）、第一百四十五條、第一百四十六條（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第一百四十九條（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第一百四十一條、第一百四十二條、第一百四十七條、第二百三十三條、第二百四十一條、第二百八十三條、第三百十一條及び第三百十八條の改正規定に限る。）、第一百五十五條（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）、第一百五十六條（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二條の改正規定を除く。）、第一百五十七條、第一百五十八條（景観法第五十七條の改正規定に限る。）、第一百六十條（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法

第六条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。））、第百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。））、第百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。））、第百六十九条、第百七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。））、第百七十四条、第百七十八条、第百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。））及び第百八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。））、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。））並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。））、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。））、第百一条、第百二条、第百五条から第百七条まで、第百十二条、第百十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。））、第百十九条、第二百一十一条の二並びに第二百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

（平二三法七〇・平二三法一二二・一部改正）

（下水道法の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条 第百七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の下水道法第七条第二項、第二十一条第二項又は第二十八条第二項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、同法第七条第二項の政令で定める基準は同項の条例で定める技術上の基準と、同法第二十一条第二項の政令で定めるところは同項の条例で定めるところと、同法第二十八条第二項の政令で定める基準は同項の条例で定める技術上の基準とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二三年一月一四日法律第一二二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二八年四月一日)

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二七年五月二〇日法律第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第二七二号で、本文に係る部分は、平成二七年七月一九日から施行)
(平成二七年政令第三八三号で、ただし書に係る部分は、平成二七年——月一九日から施行)

(下水道法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の下水道法（次項において「第三条改正前下水道法」という。）第四条第一項の規定により定められている事業計画については、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して三年を経過する日（その日までに第三条の規定による改正後の下水道法（次項において「新下水道法」という。）第四条第六項において準用する同条第一項の規定により変更されたときは、その変更された日）までの間は、なお従前の例による。

2 第三条の規定の施行の際現に第三条改正前下水道法第二十五条の十一第一項の規定により定められている事業計画については、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して三年を経過する日（その日までに新下水道法第二十五条の十一第七項において準用する同条第一項の規定により変更されたときは、その変更された日）までの間は、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和三年五月一〇日法律第三一号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和三年政令第二九五号で令和三年——月一日から施行)

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定（「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。）及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定（同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。）、第七条の規定（同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。）並びに第八条、第十条及び第十一条の規定並びに附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の項第一号の改正規定に限る。）、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(令和三年政令第二〇四号で令和三年七月一五日から施行)

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二〇日法律第四四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第七条から第九条までの規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
(下水道法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第十二条の規定による改正前の下水道法第二条の二第七項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定によりされている国土交通大臣への協議の申出は、第十二条の規定による改正後の下水道法第二条の二第十項(同条第十二項において準用する場合を含む。)の規定によりされた国土交通大臣への届出とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄
(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

○郡山市下水道条例

昭和45年3月25日

郡山市条例第34号

改正 令和2年9月18日郡山市条例第45号

郡山市下水道条例（昭和40年郡山市条例第87号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他法令に定めるもののほか、本市の公共下水道及び都市下水路の設置及び管理の基準等について必要な事項を定めるものとする。

（平11条例30・平24条例85・一部改正）

第2条 削除

（昭63条例44）

（用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。
- （2）汚水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。
- （3）公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- （4）都市下水路 法第2条第5号に規定する都市下水路をいう。
- （5）終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。
- （6）排水区域 法第2条第7号に規定する排水区域をいう。
- （7）処理区域 法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- （8）排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備（屋内の配水管、これに固着する洗面器並びに水洗便所のタンク及び便器を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
- （9）除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- （10）特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- （11）排水設備義務者 法第10条第1項の規定により排水設備を設置しなければならない者をいう。
- （12）使用者 下水を公共下水道に排除して、これを使用する者をいう。
- （13）水道及び給水装置 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び同条第9項に規定する給水装置をいう。
- （14）使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1箇月の期間をいい、その始期及び終期は、規程で定める。
- （15）特別使用 排水区域外から本市の公共下水道へ汚水を排除することをいう。
- （16）特別使用受益者 第21条第4項の規定により公告された土地に係る特別使用の許可を受けた者をいう。
- （17）協力金 公共下水道事業のうち郡山市公共下水道事業、郡山市流域関連公共下水道事業及び郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業（この号においてこれらを「区域内事業」とい

う。)によらないものであって、区域内事業に係る排水区域外からの汚水の流入に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、特別使用受益者から徴収する分担金をいう。

（昭63条例44・全改、平6条例15・平20条例50・平28条例70・平29条例14・一部改正）

（排水設備の接続方法等）

第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道のますその他の排水施設（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における当該排水設備を含む。以下「公共ます等」という。）に固着させること。ただし、規程で定める場合で、上下水道事業管理者の許可を受けたときは、この限りでない。
- (2) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあっては公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあっては公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。ただし、規程で定める場合で、上下水道事業管理者の許可を受けたときは、この限りでない。
- (3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規程の定めるところによること。
- (4) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、上下水道事業管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径及び勾配の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、1の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管用で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口（単位 人）	排水管の内径（単位 ミリメートル）及び勾配
150未満	100以上（勾配100分の2以上）
150以上300未満	125以上（勾配100分の1.7以上）
300以上500未満	150以上（勾配100分の1.5以上）
500以上	200以上（勾配100分の1.2以上）

- (5) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、上下水道事業管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径及び勾配の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、1の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管用で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積（単位 平方メートル）	排水管の内径（単位 ミリメートル）及び勾配
200未満	100以上（勾配100分の2以上）
200以上400未満	125以上（勾配100分の1.7以上）
400以上600未満	150以上（勾配100分の1.5以上）
600以上1,000未満	180以上（勾配100分の1.3以上）
1,000以上1,500未満	200以上（勾配100分の1.2以上）
1,500以上	230以上（勾配100分の1以上）

（昭63条例44・平11条例30・平20条例50・平27条例66・平28条例70・一部改正）

（公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等）

第5条 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設（排水設備及び法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設を除く。以下この条及び次条において同じ。）の新設等を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- （1）汚水は公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水は公共ます等で雨水を排除すべきものに流入させるように設けること。
- （2）堅固で耐久力を有する構造とすること。
- （3）陶器、コンクリート、塩化ビニールその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置がとられていること。

（平11条例30・一部改正）

（排水設備等の計画の確認）

第6条 排水設備又はこれらに接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令等の規定に適合するものであることについて、上下水道事業管理者の確認を受けなければならない。ただし、上下水道事業管理者が定める軽微な工事については、この限りでない。

2 前項の規定により確認を受けた事項を変更しようとするときは、同項の規定による確認を受けなければならない。

（昭63条例44・平28条例70・一部改正）

（排水設備等の工事の施工）

第7条 排水設備等の新設等の工事は、上下水道事業管理者が指定した郡山市下水道工事指定店（以下「工事指定店」という。）により行わなければならない。

（平11条例30・平12条例30・平28条例70・一部改正）

（排水設備等の工事の検査）

第8条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了した日から5日以内にその旨を上下水道事業管理者に届け出て検査を受けなければならない。

（平11条例30・平28条例70・一部改正）

（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準）

第9条 特定事業場から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。第9条の3において同じ。）を使用する者は、法第12条の2第3項及び第5項の規定により、次に定める基準に適合しない水質

の下水を排除してはならない。

(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

(2) 水質イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(4) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満

(5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

2 特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、当該下水について前項各号に掲げる項目に関し、当該各号に定める水質の基準より緩やかな水質の排水基準が適用されるときは、当該下水に係る同項に規定する水質の基準は、同項の規定にかかわらず、当該緩やかな水質の排水基準とする。

（昭53条例21・全改、昭63条例44・平6条例15・平11条例30・平12条例46・平14条例18・平20条例50・一部改正）

（除害施設の設置等）

第9条の2 法第12条第1項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

(1) 温度 45度未満

(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(4) よう素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

2 前項の規定は、1日当たりの平均的な下水の量が50立方メートル未満である者には、適用しない。

（昭53条例21・追加、昭63条例44・平20条例50・一部改正）

第9条の3 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

(1) カドミウム及びその化合物 1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム以下

(2) シアン化合物 1リットルにつきシアン0.5ミリグラム以下

(3) 有機リン化合物 1リットルにつき1ミリグラム以下

(4) 鉛及びその化合物 1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下

(5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム以下

- (6) ひ素及びその化合物 1 リットルにつきひ素0.1ミリグラム以下
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 1 リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下
- (8) アルキル水銀化合物 検出されないこと
- (9) ポリ塩化ビフェニル 1 リットルにつき0.003ミリグラム以下
- (10) トリクロロエチレン 1 リットルにつき0.1ミリグラム以下
- (11) テトラクロロエチレン 1 リットルにつき0.1ミリグラム以下
- (12) ジクロロメタン 1 リットルにつき0.2ミリグラム以下
- (13) 四塩化炭素 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下
- (14) 1, 2-ジクロロエタン 1 リットルにつき0.04ミリグラム以下
- (15) 1, 1-ジクロロエチレン 1 リットルにつき1 ミリグラム以下
- (16) シス-1, 2-ジクロロエチレン 1 リットルにつき0.4ミリグラム以下
- (17) 1, 1, 1-トリクロロエタン 1 リットルにつき3 ミリグラム以下
- (18) 1, 1, 2-トリクロロエタン 1 リットルにつき0.06ミリグラム以下
- (19) 1, 3-ジクロロプロペン 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下
- (20) テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム) 1 リットルにつき0.06ミリグラム以下
- (21) 2-クロロ-4, 6-ビス (エチルアミノ) -s-トリアジン (別名シマジン) 1 リットルにつき0.03ミリグラム以下
- (22) S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート (別名チオベンカルブ) 1 リットルにつき0.2ミリグラム以下
- (23) ベンゼン 1 リットルにつき0.1ミリグラム以下
- (24) セレン及びその化合物 1 リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下
- (25) ほう素及びその化合物 1 リットルにつきほう素10ミリグラム以下
- (26) ふっ素及びその化合物 1 リットルにつきふっ素8ミリグラム以下
- (27) 1, 4-ジオキサン 1 リットルにつき0.5ミリグラム以下
- (28) フェノール類 1 リットルにつき1 ミリグラム以下
- (29) 銅及びその化合物 1 リットルにつき銅2ミリグラム以下
- (30) 亜鉛及びその化合物 1 リットルにつき亜鉛2ミリグラム以下
- (31) 鉄及びその化合物 (溶解性) 1 リットルにつき鉄10ミリグラム以下
- (32) マンガン及びその化合物 (溶解性) 1 リットルにつきマンガン10ミリグラム以下
- (33) クロム及びその化合物 1 リットルにつきクロム2ミリグラム以下
- (34) ダイオキシン類 1 リットルにつき10ピコグラム以下
- (35) 温度 45度未満
- (36) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1 リットルにつき380ミリグラム未満
- (37) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (38) 生物化学的酸素要求量 1 リットルにつき5 日間に600ミリグラム未満

(39) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満

(40) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(昭53条例21・追加、昭63条例44・平6条例15・平11条例30・平12条例30・平14条例18・平20条例50・平24条例11・平24条例55・平27条例8・平27条例79・一部改正)

(し尿の排除の制限)

第10条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によらなければならない。

(使用開始等の届出義務)

第11条 使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、遅滞なく上下水道事業管理者に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。

(昭53条例21・平11条例30・平28条例70・一部改正)

(使用料の徴収)

第12条 上下水道事業管理者は、公共下水道の使用について使用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、水道料金の徴収方法により徴収する。ただし、上下水道事業管理者が特に必要と認めたときは、別にその徴収方法を定めることができる。

(昭61条例48・平28条例70・一部改正)

(使用料)

第13条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した額とする。

汚水の種類	基本使用料	超過使用料	
		汚水量	1立方メートルにつき
一般汚水	10立方メートルまで 1,306円	11立方メートルから20立方メートルまで	176円
		21立方メートルから50立方メートルまで	203円
		51立方メートルから100立方メートルまで	230円
		101立方メートルから200立方メートルまで	263円
		201立方メートルから500立方メートルまで	291円
		501立方メートル以上	318円
公衆浴場汚水	10立方メートルまで 946円	11立方メートル以上	66円

備考

(1) 公衆浴場汚水 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生 省令第38号)の規定により統制額の指定を受けた公衆浴場から排除される汚水

(2) 一般汚水 前号以外の汚水

(平16条例32・全改、平26条例16・令元条例5・一部改正)

(汚水排出量の算定)

第13条の2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。

- (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合において、それぞれの使用者が使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用態様を考慮して上下水道事業管理者が認定する。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合の使用水量は、使用者の使用態様を考慮して上下水道事業管理者が認定する。
- (3) 水道水と水道水以外の水を併用した場合は、水道水については第1号の規定により、水道水以外の水については前号の規定によりそれぞれ算出した量を合算した量とする。
- (4) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が、その営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及び算出した根拠を記載した申告書を上下水道事業管理者に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、上下水道事業管理者は、その申告書に記載された事項を考慮してその使用者の排除した汚水の量を認定する。

(昭61条例48・追加、平11条例30・平28条例70・一部改正)

(使用料の算定)

第13条の3 使用料は、次に定めるところにより算定する。

- (1) 水道水を使用した場合は、毎月指定された日に計量した使用水量に基づき計量日の属する月分の使用料を算定する。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、上下水道事業管理者が必要と認めたときは、隔月の指定された日に計量した使用水量に基づき計量日の属する月分及び前月分の使用料を算定することができる。この場合の使用水量は、各月均等とみなす。
 - (3) 水道水以外の水を使用した場合は、前条第2号の規定により算出した使用水量に基づき使用月分の使用料を算定する。
 - (4) 水道水と水道水以外の水を併用した場合は、前条第3号の規定により算出した使用水量に基づき使用月分の使用料を算定する。
 - (5) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が、その営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者から汚水量の認定に係る申告があった場合は、前条第4号の規定により算出した使用水量に基づき使用月分の使用料を算定する。
- 2 使用月において公共下水道の使用の開始、再開、休止又は廃止の届出があった場合の基本使用料は、1箇月分として算定する。ただし、当該使用月の使用日数が15日以内の場合の基本使用料は、1箇月分の2分の1の額とする。
- 3 上下水道事業管理者は、水道水を使用する場合において、郡山市水道事業給水条例（昭和41年郡山市条例第21号）第27条の2の規定の適用を受ける集合住宅における使用者の使用料については、排除した汚水の量を各世帯それぞれ均等とみなして配分し、使用料を算定することができる。
- 4 前項に規定する使用料の算定の適用を受けようとする者は、上下水道事業管理者の許可を受けなければならない。

(平16条例32・追加、平28条例70・一部改正)

(公共下水道の一時使用)

第14条 土木建築工事等による排水その他により公共下水道を一時的に使用しようとする者は、上下水道事業管理者の許可を受けなければならない。

(平28条例70・一部改正)

(使用料の減免)

第15条 上下水道事業管理者は、天災その他特別の理由があると認めた者については、使用料の減免をすることができる。

(平28条例70・一部改正)

(資料の提出)

第16条 上下水道事業管理者は、使用料を算出するため、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(平28条例70・一部改正)

(行為の許可)

第17条 法第24条第1項及び法第29条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して、上下水道事業管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

(1) 施設又は工作物その他の物件（排水設備を除く。以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図

(2) 物件の配置及び構造を表示した図面

(平11条例30・平28条例70・一部改正)

(許可を要しない軽微な変更)

第18条 法第24条第1項及び法第29条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道及び都市下水路の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件の、前条の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、その物件を設ける目的に附随して行うものとする。

(平11条例30・一部改正)

(占用)

第19条 公共下水道又は都市下水路の敷地若しくは排水施設に物件を設け、占用しようとする者は、占用許可申請書を提出して上下水道事業管理者の許可を受けなければならない。ただし、第17条の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

2 上下水道事業管理者は、前項の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、同項の占用の許可を受けた物件（以下「占用物件」という。）で次に掲げるものについては、この限りでない。

(1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件

(2) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占用物件

(3) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業性格を有しない事業に係る
占用物件

(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件

3 前項の占用料については、郡山市道路占用料徴収条例（昭和47年郡山市条例第42号）の規定を準用する。

（平11条例30・平19条例37・平20条例50・平28条例70・平29条例14・一部改正）
（原状回復）

第20条 前条第1項の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、公共下水道及び都市下水路を原状に回復しなければならない。ただし、上下水道事業管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 上下水道事業管理者は、前項の規定による原状回復について必要な指示をすることができる。
（平28条例70・一部改正）

（準用）

第20条の2 第4条から第8条まで及び第11条の規定は、都市下水路について準用する。この場合において、これらの規定中「公共下水道」とあるのは、「都市下水路」と読み替えるものとする。

（特別使用）

第21条 排水区域外の者のうち、特別使用の申請をすることができるものは、本市の公共下水道へ汚水を排除しようとする土地の所有者とする。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的になっている土地については、それぞれ地上権者、質権者又は使用者若しくは賃貸人（以下「地上権者等」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、排水区域外の者のうち、次に掲げるものは、規則に定める書類を添えて、特別使用の申請をすることができる。

(1) 当該土地に係る地上権者等が所有者と協議を行い、当該土地の所有者を特別使用の申請をする者として定めた場合の所有者

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をしようとする者（当該土地の所有者又は地上権者等を除く。）

(3) 前2号に掲げる者のほか、上下水道事業管理者が特に必要と認める者

3 上下水道事業管理者は、排水区域外の者に対して、公共下水道の管理上支障がないと認めたときは、特別使用を許可することができる。

4 上下水道事業管理者は、前項の規定により特別使用を許可した場合は、当該許可の対象となる土地をもって次条に定める協力金を賦課する土地と定め、遅滞なくその旨を公告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（平29条例14・全改）

（協力金）

第21条の2 特別使用受益者は、協力金を納付しなければならない。

2 協力金の額は、特別使用の許可に係る公共下水道が、都市計画事業によるものであるときは

- 県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例（昭和46年郡山市条例第26号）に規定する負担金（以下「受益者負担金」という。）、都市計画事業以外の事業によるものであるときは郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例（平成14年郡山市条例第19号）に規定する分担金（以下「受益者分担金」という。）の例により算出した額とする。
- 3 特別使用の許可に係る土地に受益者負担金又は受益者分担金が賦課されることとなったときは、既納の協力金は、当該土地に係る受益者負担金又は受益者分担金とみなす。
 - 4 上下水道事業管理者は、第2項の規定により協力金の額を定めたときは、遅滞なく、当該協力金の額、納期限等を特別使用受益者に通知しなければならない。
 - 5 協力金は、一括して徴収するものとする。ただし、特別使用受益者の申出により5年に分割して徴収することができる。
 - 6 前項ただし書の規定により協力金を分割して徴収することとして算定した場合の各納期の額が1,000円未満になるときは、同項ただし書の規定にかかわらず、その分割はできないものとする。
 - 7 第5項ただし書の規定に基づき協力金を分割して徴収することとなった場合の協力金は、特別使用受益者の申出によりその残額を一括納付することができる。
 - 8 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地に係る特別使用受益者については、協力金を徴収しないものとする。
 - 9 上下水道事業管理者は、特別使用受益者のうち次の各号のいずれかに該当するものについては、その協力金を減免することができる。
 - (1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る特別使用受益者
 - (2) 地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る特別使用受益者
 - (3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る特別使用受益者
 - (4) 公の生活扶助を受けている者その他これに準ずる特別の事情があると認められる特別使用受益者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、その状況により特に協力金を減免する必要があると認められる土地に係る特別使用受益者
 - 10 前項各号のいずれかに該当することにより同項の規定による協力金の減免を受けようとする特別使用受益者は、納期限前7日までに、次に掲げる書類を添えて上下水道事業管理者に申請し、その決定を受けなければならない。
 - (1) 前項第1号から第3号までの規定の適用を受けようとする特別使用受益者にあつては、用途別明細書
 - (2) 前項第4号の規定の適用を受けようとする特別使用受益者にあつては、福祉事務所長又は民生委員が証明する書類その他必要な書類
 - 11 前項の規定により協力金の減免の決定を受けた特別使用受益者は、その理由がなくなつたときは、直ちにその旨を上下水道事業管理者に届け出なければならない。
 - 12 上下水道事業管理者は、前項の規定による届出があつたとき、又はその届出をなすべき事実が客観的事由により判明したときは、当該事実が発生した日以後の納期に係る協力金の減免の

決定を変更し、又は取り消すことができる。

13 前条第4項の規定による公告の日後、特別使用受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を上下水道事業管理者に届け出たときは、新たに特別使用受益者となった者は、従前の特別使用受益者の地位を承継するものとする。ただし、第2項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の特別使用受益者が納付するものとする。

14 上下水道事業管理者は、第4項の納期限までに協力金を納付しない者に対して督促した場合においては、当該協力金の額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、上下水道事業管理者は、災害その他特別の事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

15 前項本文の場合において、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

16 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる協力金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその協力金の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（平14条例18・追加、平29条例14・一部改正）

（特別使用に係る工事）

第21条の3 特別使用の許可に係る工事は、特別使用者が施工しなければならない。ただし、特別使用者は、上下水道事業管理者が特に認める事由があるときは、上下水道事業管理者に当該工事を行うよう求めることができる。

（平14条例18・追加、平28条例70・平29条例14・一部改正）

（指定の申請）

第21条の4 工事指定店の指定を受けようとする者は、規程で定めるところにより、上下水道事業管理者に申請しなければならない。

（平12条例30・追加、平14条例18・旧第21条の2繰下、平28条例70・一部改正）

（工事指定店の指定）

第21条の5 上下水道事業管理者は、前条の規定により申請した者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、工事指定店の指定をするものとする。

(1) 市内に営業所を有すること。

(2) 専属の下水道排水設備工事責任技術者（公益財団法人福島県下水道公社が排水設備工事の設計及び施工に関して技能を有する者として認め、登録した者をいう。）を1人以上有すること。

(3) 排水設備工事に必要な設備及び器材を備え、従業員を常置していること。

2 上下水道事業管理者は、前項の規定により工事指定店を指定したときは、これを登録し、認可証を交付する。

3 工事指定店の指定を受けた者は、前項の認可証の交付を受けたときは、工事指定店である旨

を表示する標示板を営業所外部の見やすい所に掲げなければならない。

(平12条例30・追加、平14条例18・旧第21条の3繰下、平24条例43・平28条例70・一部改正)

(工事指定店の有効期間)

第21条の6 工事指定店の指定は、当該指定を受けた日から5年ごとに継続の指定を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。ただし、上下水道事業管理者が必要と認めるときは、その期間を5年未満に短縮することができる。

(平12条例30・追加、平14条例18・旧第21条の4繰下、平16条例32・平28条例70・一部改正)

(継続指定の申請)

第21条の7 前条の有効期間の満了後引き続いて工事指定店の指定を受けようとする者は、当該有効期間の満了の日の2箇月前までに、規程で定めるところにより、上下水道事業管理者に申請しなければならない。

(平12条例30・追加、平14条例18・旧第21条の5繰下、平28条例70・一部改正)

(手数料)

第21条の8 第21条の4又は前条の規定により工事指定店の指定を受けようとする者は、指定の申請の際に、次の各号に掲げる指定の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 工事指定店の指定 1件につき15,000円
- (2) 工事指定店の継続指定 1件につき15,000円

2 前項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

(平16条例32・追加)

(指定の停止又は取消し)

第21条の9 上下水道事業管理者は、工事指定店の指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定を取り消し、又は期間を定めて停止することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規程に違反したとき。
- (2) 第21条の5第1項に規定する要件を欠いたとき。

2 前項の規定による指定の停止又は取消しの基準については、上下水道事業管理者が別に定める。

(平12条例30・追加、平14条例18・旧第21条の6繰下、平16条例32・旧第21条の8繰下・一部改正、平28条例70・一部改正)

(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)

第22条 公共下水道の排水施設及び処理施設(これを補完する施設を含む。第24条において同じ。)に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。

- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規程で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置その他の規程で定める措置が講ぜられていること。

（平24条例85・追加、平28条例70・一部改正）

（排水施設の構造の基準）

第23条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水きよの断面積は、規程で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (3) 暗きよその他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所においては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (4) 暗きよである構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管きよの清掃上必要な箇所においては、マンホールを設けること。
- (5) またはマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設けること。

（平24条例85・追加、平28条例70・一部改正）

（処理施設の構造の基準）

第24条 第22条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規程で定める措置が講ぜられていること。

（平24条例85・追加、平28条例70・一部改正）

（適用除外）

第25条 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

（平24条例85・追加）

（終末処理場の維持管理の基準）

第26条 終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

- (2) 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速ろ過法によるときは、ろ床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、ろ材が流出しないように水量又は水压を調節すること。
- (4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規程で定める措置を講ずること。

(平24条例85・追加、平28条例70・一部改正)

(都市下水路の構造の基準)

第27条 第22条、第23条及び第25条の規定は、都市下水路の構造の基準について準用する。

(平24条例85・追加)

(都市下水路の維持管理の基準)

第28条 都市下水路の維持管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) しゅんせつは、1年に1回以上行うこと。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。
- (2) 洗浄ゲートその他の洗浄のための施設があるときは、洗浄は、1月に1回以上行うこと。

(平24条例85・追加)

(手数料)

第28条の2 手数料を徴収する事務、手数料の金額等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各種証明 1件当たり250円
- (2) 公簿又は図面の閲覧又は縦覧 公簿1冊又は図面1葉当たり250円

2 前項第2号の公簿又は図面の閲覧又は縦覧のうち次に掲げるものに係る手数料は、徴収しない。

- (1) 公共下水道台帳の閲覧
- (2) 法第9条の図面の閲覧
- (3) 下水道受益者負担金賦課区域図の閲覧

3 第1項の手数料の納付及び不返還並びに各種証明の郵送による交付については、郡山市手数料条例(平成11年郡山市条例第46号)第3条第1項、第4条及び第10条の規定を準用する。

(平28条例70・追加)

(手数料の免除)

第28条の3 上下水道事業管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、前条第1項に定める手数料を免除することができる。

(平28条例70・追加)

(罰則)

第29条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条又は第5条の規定に違反し、排水設備等の工事を実施した者
- (2) 第6条に規定する確認を受けずに排水設備等の工事を実施した者
- (3) 第7条の規定に違反して、排水設備等の新設等の工事を実施した者

- (4) 排水設備等の新設等を行って第8条に規定する届出を期間内に行わなかった者
- (5) 第9条の2、第9条の3又は第10条の規定に違反した者
- (6) 第11条の規定による届出を怠った者
- (7) 第16条の規定による資料の提出を求められたときにこれを拒み、又は怠った者
- (8) 第17条に規定する許可を受けないで法第24条第1項又は法第29条第1項に規定する行為をした者
- (9) 第19条第1項の許可を受けないで占用した者又は第20条第2項に規定する指示に従わなかった者

(昭53条例21・平6条例47・平11条例30・一部改正、平24条例85・旧第22条繰下)

第30条 偽り其他不正な手段によって使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(平11条例41・一部改正、平24条例85・旧第23条繰下)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、前2条の過料を科する。

(平11条例41・一部改正、平24条例85・旧第24条繰下)

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

(平11条例30・一部改正、平24条例85・旧第25条繰下、平28条例70・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(平29条例14・旧附則・一部改正)

(経過措置)

2 当分の間、第21条の2第14項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

(平29条例14・追加、令2条例45・一部改正)

附 則（昭和47年郡山市条例第44号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月分として徴収する使用料から適用する。

附 則（昭和53年郡山市条例第21号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年郡山市条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年6月分として徴収する使用料から適用する。

附 則（昭和61年郡山市条例第48号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の郡山市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）第13条の規定は、使用月の始期がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日である使用月に係る使用料について適用し、使用月の始期が施行前の日である使用月に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第13条の表の規定にかかわらず、施行日以後最初に開始する使用月から、昭和63年3月31日の属する使用月までの使用料については附則別表に定める額とする。

附則別表

汚水の種類	基本使用料	超過使用料	
		汚水量	1立方メートルにつき
一般汚水	10立方メートルまで436円	11立方メートルから20立方メートルまで	52円
		21立方メートルから50立方メートルまで	60円
		51立方メートルから100立方メートルまで	68円
		101立方メートルから200立方メートルまで	76円
		201立方メートルから500立方メートルまで	84円
		501立方メートル以上	92円
公衆浴場汚水	10立方メートルまで397円	11立方メートル以上	24円

附 則（昭和63年郡山市条例第44号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和64年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の郡山市下水道条例第13条の規定は、使用月の始期がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日である使用月に係る使用料について適用し、使用月の始期が施行日前の日である使用月に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成元年郡山市条例第34号）

この条例は、平成元年7月1日から施行し、平成元年8月分として徴収する使用料から適用する。

附 則（平成3年郡山市条例第39号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の郡山市下水道条例第13条の規定は、平成4年6月分として徴収する使用料から適用する。

附 則（平成6年郡山市条例第15号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年郡山市条例第47号）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第11条の2を削る改正規定は公布の日から、第22条の改正規定は平成7年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の郡山市下水道条例第13条の規定は、平成7年6月分として徴収する使用料から適用する。

附 則（平成9年郡山市条例第15号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(郡山市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第7条の規定による改正後の郡山市下水道条例第13条の規定は、平成9年6月以後の月分として徴収する使用料について適用する。

附 則（平成11年郡山市条例第30号）

- 1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第13条の規定は、平成11年12月以後の月分として徴収する使用料について適用する。

附 則（平成11年郡山市条例第41号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(郡山市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 第20条の規定による改正後の郡山市下水道条例第23条の規定は、使用料又は占用料の徴収を免れた者で、この条例の施行の日以後に当該徴収を免れるために偽りその他不正な手段を用いたものについて適用する。

附 則（平成12年郡山市条例第30号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の郡山市下水道条例第7条の規定による工事指定店の指定を受けている者は、この条例の施行の日から当該指定の有効期間の満了の日までは、改正後の郡山市下水道条例の規定による郡山市下水道工事指定店の指定を受けた者とみなす。

附 則（平成12年郡山市条例第46号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年郡山市条例第18号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年郡山市条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第13条の規定は、平成17年6月以後の月分として徴収する使用料について適用する。
- 3 この条例の施行の日前に郡山市水道事業給水条例（昭和41年郡山市条例第21号）第27条の2の規定の適用を受けている者は、この条例による改正後の郡山市下水道条例第13条の3第4項の許可を受けた者とみなす。
- 4 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の郡山市下水道条例第21条の5第2項の規定により工事指定店の指定を受けた者に係る工事指定店の有効期間については、なお従前の例による。

附 則（平成19年郡山市条例第37号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年郡山市条例第50号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成18年環境省令第33号）附則別表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。）から公共下水道に排除される下水（郡山市下水道条例（昭和45年郡山市条例第34号）第9条の3に規定する下水をいう。）の水質の基準については、平成23年12月10日までの間は、改正後の第9条の3第1項第29号の規定にかかわらず、改正前の同号の規定のとおりとする。

附 則（平成24年郡山市条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年郡山市条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年郡山市条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年郡山市条例第85号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する排水施設又は処理施設（以下「施設等」という。）であって、改正後の郡山市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）第22条から第24条まで及び第27条の規定に適合しないものについては、これらの規定（その適合しない部分に限る。）は適用しない。ただし、この条例の施行後に改築（災害復旧として行われるもの及び施設等に関する

る工事以外の工事により必要を生じたものを除く。)の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。

- 3 前項の規定により改正後の条例第22条から第24条まで及び第27条の規定を適用しないものとされた施設等（これらを補完する施設を含む。）の構造の基準については、なお従前の例による。

附 則（平成26年郡山市条例第16号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（郡山市下水道条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 第7条の規定による改正後の郡山市下水道条例第13条の規定は、平成26年6月以後の月分として徴収する使用料について適用する。

附 則（平成27年郡山市条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年郡山市条例第66号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年郡山市条例第79号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年郡山市条例第70号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長若しくは水道事業管理者がした処分その他の行為又は施行日前に旧条例の規定により市長若しくは水道事業管理者に対してされた申請その他の行為で、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定により上下水道事業管理者が執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、新条例の相当規定により上下水道事業管理者がした処分その他の行為又は上下水道事業管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。
- 3 旧条例の規定により市長又は水道事業管理者に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後においては、これを、新条例の相当規定により上下水道事業管理者に対してその手続がされていないものとみなして、新条例の規定を適用する。

附 則（平成29年郡山市条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条中郡山市下水道条例第19条の改正規定及び第2条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の郡山市下水道条例の規定は、平成29年4月1日以後に申請があ

った特別使用について適用し、同日前に申請があった特別使用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年郡山市条例第5号）抄
（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（郡山市下水道条例の一部改正に伴う経過措置）

4 第5条の規定による改正後の郡山市下水道条例第13条の規定は、令和元年12月以後の月分として徴収する使用料について適用する。

附 則（令和2年郡山市条例第45号）抄
（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（郡山市下水道条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の郡山市下水道条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(趣旨)

第1条 この規程は、郡山市下水道条例（昭和45年郡山市条例第34号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用月の始期及び終期)

第2条 条例第3条第14号に規定する使用月の始期及び終期は、次のとおりとする。

(1) 水道水のみを使用する場合にあっては、水道の使用水量を計量した日から次の水道使用水量を計量した日まで

(2) 水道水以外の水を使用する場合にあっては、毎月1日から末日まで

(排水設備の固着箇所及び工事の実施方法)

第3条 条例第4条第3号に規定する排水設備の固着箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 管きよの構造は、暗きよ式とすること。

(2) 管きよのこう配が地勢その他の事情により条例第4条第4号の規定により難しいときは、その起点に洗浄装置を取り付けること。

(3) 管きよの土かぶりは、公道内では75センチメートル以上、私道内では45センチメートル以上、宅地内では20センチメートル以上とすること。ただし、これにより難しい場合は、凍結、荷重等を考慮し、必要な防護を施したときは、この限りでない。

(4) 公道内における公共ますに管きよを接続する場合、一つの公共ますに対する接続は、1箇所とする。ただし、公道以外においては、この限りでない。

(5) 使用者が公道内の公共ますを使用するときは、最終ますを設け、公共ますに接続すること。この場合の最終ますの位置は、官民境界から1メートル以内の箇所に設置すること。ただし、これにより難しいときは、この限りでない。

(6) 管きよの起端集合若しくは屈曲箇所又は内径若しくは種類の異なる管きよの接続箇所には、ますを設置すること。ただし、簡易な箇所には、枝付管又は曲管を用いることができる。

(7) 管きよの接続部分には、その内径又は内のり幅の120倍以内の間隔にますを設置すること。

(8) ますには、密閉ふたを設けること。ただし、雨水のみを排除する管きよのますにあっては、格子ふたを設けることができる。

(9) 汚水を排除するための排水設備は、汚水ますのインバート上流端の接続孔と管底高に食違いの生じないように、かつ、ますの内壁に突き出ないように差し入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。

(10) 雨水を排除するための排水設備は、雨水ますの底部に150ミリメートル以上の泥溜めを設け、取付管はますの内壁に突き出ないように差し入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。

(附帯設備)

第4条 排水設備を設置するときは、次に掲げる附帯設備を設けなければならない。

- (1) 水洗便所、台所、浴場、洗濯場等の汚水流出箇所には、防臭装置を取り付けること。
- (2) 防臭装置の封水がサイホン作用又は逆流によって破られるおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。
- (3) 台所、浴場、洗濯場等の汚水流出箇所には、ごみその他固形物の流下を止めるために有効なストレーナー若しくは格子又は金網を設けること。
- (4) 自動車洗場及び車庫等で土砂を排出する箇所には、除納装置を有する沈砂設備を設けること。
- (5) 油脂類を取り扱う食堂、料理店、工場等で油脂類を排出する箇所には、油脂遮断装置を設けること。
- (6) 枝管の内径は、次のとおりとすること。

種別	内径
小便器、手洗器及び洗面器接続管	50ミリメートル以上
浴場（家庭用）接続管及び炊事場接続管	75ミリメートル以上
大便器接続管	

（排水設備等の計画の確認）

第5条 条例第6条第1項及び第2項の規定により確認を受けようとする者は、排水設備にあつては排水設備確認申請書（第1号様式）正副2通に次に定める書類を添付し、除害施設にあつては除害施設確認申請書（第2号様式）正副2通に別に定める必要な書類を添付して上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 見取図には、施行場所を表示すること。
 - (2) 平面図の縮尺は、300分の1以上とし、次の事項を記載すること。
 - ア 道路、境界、面積及び公共下水道の施設の位置
 - イ 建物及び水洗便所、台所、浴場等の位置
 - ウ 管きよ及び附属施設の位置、大きさ及び区分
 - エ 除害施設、ポンプ施設、附帯設備等の位置
 - オ 申請地内に使用者を異にするものがあるときは、その相互の境界及び面積
 - カ その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項
 - (3) 縦断面図の縮尺は、平面図に準じ、縦は横の10倍以上とし、排水設備等を接続する公共下水道の直上道路面の高さを基準として、地表、管きよの大きさ、こう配及びますまでの中心距離を記載すること。
 - (4) 構造詳細図の縮尺は、20分の1以上とし、管きよ及び附属装置の構造寸法を表示しなければならない。この場合において悪質下水の処理のため、中和槽その他特別の装置又は施設等を必要とする場合は、その構造の詳細を記入した図面
- 2 管理者は、前項の申請書を受理した日から7日以内にこれを審査し、法律並びに条例及びこの規程の規定に適合することを確認したときは、排水設備確認申請書又は除害施設確認申請書の副本に確認済の印（第3号様式）を押して申請人に交付する。

3 申請人は、前項の規定により排水設備等について確認を受けたときは、1年以内に工事を完

了しなければならない。

(軽微な工事)

第6条 条例第6条第1項ただし書に規定する軽微な工事とは、次に掲げるものとする。

- (1) 排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない位置の変更等の工事
- (2) 排水設備の延長工事及びこれに要するますの新設工事でこう配、管径等が条例第4条に規定する基準に適合するものであり、水洗便所及び除害施設を含まないもの
- (3) ますのふた又はマンホールのふたの据付け又は取替え
- (4) 防臭装置その他の排水設備の附属装置の修繕工事

(排水設備等の工事の完了届)

第7条 条例第8条に規定する届出は、排水設備工事完了届(第4号様式)又は除害施設完了届(第5号様式)によるものとする。

(排水設備等の工事検査済証)

第8条 管理者は、条例第8条に規定する検査に合格した者に対し、排水設備等工事検査済証(第6号様式)を交付する。

(水道水以外の水の使用水量の認定)

第9条 条例第13条の2第2号に規定する水道水以外の水の使用水量の認定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 揚水量測定装置(以下「測定装置」という。)を設置して水道水以外の水を使用した場合
測定装置により測定した水量
- (2) 測定装置がなく、家事のみに水道水以外の水を使用し、水道水を使用していない場合 1
世帯2人までは、1使用月につき10立方メートルとし、2人を超える場合は、1人増すご
とに4立方メートルを加算した水量
- (3) 測定装置がなく、家事のみに水道水及び水道水以外の水を使用した場合 前号の規定によ
り算出した使用水量の2分の1の水量
- (4) 測定装置がなく、家事以外に水道水以外の水を使用した場合 使用者数、業態、水の使用
状況、揚水設備の性能その他の事項を考慮して決定した水量

(製氷業等污水排出量申告書)

第10条 条例第13条の2第4号に規定する申告書は、製氷業等污水排出量申告書(第7号様式)によるものとする。

(集合住宅下水道使用料特例適用申請)

第11条 条例第13条の3第4項の規定により集合住宅における使用料の算定の適用を受けようとする者は、管理者が定める申請書を提出しなければならない。

(令4上下水規程12・一部改正)

(行為の許可申請)

第12条 条例第17条に規定する申請書は、物件設置許可申請書(第9号様式)によるものとする。

2 管理者は、物件の設置についてその可否を決定したときは、物件設置決定通知書(第10号様式)を申請人に交付する。

(特別使用の公共ます等の新設の規格)

第13条 条例第21条の規定により特別使用を許可された場合において、公共ます、取付管等の新設を行おうとするときは、次に定める規格によらなければならない。

本管内径	取付管径	取付管の材質	摘要
200ミリメートル以上	150ミリメートル以上	硬質塩化ビニール	取付用ソケットを使用して接着剤で接続すること。

(使用開始等の届出)

第14条 条例第11条に規定する公共下水道の使用の開始、休止、廃止又は再開の届出は、公共下水道使用開始等届(第11号様式)によるものとする。ただし、悪質汚水以外の汚水を工事しゅん工と同時に排除するときは、完了届をもって使用開始の届出があったものとみなす。

(一時使用の申請)

第15条 条例第14条の規定により公共下水道を一時的に使用しようとする者は、公共下水道一時使用申請書(第12号様式)を提出しなければならない。

2 管理者は、一時使用についてその可否を決定したときは、公共下水道一時使用決定通知書(第13号様式)を申請人に交付する。

(使用料の納期)

第16条 条例第12条第1項に規定する使用料(以下「使用料」という。)の納期は、水道料金及び簡易水道料金(以下「水道料金等」という。)の納期による。ただし、同条第2項ただし書の規定により管理者が特に必要と認めたときの納期は、郡山市上下水道局会計規程(平成29年郡山市上下水道局規程第5号)第18条第5項第4号の規定によるものとする。

(令4上下水規程12・一部改正)

(使用料減免の申請)

第17条 条例第15条に規定する使用料の減免を受けようとする者は、下水道使用料減免申請書(第14号様式)を管理者に提出しなければならない。

2 郡山市水道事業給水条例(昭和41年郡山市条例第21号)第32条又は郡山市簡易水道事業給水条例(昭和42年郡山市条例第76号)第30条の規定により水道料金等の軽減又は免除のために提出された申請書は、前項の下水道使用料減免申請書とみなす。

3 管理者は、使用料の減免についてその可否を決定したときは、下水道使用料減免決定通知書(第15号様式)を申請人に交付する。

4 前項の通知書は、水道料金等の減免に係る通知書に下水道使用料の減免の可否を記載することで、同項の下水道使用料減免決定通知書とみなす。

(令4上下水規程12・一部改正)

(賦課徴収等に関する事務の委任)

第18条 管理者は、次に掲げる事務をその任命する職員(以下「徴収職員」という。)に委任する。

(1) 使用料の賦課徴収に関する調査のための質問及び帳簿等の検査に関すること。

(2) 使用料滞納者に係る滞納処分に関する調査のための質問、検査、提示又は提出の要求、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第146条の2の職務の執行及び提出物件の留置き並び

に財産の搜索及び差押えに關すること。

(令5上下水規程27・一部改正)

(徴収職員証の交付等)

第19条 管理者は、徴収職員に、その身分を証明する証票として、徴収職員証（第16号様式）を交付する。

2 徴収職員は、その事務を行う場合には、必ず徴収職員証を携帯し、必要があるときは、当該徴収職員証を提示しなければならない。

3 徴収職員は、徴収職員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 徴収職員は、徴収職員証を紛失したときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

5 徴収職員証の交付を受けた者が徴収職員でなくなったときは、直ちに当該徴収職員証を管理者に返還しなければならない。

(様式の委任)

第20条 使用料の滞納処分の実施に關する文書の様式は、別に定める。

(協力金の徴収)

第21条 条例第21条の2第4項の規定による協力金の額及びその納期限の通知は、協力金決定通知書（第17号様式）によるものとする。

2 条例第21条の2第5項ただし書の規定による協力金の分割納付の申出は、協力金分割納付申出書（第18号様式）によるものとする。

3 条例第21条の2第5項ただし書の規定により徴収する各年度分の協力金の納期は、次のとおりとする。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、別に納期を定めることができる。

第1期 6月5日から6月30日まで

第2期 11月5日から11月30日まで

4 前項に規定する各納期に係る協力金の徴収は、協力金納入通知書（第19号様式）による。

(特別使用受益者の変更)

第22条 条例第21条の2第13項の規定による特別使用受益者の変更に關する届出は、特別使用受益者変更届（第20号様式）によるものとする。この場合において、届出人が従前の特別使用受益者であるときは、新たな特別使用受益者と連記しなければならない。

2 管理者は、条例第21条の2第13項の規定により特別使用受益者の地位の承継があつた場合は、新たな特別使用受益者及び従前の特別使用受益者に対し、それぞれその旨を協力金義務承継（消滅）通知書（第21号様式）により通知する。

(令3上下水規程5・一部改正)

(協力金の減免)

第23条 条例第21条の2第10項の規定による協力金の減免の申請は、協力金減免申請書（第22号様式）によるものとする。

2 管理者は、協力金の減免についてその可否を決定したときは、協力金減免（却下）通知書（第23号様式）により申請人に通知する。

(分割納付管理人)

第24条 特別使用受益者は、市内に住所、居所、事務所等を有しない場合は、協力金の分割による納付に関する事務を処理させるため、市内に居住する者のうちから分割納付管理人を定めることができる。この場合において、特別使用受益者は、協力金分割納付管理人届（第24号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 特別使用受益者は、前項の分割納付管理人を変更したときその他届け出た事項に変更を生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

（延滞金の減免）

第25条 条例第21条の2第14項ただし書の規定により延滞金の減免を受けようとする者は、延滞金減免申請書を管理者に提出しなければならない。この場合において、管理者は、必要に応じ、その事由を証明する書類を添付させることができる。

（賦課徴収等に関する事務の委任）

第26条 管理者は、次に掲げる事務をその任命する職員（以下「協力金徴収職員」という。）に委任する。

（1）協力金の賦課徴収に関する調査のための質問及び帳簿等の検査に関すること。

（2）協力金滞納者に係る滞納処分に関する調査のための質問及び帳簿等の検査並びに財産の搜索及び差押えに関すること。

（協力金徴収職員証の交付等）

第27条 管理者は、協力金徴収職員に、その身分を証明する証票として、協力金徴収職員証（第25号様式）を交付する。

2 協力金徴収職員は、その事務を行う場合には、必ず協力金徴収職員証を携帯し、必要があるときは、当該協力金徴収職員証を提示しなければならない。

3 協力金徴収職員は、協力金徴収職員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 協力金徴収職員は、協力金徴収職員証を紛失したときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

5 協力金徴収職員証の交付を受けた者が徴収職員でなくなったときは、直ちに当該協力金徴収職員証を管理者に返還しなければならない。

（様式の委任）

第28条 協力金の滞納処分の実施に関する文書の様式は、別に定める。

（指定の時期）

第29条 工事指定店の指定は、管理者が必要と認めたときにそのつど公示して行う。

（工事指定店の申請）

第30条 条例第21条の4の規定による申請は、郡山市下水道工事指定店（新規・継続）申請書（第26号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

（1）履歴書及び工事経歴書

（2）住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）

（3）郡山市発行の納税証明書

（4）工事に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

（5）下水道排水設備工事責任技術者証の写し（下水道排水設備工事責任技術者証の取得予定者

にあつては、下水道排水設備工事責任技術者資格認定試験合格証の写し)

(6) 下水道配管従事者名簿(従業員名簿)及び雇用証明

(7) その他管理者が必要と認めるもの

(工事指定店の指定)

第31条 条例第21条の5第2項の規定による登録は、下水道工事指定店台帳に登載して行うものとし、同項の認可証は、郡山市下水道工事指定店認可証(第27号様式)とする。

2 条例第21条の5第3項の標示板は、郡山市下水道工事指定店標示板(第28号様式)とする。

(継続指定の申請)

第32条 条例第21条の7の規定による申請は、郡山市下水道工事指定店(新規・継続)申請書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 履歴書及び工事経歴書

(2) 住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)

(3) 郡山市発行の納税証明書

(4) 工事に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

(5) 下水道排水設備工事責任技術者証の写し(下水道排水設備工事責任技術者証の取得予定者にあつては、下水道排水設備工事責任技術者資格認定試験合格証の写し)

(6) 下水道配管従事者名簿(従業員名簿)及び雇用証明

(7) 郡山市下水道工事指定店認可証の写し

(8) その他管理者が必要と認めるもの

2 前条の規定は、前項の申請により継続指定をした場合について準用する。

(工事指定業者の義務)

第33条 工事指定店の指定を受けた者(以下「工事指定業者」という。)は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り拒否しないこと。

(2) あらかじめ、施工方法、費用等について申請人に十分な説明を行い、工事は、誠実かつ迅速に施工すること。

(3) 工事の完了後6箇月以内に生じた故障については、無償で補修すること。ただし、不可抗力又は使用者の故意若しくは過失と認められるものについては、この限りでない。

(4) 名義を貸与し、又は下請人に工事を施工させないこと。

(異動の届出)

第34条 工事指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに郡山市下水道工事指定店異動届(第29号様式)を管理者に提出しなければならない。

(1) 営業を廃止するとき。

(2) 営業所を移転するとき。

(3) 条例第21条の5第1項第2号に規定する下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)に異動があつたとき。

(4) 名称又は代表者に異動があつたとき。

(指定の停止又は取消しの通知)

第35条 管理者は、条例第21条の9の規定により指定の停止又は取消しをしたときは、郡山市下水道工事指定店停止(取消)通知書(第30号様式)により当該工事指定業者に対し通知する。
(指定等の公示)

第36条 管理者は、工事指定店を指定し、又は指定を停止し、若しくは取り消したときは、そのつどこれを公示する。
(認可証の返納等)

第37条 工事指定業者は、営業を廃止したとき又は条例第21条の9の規定により指定を取り消されたときは、速やかに郡山市下水道工事指定店認可証を管理者に返納し、かつ、郡山市下水道工事指定店標示板を使用してはならない。
(工事の範囲)

第38条 工事指定業者が施工する工事の範囲は、公共ます等へ流入する排水設備等及びこれに接続する除害施設の新設、増設又は改築の工事とする。ただし、管理者が承認した工事については、この限りでない。
(責任技術者の責務)

第39条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規程その他管理者が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工(監理を含む。)に当たらなければならない。

2 責任技術者は、当該工事の完了に伴う検査に立ち会わなければならない。

3 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に下水道排水設備工事責任技術者証を携帯し、当該職員から提示の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(準用)

第40条 条例第21条に規定する特別使用の許可に係る申請、通知、届出等の手続については、条例第21条に規定する特別使用の許可以外の使用手続の規定を準用する。

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設)

第41条 条例第22条第3号に規定する規程で定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設(これを補完する施設を含む。以下同じ。)及び処理施設(これを補完する施設を含む。以下同じ。)とする。

(1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの

(2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの

ア 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第6条に規定する基準

イ 大腸菌が検出されないこと。

ウ 濁度が2度以下であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則(昭和42年建設省令第37号)第4条の3第2項の規定に基づき国土交通大臣が定める方法(平成20年国土交通省告示第334号)により検定した場合における検出値によるものとする。

(令4上下水規程12・一部改正)

(耐震性能)

第42条 重要な排水施設(地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設又は破損した場合に2次災害を誘発するおそれがあり、若しくは復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設をいう。)及び処理施設の耐震性能は、次に定めるとおりとする。

- (1) レベル1地震動(施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。)に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。
- (2) レベル2地震動(施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動をいう。)に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

2 前項の重要な排水施設以外の排水施設の耐震性能は、同項第1号に定めるとおりとする。

(地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないための措置)

第43条 条例第22条第5号に規定する規程で定める措置は、前条に規定する耐震性能を確保するために構すべきものとして次に掲げるとおりとする。

- (1) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤(埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。)に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (2) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可とう継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、前条に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

(排水管内径及び排水きよの断面積)

第44条 条例第23条第1号に規定する規程で定める排水管内径の数値は100ミリメートル(自然流下によらない排水管にあっては、30ミリメートル)とし、排水きよの断面積の数値は5,000平方ミリメートルとする。

(処理施設の構造において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないための措置)

第45条 条例第24条第2号に規定する規程で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置
- (2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設(汚泥以外の下水を処理する処理施設をいう。以下同じ。)

に送水する導管の設置その他の措置

- (3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置
(終末処理場の維持管理において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないための措置)

第46条 条例第26条第6号に規定する規程で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置
(2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置
(3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に行政組織の改編に伴う関係規則の整備に関する規則(平成29年郡山市規則第33号)附則第2項第2号による郡山市下水道条例施行規則(昭和45年郡山市規則第15号)の様式に基づき作成されている用紙は、この規程の様式の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和2年上下水規程第21号)抄

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。ただし、「(印)」を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に送達された改正前の郡山市下水道条例施行規程第19号様式による協力金納入通知書は、第1条の規定による改正後の郡山市下水道条例施行規程の規定に基づき送付されたものとみなす。
6 この規程の施行の際、現に改正前の様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和3年上下水規程第5号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に提出されている改正前の郡山市下水道条例施行規程、県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例施行規程、郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規程及び郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規程の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、

この規程による改正後の郡山市下水道条例施行規程、県中都市計画郡山水道事業受益者負担に関する条例施行規程、郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規程及び郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規程の様式によるものとみなす。

- 3 この規程の施行の際、現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年上下水規程第13号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程の施行の際、現に提出されている改正前の郡山市下水道条例施行規程、県中都市計画郡山水道事業受益者負担に関する条例施行規程、郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規程及び郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規程の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の郡山市下水道条例施行規程、県中都市計画郡山水道事業受益者負担に関する条例施行規程、郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規程及び郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規程の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際、現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和4年上下水規程第12号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年上下水規程第27号）

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

平成4年3月27日

郡山市条例第23号

改正 令和6年6月28日郡山市条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、郡山市農業集落排水施設(以下「排水施設」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、別表第1のとおり排水施設を設置する。

(平6条例25・平10条例10・一部改正)

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 し尿又は生活雑排水をいう。
- (2) 管きょ 排水管又は排水きょをいう。
- (3) 排水施設 汚水を排除するために設けられた管きょその他の施設、これに接続して汚水を処理するために設けられた施設又はこれらの施設を補完するために設けられたポンプ施設その他の施設で、市が設置し、及び管理するものをいう。
- (4) 排水設備 汚水を排水施設に流入させるために必要な管きょその他の施設で使用者が設置し、及び管理するものをいう。
- (5) 処理区域 第4条の規定により告示された区域をいう。
- (6) 使用者 汚水を排水施設に排除して、これを使用する者をいう。
- (7) 水道及び給水装置 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道及び同条第9項に規定する給水装置をいう。
- (8) 使用月 排水施設使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1箇月の期間をいい、その始期及び終期は、規程で定める。

(平10条例10・平28条例70・一部改正)

(供用開始の告示等)

第4条 上下水道事業管理者は、排水施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、汚水を排除すべき区域及び供用を開始しようとする排水施設の位置を告示し、かつ、これを表示した図面を一般の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定は、上下水道事業管理者が汚水処理場による汚水の処理を開始しようとする場合に準用する。この場合において、同項中「供用を開始すべき年月日」とあるのは「汚水の処理を開始すべき年月日」と、「汚水を排除すべき区域」とあるのは「汚水を処理すべき区域」と、「供用を開始しようとする排水施設の位置」とあるのは「汚水の処理を開始しようとする排水施設の位置及び名称」と読み替えるものとする。

(平10条例10・平11条例20・平28条例70・令6条例25・一部改正)

(排水設備の設置)

第5条 排水施設の供用が開始された場合においては、処理区域内で排水施設を使用しようとする建築物の所有者は、遅滞なく、排水設備を設置しなければならない。

(水洗便所への改造)

第6条 前条に規定する者は、遅滞なく、便所を水洗便所(污水管が排水施設に連結されているものをいう。以下同じ。)に改造しなければならない。

(排水設備の接続方法等)

第7条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 排水設備は、排水施設のます(所有者の承認を得て、他人の排水設備により汚水を排除する場合における当該排水設備を含む。以下「施設ます等」という。)に固着させること。
- (2) 排水設備を施設ます等に固着させるときは、排水施設の機能を妨げ、又はその排水施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規程の定めるところによること。
- (3) 排水設備の排水管の内径及び勾配は、上下水道事業管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる内径及び勾配の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、1の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口(単位 人)	排水管の内径(単位 ミリメートル)	勾配
150 未満	100 以上	100 分の 2 以上
150 以上～300 未満	125 以上	100 分の 1.7 以上
300 以上～500 未満	150 以上	100 分の 1.5 以上
500 以上	200 以上	100 分の 1.3 以上

(平 10 条例 10・平 21 条例 48・平 28 条例 70・一部改正)

(排水設備の計画の確認)

第8条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備の設置及び構造に関する法令等の規定に適合するものであることについて、上下水道事業管理者の確認を受けなければならない。ただし、上下水道事業管理者が定める軽微な工事については、この限りでない。

2 前項の規定により確認を受けた事項を変更しようとするときは、同項の規定による確認を受けなければならない。

(平 21 条例 48・平 28 条例 70・一部改正)

(排水設備の工事の施工)

第9条 排水設備の新設等の工事は、郡山市下水道条例(昭和45年郡山市条例第34号)第7条に規定する上下水道事業管理者が指定した郡山市下水道工事指定店により行わなければならない。

(平13条例21・平28条例70・一部改正)

(排水設備の工事の検査)

第10条 排水設備の新設等を行った者は、その工事を完了した日から5日以内にその旨を上下水道事業管理者に届け出て検査を受けなければならない。

(平28条例70・一部改正)

(し尿排除の制限)

第11条 使用者は、し尿を排水施設に排除するときは、水洗便所によらなければならない。

(油脂類等の投入禁止)

第12条 油脂類、農薬、ごみ、土砂その他排水施設の機能を妨げ、又は損傷するおそれのあるものを排水施設に投入してはならない。

(平21条例48・一部改正)

(使用開始等の届出義務)

第13条 排水施設の使用の開始、休止、廃止又は再開をしようとする者は、速やかに、その旨を上下水道事業管理者に届け出なければならない。届け出た事項に変更があったときも、同様とする。

(平10条例10・平28条例70・一部改正)

(使用料の徴収)

第14条 上下水道事業管理者は、排水施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、水道料金の徴収方法により徴収する。ただし、上下水道事業管理者が特に必要と認めたときは、別にその徴収方法を定めることができる。

(平15条例41・平28条例70・一部改正)

(使用料)

第15条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2に定めるところにより算定した額とする。

(平16条例31・全改)

(汚水排出量の算定)

第16条 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。

- (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合において、それぞれの使用者が使用水量を確認することができないときは、それぞれの使用者の使用態様を考慮して上下水道事業管理者が認定する。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合の使用水量は、使用者の使用態様を考慮して上下水道事業管理者が認定する。
- (3) 水道水と水道水以外の水を併用した場合は、水道水については第1号の規定により、水道水以外の水については前号の規定によりそれぞれ算出した量を合算した量とする。

- (4) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が、その営業に伴い排水施設に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に排水施設に排除した汚水の量及び算出した根拠を記載した申告書を上下水道事業管理者に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、上下水道事業管理者は、その申告書に記載された事項を考慮してその使用者の排除した汚水の量を認定する。

(平 6 条例 25・平 10 条例 10・平 13 条例 21・平 14 条例 32・平 28 条例 70・一部改正)

(使用料の算定)

第 17 条 使用料は、次に定めるところにより算定する。

- (1) 水道水を使用した場合は、毎月指定された日に計量した使用水量に基づき計量日の属する月分の使用料を算定する。
- (2) 前号の規定にかかわらず、上下水道事業管理者が必要と認めたときは、隔月の指定された日に計量した使用水量に基づき計量日の属する月分及び前月分の使用料を算定することができる。この場合の使用水量は、各月均等とみなす。
- (3) 水道水以外の水を使用した場合は、前条第2号の規定により算出した使用水量に基づき使用月分の使用料を算定する。
- (4) 水道水と水道水以外の水を併用した場合は、前条第3号の規定により算出した使用水量に基づき使用月分の使用料を算定する。
- (5) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が、その営業に伴い排水施設に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者から汚水量の認定に係る申告があった場合は、前条第4号の規定により算出した使用水量に基づき使用月分の使用料を算定する。

2 使用月において排水施設の使用の開始、再開、休止又は廃止の届出があった場合の基本使用料は、1 箇月分として算定する。ただし、当該使用月の使用日数が 15 日以内の場合の基本使用料は、1 箇月分の 2 分の 1 の額とする。

(平 6 条例 25・平 10 条例 10・平 13 条例 21・平 14 条例 32・平 15 条例 41・平 28 条例 70・一部改正)

(一時使用)

第 17 条の 2 土木建築工事等による排水その他により排水施設を一時的に使用しようとする者は、上下水道事業管理者の許可を受けなければならない。

(平 14 条例 32・追加、平 28 条例 70・一部改正)

(使用料の減免)

第 18 条 上下水道事業管理者は、天災その他特別の理由があると認めた者については、使用料の減免をすることができる。

(平 28 条例 70・一部改正)

(資料の提出)

第 19 条 上下水道事業管理者は、使用料を算出するため、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(平 28 条例 70・一部改正)

(特別使用)

第 19 条の 2 上下水道事業管理者は、処理区域外の者に対して、排水施設の管理上支障がないと認めたときは、特別使用を許可することができる。

(平 13 条例 21・追加、平 21 条例 48・平 28 条例 70・一部改正)

(特別使用に係る工事)

第 19 条の 3 特別使用の許可に係る工事は、特別使用の許可を受けた者が施工しなければならない。

(平 21 条例 48・追加)

(手数料)

第 19 条の 4 手数料を徴収する事務、手数料の金額等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 各種証明 1 件当たり 250 円

(2) 公簿又は図面の閲覧又は縦覧 公簿 1 冊又は図面 1 葉当たり 250 円

2 前項第2号の公簿又は図面の閲覧又は縦覧のうち公共下水道台帳の閲覧に係る手数料は、徴収しない。

3 第1項の手数料の納付及び不返還並びに各種証明の郵送による交付については、郡山市手数料条例(平成11年郡山市条例第46号)第3条第1項、第4条及び第10条の規定を準用する。

(平 28 条例 70・追加)

(手数料の免除)

第 19 条の 5 上下水道事業管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、前条第1項に定める手数料を免除することができる。

(平 28 条例 70・追加)

(罰則)

第 20 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

(1) 第7条の規定に違反して、排水設備の工事を実施した者

(2) 第8条に規定する確認を受けないで、排水設備の工事を実施した者

(3) 第9条の規定に違反して、排水設備の新設等の工事を実施した者

(4) 第10条又は第13条の規定による届出を怠った者

(5) 第11条又は第12条の規定に違反した者

(6) 第19条の規定による資料の提出を求められたときにこれを拒み、又は怠った者

(平 6 条例 44・平 11 条例 41・一部改正)

第 21 条 偽りその他不正な手段によって使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料に処する。

(平 10 条例 10・平 11 条例 41・一部改正)

第 22 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、前2条の過料を科する。

(平 11 条例 41・一部改正)

(委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

(平 13 条例 21・平 28 条例 70・一部改正)

附 則

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年郡山市条例第 25 号)

この条例は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年郡山市条例第 44 号)

この条例は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年郡山市条例第 17 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第 2 の規定は、平成 7 年 6 月分として徴収する使用料から適用する。

附 則(平成 7 年郡山市条例第 29 号)

この条例は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年郡山市条例第 15 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(郡山市農業集落排水施設条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第 9 条の規定による改正後の郡山市農業集落排水施設条例第 15 条の規定は、平成 9 年 6 月以後の月分として徴収する使用料について適用する。

附 則(平成 9 年郡山市条例第 24 号)

この条例は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年郡山市条例第 33 号)

この条例は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年郡山市条例第 10 号)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年郡山市条例第 20 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年郡山市条例第 29 号)

1 この条例中別表第 1 の改正規定は平成 11 年 7 月 1 日から、別表第 2 の改正規定は同年 10 月 1 日から施行する。

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、平成11年12月以後の月分として徴収する使用料について適用する。

附 則(平成11年郡山市条例第41号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(郡山市農業集落排水施設条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第8条の規定による改正後の郡山市農業集落排水施設条例第21条の規定は、使用料の徴収を免れた者で、この条例の施行の日以後に当該徴収を免れるために偽りその他不正な手段を用いたものについて適用する。

附 則(平成12年郡山市条例第28号)
この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年郡山市条例第21号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正前の郡山市農業集落排水施設条例(以下「旧条例」という。)別表第3の事業所等の使用区分が適用されていた使用者については、この条例による改正後の郡山市農業集落排水施設条例(以下「新条例」という。)第15条の規定は、平成13年8月以後の月分として徴収する使用料について適用する。
- 3 旧条例別表第3の一般家庭の使用区分が適用されていた使用者については、新条例第15条の規定は、平成13年7月以後の月分として徴収する使用料について適用する。この場合において、平成13年7月分の使用料は、新条例第3条第8号の規定にかかわらず、同月1日から市長の指定する日までの期間を当該使用月として市長が認定した使用水量により算定する。

附 則(平成14年郡山市条例第32号)
この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成15年郡山市条例第41号)

- 1 この条例中別表第1の改正規定は平成15年10月1日から、第14条第2項及び第17条の改正規定は平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第17条第2項の規定は、平成16年5月以後の月分として徴収する使用料の算定について適用し、同年4月の月分の使用料の算定については、なお従前の例による。

附 則(平成16年郡山市条例第14号)
この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年郡山市条例第31号)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第15条及び別表第2の規定は、平成17年6月以後の月分として徴収する使用料について適用する。

附 則(平成 18 年郡山市条例第 20 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年郡山市条例第 48 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年郡山市条例第 16 号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(郡山市農業集落排水施設条例の一部改正に伴う経過措置)

8 第 10 条の規定による改正後の郡山市農業集落排水施設条例別表第 2 の規定は、平成 26 年 6 月以後の月分として徴収する使用料について適用する。

附 則(平成 28 年郡山市条例第 70 号)
(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前のそれぞれの条例(以下「旧条例」という。)の規定により市長若しくは水道事業管理者がした処分その他の行為又は施行日前に旧条例の規定により市長若しくは水道事業管理者に対してされた申請その他の行為で、この条例による改正後のそれぞれの条例(以下「新条例」という。)の規定により上下水道事業管理者が執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、新条例の相当規定により上下水道事業管理者がした処分その他の行為又は上下水道事業管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

3 旧条例の規定により市長又は水道事業管理者に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後においては、これを、新条例の相当規定により上下水道事業管理者に対してその手続がされていないものとみなして、新条例の規定を適用する。

附 則(令和元年郡山市条例第 5 号)抄
(施行期日)

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(郡山市農業集落排水施設条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第 8 条の規定による改正後の郡山市農業集落排水施設条例別表第 2 の規定は、令和元年 12 月以後の月分として徴収する使用料について適用する。

附 則(令和 6 年郡山市条例第 25 号)
この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

(平 21 条例 48・全改)

名称	区域	
	町	字
郡山市阿久津地区農業集落排水施設	阿久津町	八幡下、下田後、腰巻、石橋、前田、法師沢、続、後田、南小、富士坊、久保、風早、大間、六溜、館及び館側の一部
	安原町	向館、古屋敷、前、安原、谷津、宮ノ後及び大谷地の一部
	あぶくま台一丁目及びあぶくま台二丁目の一部	
	舞木町	別所の一部
郡山市富岡地区農業集落排水施設	三穂田町富岡	鹿ノ崎、葛幡、笠田、台畑、鍛冶田、台田、田宿下、台東、上臈川、光西寺、下茂内、本郷、一本杉、柿ノ口、首尾内、田楽内、寺西、鯨、北鍛冶内、南鍛冶内、山寺、堰ノ上、住ノ内、白山、南森、小林、道銘、中屋敷、阿弥陀、築館、西原、北坊ノ坦及び南坊ノ坦の一部
	三穂田町下守屋	上豊館、池田、築田、上白山、前田、竹ノ内、牛田、下豊館、道木、館ノ前及び館ノ越の一部
	三穂田町八幡	後町、東屋敷、北関場平、上ノ台、西屋敷、前畑、兵次郎及び中ノ林の一部
郡山市鍋山地区農業集落排水施設	三穂田町富岡	吉室内、腰巻及び三本木原の一部
	三穂田町鍋山	向屋敷、春雨壇、鳥居戸屋敷、馬谷地、仲屋敷、上屋敷、清水尻、三斗蒔、鍛冶屋敷、仲田屋敷、大学屋敷、番所、西吹付、大学、五斗蒔、向原、向前、五斗蒔山、六角、袋内山、番ノ沢山、仲田山及び四十坦原の一部
	三穂田町駒屋	入道淵、戸ノ内、西畑、諏訪前、柳田、阿弥陀、柏坊、南覚前、四十坦原及び下南原の一部
	三穂田町野田	前田、山崎、工藤台、中田、向、北原、中沢目、白稲田、北田、池ノ上、南原、神鳴山、北又山、池下、向山及び北原山の一部
	三穂田町川田	犬ケ馬場、東上ノ台、西上ノ台及び川南の一部
郡山市川田地区農業集落	三穂田町川田	洪染、藤ノ木、東藤ノ木、新田、胎ノ内、鍛冶田、南神子

排水施設		内、元前田、東、舘、北、地藏橋、柿ノ木、北神子内、日向、日向前、北宿及び小樋の一部
	三穂田町川田二丁目及び三穂田町川田三丁目の一部	
郡山市多田野地区農業集落排水施設	逢瀬町多田野	本郷、北田、又右エ門東、久保田、十文字、道下、道上、木置場、釜場、上中丸、宮久保、白石、南田、上釜前、北大界、南大界、宮南、寺向、寒風坦、下町屋、中丸山、赤坂原、久保原、念仏坦、南原、浄土松道、清水池、河田堀及び大界の一部
郡山市河内地区農業集落排水施設	逢瀬町河内	西田、西荒井、屋敷、馬場川原、西午房沢、鍛冶内、中谷地、町東、寺東、八幡、上位ヶ沢、日室、竈原及び明堂の一部
郡山市片平地区農業集落排水施設	片平町	鳥井戸、愛宕裏、新町、漆房、大桑、大町東、大町、大笠松、上舘、上極楽、門口、北地の岡、北町東、上町、北大町、北田、行屋、小林、サラメキ、清水、下舘、新堀、外堀、大根田、地の岡、天王、寺前、寺下、天王裏、並西勝、中町裏、中町、中舘、西大町、西戸城、畑鉾、東戸城、東極楽、福内、町南、町東、南中町、南前、南樋下、南万楷、南万会、水上、北久保及び窪南の一部
郡山市早稲原地区農業集落排水施設	喜久田町早稲原	上ノ端、明神脇、町、下ノ端、辰町、寺田及び山根の一部
	日和田町	古舘、宮下、竹ノ内、黒沢、宮ノ入、道場及び大宮の一部
郡山市前田沢地区農業集落排水施設	喜久田町前田沢	上原の一部
	喜久田町前田沢一丁目及び喜久田町前田沢二丁目の一部	
	喜久田町原二丁目及び喜久田町原三丁目の一部	

	喜久田町坪沢 二丁目の一部	
郡山市小泉地区農業集落 排水施設	富久山町南小 泉	川原、石舟、東台、江ノ上、上ノ台、江下、三道口、関場 及び梶内の一部
	富久山町北小 泉	西屋敷、清水、前田、樋鼻、荒屋敷、屋敷内、屋敷添及び 儘田の一部
	富久山町堂坂	表、中森、堂坂、堂後、寺代及び岩ヶ作の一部
郡山市中山地区農業集落 排水施設	熱海町中山	太田、城ノ脇、稲田、松林、早稲田、北ノ城及び見分山の 一部
郡山市上伊豆島地区農業 集落排水施設	逢瀬町夏出	松葉、鹿野、上家、舘下及び苗代の一部
	喜久田町堀之 内	橋本池西の一部
	熱海町安子島	北原、外手、四ツ谷及び四ツ背山の一部
	熱海町上伊豆 島	四ツ谷西、二升蒔、馬立、堀向、天神前、町尻、前田、上 町、西畑、塚田、中川原及び寺田の一部
	熱海町下伊豆 島	寺屋舗、西戸城、屋敷、町谷田、南田、前田、西田、下外 手作、玉虫、稲干場、座津子内入、上ノ台及び下玉虫の一 部
	熱海町長橋	東原、反田、竹ノ下、舘、植松、車屋、井戸沢、元前田、 一ノ関、後庵、後庵向、大穴及び反田山の一部
郡山市小川地区農業集落 排水施設	田村町山中	上野の一部
	田村町大善寺	羽黒堂及び中山田の一部
	田村町上行合	中山田の一部
	田村町手代木	森内、舩内、妻見塚、舘、請地、三斗蒔、四十坦及び鴨打 の一部
	田村町小川	上野、山田、角生内、岡市、下田、舘、戸ノ内、田中及び 後田の一部
郡山市三町目地区農業集 落排水施設	西田町鬼生田	杉内、中野及び穴沢の一部
	西田町三町目	前田、小和滝、仁王ヶ作、平、平舘、清水堂、北ノ内、谷 地、大明、関根、大森、北田、前舘、松ヶ作、竹ノ内、柳 内、沖田、鍋焼田、吉田、桜内、横内、福内、山王、宮内、 細田、大谷地及び中ノ内の一部
	西田町芹沢	仁王ヶ作の一部

郡山市木村地区農業集落排水施設	西田町木村	池ノ上、深田入、南、平石、松ノ中、後田、坂ノ下、宮田、ノト内、清水堂、松ケ作、ナカハサマ、古内、寺ノ前、行部入、大畑越、川端、津久田、木ノ下、二池、古舘ノ下及び仁田ノ沢の一部
	西田町根木屋	曲木沢、野中、立石、成宮、梶内、古内、北山、鬼久保、新屋敷、根木屋、北向、明代、仁戸内及び竹之内の一部
	西田町芹沢	宮田、前田、大師田、後田、舘、日照田、下田、向山、池ノ上、馬場、妻及び川前の一部
郡山市高倉地区農業集落排水施設	中田町高倉	作田、福田、上沢又、沢又、小堤、宮ノ下、畑中、下羽廣、羽廣、町、槻ノ口、三渡、竹ノ内、善明寺、上井戸神、栗、板ノ作、下井戸神、古御舘、中舘、上舘、高太郎内、保戸内、羽黒堂、宮ノ脇、下ノ沢、神ノ内及び松山の一部
郡山市赤沼地区農業集落排水施設	中田町高倉	蟹沢、深作及び蔵屋敷の一部
	中田町赤沼	大島、中井田、永田、下永田、杉並、西平、赤沼、瀬戸及び温石平の一部

別表第2(第15条、第17条関係)

(平6条例25・追加、平7条例17・平11条例29・平13条例21・平16条例31・平26条例16・令元条例5・一部改正)

基本使用料	超過使用料	
	汚水量	1立方メートルにつき
10立方メートルまで 1,306円	11立方メートルから20立方メートルまで	176円
	21立方メートルから50立方メートルまで	203円
	51立方メートルから100立方メートルまで	230円
	101立方メートルから200立方メートルまで	263円
	201立方メートルから500立方メートルまで	291円
	501立方メートル以上	318円

(趣旨)

第1条 この規程は、郡山市農業集落排水施設条例(平成4年郡山市条例第23号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用月の始期及び終期)

第2条 条例第3条第8号に規定する使用月の始期及び終期は、次のとおりとする。

(1) 水道水のみを使用する場合にあっては、水道の使用水量を計量した日から次の水道使用水量を計量した日まで

(2) 水道水以外の水を使用する場合にあっては、毎月1日から末日まで

(排水設備の固着箇所及び工事の実施方法)

第3条 条例第7条第2号に規定する排水設備を施設ます等に固着させる場合の固着箇所及び工事の実施方法は、次に定めるところによる。

(1) 一つの施設ます等に対する管きよの接続は、1箇所とする。ただし、公道以外に設置した施設ます等に管きよを接続する場合は、この限りでない。

(2) 公道内の施設ます等に管きよを接続するときは、官民境界から1メートル以内の箇所に最終ますを設け、施設ます等に接続すること。ただし、これにより難いときは、この限りでない。

(3) 管きよは、施設ます等のインバート上流端の接続孔と管低高に食違いの生じないように、かつ、ますの内壁に突き出ないように差し入れ、その周囲をモルタル等で埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。

(排水設備の構造の技術上の基準)

第4条 排水設備の構造については、建築基準法(昭和25年法律第201号)の適用がある場合においてはその規定によるほか、次に定めるところによる。ただし、土地の状況その他の理由により上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 管きよの構造は、暗きよ式とすること。

(2) 排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。

(3) 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。

(4) 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。

(5) 管きよの起点、屈曲点、合流点、内径、内のり又はこう配の変化する箇所及び直線部においては、内径又は内のり幅の120倍以内の間隔にますを設置すること。ただし、簡易な箇所には、枝付管又は曲管を用いることができる。

- (6) 管きよの土かぶりは、公道内では 75 センチメートル以上、私道内では 45 センチメートル以上、宅地内では 20 センチメートル以上とすること。ただし、これにより難い場合は、凍結、荷重等を考慮し、必要な防護を施したときは、この限りでない。
- (7) まずは、密閉ふたを設けること。
- (8) まずはの内径又は内のり幅は、次のとおりとすること。ただし、小口径ます(150 ミリメートル以上 300 ミリメートル未満)を使用する場合は、この限りでない。

種別		内径又は内のり幅
排水管の内径又は排水きよの内のり幅が 200 ミリメートル以下で管底と地表面との差が 70 センチメートルまでのとき	1 号標準ます	300 ミリメートル以上
排水管の内径若しくは排水きよの内のり幅が 200 ミリメートルで管底と地表面との差が 70 センチメートル以上のとき又は排水管の内径若しくは排水きよの内のり幅が 200 ミリメートルを超え 300 ミリメートル以下のとき	2 号標準ます	400 ミリメートル以上
排水管の内径又は排水きよの内のり幅が 300 ミリメートルを超えるとき	3 号標準ます	500 ミリメートル以上

- (9) ますの底には、その接続する排水管及び排水きよの内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。
- (10) 枝管の内径は、次のとおりとすること。

種別	内径
小便器、手洗器及び洗面器接続管	50 ミリメートル以上
浴場(家庭用)接続管及び炊事場接続管	75 ミリメートル以上
大便器接続管	

2 排水設備を設置するときは、次に掲げる付帯設備を設けなければならない。

- (1) 水洗便所、台所、浴場、洗濯場等の汚水流出箇所には、防臭装置を取り付けること。
- (2) 防臭装置の封水がサイホン作用又は逆流によって破られるおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。
- (3) 台所、浴場、洗濯場等の汚水流出箇所には、ごみその他固形物の流下を止めるために有効なストレーナー若しくは格子又は金網を設けること。
- (4) 油脂類を取り扱う食堂、料理店等で油脂類を排出する箇所には、油脂遮断装置を設けること。

(排水設備の計画の確認)

第 5 条 条例第 8 条の規定により確認を受けようとする者は、排水設備確認申請書(第 1 号様式)正副 2 通に次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 排水設備工事調書(第2号様式)
- (2) 見取図 施工場所を表示すること。
- (3) 平面図 縮尺は、300 分の 1 以上とし、次に掲げる事項を記載すること。
 - ア 道路、境界及び排水施設の位置
 - イ 建物及び水洗便所、台所、浴場等の位置
 - ウ 管きよ及び付属施設の位置、大きさ及び区分
 - エ ポンプ施設及び付帯設備の位置
 - オ 申請地内に使用者を異にするものがあるときは、その相互の境界
 - カ その他汚水の排除の状況を明らかにするために必要な事項
- (4) 縦断面図 縮尺は、平面図に準じ、縦は横の 10 倍以上とし、排水設備を接続する排水施設の直上道路面の高さを基準として、地表高、管きよの大きさ、こう配及びますまでの中心距離を記載すること。
- (5) 構造詳細図 縮尺は、20 分の 1 以上とし、管きよ及び附属装置の構造寸法を表示すること。

2 管理者は、前項の申請書を受理した日から 7 日以内にこれを審査し、関係法令並びに条例及びこの規程の規定に適合することを確認したときは、排水設備確認申請書の副本に確認済の印(第3号様式)を押して申請人に交付する。

(軽微な工事)

第 6 条 条例第8条ただし書に規定する軽微な工事とは、次に掲げるものとする。

- (1) 排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない位置の変更等の工事
- (2) 排水設備の延長工事及びこれに要するますの新設工事でこう配、管径等が条例第7条に規定する基準に適合するものであり、水洗便所を含まないもの
- (3) ますのふた又はマンホールのふたの据付け又は取替え
- (4) 防臭装置その他の排水設備の附属装置の修繕工事

(工事指定店の義務)

第 7 条 工事指定店は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り拒否しないこと。
- (2) あらかじめ、施工方法、費用等について申請人に十分な説明を行い、工事は、誠実かつ迅速に施工すること。
- (3) 工事の設計及び監督は、郡山市下水道条例(昭和45年郡山市条例第34号)第21条の5第1項第2号に規定する下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)により行うこと。
- (4) 工事の検査には、工事を担当した責任技術者が立ち会うこと。
- (5) 工事の完成検査合格後 6 箇月以内に生じた故障については、無償で補修すること。ただし、不可抗力又は使用者の故意若しくは過失と認められるものについては、この限りでない。
- (6) 名義を貸与し、又は下請人に工事を施工させないこと。

(令 4 上下水規程 13・一部改正)

(排水設備の工事の完了届)

第 8 条 条例第10条に規定する届出は、排水設備工事完了届(第4号様式)によるものとする。

(排水設備の工事検査済証)

第 9 条 管理者は、条例第10条に規定する検査に合格した者に対し、排水設備工事検査済証(第5号様式)を交付する。

(水道水以外の水の使用水量の認定)

第 10 条 条例第16条第2号に規定する水道水以外の水の使用水量の認定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 揚水量測定装置(以下「測定装置」という。)を設置して水道水以外の水を使用した場合
測定装置により測定した水量

(2) 測定装置がなく、家事のみに水道水以外の水を使用し、水道水を使用していない場合
1 世帯 2 人までは、1 使用月につき 10 立方メートルとし、2 人を超える場合は、1 人増すごとに 4 立方メートルを加算した水量

(3) 測定装置がなく、家事のみに水道水及び水道水以外の水を使用した場合 前号の規定により算出した使用水量の 2 分の 1 の水量

(4) 測定装置がなく、家事以外に水道水以外の水を使用した場合 使用者数、業態、水の使用状況、揚水設備の性能その他の事項を考慮して決定した水量

(製氷業等污水排出量申告書)

第 11 条 条例第16条第4号に規定する申告書は、製氷業等污水排出量申告書(第6号様式)によるものとする。

(使用開始等の届出)

第 12 条 条例第13条に規定する排水施設の使用の開始、休止、廃止又は再開の届出は、排水施設使用開始等届(第7号様式)によるものとする。ただし、工事しゅん工と同時に排除するときは、完了届をもって使用開始の届出があったものとみなす。

(一時使用の申請)

第 13 条 条例第17条の2の規定により排水施設を一時的に使用しようとする者は、排水施設一時使用申請書(第8号様式)を提出しなければならない。

2 管理者は、一時使用についてその可否を決定したときは、排水施設一時使用決定通知書(第9号様式)を申請人に交付する。

(使用料の納期)

第 14 条 条例第14条に規定する使用料(以下「使用料」という。)の納期は、水道料金及び簡易水道料金(以下「水道料金等」という。)の納期による。ただし、同条第2項ただし書の規定により管理者が特に必要と認めたときの納期は、郡山市上下水道局会計規程(平成29年郡山市上下水道局規程第5号)第18条第5項第4号の規定によるものとする。

(令 4 上下水規程 13・一部改正)

(使用料減免の申請)

第 15 条 条例第18条に規定する使用料の減免を受けようとする者は、排水施設使用料減免申請書(第10号様式)を管理者に提出しなければならない。

- 2 郡山市水道事業給水条例(昭和41年郡山市条例第21号)第32条又は郡山市簡易水道事業給水条例(昭和42年郡山市条例第76号)第30条の規定により水道料金等の軽減又は免除のために提出された申請書は、前項の排水施設使用料減免申請書とみなす。
- 3 管理者は、使用料の減免についてその可否を決定したときは、排水施設使用料減免決定通知書(第11号様式)を申請人に交付する。
- 4 前項の通知書は、水道料金等の減免に係る通知書に排水施設使用料の減免の可否を記載することで、同項の排水施設使用料減免決定通知書とみなす。

(令4 上下水規程 13・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の際現に行政組織の改編に伴う関係規則の整備に関する規則(平成29年郡山市規則第33号)附則第2項第3号による廃止前の郡山市農業集落排水施設条例施行規則(平成4年郡山市規則第19号)の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この規程の様式の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和2年上下水規程第1号)

この規程は、令和2年3月16日から施行する。

附 則(令和3年上下水規程第2号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の際、現に提出されている改正前の郡山市水道事業給水条例施行規程及び郡山市農業集落排水施設条例施行規程の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の郡山市水道事業給水条例施行規程及び郡山市農業集落排水施設条例施行規程の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際、現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和4年上下水規程第13号)

この規程は、公布の日から施行する。

○都市計画法（抜粋）

（昭和四十三年六月十五日）

（法律第百号）

（受益者負担金）

第七十五条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。

3 前二項の規定による受益者負担金（以下この条において「負担金」という。）を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村（以下この条において「国等」という。）は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

4 前項の場合においては、国等は、政令（都道府県又は市町村にあつては、条例）で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。

5 第三項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

6 延滞金は、負担金に先だつものとする。

7 負担金及び延滞金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効により消滅する。

（昭四五法一三・平二九法四五・一部改正）

第五章 都市施設等整備協定

（平三〇法二二・追加）

○県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例

昭和46年3月25日

郡山市条例第26号

改正 令和3年3月12日郡山市条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、公共下水道に係る受益者負担金について必要な事項を定めるものとする。

(徴収)

第2条 上下水道事業管理者は、公共下水道に係る都市計画下水道事業（下水道管理センター等に係る事業を除く。以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づく受益者負担金（以下「負担金」という。）を徴収するものとする。

(平元条例40・平20条例5・平28条例70・一部改正)

(受益者)

第3条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設置された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、当該土地の所有者又は当該土地の地上権者、質権者、使用借主若しくは賃借人をいう。

2 上下水道事業管理者は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行なわれた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行なわれたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

(平12条例31・平28条例70・一部改正)

(受益者の負担金の額)

第4条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が第5条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域内のものの面積に1平方メートル当たり496円を乗じて得た額とする。

(昭53条例22・旧第7条繰上・一部改正、昭63条例45・平3条例40・平6条例48・一部改正)

(賦課対象区域の決定等)

第5条 上下水道事業管理者は、毎年度の当初に、当該年度内に事業を施行することを予定し、かつ、負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。

2 前項の賦課対象区域は、同項の規定による公告の日から3年以内に事業を施行する土地の区域でなければならない。

(昭53条例22・旧第9条繰上、平12条例31・平28条例70・一部改正)

(受益者の申告)

第6条 受益者は、前条第1項の規定による公告のあった日後において、上下水道事業管理者の

定める日までに規程で定める申告書を上下水道事業管理者に提出しなければならない。この場合において、受益者が土地の所有者以外の受益者であるときは、当該申告書には土地の所有者と連記しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、同一の土地につき同一世帯に属する2人以上の受益者があるときは、当該受益者のうちから代表者を定め、代表者が当該申告書を提出するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、同一の土地につき2人以上の受益者があるときは当該受益者のうちから総代人を定め、総代人が当該申告書を提出することができる。

(平12条例31・追加、平28条例70・令3条例2・一部改正)

(不申告等に係る認定)

第7条 上下水道事業管理者は、前条の規定による申告書が同条第1項の上下水道事業管理者の定める日までに提出されなかった場合又は申告書に記載された事項が事実と異なると認めた場合においては、申告によらないで受益者その他の申告すべき事項を認定することができる。

(平12条例31・追加、平28条例70・一部改正)

(負担金の賦課及び徴収)

第8条 上下水道事業管理者は、第5条第1項の規定による公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定による負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

- 2 前項の負担金の賦課は、第5条第1項の公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することができない。
- 3 上下水道事業管理者は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額、納期限等を受益者に通知しなければならない。
- 4 負担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、賦課対象区域内にある土地が、田、畑、山林、原野であるときは、受益者の申出により10年に分割することができる。
- 5 前項の規定により負担金を分割して徴収することとして算定した場合の各納期の額が1,000円未満になるときは、同項の規定にかかわらず、その分割はできないものとする。
- 6 第4項の規定にかかわらず、負担金は受益者の申出により一括納付することができる。

(昭53条例22・旧第10条繰上・一部改正、平6条例48・一部改正、平12条例31・旧第6条繰下・一部改正、平18条例22・平25条例36・平28条例70・一部改正)

(負担金の徴収猶予)

第9条 上下水道事業管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。

- (1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。
- (2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、上下水道事業管理者が特に必要と認めるとき。

- 2 前項の規定による負担金の徴収猶予を受けようとする者は、上下水道事業管理者に申請して、その決定を受けなければならない。

3 前項の規定により負担金の徴収猶予の決定を受けた者は、その理由がなくなったときは、直ちにその旨を上下水道事業管理者に届け出なければならない。

4 上下水道事業管理者は、前項の届出があったとき又はその届出をなすべき事実が客観的事由により判明したときは、直ちに徴収猶予を取り消し、猶予した負担金を上下水道事業管理者が適当と認める方法により徴収する。

(昭53条例22・旧第11条繰上、昭63条例45・一部改正、平12条例31・旧第7条繰下・一部改正、平28条例70・一部改正)

(負担金の減免)

第10条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。

2 上下水道事業管理者は、受益者のうち次の各号のいずれかに該当するものについては、その負担金を減免することができる。

(1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者

(2) 地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者

(3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者

(4) 公の生活扶助を受けている者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者

(5) 事業のため土地、物件、労力又は金銭(次項第3号において「土地等」という。)を提供した受益者

(6) 前各号に掲げるもののほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者

3 前項各号のいずれかに該当することにより同項の規定による負担金の減免を受けようとする受益者は、納期限前7日までに、次に掲げる書類を添えて上下水道事業管理者に申請し、その決定を受けなければならない。

(1) 前項第1号から第3号までの規定の適用を受けようとする受益者にあつては、用途別明細書

(2) 前項第4号の規定の適用を受けようとする受益者にあつては、福祉事務所長又は民生委員が証明する書類その他必要な書類

(3) 前項第5号の規定の適用を受けようとする受益者にあつては、当該土地等を提供したことを明らかにする書類

4 前項の規定により負担金の減免の決定を受けた受益者は、その理由がなくなったときは、直ちにその旨を上下水道事業管理者に届け出なければならない。

5 上下水道事業管理者は、前項の届出があったとき又はその届出をなすべき事実が客観的事由により判明したときは、当該事実が発生した日以後の納期に係る負担金の減免の決定を変更し、又は取り消すことができる。

(昭53条例22・旧第12条繰上、平12条例31・旧第8条繰下・一部改正、平25条例36・平28条例70・一部改正)

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第11条 第5条第1項の規定による公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更

に係る当事者の一方又は双方がその旨を上下水道事業管理者に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第8条第1項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(昭53条例22・旧第15条繰上・一部改正、平12条例31・旧第9条繰下・一部改正、平28条例70・一部改正)

(延滞金)

第12条 上下水道事業管理者は、第8条第3項の納期限までに負担金を納付しない者に対して督促した場合においては、当該負担金の額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、上下水道事業管理者は、災害その他特別の事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

2 前項本文の場合において、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる負担金の額に1,000円未満の端数があるとき又はその負担金の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(昭53条例22・旧第16条繰上・一部改正、昭63条例45・一部改正、平12条例31・旧第10条繰下・一部改正、平18条例22・平28条例70・一部改正)

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規程で定める。

(昭53条例22・旧第17条繰上、平12条例31・旧第11条繰下、平28条例70・一部改正)

(過料)

第14条 負担金の徴収を免れようとして、第6条に規定する申告書を同条第1項に規定する日までに提出せず、若しくは虚偽の事項を記載した申告書を提出した者は、5万円以下の過料に処する。

(平12条例31・追加)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(平18条例22・一部改正)

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに施行された事業の部分については、この条例の相当規定により施行されたものとみなす。

(平18条例22・一部改正)

3 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセン

トの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

（平18条例22・追加、平25条例36・令2条例45・一部改正）

附 則（昭和53年郡山市条例第22号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例の第9条の規定により公告されている区域に係る負担金の賦課及び徴収については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年郡山市条例第45号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行前に改正前の県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例第5条の規定により公告されている区域に係る負担金の賦課及び徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成元年郡山市条例第40号）

この条例は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成3年郡山市条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行前に改正前の県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例第5条の規定により公告されている区域に係る負担金の賦課及び徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成6年郡山市条例第48号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行前に改正前の県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例第5条の規定により公告されている区域に係る負担金の賦課及び徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成12年郡山市条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日前に改正前の条例第5条の規定により公告された賦課対象区域に係る受益者負担金の賦課及び徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成18年郡山市条例第22号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例附則の改正規定及び第2条中郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例附則の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例附則第3項の規定は、平成18年度以後の年度分の受益者負担金に係る延滞金について適用し、平成17年度分までの受益者負担金に係る延滞金については、なお従前の例による。

附 則（平成20年郡山市条例第5号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年郡山市条例第36号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例附則第3項の改正規定、第2条中郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例附則第2項の改正規定及び第3条中郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例附則第2項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例附則第3項の規定、第2条の規定による改正後の郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例附則第2項の規定及び第3条の規定による改正後の郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年郡山市条例第70号）

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長若しくは水道事業管理者がした処分その他の

行為又は施行日前に旧条例の規定により市長若しくは水道事業管理者に対してされた申請その他の行為で、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定により上下水道事業管理者が執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、新条例の相当規定により上下水道事業管理者がした処分その他の行為又は上下水道事業管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

- 3 旧条例の規定により市長又は水道事業管理者に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後においては、これを、新条例の相当規定により上下水道事業管理者に対してその手続がされていないものとみなして、新条例の規定を適用する。

附 則（令和2年郡山市条例第45号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
（県中都市計画郡山水道事業受益者負担に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第2条の規定による改正後の県中都市計画郡山水道事業受益者負担に関する条例附則第3項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年郡山市条例第2号）
この条例は、公布の日から施行する。

○県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例施行規程

平成29年4月1日

郡山市上下水道局規程第16号

改正 令和5年12月28日郡山市上下水道局規程第27号

(趣旨)

第1条 この規程は、県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例(昭和46年郡山市条例第26号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(受益者の申告)

第2条 条例第6条第1項の規程で定める申告書は、受益者申告書(第1号様式)とする。

(負担金の算定基準となる地積)

第3条 受益者負担金(以下「負担金」という。)の算定基準となる地積は、不動産登記法(平成16年法律第123号)第2条第9号に規定する登記簿の地積による。ただし、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)がこれにより難いと認めたときは、実測による地積又はその他の方法により定めた地積によることができる。

(負担金の徴収)

第4条 条例第8条第3項の規定による負担金の額及びその納期限の通知は、受益者負担金決定通知書(第2号様式)によるものとする。

2 条例第8条第4項の規定により徴収する各年度分の負担金の納期は、次のとおりとする。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、別に納期を定めることができる。

第1期 6月5日から6月30日まで

第2期 11月5日から11月30日まで

3 前項に規定する各納期に係る負担金の徴収は、受益者負担金納入通知書(第3号様式)による。(端数計算等)

第5条 条例第4条の規定による負担金の額は、条例第8条第4項の規定により5年又は10年に分割して徴収する負担金の区分ごとに算定するものとし、それぞれの負担金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 5年又は10年に分割して徴収する負担金を各納期に分割する場合において、分割金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を最初の年度の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(受益者の変更)

第6条 条例第11条の規定による受益者の変更に関する届出は、受益者変更届(第4号様式)によるものとする。この場合において、届出人が従前の受益者であるときは、新たな受益者と連記しなければならない。

2 条例第6条第1項後段、第2項及び第3項の規定は、前項前段の届出について準用する。

3 管理者は、条例第11条の規定により受益者の地位の承継があった場合は、新たな受益者及び従前の受益者に対し、それぞれその旨を受益者負担義務承継(消滅)通知書(第5号様式)により通知する。

(令3 上下水規程5・一部改正)

(負担金の徴収猶予)

第7条 条例第9条第2項の規定による負担金の徴収猶予の申請は、受益者負担金徴収猶予申請書(第6号様式)によるものとする。

2 管理者は、負担金の徴収猶予についてその可否を決定したときは、受益者負担金徴収猶予(却下)通知書(第7号様式)により申請人に通知する。

(負担金の減免)

第8条 条例第10条第3項の規定による負担金の減免の申請は、受益者負担金減免申請書(第8号様式)によるものとする。

2 管理者は、負担金の減免についてその可否を決定したときは、受益者負担金減免(却下)通知書(第9号様式)により申請人に通知する。

(納付管理人)

第9条 受益者は、市内に住所、居所、事務所等を有しない場合は、負担金の納付に関する事務を処理させるため、市内に居住する者のうちから納付管理人を定めることができる。この場合において、受益者は、受益者負担金納付管理人届(第10号様式)を管理者に提出しなければならない。

2 受益者は、前項の規定による納付管理人を変更したときその他届け出た事項に変更を生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(延滞金の減免)

第10条 条例第12条第1項ただし書の規定により延滞金の減免を受けようとする者は、延滞金減免申請書を管理者に提出しなければならない。この場合において、管理者は、必要に応じ、その事由を証明する書類を添付させることができる。

(賦課徴収等に関する事務の委任)

第11条 管理者は、次に掲げる事務をその任命する職員(以下「徴収職員」という。)に委任する。

- (1) 負担金の賦課徴収に関する調査のための質問及び帳簿等の検査に関すること。
- (2) 負担金滞納者に係る滞納処分に関する調査のための質問、検査、提示又は提出の要求、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第146条の2の職務の執行及び提出物件の留置き並びに財産の搜索及び差押えに関すること。

(令5上下水規程27・一部改正)

(徴収職員証の交付等)

第12条 管理者は、徴収職員に、その身分を証明する証票として、徴収職員証(第11号様式)を交付する。

2 徴収職員は、その事務を行う場合には、必ず徴収職員証を携帯し、必要があるときは、当該徴収職員証を提示しなければならない。

3 徴収職員は、徴収職員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 徴収職員は、徴収職員証を紛失したときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

- 5 徴収職員証の交付を受けた者が徴収職員でなくなったときは、直ちに当該徴収職員証を管理者に返還しなければならない。

(様式の準用)

第 13 条 負担金の滞納処分の実施に関する文書の様式は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に行政組織の改編に伴う関係規則の整備に関する規則(平成 29 年郡山市規則第 33 号)附則第 2 項第 2 号による廃止前の県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例施行規則(昭和 46 年郡山市規則第 13 号)の様式に基づき作成されている用紙は、この規程の様式の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和 2 年上下水規程第 21 号)抄

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。ただし、「((印))」を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規程の施行の日前に送達された改正前の県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第 2 号様式(その 1)及び第 3 号様式(その 2)による下水道事業受益者負担金決定通知書及び下水道事業受益者負担金納入通知書は、第 2 条の規定による改正後の県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の規定に基づき送付されたものとみなす。

- 6 この規程の施行の際、現に改正前の様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和 3 年上下水規程第 5 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に提出されている改正前の郡山市下水道条例施行規程、県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例施行規程、郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規程及び郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規程の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の郡山市下水道条例施行規程、県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例施行規程、郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規程及び郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規程の様式によるものとみなす。

- 3 この規程の施行の際、現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和3年上下水規程第13号)
(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に提出されている改正前の郡山市下水道条例施行規程、県中都市計画郡山水道事業受益者負担に関する条例施行規程、郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規程及び郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規程の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の郡山市下水道条例施行規程、県中都市計画郡山水道事業受益者負担に関する条例施行規程、郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規程及び郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規程の様式によるものとみなす。

- 3 この規程の施行の際、現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和5年上下水規程第27号)
この規程は、令和6年1月1日から施行する。

○県中都市計画郡山下水道事業受益者負担金減免基準について

平成29年4月1日

郡山市上下水道局告示第103号

県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例（昭和46年郡山市条例第26号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定に基づく負担金の減免基準を次のとおり定める。

対象	減免できる率 (パーセント)	根拠条項
1 宗教法人法（昭和26年法律第126号）及び墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）による墓地等に係る受益者		条例第10条第2項第6号
(1) 墓地	100	
(2) 境内地（宗教法人として登録されたもので管理人等が住居に使用する建物敷地を除く。）	50	
2 公道から公道に通ずるために設けられた私道で公衆の用に供している通路	100	条例第10条第2項第6号
3 国又は地方公共団体以外の者の所有に係る池、沼、遊園地その他不特定多数人の自由使用に供されている土地	100	条例第10条第2項第6号
4 東日本旅客鉄道株式会社鉄道用地		条例第10条第2項第6号
(1) 線路用地	50	
(2) 構内地	30	
(3) 駅前広場	100	
5 送電線鉄塔用地	100	条例第10条第2項第6号
6 崖状で使用不能と認めた土地	100	条例第10条第2項第6号
7 距離的減免		条例第10条第2項第6号
布設する下水管きよからの距離		
50メートル以上100メートル未満	10	
100メートル以上150メートル未満	20	
150メートル以上200メートル未満	30	
200メートル以上250メートル未満	40	
250メートル以上	50	
8 国が直接公用に供し、又は供することが予定されている土地		条例第10条第2項第1号 又は第2号
(1) 国立学校用地	75	
(2) 国立社会福祉施設用地	75	
(3) 警察法務収容施設用地	75	
(4) 一般庁舎用地	50	
(5) 国立病院用地	25	
(6) 有料の国家公務員宿舍用地	25	

9	地方公共団体の所有又は使用に係る土地		条例第10条第2項第1号 又は第2号
	(1) 公立学校及び幼稚園用地	75	
	(2) 公立社会福祉施設用地	75	
	(3) 一般庁舎用地	50	
	(4) 地方公共団体が経営する企業用財産となっている 土地	25	
	(5) 公舎	25	
10	その他公共財産		条例第10条第2項第1号
	図書館、公民館、体育施設及びこれらに準ずる施設の 用地	50	
11	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定す る学校で私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に 規定する学校法人が設置するもの及び児童福祉法（昭和 22年法律第164号）第35条第3項に基づき設置された 保育所に係る土地（管理者、職員等が住居に使用する建 物敷地を除く。）	50	条例第10条第2項第6号
12	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定す る社会福祉事業で同法第22条に規定する社会福祉法人 が経営する施設に係る土地（管理者、職員等が住居に使 用する建物敷地を除く。）	75	条例第10条第2項第6号
13	道路、公園等の公共の用に供することが予定されてい る土地に係る者	100	条例第10条第2項第3号
14	生活保護法（昭和25年法律第144号）により生活扶 助を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促 進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の 自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）により 支援給付を受けている者	100	条例第10条第2項第4号
15	下水道事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供し た者	上下水道事業管 理者が定める率	条例第10条第2項第5号
16	消防施設用地	100	条例第10条第2項第6号
	郡山市消防団設置条例（昭和40年郡山市条例第92号） 第2条に規定する消防団が消防用備品を格納する建物そ の他の工作物の設置のため使用している土地		
17	前各項に定めるもののほか、上下水道事業管理者が特 に負担金の減免をする必要があると認めたもの	上下水道事業管 理者が定める率	条例第10条第2項第6号

○郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例

平成 14 年 3 月 28 日

郡山市条例第 19 号

改正 令和 3 年 3 月 12 日郡山市上下水道局規程第 2 号

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、湖南特定環境保全公共下水道事業（浄化センター等に係る事業を除く。以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、事業により利益を受ける者から徴収する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 224 条の規定に基づく分担金（以下「分担金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(受益者)

第 2 条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域内に存する宅地（住居、事務所、事業所、学校その他の下水を排除する建築物の敷地である土地をいう。以下同じ。）の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている宅地については、当該宅地の所有者又は当該宅地の地上権者、質権者、使用借主若しくは賃借人をいう。

(受益者の分担金の額)

第 3 条 受益者が負担する分担金の額は、当該受益者が次条第 1 項の規定による公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する宅地で同項の規定により公告された区域内の 1 宅地（1 の建築物に対応する宅地をいい、隣接する 2 以上の宅地で、受益者が同一のものにあつては、その形状、利用状況等からみて、一体をなしていると認められるときは、これを 1 宅地とする。）につき 173,000 円とする。

(賦課対象区域の決定等)

第 4 条 上下水道事業管理者は、毎年度の当初に、事業を施行することを予定し、かつ、分担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。

2 賦課対象区域は、前項の規定による公告の日から 3 年以内に事業を施行する土地の区域でなければならない。

(平 28 条例 70 ・一部改正)

(受益者の申告)

第 5 条 受益者は、前条第 1 項の規定による公告のあった日後において、上下水道事業管理者の定める日までに規程で定める申告書を上下水道事業管理者に提出しなければならない。この場合において、受益者が宅地の所有者以外の受益者であるときは、当該申告書には宅地の所有者と連記しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同一の宅地につき同一世帯に属する 2 人以上の受益者があるときは、当該受益者のうちから代表者を定め、代表者が当該申告書を提出するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、同一の宅地につき 2 人以上の受益者があるときは、当該受益者のうちから総代人を定め、総代人が当該申告書を提出することができる。

(平 28 条例 70 ・令 3 条例 2 ・一部改正)

(不申告等に係る認定)

第6条 上下水道事業管理者は、前条の規定による申告書が同条第1項の上下水道事業管理者の定める日までに提出されなかった場合又は申告書に記載された事項が事実と異なると認めた場合においては、申告によらないで受益者その他の申告すべき事項を認定することができる。

(平 28 条例 70 ・一部改正)

(分担金の賦課及び徴収)

第7条 上下水道事業管理者は、第4条第1項の規定による公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の宅地に係る受益者ごとに第3条の分担金を賦課するものとする。

- 2 前項の分担金の賦課は、第4条第1項の規定による公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することができない。
- 3 上下水道事業管理者は、遅滞なく、当該分担金の額、納期限等を受益者に通知しなければならない。
- 4 分担金は、5年に分割して徴収するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、分担金は受益者の申出により一括納付することができる。

(平 18 条例 22 ・平 28 条例 70 ・一部改正)

(分担金の徴収猶予)

第8条 上下水道事業管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、分担金の徴収を猶予することができる。

- (1) 受益者が当該分担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する宅地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。
- (2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該分担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、上下水道事業管理者が特に必要と認めるとき。
- 2 前項の規定により分担金の徴収の猶予を受けようとする者は、当該徴収の猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して上下水道事業管理者に申請し、その決定を受けなければならない。
- 3 前項の規定により分担金の徴収の猶予の決定を受けた者は、その理由がなくなったときは、直ちにその旨を上下水道事業管理者に届け出なければならない。
- 4 上下水道事業管理者は、前項に規定する届出があったとき又はその届出をなすべき事実が客観的事由により判明したときは、直ちに徴収の猶予を取り消し、猶予した分担金を上下水道事業管理者が適当と認める方法により徴収する。

(平 28 条例 70 ・一部改正)

(分担金の減免)

第9条 上下水道事業管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者については、その分担金を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している宅地に係る受益者
- (2) 地方公共団体がその企業の用に供している宅地に係る受益者
- (3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している宅地に係る受益者

- (4) 公の生活扶助を受けている者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者
 - (5) 事業のため土地、物件、労力又は金銭（次項第3号において「土地等」という。）を提供した受益者
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる宅地に係る受益者
- 2 前項各号のいずれかに該当することにより同項の規定による分担金の減免を受けようとする受益者は、納期限前7日までに、次に掲げる書類を添えて上下水道事業管理者に申請し、その決定を受けなければならない。
- (1) 前項第1号から第3号までの規定の適用を受けようとする受益者にあつては、用途別明細書
 - (2) 前項第4号の規定の適用を受けようとする受益者にあつては、福祉事務所長又は民生委員が証明する書類その他必要な書類
 - (3) 前項第5号の規定の適用を受けようとする受益者にあつては、当該土地等を提供したことを明らかにする書類
 - (4) 前項第6号の規定の適用を受けようとする受益者にあつては、当該宅地が特に分担金を減免する必要があると認められることを明らかにする書類
- 3 前項の規定により分担金の減免の決定を受けた受益者は、その理由がなくなったときは、直ちにその旨を上下水道事業管理者に届け出なければならない。
- 4 上下水道事業管理者は、前項に規定する届出があつたとき又はその届出をなすべき事実が客観的事由により判明したときは、当該事実が発生した日以後の納期に係る分担金の減免の決定を変更し、又は取り消すことができる。

（平25条例36・平28条例70・一部改正）

（受益者に変更があつた場合の取扱い）

- 第10条 第4条第1項の規定による公告の日後、受益者の変更があつた場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を上下水道事業管理者に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第7条第4項の規定により分割して徴収する分担金のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

（平28条例70・一部改正）

（延滞金）

- 第11条 上下水道事業管理者は、第7条第3項の納期限までに分担金を納付しない者に対して督促した場合においては、当該分担金の額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、上下水道事業管理者は、災害その他特別の事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 2 前項本文の場合において、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 3 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる分担金の額に 1,000 円未満の端数があるとき又はその分担金の全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(平 18 条例 22 ・平 28 条例 70 ・一部改正)

(委任)

- 第 12 条 この条例の施行について必要な事項は、規程で定める。

(平 28 条例 70 ・一部改正)

(過料)

- 第 13 条 分担金の徴収を免れようとして、第 5 条に規定する申告書を同条第 1 項に規定する日までに提出せず、又は虚偽の事項を記載した申告書を提出した者は、5 万円以下の過料に処する。

附 則

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(平 18 条例 22 ・旧附則 ・一部改正)

- 2 当分の間、第 11 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.5 パーセントの割合及び年 7.25 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合 (平均貸付割合 (租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。) に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。) が年 7.25 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.5 パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7.25 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.25 パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7.25 パーセントの割合を超える場合には、年 7.25 パーセントの割合) とする。

(平 18 条例 22 ・追加、平 25 条例 36 ・令 2 条例 45 ・一部改正)

附 則 (平成 18 年郡山市条例第 22 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例附則の改正規定及び第 2 条中郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例附則の改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 3 第 2 条の規定による改正後の郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例附則第 2 項の規定は、平成 18 年度以後の年度分の受益者分担金に係る延滞金について適用し、平成 17 年度分までの受益者分担金に係る延滞金については、なお従前の例による。

附 則 (平成 25 年郡山市条例第 36 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例附則第 3 項の改正規定、第 2 条中郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例附則第 2 項の改正規定及び第 3 条中郡山市中山地区農業集落排水

事業受益者分担金に関する条例附則第2項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の県中都市計画郡山水道事業受益者負担に関する条例附則第3項の規定、第2条の規定による改正後の郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例附則第2項の規定及び第3条の規定による改正後の郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年郡山市条例第70号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長若しくは水道事業管理者がした処分その他の行為又は施行日前に旧条例の規定により市長若しくは水道事業管理者に対してされた申請その他の行為で、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定により上下水道事業管理者が執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、新条例の相当規定により上下水道事業管理者がした処分その他の行為又は上下水道事業管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。
 - 3 旧条例の規定により市長又は水道事業管理者に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後においては、これを、新条例の相当規定により上下水道事業管理者に対してその手続がされていないものとみなして、新条例の規定を適用する。

附 則（令和2年郡山市条例第45号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- （郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 5 第4条の規定による改正後の郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年郡山市条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

○郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規程

平成 29 年 4 月 1 日

郡山市上下水道局規程第 17 号

改正 令和 5 年 12 月 28 日郡山市上下水道局規程第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例（平成 14 年郡山市条例第 19 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(受益者の申告)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規程で定める申告書は、受益者申告書（第 1 号様式）によるものとする。

(分担金の徴収)

第 3 条 条例第 7 条第 3 項の規定による納期限等の通知は、受益者分担金決定通知書（第 2 号様式）によるものとする。

2 条例第 7 条第 4 項の規定により徴収する各年度分の分担金の納期は、次のとおりとする。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要があると認めたときは、別に納期を定めることができる。

第 1 期 6 月 5 日から 6 月 30 日まで

第 2 期 11 月 5 日から 11 月 30 日まで

3 前項に規定する各納期に係る分担金の徴収は、受益者分担金納入通知書（第 3 号様式）によるものとする。

(分担金の徴収猶予)

第 4 条 条例第 8 条第 2 項の規定による分担金の徴収猶予の申請は、受益者分担金徴収猶予申請書（第 4 号様式）によるものとする。

2 管理者は、分担金の徴収猶予についてその可否を決定したときは、受益者分担金徴収猶予（却下）通知書（第 5 号様式）により申請人に通知する。

(分担金の減免)

第 5 条 条例第 9 条第 2 項の規定による分担金の減免の申請は、受益者分担金減免申請書（第 6 号様式）によるものとする。

2 管理者は、分担金の減免についてその可否を決定したときは、受益者分担金減免（却下）通知書（第 7 号様式）により申請人に通知する。

(受益者の変更)

第 6 条 条例第 10 条の規定による受益者の変更に関する届出は、受益者変更届（第 8 号様式）によるものとする。この場合において、届出人が従前の受益者であるときは、新たな受益者と連記しなければならない。

2 条例第 5 条第 1 項後段、第 2 項及び第 3 項の規定は、前項前段の届出について準用する。

3 管理者は、条例第 10 条の規定により受益者の地位の承継があった場合は、新たな受益者及び従前の受益者に対し、それぞれその旨を受益者分担義務承継（消滅）通知書（第 9 号様式）により通知する。

（ 令 3 上下水規程 5 ・一部改正 ）

(納付管理人)

第7条 受益者は、市内に住所、居所、事務所等を有しない場合は、分担金の納付に関する事務を処理させるため、市内に居住する者のうちから納付管理人を定めることができる。この場合において、受益者は、受益者分担金納付管理人届(第10号様式)を管理者に提出しなければならない。

2 受益者は、前項の規定による納付管理人を変更したときその他届け出た事項に変更を生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(延滞金の減免)

第8条 条例第11条第1項ただし書の規定により延滞金の減免を受けようとする者は、延滞金減免申請書を管理者に提出しなければならない。この場合において、管理者は、必要に応じ、その事由を証明する書類を添付させることができる。

(賦課徴収等に関する事務の委任)

第9条 管理者は、次に掲げる事務をその任命する職員(以下「徴収職員」という。)に委任する。

(1) 分担金の賦課徴収に関する調査のための質問及び帳簿等の検査に関すること。

(2) 分担金滞納者に係る滞納処分に関する調査のための質問、検査、提示又は提出の要求、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第146条の2の職務の執行及び提出物件の留置き並びに財産の搜索及び差押えに関すること。

(令5上下水規程27・一部改正)

(徴収職員証の交付等)

第10条 管理者は、徴収職員に、その身分を証明する証票として、徴収職員証(第11号様式)を交付する。

2 徴収職員は、その事務を行う場合には、必ず徴収職員証を携帯し、必要があるときは、当該徴収職員証を提示しなければならない。

3 徴収職員は、徴収職員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 徴収職員は、徴収職員証を紛失したときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

5 徴収職員証の交付を受けた者が徴収職員でなくなったときは、直ちに当該徴収職員証を管理者に返還しなければならない。

(様式の準用)

第11条 分担金の滞納処分の実施に関する文書の様式は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過規程)

2 この規程の施行の際現に行政組織の改編に伴う関係規則の整備に関する規則(平成29年郡山市規則第33号)附則第2項第4号による廃止前の郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規則(平成14年郡山市規則第28号)の様式に基づき作成されている用紙は、この規程の様式の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和２年上下水規程第 21 号）抄

（施行期日）

- 1 この規程は、令和３年１月１日から施行する。ただし、「((印))」を削る改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 4 この規程の施行の日前に送達された改正前の郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規程第 2 号様式（その 1）及び第 3 号様式（その 1）による湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金決定通知書及び湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金納入通知書は、第 3 条の規定による改正後の郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規程の規定に基づき送付されたものとみなす。
- 6 この規程の施行の際、現に改正前の様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和３年上下水規程第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、現に提出されている改正前の郡山市下水道条例施行規程、県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例施行規程、郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規程及び郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規程の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の郡山市下水道条例施行規程、県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例施行規程、郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規程及び郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規程の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際、現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和３年上下水規程第 13 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、現に提出されている改正前の郡山市下水道条例施行規程、県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例施行規程、郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規程及び郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規程の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の郡山市下水道条例施行規程、県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例施行規程、郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規程及び郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規程の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際、現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和５年上下水規程第 27 号）

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

（令 3 上下水規程 5 ・令 3 上下水規程 13 ・一部改正）

○郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金減免基準について

平成 29 年 4 月 1 日

郡山市上下水道局告示第 104 号

郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例（平成 14 年郡山市条例第 19 号。以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づく分担金の減免基準を次のとおり定める。

対象	減 免 で き る 率 (パ ー セ ン ト)	根拠条項
1 国又は地方公共団体が直接公用に供し又は供することを予定している宅地に係る受益者	50	条例第 9 条第 1 項第 1 号
2 地方公共団体がその企業の用に供している宅地に係る受益者	50	条例第 9 条第 1 項第 2 号
3 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）により生活扶助を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）により支援給付を受けている者	100	条例第 9 条第 1 項第 4 号
4 特に分担金を減免する必要があると認められる受益者		条例第 9 条第 1 項第 6 号
(1) 郡山市消防団設置条例（昭和 40 年郡山市条例第 92 号）第 2 条に規定する消防団が消防用備品を格納する建物その他の工作物の設置のため使用している宅地に係る受益者	100	
(2) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する社会福祉事業で同法第 22 条に規定する社会福祉法人が経営する施設に使用する宅地（管理者、職員等が住居に使用する宅地又はその本来の目的に使用しない宅地を除く。）に係る受益者	50	
(3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校で私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人が教育の目的に使用している宅地及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 3 項に基づき設置された保育所に係る宅地（管理者、職員等が住居に使用する宅地又はその本来の目的に使用しない宅地を除く。）に係る受益者	50	
(4) 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する神社、寺院、教会等の宗教団体が同条本文に規定する目的のために使用する宅地及びこれに類する宅地に係る受益者	50	

(5) 町内会が使用する集会所等の宅地に係る受益者	50	
(6) 実情に応じ減免することが必要であると上下水道事業管理者が認めた受益者	上下水道事業管理者が定める率	

○郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例

平成 21 年 12 月 24 日

郡山市条例第 49 号

改正 令和 3 年 3 月 12 日郡山市条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、中山地区農業集落排水事業（農業集落排水処理施設等に係る事業を除く。以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、事業により利益を受ける者から徴収する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 224 条の規定に基づく分担金（以下「分担金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(受益者)

第 2 条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される農業集落排水施設の処理区域内に存する宅地（住居、事務所、事業所、学校その他の汚水を排除する建築物の敷地である土地をいう。以下同じ。）の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている宅地については、当該宅地の所有者又は当該宅地の地上権者、質権者、使用借主若しくは賃借人をいう。

(受益者の分担金の額)

第 3 条 受益者が負担する分担金の額は、当該受益者が次条の規定による公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する宅地で同条の規定により公告された区域内の 1 宅地（1 の建築物に対応する宅地をいい、隣接する 2 以上の宅地で、受益者が同一のものにあつては、その形状、利用状況等からみて、一体をなしていると認められるときは、これを 1 宅地とする。）につき 173,000 円とする。

(賦課対象区域の決定等)

第 4 条 上下水道事業管理者は、分担金の賦課を開始する年度の当初に、分担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。

（平 28 条例 70 ・一部改正）

(受益者の申告)

第 5 条 受益者は、前条の規定による公告のあった日後において、上下水道事業管理者の定める日までに規程で定める申告書を上下水道事業管理者に提出しなければならない。この場合において、受益者が宅地の所有者以外の受益者であるときは、当該申告書には宅地の所有者と連記しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同一の宅地につき同一世帯に属する 2 人以上の受益者があるときは、当該受益者のうちから代表者を定め、代表者が当該申告書を提出するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、同一の宅地につき 2 人以上の受益者があるときは、当該受益者のうちから総代人を定め、総代人が当該申告書を提出することができる。

（平 28 条例 70 ・令 3 条例 2 ・一部改正）

(不申告等に係る認定)

第 6 条 上下水道事業管理者は、前条の規定による申告書が同条第 1 項の上下水道事業管理者の定める日までに提出されなかった場合又は申告書に記載された事項が事実と異なると認めた

場合においては、申告によらないで受益者その他の申告すべき事項を認定することができる。

(平 28 条例 70 ・一部改正)

(分担金の賦課及び徴収)

第 7 条 上下水道事業管理者は、第 4 条の規定による公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の宅地に係る受益者ごとに第 3 条の分担金を賦課するものとする。

- 2 前項の分担金の賦課は、第 4 条の規定による公告の日の翌日から起算して 3 年を経過した日以後においては、することができない。
- 3 上下水道事業管理者は、遅滞なく、当該分担金の額、納期限等を受益者に通知しなければならない。
- 4 分担金は、5 年に分割して徴収するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、分担金は受益者の申出により一括納付することができる。

(平 28 条例 70 ・一部改正)

(分担金の徴収猶予)

第 8 条 上下水道事業管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、分担金の徴収を猶予することができる。

- (1) 受益者が当該分担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する宅地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。
- (2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該分担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、上下水道事業管理者が特に必要と認めるとき。
- 2 前項の規定により分担金の徴収の猶予を受けようとする者は、当該徴収の猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して上下水道事業管理者に申請し、その決定を受けなければならない。
- 3 前項の規定により分担金の徴収の猶予の決定を受けた者は、その理由がなくなったときは、直ちにその旨を上下水道事業管理者に届け出なければならない。
- 4 上下水道事業管理者は、前項に規定する届出があったとき又はその届出をなすべき事実が客観的事由により判明したときは、直ちに徴収の猶予を取り消し、猶予した分担金を上下水道事業管理者が適当と認める方法により徴収する。

(平 28 条例 70 ・一部改正)

(分担金の減免)

第 9 条 上下水道事業管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者については、その分担金を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している宅地に係る受益者
- (2) 地方公共団体がその企業の用に供している宅地に係る受益者
- (3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している宅地に係る受益者
- (4) 公の生活扶助を受けている者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者

- (5) 事業のため土地、物件、労力又は金銭（次項第3号において「土地等」という。）を提供した受益者
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる宅地に係る受益者
- 2 前項各号のいずれかに該当することにより同項の規定による分担金の減免を受けようとする受益者は、納期限前7日までに、次に掲げる書類を添えて上下水道事業管理者に申請し、その決定を受けなければならない。
- (1) 前項第1号から第3号までの規定の適用を受けようとする受益者にあつては、用途別明細書
 - (2) 前項第4号の規定の適用を受けようとする受益者にあつては、福祉事務所長又は民生委員が証明する書類その他必要な書類
 - (3) 前項第5号の規定の適用を受けようとする受益者にあつては、当該土地等を提供したことを明らかにする書類
 - (4) 前項第6号の規定の適用を受けようとする受益者にあつては、当該宅地が特に分担金を減免する必要があると認められることを明らかにする書類
- 3 前項の規定により分担金の減免の決定を受けた受益者は、その理由がなくなったときは、直ちにその旨を上下水道事業管理者に届け出なければならない。
- 4 上下水道事業管理者は、前項に規定する届出があつたとき又はその届出をなすべき事実が客観的事由により判明したときは、当該事実が発生した日以後の納期に係る分担金の減免の決定を変更し、又は取り消すことができる。

（平25条例36・平28条例70・一部改正）

（受益者に変更があつた場合の取扱い）

- 第10条 第4条の規定による公告の日後、受益者の変更があつた場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を上下水道事業管理者に届け出たときは、新たに受益者となつた者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第7条第4項の規定により分割して徴収する分担金のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

（平28条例70・一部改正）

（延滞金）

- 第11条 上下水道事業管理者は、第7条第3項の納期限までに分担金を納付しない者に対して督促した場合においては、当該分担金の額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、上下水道事業管理者は、災害その他特別の事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 2 前項本文の場合において、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 3 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる分担金の額に1,000円未満の端数があるとき又はその分担金の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(平 28 条例 70 ・一部改正)

(協力金)

第 12 条 郡山市農業集落排水施設条例 (平成 4 年郡山市条例第 23 号) 第 19 条の 2 の規定により郡山市中山地区農業集落排水施設に関して特別使用の許可を受けた者は、農業集落排水事業協力金 (以下「協力金」という。) を納付しなければならない。

2 協力金の額は、分担金の例により算出した額とする。

3 協力金は、特別使用の許可に係る工事を行う前に一括して納付しなければならない。

(委任)

第 13 条 この条例の施行について必要な事項は、規程で定める。

(平 28 条例 70 ・一部改正)

(過料)

第 14 条 分担金の徴収を免れようとして、第 5 条に規定する申告書を同条第 1 項に規定する日までに提出せず、又は虚偽の事項を記載した申告書を提出した者は、5 万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第 11 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.5 パーセントの割合及び年 7.25 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合 (平均貸付割合 (租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。) に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。) が年 7.25 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.5 パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7.25 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.25 パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7.25 パーセントの割合を超える場合には、年 7.25 パーセントの割合) とする。

(平 25 条例 36 ・令 2 条例 45 ・一部改正)

附 則 (平成 25 年郡山市条例第 36 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例附則第 3 項の改正規定、第 2 条中郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例附則第 2 項の改正規定及び第 3 条中郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例附則第 2 項の改正規定は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例附則第 3 項の規定、第 2 条の規定による改正後の郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例附則第 2 項の規定及び第 3 条の規定による改正後の郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例附則第 2 項の規定は、延滞金のうち平成 26 年 1 月 1 日

以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年郡山市条例第 70 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長若しくは水道事業管理者がした処分その他の行為又は施行日前に旧条例の規定により市長若しくは水道事業管理者に対してされた申請その他の行為で、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定により上下水道事業管理者が執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、新条例の相当規定により上下水道事業管理者がした処分その他の行為又は上下水道事業管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。
- 3 旧条例の規定により市長又は水道事業管理者に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後においては、これを、新条例の相当規定により上下水道事業管理者に対してその手続がされていないものとみなして、新条例の規定を適用する。

附 則（令和 2 年郡山市条例第 45 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 第 6 条の規定による改正後の郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例附則第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年郡山市条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規程

平成 29 年 4 月 1 日

郡山市上下水道局規程第 19 号

改正 令和 5 年 12 月 28 日郡山市上下水道局規程第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例（平成 21 年郡山市条例第 49 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(受益者の申告)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規程で定める申告書は、受益者申告書（第 1 号様式）によるものとする。

(分担金の徴収)

第 3 条 条例第 7 条第 3 項の規定による納期限等の通知は、受益者分担金決定通知書（第 2 号様式）によるものとする。

2 条例第 7 条第 4 項の規定により徴収する各年度分の分担金の納期は、次のとおりとする。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）特に必要があると認めたときは、別に納期を定めることができる。

第 1 期 6 月 5 日から 6 月 30 日まで

第 2 期 11 月 5 日から 11 月 30 日まで

3 前項に規定する各納期に係る分担金を徴収するときは、受益者分担金納入通知書（第 3 号様式）により納入の通知を行うものとする。

(分担金の徴収猶予)

第 4 条 条例第 8 条第 2 項の規定による分担金の徴収猶予の申請は、受益者分担金徴収猶予申請書（第 4 号様式）によるものとする。

2 管理者は、分担金の徴収猶予についてその可否を決定したときは、受益者分担金徴収猶予（却下）通知書（第 5 号様式）により申請人に通知する。

(分担金の減免)

第 5 条 条例第 9 条第 2 項の規定による分担金の減免の申請は、受益者分担金減免申請書（第 6 号様式）によるものとする。

2 管理者は、分担金の減免についてその可否を決定したときは、受益者分担金減免（却下）通知書（第 7 号様式）により申請人に通知する。

(受益者の変更)

第 6 条 条例第 10 条の規定による受益者の変更に関する届出は、受益者変更届（第 8 号様式）によるものとする。この場合において、届出人が従前の受益者であるときは、新たな受益者と連記しなければならない。

2 条例第 5 条第 1 項後段、第 2 項及び第 3 項の規定は、前項前段の届出について準用する。

3 管理者は、条例第 10 条の規定により受益者の地位の承継があった場合は、新たな受益者及び従前の受益者に対し、それぞれその旨を受益者分担義務承継（消滅）通知書（第 9 号様式）により通知する。

(令 3 上下水規程 5 ・一部改正)

（納付管理人）

第7条 受益者は、市内に住所、居所、事務所等を有しない場合は、分担金の納付に関する事務を処理させるため、市内に居住する者のうちから納付管理人を定めることができる。この場合において、受益者は、受益者分担金納付管理人届（第10号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 受益者は、前項の規定による納付管理人を変更したときその他届け出た事項に変更を生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

（延滞金の減免）

第8条 条例第11条第1項ただし書の規定により延滞金の減免を受けようとする者は、延滞金減免申請書を管理者に提出しなければならない。この場合において、管理者は、必要に応じ、その事由を証明する書類を添付させることができる。

（賦課徴収等に関する事務の委任）

第9条 管理者は、次に掲げる事務をその任命する職員（以下「徴収職員」という。）に委任する。

（1） 分担金の賦課徴収に関する調査のための質問及び帳簿等の検査に関すること。

（2） 分担金滞納者に係る滞納処分に関する調査のための質問、検査、提示又は提出の要求、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第146条の2の職務の執行及び提出物件の留置き並びに財産の搜索及び差押えに関すること。

（令5上下水規程27・一部改正）

（徴収職員証の交付等）

第10条 管理者は、徴収職員に、その身分を証明する証票として、徴収職員証（第11号様式）を交付する。

2 徴収職員は、その事務を行う場合には、必ず徴収職員証を携帯し、必要があるときは、当該徴収職員証を提示しなければならない。

3 徴収職員は、徴収職員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 徴収職員は、徴収職員証を紛失したときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

5 徴収職員証の交付を受けた者が徴収職員でなくなったときは、直ちに当該徴収職員証を管理者に返還しなければならない。

（様式の委任）

第11条 分担金の滞納処分の実施に関する文書の様式は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に行政組織の改編に伴う関係規則の整備に関する規則（平成29年郡山市規則第33号）附則第2項第6号による廃止前の郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規則（平成22年郡山市規則第18号）の様式に基づき作成されている用紙は、この規程の様式の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和２年上下水規程第 21 号）抄

（施行期日）

- 1 この規程は、令和３年１月１日から施行する。ただし、「((印))」を削る改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 5 この規程の施行の日前に送達された改正前の郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規程第 2 号様式及び第 3 号様式による中山地区農業集落排水事業受益者分担金決定通知書及び中山地区農業集落排水事業受益者分担金納入通知書は、第 4 条の規定による改正後の郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規程の規定に基づき送付されたものとみなす。
- 6 この規程の施行の際、現に改正前の様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和３年上下水規程第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、現に提出されている改正前の郡山市下水道条例施行規程、県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例施行規程、郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規程及び郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規程の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の郡山市下水道条例施行規程、県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例施行規程、郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規程及び郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規程の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際、現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和３年上下水規程第 13 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、現に提出されている改正前の郡山市下水道条例施行規程、県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例施行規程、郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規程及び郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規程の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の郡山市下水道条例施行規程、県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例施行規程、郡山市湖南特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規程及び郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規程の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際、現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和５年上下水規程第 27 号）
この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

（令 3 上下水規程 5 ・令 3 上下水規程 13 ・一部改正）

第 2 号様式（第 3 条関係）

第 3 号様式（第 3 条関係）

第 4 号様式（第 4 条関係）

（令 2 上下水規程 21 ・令 3 上下水規程 5 ・令 3 上下水規程 13 ・一部改正）

第 5 号様式（第 4 条関係）

第 6 号様式（第 5 条関係）

（令 2 上下水規程 21 ・令 3 上下水規程 5 ・令 3 上下水規程 13 ・一部改正）

第 7 号様式（第 5 条関係）

第 8 号様式（第 6 条関係）

（令 3 上下水規程 5 ・令 3 上下水規程 13 ・一部改正）

第 9 号様式（第 6 条関係）

第 10 号様式（第 7 条関係）

（令 2 上下水規程 21 ・令 3 上下水規程 13 ・一部改正）

第 11 号様式（第 10 条関係）

○郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金減免基準について

平成 22 年 3 月 31 日

郡山市告示第 456 号

郡山市中山地区農業集落排水事業受益者分担金に関する条例（平成 21 年郡山市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づく分担金の減免基準を次のとおり定める。

対象	減免できる率 (パーセント)	根拠条項
1 国又は地方公共団体が直接公用に供し又は供することを予定している宅地に係る受益者	50	条例第 9 条第 1 項第 1 号
2 地方公共団体がその企業の用に供している宅地に係る受益者	50	条例第 9 条第 1 項第 2 号
3 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している宅地に係る受益者	100	条例第 9 条第 1 項第 3 号
4 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）により生活扶助を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）により支援給付を受けている者	100	条例第 9 条第 1 項第 4 号
5 特に分担金を減免する必要があると認められる受益者		条例第 9 条第 1 項第 6 号
(1) 郡山市消防団設置条例（昭和 40 年郡山市条例第 92 号）第 2 条に規定する消防団が消防用備品を格納する建物その他の工作物の設置のため使用している宅地に係る受益者	100	
(2) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する社会福祉事業で同法第 22 条に規定する社会福祉法人が経営する施設に使用する宅地（管理者、職員等が住居に使用する宅地又はその本来の目的に使用しない宅地を除く。）に係る受益者	50	
(3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校で私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人が教育の目的に使用している宅地及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 3 項に基づき設置された保育所に係る宅地（管理者、職員等が住居に使用する宅地又はその本来の目的に使用しない宅地を除く。）に係る受益者	50	

用しない宅地を除く。)に係る受益者		
(4) 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する神社、寺院、教会等の宗教団体が同条本文に規定する目的のために使用する宅地及びこれに類する宅地に係る受益者	50	
(5) 町内会が使用する集会所等の宅地に係る受益者	50	
(6) 実情に応じ減免することが必要であると市長が認めた受益者	市長が定める率	

○郡山市水洗便所改造資金融資あっせん要綱

平成 29 年 4 月 1 日制定

平成 31 年 4 月 25 日一部改正

令和 3 年 3 月 25 日一部改正

〔上下水道局お客様サービス課〕

（目的）

第 1 条 この要綱は、既設の便所を水洗便所（污水管が公共下水道又は農業集落排水施設に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しようとする者に対し、その改造及びそれに伴う排水設備等の工事（以下「改造工事」という。）に要する資金の融資のあっせん及び当該融資に対する利子補給を行うことにより、水洗便所の普及促進及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（融資あっせんの方法）

第 2 条 融資のあっせんは、郡山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の指定する金融機関（以下「融資機関」という。）に行うものとする。

（融資あっせんの対象）

第 3 条 融資のあっせんの対象は、専ら居住を目的として使用する建築物に係る次の各号のいずれかに該当する改造工事を行おうとする者（法人を除く。）とし、1 の改造工事につき 1 件とする。

(1) くみ取り便所又は浄化槽を廃止して水洗便所にする改造工事

(2) コミュニティプラント（管理者が寄附を受納するもので下水道受益者負担金の賦課を予定しているものに限る。）の汚水処理施設廃止に伴い、管理者が別に定める基準に適合した水洗便所（改造工事の着工前から公共下水道等への接続替えまでの期間においては、第 1 条に規定する既設の便所とみなす。）にする改造工事

（融資あっせんの額）

第 4 条 融資のあっせんの額は、改造工事に要した費用の範囲内において 1 件につき 80 万円以内とし、当該金額に 1 万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 集合住宅又は共同住宅の排水設備工事（戸別に行うものを除く。）に係る融資のあっせんの額は、当該集合住宅又は共同住宅の構成単位となる戸数に 80 万円を乗じて得た額以内とする。ただし、1 の改造工事につき 200 万円を限度とする。

3 改造工事により不用となった浄化槽を雨水貯留施設に転用し、郡山市雨水活用補助金交付要綱（平成 29 年 4 月 1 日制定）及び郡山市浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱（平成 29 年 4 月 1 日制定）に基づき雨水貯留施設転用に係る補助の決定があった場合には、当該雨水貯留施設転用に係る工事に要する費用から当該補助の交付決定額を差し引いて得た額を、第 1 項又は前項の限度額に加算することができる。ただし、加算する額に 1 万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、第 1 項に該当する工事については 1 件につき 20 万円を、前項に該当する工事については 1 件につき 50 万円を、それぞれ限度とする。

（融資あっせんの申請）

第 5 条 融資のあっせんを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、郡山市下水道条例（昭和 45 年郡山市条例第 34 号）第 6 条又は郡山市農業集落排水施設条例（平成 4 年郡山市条例第 23 号）第 8 条に規定する排水設備の計画の確認の際に、水洗便所改造資金融資あ

っせん申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて管理者に申請しなければならない。

- (1) 申請者及び連帯保証人となる予定の者（郡山市に住民登録している者に限る。）の住民票を閲覧すること並びに市県民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税及び軽自動車税の納付状況を確認することについての同意書（以下「同意書」という。）（第 2 号様式）
- (2) 連帯保証人となる予定の者（前号に掲げる者を除く。）の住民票抄本並びに市町村民税及び道府県民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税並びに軽自動車税の納税証明書
- (3) 排水設備工事調書
- (4) その他管理者が必要と認めて指示する書類

（融資あっせんの決定）

第 6 条 管理者は、申請者が次の各号のいずれにも該当しているときは、融資のあっせんを決定し、郡山市排水設備工事検査済確認書（第 3 号様式）を申請者に交付する。

- (1) 申請を行った日現在において郡山市に住所を有していること。
- (2) 処理区域内又はコミュニティプラント内の建築物の所有者又は占有者（改造工事について建築物の所有者の同意を得た場合に限る。）であること。
- (3) 市県民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税及び軽自動車税を滞納していないこと。
- (4) 下水道受益者負担金及び下水道受益者分担金を滞納していないこと。
- (5) 連帯保証人となる予定の者が 1 名いること。

（連帯保証人の資格）

第 7 条 前条第 5 号の連帯保証人となる予定の者は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 市町村民税及び道府県民税が課税され、かつ、滞納していない者
- (2) 固定資産税、都市計画税、国民健康保険税及び軽自動車税を滞納していない者
- (3) 申請者と同一の会社等に勤務していない者

（融資手続）

第 8 条 融資あっせんの決定を受けた者は、速やかに第 6 条に規定する書類を融資機関に提出しなければならない。

2 融資機関は、前項の規定により書類が提出されたときは、速やかに適正な審査を行い資金の貸し付けを行うものとする。

（利子補給）

第 9 条 管理者は、融資機関が前条第 2 項の規定により資金の貸し付けを行ったときは、当該貸付金（以下「貸付金」という。）の利子相当額を当該融資機関に補給する。

（融資あっせん資金の使途）

第 10 条 第 8 条第 2 項の規定により融資機関から貸し付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、貸付金を目的外に使用してはならない。

2 借受人が前項の規定に違反したときは、管理者は、直ちに利子の補給を停止することができる。

（貸付金の償還等）

第 11 条 貸付金の償還は、貸し付けを受けた日の属する月の翌月から 60 月以内において、毎月 15 日（当該日が、融資機関の休業日である場合には、翌営業日とする。）に元金均等償

還とする。ただし、借受人は、最終償還日前において、償還残金を一括して償還することができる。

(融資あっせんの決定の取り消し)

第 12 条 管理者は、第 6 条に規定する決定を受けた者が管理者が指定した日までに第 8 条に定める手続きを完了しないときは、当該決定を取り消すものとする。

(損失補償)

第 13 条 管理者は、この要綱に基づき融資機関が行った当該融資により、融資機関に損失が生じた場合は、その損失を補償するものとする。ただし、当該融資について融資機関に善良なる管理者の注意義務違反がある場合を除く。

2 前項に規定する損失補償の限度額は、融資機関が行った貸付金から借受人が償還済みの額及びその他の方法により充当された額を差し引いた残金に利子を加えた額とする。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 3 月 25 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

○郡山市私道内公共下水道布設要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道処理区域内において、公共下水道の布設されていない私道（個人又は団体等が所有する建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定において道路と認められる道路をいう。）に公共下水道を布設し、もって私道に面した家屋の水洗化の普及促進及び生活環境の改善を図ることを目的とする。

(布設要件)

第2条 私道内に公共下水道を布設するにあたっては、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 現に通行の用に供されていること。
 - (2) 私道の一端が公道に接続し、現に布設されている公共下水道に接続が可能であること。ただし、公共下水道への接続については、申請時に公共下水道の整備が進められている場合は、この限りでない。
 - (3) 私道が宅地等と分祀されていること。
 - (4) 私道の幅員が1.5メートル以上であること。
 - (5) 私道に布設する下水道管を利用する家屋（個々に生計が独立し、かつ、水道メーターが独立して設置してあること。）が申請の際現に2戸以上あり、かつ布設完了後その家屋が遅滞なく公共下水道に接続すること。
 - (6) 私道の所有権その他これに準ずる権利を有する者（以下「所有権者等」という。）が公共下水道布設工事を承諾し、かつ、布設工事後においても、施設の維持管理上支障となる制限を加えないこと。
 - (7) 私道の所有権その他これに準ずる権利の譲渡に当たって、前号の要件を譲渡の条件とすることを確約し、違反した場合には、その賠償責任を負うものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第3号及び第4号の規定並びに第6号の所有権者等の承諾については、申請者より措置することが困難であり、要件を満たさないことについて、郡山市上下水道事業管理者（以下、管理者という。）が特別な理由があると認める場合は、公共下水道を敷設することができる。

(申請)

第3条 布設を希望する者は、代表者を定め、私道内公共下水道布設申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して管理者に申請しなければならない。

- (1) 私有地使用承諾書及び誓約書（第2号様式）
- (2) 公共下水道接続予定者名簿（第3号様式）
- (3) 土地の公図の写し及び登記事項証明書（私道の地番の証明書）
- (4) 位置図

2 管理者は前項の申請があったときは必要な調査を行い、布設についての可否を決定し、私道内公共下水道布設決定通知書（第4号様式）により申請者に通知する。

(工事)

第4条 公共下水道の布設及び復旧工事の施工は、次に定めるところにより行う。

(1) 公共下水道の構造は、関係法令に基づき、交通状況に応じたものとする。

(2) 公共污水樹は、1戸に対し1個とする。また、更地には設置しない。

2 公共下水道布設後の私道の路面復旧については、原則として原形復旧とする。

3 公共下水道の布設及び路面復旧は、予算の範囲内において管理者の負担により施工する。

(維持管理)

第5条 この要綱により布設された公共下水道の維持管理は、管理者が行う。

2 公共下水道布設後の私道の維持管理は、申請者及び第3条第1項第2号に規定する名簿に記載された者等の負担により行う。

(公共污水樹の新設)

第6条 私道内の公共下水道に公共污水樹の新設を必要とする者は、当該土地所有者の土地使用承諾書を添付し、公共污水樹設置申込書を管理者に市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

○郡山市雨水活用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、雨水による浸水被害の軽減等を図るため、雨水活用施設を設置する者に対する補助金の交付に関して、郡山市上下水道局補助金等交付規程（平成29年郡山市上下水道局規程第14号）において例によることとする郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 浄化槽転用等雨水貯留施設 公共下水道への接続等により不用となる浄化槽を転用又は地下に貯留槽を設置して、住宅等の敷地内に降った雨水を貯留することにより、流出を抑制するとともに、庭木への散水等の水として活用できる施設をいう。
- (2) 雨水浸透ます 住宅等の敷地内に降った雨水を地中に浸透させることにより流出を抑制する施設をいう。
- (3) 地上設置型雨水貯留タンク 住宅等の敷地内に降った水を貯留することにより、流出を抑制するとともに、庭木への散水等の水として活用できる地上に設置された施設であり100リットル以上の雨水を貯留できるものをいう。
- (4) 雨水活用施設 浄化槽転用等雨水貯留施設、雨水浸透ます及び地上設置型雨水貯留タンクをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、公共下水道全体計画区域内において雨水活用施設を自らの負担により設置する者とする。

2 郡山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 次に掲げる税、使用料等（以下「郡山市税等」という。）を滞納している者

- ア 市民税
- イ 固定資産税
- ウ 都市計画税
- エ 軽自動車税
- オ 事業所税
- カ 入湯税
- キ 国民健康保険税
- ク 水道料金
- ケ 下水道使用料
- コ 下水道受益者負担金

(2) 補助事業期間内に雨水活用施設の設置ができない者

(3) その他管理者が補助金を交付することが適当でないと認める者

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、補助の対象となる雨水活用施設及び経費並びに補助額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定により算出された額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に定める雨水活用施設の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。ただし、雨水活用補助金事業計画書は、その添付を省略することができる。

(1) 浄化槽転用等雨水貯留施設及び雨水浸透ます

ア 雨水活用補助金交付申請書(第1号様式)

イ 雨水活用補助金事業計画書(第2号様式)

ウ 工事場所の案内図

エ 雨水活用補助金収支予算書(第3号様式)

オ 工事の図面

カ 雨水活用施設工事見積書(第4号様式)

キ ポンプ設備の仕様内容を表す書類

ク 郡山市税等の納付確認についての同意書(第5号様式)

ケ その他管理者が必要と認めて指示する書類

(2) 地上設置型雨水貯留タンク

ア 雨水活用(地上設置型雨水貯留タンク)補助金交付申請書(第6号様式)

イ 雨水活用補助金事業計画書

ウ 地上設置型雨水貯留タンク設置場所配置図(第7号様式)

エ 雨水活用補助金収支予算書

オ 購入に係る見積書

カ 購入する地上設置型雨水貯留タンクの仕様内容を表す書類

キ 郡山市税等の納付確認についての同意書

ク その他管理者が必要と認めて指示する書類

(交付の決定)

第6条 管理者は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、これを審査し、その適否を決定し、規則第7条に規定する通知書により申請者に通知する。

(補助金交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金を目的以外に使用してはならない。

(2) 施設の適正な維持管理を行わなければならない。

(3) 完成後の施設を変更しようとするときは、あらかじめ、管理者の承認を得なければならない。

- (4) 管理者が必要に応じて行う現地調査に協力しなければならない。
- (5) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- (6) 補助事業により取得した施設は、当該補助事業が完了した日の属する年度から起算して7年間は存続させ、その保全に努めなければならない。

(内容変更等の手続)

第8条 規則第9条に規定する管理者が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 第5条の規定により提出した書類のうち変更があった書類
- (2) その他管理者が必要と認める書類

(設置完了届等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、雨水活用施設の設置が完了したときは、当該完了した日から5日以内に雨水活用施設設置完了届（第8号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による届出があったときは、速やかに設置完了検査を行うものとする。

(補助金の交付)

第10条 管理者は、前条の規定による設置完了検査が終了し、補助金交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第11条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、次の各号に定める雨水活用施設の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を速やかに管理者に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽転用等雨水貯留施設及び雨水浸透ます
 - ア 雨水活用補助金実績報告書（第9号様式）
 - イ 雨水活用補助金収支決算書（第10号様式）
 - ウ 工事に係る領収書（写し）
 - エ その他管理者が必要と認めて指示する書類

(2) 地上設置型雨水貯留タンク

- ア 雨水活用（地上設置型雨水貯留タンク）補助金実績報告書（第11号様式）
- イ 雨水活用補助金収支決算書
- ウ 購入に係る領収書（写し）
- エ その他管理者が必要と認めて指示する書類

(補助金の額の確定及び通知)

第12条 管理者は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助決定者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(補助金交付の取消し)

第 13 条 管理者は、補助決定者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付決定を取消することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) その他規則又はこの要綱に違反したとき。

(財産処分の制限)

第 14 条 規則第 20 条ただし書に規定する管理者が定める期間は、当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 7 年間が経過した日までとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に郡山市雨水流出抑制施設補助金交付要綱（平成 9 年 7 月 1 日制定）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表第 1（第 4 条関係）

補助対象施設	補助対象経費	補助額
浄化槽転用等雨水 貯留施設	一般住宅の用地において不用となった浄化槽の改造（改造に伴う清掃も含む。）又は貯留槽の設置に要する経費並びに附帯する雨水の集排水のための配管等に要する経費。ただし、建物 1 棟につき 1 基を限度とする。	補助対象経費の 3 分の 2 以内の額。ただし、1 基当たり 250,000 円を限度とする。
	事業所等の用地において不用となった浄化槽の改造（改造に伴う清掃も含む。）又は貯留槽の設置に要する経費並びに附帯する雨水の集排水のための配管等に要する経費。ただし、建物 1 棟につき 1 基を限度とする。	補助対象経費の 3 分の 2 以内の額。ただし、1 基当たり 400,000 円を限度とする。
雨水浸透ます	雨水浸透ますの設置に要する経費及び附帯する雨水の集排水のための配管等に要する経費。ただし、建物 1 棟につき 4 基を限度とする。	補助対象経費の 3 分の 2 以内の額。ただし、1 基当たり 25,000 円を限度とする。

地上設置型雨水貯留タンク	地上設置型雨水貯留タンク本体及び集水継手、架台等地上設置型雨水貯留タンクの設置に要する設備の購入に要する経費。ただし、建物1棟につき1基を限度とする。	補助対象経費の3分の2以内の額。ただし、1基当たり40,000円を限度とする。

○郡山市浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水資源の有効利用を推進するため特定環境保全公共下水道が布設されたことにより不用となった既設の浄化槽を雨水貯留施設に転用する者に対する補助金の交付に関して、郡山市上下水道局補助金等交付規程（平成29年郡山市上下水道局規程第14号）において例によることとする郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 排水設備 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備をいう。
- (3) 雨水貯留施設 雨水を貯留して飲用以外の用途に利用するための施設であって、雨水集水施設、雨水貯留槽及び排水施設で構成されるものをいう。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象者は、特定環境保全公共下水道地区において公共下水道の排水設備を設置することにより、不用となった浄化槽について雨水貯留施設に転用するための改造工事（以下「改造工事」という。）を自らの負担により行う者とする。

2 郡山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者にたいしては、補助金を交付しない。

(1) 次に掲げる税、使用料等（以下「郡山市税等」という。）を滞納している者

- ア 市民税
- イ 固定資産税
- ウ 都市計画税
- エ 軽自動車税
- オ 事業所税
- カ 入湯税
- キ 国民健康保険税
- ク 水道料金
- ケ 下水道使用料
- コ 下水道受益者分担金

(2) 補助事業期間内に雨水貯留施設の設置ができない者

(3) その他管理者が補助金を交付することが適当でないと認める者

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費は、改造工事に要する経費とする。

2 補助金の額は、前項に規定する経費の3分の2とし、200,000円を限度とする。

3 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、郡山市下水道条例施行規程(平成29年郡山市上下水道局規程第15号)第5条第1項に規定する排水設備等確認申請書の提出の際に、規則第4条に規定する申請書に次に掲げる書類(排水設備等確認申請書に添付されているものを除く。)を添付して管理者に申請しなければならない。ただし、浄化槽雨水貯留施設転用補助金事業計画書は、その添付を省略することができる。

(1) 浄化槽雨水貯留施設転用補助金事業計画書(第1号様式)

(2) 浄化槽雨水貯留施設転用補助金収支予算書(第2号様式)

(3) 改造工事の図面(平面図)

(4) 浄化槽雨水貯留施設転用見積書(第3号様式)

(5) 改造工事場所の案内図

(6) 郡山市税等の納付確認についての同意書(第4号様式)

(7) その他管理者が必要と認めて指示する書類

(交付の決定)

第6条 管理者は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、これを審査し、その適否を決定し、規則第7条に規定する通知書により申請者に通知する。

(交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金を目的以外に使用してはならない。

(2) 施設の適正な維持管理を行わなければならない。

(3) 完成後の施設を変更しようとするときは、あらかじめ、管理者の承認を得なければならない。

(4) 管理者が必要に応じて行う現地調査に協力しなければならない。

(5) 補助金に係る帳簿及び関係書類を備え、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度

から起算して5年間保存しなければならない。

(6) 補助事業により取得した施設は、当該補助事業が完了した日の属する年度から起算して7

年間は存続させ、その保全に努めなければならない。

(内容変更等の手続)

第8条 規則第9条に規定する管理者が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとす

る。

- (1) 改造工事の変更図面（平面図）
- (2) 浄化槽雨水貯留施設転用見積書
- (3) その他管理者が必要と認める書類

（改造工事完了届等）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」）は、改造工事が完了したときは、

その工事の完了した日から5日以内に浄化槽雨水貯留施設転用改造工事完了届（第5号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による提出があったときは、速やかに改造工事完了検査を行うものとする。

（補助金の交付）

第10条 管理者は、前条の規定による改造工事完了検査が終了し、改造工事が補助金交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第11条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第14条の規定する補助事業等実績報告書及び浄化槽雨水貯留施設転用補助金収支決算書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

- (1) 改造工事に係る領収書（写し）
- (2) その他管理者が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び通知）

第12条 管理者は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

（補助金交付の取消し）

第13条 管理者は、補助決定者が次の各号の一に該当する場合には、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他規則又はこの要綱に違反したとき。

（財産処分の制限）

第14条 規則第20条ただし書に規定する管理者が定める期間は、当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して7年間が経過した日までとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に郡山市浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱（平成 15 年 3 月 11 日制定）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為とみなす。

○郡山市特定環境保全公共下水道接続補助金交付要綱

平成 29 年 4 月 1 日制定

令和 3 年 3 月 25 日一部改正

[上下水道局お客様サービス課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、湖南地区特定環境保全公共下水道事業で整備した区域において、高齢者世帯の下水道接続の促進を図るとともに、公共用水域の水質保全と生活環境の改善に寄与することを目的として、住宅の排水設備の整備を行う高齢者世帯に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、郡山市上下水道局補助金等交付規程（平成 29 年郡山市上下水道局規程第 14 号）において例によることとする郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和 48 年郡山市規則第 18 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 号に規定する公共下水道をいう。
- (2) 特定環境保全公共下水道 公共下水道のうち市街化区域以外の区域において設置されるもののうち、計画排水人口がおおむね 1,000 人以上 10,000 人以下であるもの、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 2 条に規定する自然公園の区域内の水域の水質を保全するために施行されるもの、公共下水道の整備により生活環境の改善を図る必要がある区域において施行されるものにあつては、計画排水人口の密度が原則として 1 ヘクタール当たり 40 人以上となるもの、水質保全上特に必要な地区においては、おおむね 1,000 人未満でかつ原則として農業振興地域以外の地区において施行されるものをいう。
- (3) 排水設備 法第 10 条第 1 項に規定する排水設備（屋内の配水管及びこれに固着する洗面器並びに水洗便所のタンク及び便器を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
- (4) 住宅 補助金の交付を受けようとする者が公共下水道の供用開始区域内において、自ら現に居住し、又は居住することとしている家屋（店舗等を併設した住宅にあつては、店舗等の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 未満のものに限る。）をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助の対象となる者は、本市に住所を有する 65 歳以上の者で構成されている世帯のうち、当該世帯全員の市県民税が非課税又は均等割のみとなる世帯の者で、かつ、湖南地区特定環境保全公共下水道事業の整備区域内において、住宅のくみ取り便所又は浄化槽から公共下水道への接続を自らの負担で工事する者とする。

2 郡山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 郡山市税等の滞納者及び下水道受益者負担金又は分担金の滞納がある者
- (2) 住宅又は住宅の有する土地を借りている者で、所有者の承諾を得ていない者
- (3) その他管理者が補助金を交付することが適当でないと認める者

(補助の対象となる工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事は、くみ取り便所又は浄化槽を廃止して公共下水道へ接続するものであって、管理者が指定した郡山市下水道工事指定店が施工する工事とする。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、郡山市下水道条例施行規程（平成29年郡山市上下水道局規程第15号。以下「施行規程」という。）第5条で規定する排水設備確認申請書で確認された排水設備工事費のうち10分の2とし、200,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出された額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 特定環境保全公共下水道接続補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 特定環境保全公共下水道接続補助金収支予算書（第2号様式）
- (3) 特定環境保全公共下水道接続工事見積書（第3号様式）
- (4) 郡山市税等の納付確認に係る同意書（第4号様式）
- (5) その他管理者が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 管理者は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、速やかに、これを審査し、その適否を決定し、規則第7条に規定する通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金を目的以外に使用しないこと。
- (2) 排水設備の適正な維持管理を行うこと。
- (3) 管理者が必要に応じて行う現地調査に協力すること。
- (4) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(内容変更の手続きに必要な書類)

第9条 規則第9条第1項の必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 第6条の規定により提出した書類のうち変更があった書類
- (2) その他管理者が必要と認める書類

(工事完了届)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、公共下水道への接続工事が完了したときは、郡山市下水道条例（昭和45年郡山市条例第34号。以下「条例」という。）第8条の完了検査で合格した日から5日以内に特定環境保全公共下水道接続工事完了届（第5号様式）を管理者に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 管理者は、前条の規定による完了検査が終了し、補助金交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第 12 条 補助決定者は、事業が完了したときは、次の各号に定める書類を速やかに管理者に提出しなければならない。

- (1) 特定環境保全公共下水道接続補助金実績報告書（第 6 号様式）
- (2) 特定環境保全公共下水道接続補助金収支決算書（第 7 号様式）
- (3) 工事に係る領収書の写し
- (4) その他管理者が必要と認めて指示する書類

(補助金交付の額の確定及び通知)

第 13 条 管理者は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第 15 条第 1 項に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助決定者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(補助金交付の取消し)

第 14 条 管理者は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付を受けた目的以外の他の目的に使用したとき。
- (3) その他規則又はこの要綱に違反したとき。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 3 月 25 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

○郡山市排水設備設置義務免除取扱規程

平成 29 年 4 月 1 日

郡山市上下水道局規程第 20 号

改正 令和 4 年 2 月 14 日郡山市上下水道局規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。)第 10 条第 1 項ただし書並びに郡山市下水道条例(昭和 45 年郡山市条例第 34 号)第 4 条第 1 号ただし書及び同条第 2 号ただし書の規定による排水設備の設置義務の免除(以下「免除」という。)及びこれに伴う許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共用水域 河川、湖沼、その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路その他公共の用に供される水路(法第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第 6 号に規定する終末処理場を設置しているもの(その流域下水道に接続する公共下水道を含む。))を除く。)をいう。
- (2) 排水処理施設 公共下水道を使用するに当たって、特定事業場にあつては汚水の処理施設、除害施設の設置を必要とする事業場にあつては除害施設、その他にあつては排水設備の一部とみなすもので、汚染及び汚濁状態を許容限度内に処理する施設をいう。
- (3) 生活系排水 炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い排除される排水(事業活動に伴って生じる排水でこれに準ずるものを含む。)をいう。
- (4) 放流設備 公共下水道を使用するに当たって、排水設備の一部とみなすもので、公共用水域に下水を放流するために設けられる排水処理施設及び排水管きよその他これに付随する設備をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規程で使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(免除の対象となる下水)

第 3 条 免除の対象となる下水は、し尿を含む排水及び生活系排水並びにこれらの処理水以外の下水のうち次の各号に掲げるものとする。

- (1) 間接冷却の用に供した水等その水質が別表第 1 の基準に適合する下水
- (2) 工場又は事業場における生産等の作業工程からの排出水のうち、排水処理施設を経由して排除される下水
- (3) 前 2 号の下水のほか公共用水域に直接放流しても、水質の汚濁に影響が出ないと認められる下水

(免除の要件)

第 4 条 郡山市上下水道事業管理者(以下、「管理者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていると認めるときは、免除の許可をすることができる。

- (1) 下水の水質が水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 3 条、福島県生活環境の保全等に関する条例(平成 8 年福島県条例第 32 号)第 29 条並びに福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例(平成 14 年福島県条例第 23 号)第 8 条及び第 9 条に規定する排水基準に適合し、かつ、その水質が将来にわたり維持されると認められるものであること。
- (2) 前条第 2 号に係る下水は、公共下水道を使用している場合において、1 年以上排水処理施設の機能が前号の排水基準を満たしている実績があること。ただし、管理者がこれと同等の実績があると認める場合は、排水処理施設の機能が前号の基準を満たしている期間が 1 年未満であっても免除の許可をすることができる。
- (3) 公共用水域に下水を放流することについて、放流設備から直接放流される公共用水域の管理者と協議し同意を得ること。
- (4) 放流設備が次の構造を有していること。
- ア 公共用水域に下水を放流させるために設けられる放流設備と排水設備とが分離されていること。
- イ 排水系統が目視で容易に確認できること。
- ウ 放流設備の流末が公共用水域から公共下水道へ切り換えることができる構造であること。
- (5) 公共用水域へ放流される下水の量及び公共下水道への排水量が、正確に確認できる装置(第 6 条第 4 号において「測定装置」という。)が設置されていること。
- (6) 公共用水域へ放流される下水に係る管理体制が整備されていること。
- (7) 法又は次に掲げる法令等の違反に対する行政処分を過去 5 年以内に受けていないこと。
- ア 水質汚濁防止法
- イ ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)
- ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
- エ 郡山市下水道条例
- オ 郡山市公害防止条例(昭和 46 年郡山市条例第 39 号)(水質汚濁に関する事項に限る。)
- カ 福島県生活環境の保全等に関する条例(水質汚濁に関する事項に限る。)
- キ 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例
- ク その他法令(排水又は水質に関する事項に限る。)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、管理者は、前条第 1 号に係る下水においては、前項各号に規定する要件を除外して免除の許可をすることができる。
- (免除の申請等)
- 第 5 条 免除を受けようとする者は、許可を受けようとする日の 60 日前までに排水設備設置義務免除許可申請書(第 1 号様式)に次に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

- (1) 排水計画書(第 2 号様式)
 - (2) 免除を受けようとする下水に係る過去 1 年分の水質試験の結果が確認できる書類
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めて指示する書類
- 2 前項の規定にかかわらず、公共下水道の処理区域内の土地から排除される下水が第 3 条第 1 号に該当する場合は、郡山市下水道条例施行規程(平成 29 年郡山市上下水道局規程第 15 号)第 5 条の規定による排水設備確認申請書の提出を排水設備設置義務免除許可申請書の提出とみなすことができる。この場合において、前項第 1 号及び第 2 号の書類の添付は省略できるものとする。
- 3 管理者は、前 2 項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、免除の可否を決定し、その結果を排水設備設置義務免除決定通知書(第 3 号様式)により、当該免除を受けようとする者に通知するものとする。

(条件の付加)

第 6 条 管理者は、免除を決定する場合には、次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 別表第 2 に定める頻度で、免除を受けた下水(以下「免除下水」という。)の水質試験及び排水量の測定を行い、その結果を管理者に報告すること。ただし、排水基準を遵守できないと認められた場合には、管理者が必要と認めて指示する頻度で別途水質検査を行い、その結果を管理者に報告すること。
- (2) 放流設備の流末を公共用水域から公共下水道へ切り換える場合又は公共下水道から公共用水域へ切り換える場合は、管理者の指示のもと行うこと。
- (3) 放流設備及び測定装置の設置、維持管理等並びに公共下水道へ切り換える必要が生じた場合の工事等に要する一切の費用を負担すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、免除下水の管理、水質維持その他公益上管理者が必要と認める事項

(免除の期間)

第 7 条 免除の期間は、免除の許可を決定した日から 5 年以内で、管理者が認める期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 5 条第 2 項の規定による下水は、期間を定めないものとすることができる。

(免除期間の更新の申請)

第 8 条 免除の決定を受けた者(以下「免除者」という。)は、免除期間の更新を受けようとするときは、当該免除期間の満了日の 30 日前までに排水設備設置義務免除更新許可申請書(第 4 号様式)に次に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

- (1) 排水計画書
- (2) 排水設備設置義務免除決定通知書の写し
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めて指示する書類

- 2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、免除期間の更新の可否を決定し、その結果を排水設備設置義務免除更新決定通知書(第 5 号

様式)により、当該免除者に通知するものとする。

(免除許可の変更の申請)

第 9 条 免除者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、免除変更の許可を受けようとする日の 60 日前までに、排水設備設置義務免除変更許可申請書(第 6 号様式)に次に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

(1) 排水計画書

(2) 変更前の排水設備設置義務免除決定通知書

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めて指示する書類

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、免除許可の変更の可否を決定し、その結果を排水設備設置義務免除変更許可決定通知書(第 7 号様式)により、当該免除者に通知するものとする。

(氏名等の変更の届出)

第 10 条 免除者は、次に掲げる事項を変更したときは、変更のあった日から 30 日以内に氏名変更等届出書(第 8 号様式)を管理者に提出しなければならない。

(1) 氏名又は住所(法人にあっては、名称、所在地又は代表者の氏名)

(2) 工場又は事業場の名称

(放流設備の廃止の届出)

第 11 条 免除者は、放流設備の使用を廃止したときは、当該放流設備を廃止した日から 30 日以内に放流設備使用廃止届出書(第 9 号様式)を管理者に提出しなければならない。

(地位の承継)

第 12 条 免除者について死亡、合併又は分割(その免除に係る放流設備を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放流設備を承継した法人は、当該免除者の地位の承継について管理者の承認を得なければならない。

2 前項に掲げる場合のほか、免除者から当該免除に係る放流設備を譲り受け、又は借り受けて引き続き使用しようとする者は、当該免除者の地位の承継について管理者の承認を得なければならない。

3 前 2 項の規定により、免除者の地位を承継しようとするものは、地位の承継承認申請書(第 10 号様式)に管理者が必要と認めて指示する書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

4 管理者は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を地位の承継承認(不承認)決定通知書(第 11 号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(水質試験)

第 13 条 第 5 条第 1 項第 2 号に規定する水質試験の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 試料は、免除を受けようとする下水の排出口から採取すること。この場合において、排出口が 2 箇所以上ある場合は、それぞれの排出口から採取すること。

- (2) 水質試験の方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和 49 年環境庁告示第 64 号)に定める検定方法により行うこと。
- (3) 水質試験の結果は、水質測定記録表(第 12 号様式)により記録すること。
- (4) 計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 107 条の規定による計量証明事業所又は公的機関により分析を受けること。

2 前項各号の規定は、第 6 条第 1 号に規定する水質試験について準用する。

(調査及び報告)

第 14 条 管理者は、必要に応じ、免除下水の管理状況について法第 32 条第 1 項の規定に基づく立入調査を実施し、又は免除者に対し必要な報告を求めることができる。

(処分)

第 15 条 管理者は、免除者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第 38 条第 1 項の規定に基づき、排水設備設置義務免除許可取消・停止通知書(第 13 号様式)により、免除の許可を取り消し、又は期間を定めて免除の停止をすることができる。

- (1) 第 4 条に規定する免除の要件を満たせなくなったとき又はそのおそれがあるとき。
- (2) 第 6 条の規定により付した免除の条件に違反したとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、この規程、法令等に違反し、又は法令等に基づく監督処分に従わないとき。

2 前項の取消し又は停止を受けた者は、免除を受けていた下水の排除先を、直ちに公共用水域から公共下水道へ切り換えなければならない。

(委任)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、免除に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に行政組織の改編に伴う関係規則の整備に関する規則(平成 29 年郡山市規則第 33 号)附則第 2 項第 7 号による廃止前の郡山市排水設備設置義務免除取扱規則(平成 27 年郡山市規則第 78 号)の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この規程の様式の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第 1(第 3 条関係)

項目	基準
水素イオン濃度(pH)	6.5 以上 8.5 以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	1 リットルにつき 2 ミリグラム以下
浮遊物質(SS)	1 リットルにつき 25 ミリグラム以下

大腸菌群数	100 ミリリットルにつき 1,000MPN 以下

別表第 2(第 6 条関係)

排水の種類	1 日当たりの排水量	水質測定について	排水量測定について
第 3 条第 1 号に定めるもの		免除許可更新時に測定し報告	免除許可更新時に測定し報告
第 3 条第 2 号及び 3 号に定めるもの	500 立方メートル未満	1 月当たり 1 回測定し報告	1 月ごとの排水量を報告
	500 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満		連続測定により、日間排水量を月ごとに報告
	1,000 立方メートル以上	1 月当たり 2 回測定し報告	

備考 給水が水道水のみである場合は、排水量の代わりに水道使用量で代替することができる。

○郡山市下水道工事指定店等の違反行為に対する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、郡山市下水道条例（昭和45年郡山市条例第34号。（以下「条例」という。）第21条の9第2項の規定に基づき必要な事項を定めるとともに、適正かつ公平に判断するために設置する郡山市下水道工事指定店違反行為審査会（以下「審査会」という。）の組織等について、必要な事項を定めるものとする。

(違反行為の報告)

第2条 職員は、条例第21条の9第1項各号に該当するとき又はそのおそれがあるときは、その事実を確認し、速やかにお客様サービス課長へ報告しなければならない。

2 お客様サービス課長は、前項に規定する報告を受けたときは、速やかに違反行為報告書（第1号様式）を作成し、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）へ報告しなければならない。

(設置)

第3条 指定店の違反行為を適正かつ公平に判断するため、郡山市下水道工事指定店違反行為審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審査内容)

第4条 審査会は、次の事項を審査する。

- (1)指定店の違反行為の内容
- (2)違反行為が発生した原因
- (3)責任技術者の関与その他必要な事項

(組織)

第5条 審査会は、会長、副会長その他の委員をもって組織する。

2 会長には上下水道局長、副会長には上下水道局次長をもって充てる。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員は、上下水道局各課長及び管理者が指名する者をもって充てる。

(会議)

第6条 審査会の会議においては、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、当該指定店その他関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(処分の基準)

第8条 指定店が違反行為を行った場合は、過去の違反行為回数に基づいて、違反行為毎に違反行為に関する種類と違反回数による違反点数(別表第1。以下「点数表」という。)により排水設備確認申請1件毎に違反点数を算出し、過去の合計点数と合算して、その点数を違反点数による指定取り消し等処分基準(別表第2。以下「処分基準」という。)により行うものとする。ただし、指定店に対する措置として指定の停止のみの定めがある場合であっても該当違反行為の程度が指定店としての信用を著しく損ねた場合又は公共下水道を損壊し、若しくは汚水の流下を大きく妨げた場合は、指定の取り消しを行うことができる。

2 複数の違反行為が同時に発覚し、それらの報告が一度にあった場合は、それぞれ同一の違反回数とみなす。ただし、それぞれの違反行為の事実発生日を比較し3年以上など著しく期間が離れている場合は、この限りでない。

3 過去の違反行為の起算期間は、指定停止の処分を受けその期間を満了した日か、その他の処分を受けた最後の日から2年を満了した日とする。

4 上記の違反回数は、起算期間内において行った違反行為の回数を累積する。

5 責任技術者が違反行為に関する種類と違反回数による違反点数(別表第3)に掲げる違反行為をしたときは、同表に基づいて違反点数を算出し、過去の合計点数と合算して、その点数を違反点数による技術者取消等処分基準(別表第4)により処分内容を決定するものとする。ただし、責任技術者に対する措置として効力の停止のみの定めがある場合であっても該当違反行為の程度が指定店及び責任技術者としての信用を著しく損ねた場合又は公共下水道を損壊し又は汚水の流下を大きく妨げた場合は、責任技術者の登録を取り消す内容とするものとする。

6 複数の違反行為が同時に発覚し、それらの報告が一度にあった場合は、それぞれ同一の違反回数とみなす。ただし、それぞれの違反行為の事実発生日を比較し著しく期間が離れている場合は、この限りでない。

7 過去の違反行為の起算期間は、指定停止の処分を受けその期間を満了した日か、その他の処分を受けた最後の日から2年を満了した日とする。

8 上記の違反回数は、起算期間内において行った違反行為の回数を累積する。

(会議の報告)

第9条 審査会は、会議の結果を管理者に報告するものとする。

(聴聞の実施)

第10条 会長は、審査会の審査結果を管理者に報告しなければならない。

2 審査会に先立ち、行政手続法(平成5年法律第88号)及び郡山市行政手続条例(平成8年郡山市条例第6号)に定める不利益処分についての聴聞の取扱いに準じ、当該指定店に対して聴聞の手続きを行うこととする。

(処分の通知)

第 11 条 管理者は、審査会による会議の結果を受け、処分の決定をしたときは、当該指定店に対し、速やかに郡山市下水道工事指定店処分決定通知書（第 2 号様式）により通知する。

2 管理者は、審査会による責任技術者の審査結果を受け、違反の内容を決定したときは、当該責任技術者に対し、速やかに責任技術者違反事項決定通知書（第 3 号様式）により、通知する。

3 管理者は、責任技術者に対し、処分等の必要があると認めたときは、公益財団法人福島県下水道公社に対し、処分等の必要な旨を速やかに通知するものとする。

(処分の減免)

第 12 条 管理者は、違反行為の内容がやむを得ない事情によるもの等と認められた場合は、処分の内容又は、違反点数を減じ、又は免ずることができる。

(処分の効力)

第 13 条 指定の停止を受けた指定店（以下「被停止処分指定店」という。）は、その停止期間中は下水道及び排水設備に係る一切の工事の施工をしてはならない。ただし、第 11 条による通知日前に被停止処分指定店が着手している工事に関しては、管理者が承認したものに限り、施工することができる。

2 指定の取り消しを受けた指定店（以下「被取消処分指定店」という。）は、第 11 条による通知の日から下水道及び排水設備に係る一切の工事の施工をしてはならない。

(被停止処分指定店及び被取消処分指定店の指定申請)

第 14 条 被停止処分指定店は、条例第 21 条の 7 による継続指定の満了の日が、指定停止期間の場合であっても継続指定の申請をすることができる。

2 被取消処分指定店が再び指定を受けようとするときは、新たに指定を受けようとする場合と同様とする。

(庶務)

第 15 条 庶務は、上下水道局お客様サービス課において処理する。

(雑則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 郡山市下水道工事指定店の指定の停止及び取消しの基準を定める要綱(平成 29 年 4 月 1 日制定) 及び郡山市下水道工事指定店違反行為審査会要綱(平成 29 年 4 月 1 日制定)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に郡山市下水道工事指定店の指定の停止及び取消しの基準

を定める要綱の規定に基づき決定された処分及び違反点数は、この要綱の相当規定に基づき決定された処分及び違反点数とみなす。

- 4 この要綱の施行の際現に郡山市下水道工事指定店違反行為審査会要綱の規定に基づき審査された事案は、この要綱の規定に基づき審査された事案とみなす。

別表第 1（第 8 条関係）

違反行為に関する種類と違反回数による違反点数

区 分	違反行為の内容	違反点数		
		1 回目	2 回目	3 回以上
1	条例第 4 条並びに規程第 3 条及び第 4 条に規定する排水設備の接続方法に違反した場合	5	7	10
2	条例第 6 条に規定する排水設備等の計画の確認を受けないで排水設備工事を施工した場合	5	7	10
3	条例第 8 条に規定する届を提出せず、完了検査を受けなかった場合	2	3	5
4	条例第 11 条に規定する使用開始届の提出を怠った場合	3	5	8
5	条例第 17 条に規定する許可を受けないで施工した場合	5	7	10
6	規程第 33 条に規定する工事指定店の義務を遵守しなかった場合	3	5	8
7	規程第 34 条に規定する異動の届出を怠った場合	1	1	1
8	工事完了検査に立ち会わなかった場合	1	1	2
9	その他工事指定店としてふさわしくない行為があった場合	3	5	8

備考 違反行為の態様が著しく悪質と判断された場合、違反点数を上位回に該当させることができる。

別表第 2 (第 8 条関係)

違反点数による指定取り消し等処分基準

区 分	違反点数	処分内容
1	違反点数が 10 点以下の場合	文書による注意
2	違反点数が 11 点以上 16 点未満の場合	指定停止 1 月
3	違反点数が 16 点以上 21 点未満の場合	指定停止 3 月
4	違反点数が 21 点以上 26 点未満の場合	指定停止 6 月
5	違反点数が 26 点以上の場合	指定の取消し
6	指定停止期間中に工事を施工した場合	
7	違反行為により著しく住民の生命、財産若しくは公共下水道に損害を及ぼした場合	
8	郡山市下水道工事指定店の要件を欠いた場合	
9	違反行為に対する改善命令、指導に従わなかった場合	

別表第 3 (第 8 条関係)

違反行為に関する種類と違反回数による違反点数

区 分	違反行為の内容	違反点数		
		1 回目	2 回目	3 回以上
1	条例第 4 条並びに規程第 3 条及び第 4 条に規定する排水設備の接続方法に違反した場合	5	7	10
2	条例第 6 条に規定する排水設備等の計画の確認を受けないで排水設備工事を施工した場合	5	7	10
3	条例第 17 条に規定する許可を受けないで施工した場合	5	7	10
4	条例第 21 条の 5 に規定する指定店に属さず、条例第 6 条の確認を受けないで排水設備工事を施工した場合	7	10	13
9	その他責任技術者としてふさわしくない行為があった場合	3	5	8

備考 違反行為の態様が著しく悪質と判断された場合、違反点数を上位回に該当させることができる。

別表第 4 (第 8 条関係)

違反点数による指定取り消し等処分基準

区 分	違反点数	処分内容
1	違反点数が 10 点以下の場合	文書による注意
2	違反点数が 11 点以上 16 点未満の場合	効力停止 1 月
3	違反点数が 16 点以上 21 点未満の場合	効力停止 3 月
4	違反点数が 21 点以上 26 点未満の場合	効力停止 6 月
5	効力停止期間中に工事を施工した場合	責任技術者の取消し
6	違反行為により著しく住民の生命、財産若しくは公共下水道に損害を及ぼした場合	
7	責任技術者の要件を欠いた場合	
8	違反行為に対する改善命令、指導に従わなかった場合	

下水道工事指定店講習会テキスト

編集・発行 郡山市上下水道局営業課
令和 7 年 4 月発行

〒963-8016 郡山市豊田町 1 番 4 号

TEL 024-932-7666 FAX 024-939-5821

E-mail customerservice@city.koriyama.lg.jp

https://www.city.koriyama.lg.jp/kurashi/jogesuido_jokaso/2/index.html

印刷 上下水道局営業課